

二、會議費 二一九圓  
 總會費一七四 役員會費四五  
 三、事業費 七八七四圓  
 技術員費八四四 品種改良費一〇〇 農業  
 經營改善一五〇 仲介費八〇〇 獎勵費  
 一八〇〇 講習講話會費四三〇 町村農會  
 事業補助三七五〇  
 四、負擔金 二六五一圓  
 會費二三八七 負擔金二六四  
 五、公債費 一六圓  
 六、雜支出 五〇圓  
 七、豫備費 二五〇圓  
 昭和四年度加西郡農會經費追加豫算書  
 收入更正豫算額 一二六七〇圓  
 追加金額 三九〇圓  
 一、會費 二九四  
 二、補助金(縣農會)九六  
 支出更正豫算額 一二六七〇圓  
 追加金額 三九〇圓  
 一、事務費 二四〇圓  
 事務員俸給二四〇圓増 消耗品費一〇〇圓減 雜  
 給二〇〇圓増(事務員勉勵賞與、一時給與金)

二、技術員費 五〇圓増(技術員勉勵賞與)  
 町村農會事業獎勵規程  
 第一條 農事ノ改良發達ヲ圖ル爲メ町村農會事業ニ對シ毎年度豫算ノ範圍内ニ  
 於テ獎勵金ヲ交付ス  
 第二條 獎勵金ヲ交付スベキ事業ノ種目左ノ如シ  
 一、品評會共進會ノ開設  
 二、病虫害防除ノ施設  
 1、器具機械ノ設備並ニ共同購入  
 2、藥品ノ共同購入又ハ調製分配  
 3、病害虫卵ノ買上  
 4、害鳥獸ノ防除  
 5、益虫保護  
 6、指導地ノ設置  
 三、農産物共同販賣施設獎勵  
 四、肥料改良獎勵施設  
 1、肥料ノ研究並ニ試験  
 2、肥料ノ共同購入又ハ配合  
 3、綠肥栽培  
 4、堆肥舍ノ建設及堆肥ノ生産  
 5、講習講話懇談會ノ開設  
 六、特殊事業ノ獎勵施設  
 1、桑園ノ新設收植  
 2、雜草共同飼育  
 七、部落農會獎勵施設  
 1、部落農會設置

2、指導部落農會設置  
 3、部落農會事業  
 第三條 第一條ノ獎勵金ハ町村農會ニ於テ部落農會及其他ノ農事團體ニ對シ第  
 二條ノ事業ヲ獎勵シタル場合モ又同シ  
 第四條 獎勵金ヲ受ケントスル町村農會ハ左記ノ事項ヲ記載シタル申請書ヲ四  
 月末日迄ニ郡農會長ヘ提出スベシ  
 一、事業種目  
 二、經費豫算  
 三、事業計畫又ハ實施方法  
 第五條 前條申請書記載事項ヲ變更シタルトキハ其ノ理由ヲ具シ遲滞ナク郡農  
 會長ノ承認ヲ受クベシ  
 第六條 獎勵金ノ交付ヲ受ケタルトキハ左記事項ヲ記載シタル報告書ヲ翌年六  
 月末日迄ニ郡農會長ヘ提出スベシ  
 一、經費豫算  
 二、事業成績  
 第七條 申請書記載事項ヲ變更シ又ハ本規程ニ違背シタルトキハ獎勵金ヲ取消  
 シ又ハ減額シ或ハ既ニ交付シタル獎勵金ノ一部又ハ全部ノ還付ヲナサシム  
 ルコトアルベシ  
 附 則  
 第八條 本規程ハ昭和四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス  
 第九條 雜草共同飼育獎勵規程、桑園新設獎勵金交付規程、部落農會事業獎勵  
 規程ハ昭和四年三月三十一日限り之ヲ廢止ス  
 兵庫縣加  
 西郡農會 産米共同販賣入札規程  
 第一條 本會産米共同販賣規程ニ依ル競争入札ハ總テ本規程ニ依ル

第二條 入札ハ一郡ニ又ハ指定ノ場所ニ集積セル各等級全部ヲ以テ一口トナス  
 モノトス  
 但シ場合ニ依リ分割入札ニ附スルコトアルベシ  
 第三條 入札ハ本會所定ノ別紙入札用紙ニ依リ希望口ニ對スル必要事項ヲ記入  
 シ封緘ノ上午後三時迄ニ差出スベシ  
 第四條 電信ヲ以テ入札セムトスルモノハ豫メ本會並ニ縣農會ノ承認ヲ受ケル  
 コトヲ要ス  
 第五條 入札者ハ入札前入札後數ニ對シ一俵ニツキ五十錢ノ割合ヲ以テ入札保  
 證金ヲ本會ニ納付スルモノトス  
 第六條 入札保證金ハ落札者決定シタルトキ又ハ競争入札ヲ取消シタルトキハ  
 返還スルモノトス  
 但シ落札人ニ係ルモノハ賣買契約締結シ契約保證金納付済ノ上之ヲ返還ス  
 第七條 落札人賣買契約ヲナサルカ若シクハ契約保證金ヲ納付セザルトキハ  
 其ノ入札ヲ無効トシ入札保證金ハ之レヲ返還セズ  
 第八條 開札ニ先立チ數札ヲ附シ入札數札ニ違セザルトキハ競賣ヲ中止ス  
 但シ再入札及協定ニ依リ賣却スルコトアルベシ  
 第九條 開札ハ午後三時本會職員並ニ販賣關係者二名以上立會ノ上之ヲ行ヒ各  
 口毎ニ最高價格ノ入札ヲ以テ落札者ト定ム  
 但シ最高價格ノ入札ニ票以上アリタル時ハ抽籤ヲ以テ落札者ヲ定ム  
 第十條 落札者ハ即時賣買契約書ヲ交換シ契約保證金トシテ二割以上ヲ納付シ  
 殘額ハ五日以内ニ完納ノ上現品ヲ引取ルモノトス  
 第十一條 落札者又ハ買受人ニシテ契約後五日ヲ經過スルモ殘金ヲ納付セザル  
 トキハ賣買契約ヲ無効トシ既ニ納付セル保證金ハ違約金トシテ收得シ之ヲ  
 還付セザルモノトス  
 第十二條 本縣農會ノ指定スル入札者ニ對シテハ入札保證金及契約保證金ヲ徵



### 水利組合

(一)飯盛野普通水利組合。明治三十年十月私立加西郡勸業會の  
主唱に依り、郡内に於ける殖産事業の増進を圖らんと企て  
た事に胚胎し本組合が成つたのであつた。郡の南部に位す  
る飯盛野は地勢概ね平坦廣闊で而かも地味肥沃、之を開墾  
して水田となす時は生産力を増す事大なるものがあるので、  
疏水工事に依り此の目的を達成せんとした。然し此種事業  
は縣下稀有のことであつて随分困難であらう事を豫想し計  
劃實行に研鑽を凝らす事數年、漸やく明治三十六年郡費四  
百圓の補助により、佐藤本縣技師の設計に基き實測に着手  
し、九會、富合、下里の三村水利組合事業として萬願寺川  
に水源を取り疏水路を設け左記方法により事業の進捗を圖  
つた。

第一期イ、在來の畑地を水田に變ずること

ロ、中間に介在する原野を開墾すること

ハ、在來の水田灌漑水の補足をすること

右三項總反別二百四十町歩餘

第二期 飯盛野原野の開墾を完成すること

此總反別四百町歩餘

明治三十九年四月起工、同四十年三月延長二里に渉る疏水  
路堰堤の工事竣成、工費四萬千八百餘圓、内一萬五千六百  
圓は組合負擔、二萬六千二百餘圓は受益各區の負擔とし  
た。斯くて受益田は平均反當二十五圓の地益を收めつゝあ  
つて豫期以上の成績を收め得た。

大正二年二月飯盛野疏水工事記念碑を建て、事業の顛末を  
録した。其銘に曰く

在田之水 分流爲溝 飯盛之野 壅田禾稠

國益維興 德澤維普 名存豐碑 績傳千古

附 奉天池及旅順池、本事業の附帶事業として鶉野新家及

下宮木連合して奉天池を築造し疏水により貯水して灌漑

に用ひた、面積九町工費二萬五千圓

旅順池は同様の計劃で鶉野新家で築造した面積三町工費

三千五百圓

飯盛野原野奉天池の壯觀は行人足を留めざるはない。兩  
池共好個の日露戰役記念事業である。

(二)畑地普通水利組合。富田村畑以南北條町に至る地域は地  
平坦、田圃開け家畜旺んであるが用水常に缺乏し爲に屢々  
乾旱の患があつた。明治二十年北條町戸長後藤一眞主とし  
て貯水池の修築を唱へ、諸種の批難攻撃を排し遂に費金三  
千餘圓夫役一萬三千人斃石五千三百駄を費し年を閉するこ  
と一年有餘漸く完成を遂げたのであつた。これによつて早

田は沃田と化し衆人其功を嘆稱した。大池廣袤十町實に郡  
内第一の大池である。

この池は一町五ヶ部落の共有で、灌漑反別百四十町、時人碑  
を建て永遠の記念とした。碑文にその経緯が録してある。  
即ち左の通り

### 加西郡畑村大池堤防修築記功碑

播州加西郡畑村有一池土人字曰大池其灌漑之利者畑村之外  
西谷村窪田村谷村西上野村及北條市街也池面滿水其廣以地尺  
量之大約九町六段其深大約五尺餘而分配之於共有者百四十町  
餘之田則其深大約三尺四分強固不爲有餘之水矣而百數十年間  
未嘗加修築故水量愈減縮屢有乾旱之患焉明治十四年各村新下  
地券有司來檢問其共有之實畑村曰獨共水而已他四村一街則曰  
并共水與地也議不決又此池初狹小後增鑿以廣之故一池而有舊  
池增鑿之別其增鑿之地其舊入爲四拾貳名貳斗五合以故北條市  
街谷村西上野村各出米若干以滿其數償之於畑村每歲以爲例會  
地租之制改而池沼之租廢是以四村一街以爲池沼之租已廢則增  
鑿之地入不當復償之於畑村而畑村則曰雖池沼之租已廢然增鑿  
之地入則係私家之產不可以廢焉議亦不決久之得今郡衙之諭旨  
擇調停者二人使之任和解之事二人往復太力乃至互吞私見圖公  
益遂作契約書十五款約定書九項而五村一街各藏其一通以備後  
證其大要割地券爲二葉其一以池體幾號若干地爲四村一街共有

其一以池體幾號若干地爲畑村獨有蓋畑村所獨有則待池水減縮  
至開之第三孔而筭其水面以定之其餘若干地皆屬之四村一街共  
有平時池面滿水固無彼我之別皆共用之又擇便地一處而開墾之  
與之於畑村以償舊池增鑿之地入又就池之西北二方增築其堤防  
以益水面三尺若新堤潰裂以害畑村耕地則四村一街償之且改作  
池源水道凡耕地之當其水道者皆出金購之其他池開之開鎖保護  
之方法等莫不詳悉周到而積年之紛糾一旦雪融水釋矣時二十年  
七月日一也於是平將大起土功而擇工事委員四人專任其事定職  
工棟梁一人主其職事置督促者二人勵其役夫請縣而開水利土功  
會增人夫課金之目稟郡而刻起業竣功之期皆得其允可其期以是  
年十二月二十日起業二十二年三月竣功然而人心奮起工事大進  
以故更開會議縮其程度以二十一年三月爲竣功之期即今年三月  
也皆如其所計工事全畢焉其費金總計三千圓役夫總計一萬三千  
人斃石五千五百駄資財立辨無復窒碍抑此大工事之所以能速成  
者在民心之能一和民心之所以能一和者在戶長以下諸務諸君之  
能協心戮力而勤勉不怠也其功不亦偉乎雖然戶長以下諸務諸君  
之所以能至此者亦在郡衙縣廳之指導獎勵各得其宜而已今揭戶  
長以下諸務諸君之姓名於左方北條市街其外九村及西上野村其  
外拾村戶長爲後藤一眞首於此工事者也和泉村其外拾五村戶長  
爲內藤濱太郎縣會議員爲今村市郎調停此紛議者也畑村總代爲  
山下傳次郎森貞次郎安富七重郡山下儀左衛門小堀幸八河原仁  
兵衛西谷村總代爲石野宇吉石野宇右衛門谷村總代宮永義隆垣



内源三郎北條市街總代爲三枝半次郎三枝宇重郎小西文兵衛福永文重郎福永直左衛門西上野村總代爲松田龜五郎岡長兵衛窪田村總代爲山下作太郎山下兵吉各代其五村一街之民以行其權利者也工事委員爲宮永義隆山下兵吉小西文兵衛三枝治兵衛專任其事者也職工棟梁爲赤松藤藏主其職事者也其他水利土功議員工事督促者等若干人工事已告成又欲垂之於不朽諸君相謀使雲記其事且銘之銘曰

嗚呼億兆 以食爲天 無天何活 其源在田  
田之所重 唯水爲首 使水無乏 民之父母  
明治二十一年四月 姫路 龜山雲平謹撰

耕地整理

耕地整理の成工段別  
富田村吸谷九町歩、 富合村山枝十町歩は  
芳田村落方六町歩、 在田村笹倉二十町歩  
であつて、町村部落の實情に稽へて將來整理を要するものは九會村中野三十町歩同村榮、網引、桑原田合計百十二町歩、北條町古阪十町歩、北條、富田、賀茂村東横田、富合村玉野新家に通じて約十町歩である。元來耕地整理は農事改良の根本事業であると共に共用の精神を養成し勤勞の美風を馴致して一般民心を諸般改良事業に傾注するの思想を惹起せしめる點に於て獎勵しなければならぬ事である。故に地主と小作人と

の關係、水利の關係、地勢の如何等を考察して漸次之が歩を進めつゝある。

畜産業概要

A、肥牛概況

本郡は由來畜牛の肥育が盛であつて所謂神戸肉牛の供給地として其名あり、殊に近時短期肥育の獎勵に伴つて肥牛頭數著しく増加し、遠く東京、大阪、京都、滋賀等の縣外に移出するもの尠くない。一ヶ年郡外移出頭數六千數百頭、之れが門戸たる北條家畜市場は逐年股賑を極めつゝある。肥育は郡内で大和村が最も盛んである。

B、酪農概況

大正初年頃縣の獎勵方針に基いて、エーアシャ種を入れて副業搾乳を初めたが一般趨勢と共に同種は漸次衰退し、ホルスタイン種之れに代るに至つた。それで大正十一年末にエーアシャ種牝牛を廢し、ホルスタイン種牝牛一頭を置いた。當時産乳需要者であつた神崎郡福崎森永煉乳工場的事業順調に進んだ爲、郡内酪農家は漸次増加し、北海道、千葉、石川、静岡方面より優良乳牛を移入すると共に、一般酪農獎勵に努めた結果各所に酪農組合の設立を見るに至つた然るに關東大震災の結果煉乳の關稅撤廢され、爲に乳價著しく下落し、當時一抹の不安に襲はれたけれども、更に市

畜牛頭數は二千九百四頭を算した。大正八年四月加西郡牛馬商組合の經營してゐた北條家畜市場を買収承繼し大正十四年富田村西上野に加西屠場を新設して經營してゐる。

畜産組合の現在の事業施設の主なるものは

- 一、北條定期家畜市場の經營
- 二、加西屠場の經營
- 三、肥牛獎勵牛衡器設置六、品評會共進會開催、模範肥育場設置、肉牛共同販賣
- 四、酪農獎勵乳用種種牝牛飼育四頭、品評會共進會開催、能力登錄、



加西屠場

乳として阪神方面に販路を開拓し或は乳製品に着手し、餘乳は全部原料乳として森永工場に販賣する等、販路安定すると共に一面農業經濟を助長せしむるに適切な事業だと認められるに至つた。將來益々進展を見るであらう。現在一ヶ年生産乳量二千九百八十石であつて、之れが價格は五萬一千六百四十圓である。酪農組合の現況を知る爲め一例として別項に賀茂酪農組合の概要を記して置く。

C、養豚概況

養豚業は過去に於て多少の消長を見たが、食肉思想の普及と共に漸次販路を開拓し、副業養豚漸く發展の機運に向つてゐる。

D、養鶏概況

本郡の養鶏業は未だ完璧に達し得ないが近時著しい發展を示し飼養羽數増加に伴つて養鶏組合を組織し、阪神の大消費地に販路を求め益々進展しつゝある。

畜産組合

大正七年九月、郡内畜産の趨勢に鑑みて畜産組合設立の必要を認め内藤濱治、山下昌太郎の名義で加西郡畜産組合設置認可申請書を提出し、同年十月九日指令農第三二號の一を以て組合設置の認可を得た。設立當時の組合豫算額は四千二百六十八圓であつたが郡内



血統登録、酪農組合設置六……賀茂、下里、多加野、西

在田、在田、

五、養豚獎勵

種豚購入補助

六、一般獎勵施設

技術員庸置、家

畜衛生改善、講

習會講話會開催

家畜飼料改善、

畜牛共同購入、

視察

七、畜牛人工受精

石川縣が不妊牝

牛人工的懷妊八

〇%に成功せる

に鑑み昭和四年

四月十七日加西

實業學校飼養牝

牛ホルスタイン

フリシエンス種ネザランドホームステット號に縣の種牝

牛同種クリターサーメルクメンハー號の精虫を採取して

受精を行つた。之は新事業で縣下では美方郡が行へるの



北條家畜市場

みである。本郡でも結果良好を豫想されてゐる。

組合員は全部農業を営み牛飼育者三五〇六、馬飼育者一七  
七、飼養家畜牛繁殖用牝四牝八二、使役用牝三二四九、肥肉  
用牝一一七、搾乳用一六四、育成牛五二。馬は使役用牝一七  
五牝二、豚牝一六七、牡八である。

組合員の生産製造販賣せる畜産物數量價格、犢牝四五牝六二  
計一〇七、仔豚牝六一牝六八計一二九。牛乳二八八〇石を搾  
取し販賣量二六二六石此價格四四八二圓。バター生産三二  
〇磅此價格二八八圓、福ビス四八〇〇本此價格三三六〇圓、ラ  
クトース三〇〇〇本此價格二一〇〇圓、グイナス二九〇〇本  
此價格二〇三〇圓等である。以上は昭和二年度の數字である。  
設立當初の役員は、組合長内藤濱治、副組合長西村重義、  
横田芳次郎であつたが現在は、組合長西村重義、副組合長山  
下昌太郎である。

### 兵庫縣加西郡畜産組合定款

#### 第一章 總則

第一條 本組合ハ牛馬豚ノ改良發達ヲ圖リ組合員ノ利益ヲ増進スルヲ以テ目的トス

第二條 本組合ハ左ノ事業ヲ行フ

一、種畜ノ供給及種付

二、系統及能力ノ登錄

三、家畜市場ノ開設

第六條 本組合ハ牛馬豚ノ生産者及飼育者ヲ以テ之ヲ組織ス

第七條 組合員組合員タルノ資格ヲ取得喪失シ又ハ住所氏名職業其ノ他異動ヲ生ジタルトキハ遅滞ナク其ノ旨ヲ區長ヲ經テ組合ニ届出ズベシ

第八條 本定款ニ於テ種畜ト稱スルハ蕃殖ノ用ニ供シ又ハ供セムトスル牛馬豚ヲ謂フ

#### 第二章 事業ノ執行

第九條 種牛ノ配布貸付又ハ寄託ヲ爲サムトスルトキハ組合長ハ之ヲ評議員ニ諮問スベシ

第十條 種畜ノ配布貸付又ハ寄託ヲ受ケタル組合員ハ組合ノ定ムル條件ニ依リ種付又ハ蕃殖ヲナスノ義務アルモノトス

第十一條 組合ハ別ニ定ムル規定ニ依リ組合員ノ牝畜ニ對シ種付ヲ行フ但シ餘勢アル場合ニ於テハ組合區域内ニ於ケル組合員ニ非ザル者ノ牝畜ニ種付ヲ行フコトヲ得

第十二條 種畜ノ貸付又ハ寄託ヲ受ケタル組合員ハ相當ノ注意ヲ以テ之ヲ管理シ疾病其他ノ事項ヲ生ジタルトキハ直ニ組合ニ通知シ且ツ必要ナル手當ヲ施スベシ

第十三條 組合員ハ故意又ハ重大ナル過失ニ因リ組合ヨリ貸付又ハ寄託シタル種畜ヲ死ニ至ラシメ又ハ其他ノ事故ニ依リ損害ヲ生ゼシメタル時ハ相當賠償ヲ爲スノ義務アルモノトス

第十四條 本組合ニ於テ必要アルトキハ他ノ種畜ト引換ヘ又ハ相當ノ補償ヲナシ其ノ貸付シ又ハ寄託シタル種畜ヲ送付セシムルコトアルベシ

第十五條 貸付又ハ寄託シタル種畜老衰シ又ハ癩疾ニ罹リ種付又ハ蕃殖ヲ廢スルニ至リタルガ爲之ヲ賣却シタル場合ニ於テハ組合ハ飼育管理良好ナリト

- 四、組合員ノ委託ニ依ル物品購買配付
- 五、共済事業
- 六、牛馬豚衛生ノ改善
- 七、牛精及馬精ノ調製
- 八、牧野ノ設置及整理並飼料作物栽培及其獎勵
- 九、品評會、共進會、講習會及講話會開設
- 一〇、牝牛馬豚ノ去勢
- 一一、牛衛ノ設置
- 一二、視察員ノ派遣
- 一三、屠場經營
- 第三條 本組合ハ兵庫縣加西郡畜産組合ト稱ス
- 第四條 本組合ノ事務所ハ之ヲ兵庫縣加西郡北條町南町九六七番ノ二ニ置ク(元加西郡役所内)
- 第五條 本組合ノ區域ハ兵庫縣加西郡一圓トシ左ノ十一區ニ分ツ
- 第一區 北條町
- 第二區 富田村
- 第三區 賀茂村
- 第四區 下里村
- 第五區 九會村
- 第六區 富合村
- 第七區 多加野村
- 第八區 芳田村
- 第九區 大和村
- 第一〇區 西在田村
- 第一一區 在田村



認ムルトキハ貸付又ハ寄託ヲ受ケケル組合員ニ對シ其賣拂價額ノ一部ヲ交  
付スルコトアルベシ

第十六條 寄託シタル牲畜ノ生産セル仔畜ハ組合ニ於テ之ヲ賣拂ヒ又ハ評價ヲ  
ナシ受寄者ニ對シ別ニ定ムル方法及歩合ニ依リ分配金ヲ交付ス

第十七條 本組合ハ組合區組合員ニ非ザル者ニ種畜ノ貸付又ハ寄託ヲナスコト  
ヲ得

前項ノ場合ニ於テハ第九條第十條第十二條第十六條ノ規定ヲ準用ス

第十八條 系統及能力ノ登錄ハ組合員ノ請求ニ依リ之ヲ爲スモノトス

前項ノ登錄ヲ受ケムトスルトキハ手数料ヲ納付スベシ

登錄ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第十九條 本組合ノ開設スル家畜市場ニ於テハ市場業務規程ノ定ムル所ニ依リ  
牛馬豚ノ取引ヲナサシムルモノトス

第二十條 組合員本組合區域内ニ於テ飼養スル生後十八ヶ月未満ノ犢牛ヲ賣買  
交換又ハ譲渡セムトスルトキハ總テ本組合ノ開設スル家畜市場ニ牽出シ編  
賣ニ付スベシ但シ正當ノ事由ニ依リ組合長ノ承認ヲ經ケルモノハ此ノ限り  
ニ在ラズ

第二十一條 本組合ニ於テ組合員ノ委託ニ依リ購買配付スベキ物品左ノ如シ

一、種 畜

二、家畜ニ必要ナル飼料及器具

第二十二條 組合長ハ隨時購買スベキ物品ノ種類及必要ナル事項ヲ定メ之ヲ組  
合員ニ通知シ其ノ注文ニ依リ購買スルモノトス

前項ノ注文ニシテ豫定ノ數量ニ達セザルトキ又ハ市場狀況ニ依リ購買ヲ不  
利ト認ムルトキハ組合長ハ委託ニ應ゼザルコトヲ得

第二十三條 組合長ハ必要アルトキハ期日ヲ指定シテ組合員ニ注文物品ノ見積  
代金ノ一部ヲ提供セシムルコトヲ得

第二十四條 物品ヲ購買シタルトキハ組合長ハ期日ヲ指定シテ物品引渡ノ通知  
ヲ發スヘシ組合員前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ期日内及購買費ヲ納付シ  
テ之ヲ引取ルベシ但シ出スコトヲ得ザル事由アルトキハ二ヶ月ヲ越エザル  
代金及買費ノ延納ヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ組合長ノ定メタル  
利率ニ依リ利息ヲ納付スベシ

第二十五條 組合員所有ノ牛馬豚死亡シタルトキハ組合ハ別ニ定ムル規程ニ依  
リ共濟會ヲ交付スルコトヲ得

第二十六條 前條事項發生シタルトキハ組合員ハ選擧ナク區長ヲ經テ其ノ旨ヲ  
組合ニ届出ベシ

前項ノ届出アリタルトキハ組合長ハ實況ヲ調査シ直接ノ損害額ノ見積ヲナ  
スベシ

第二十七條 共濟金ハ損害見積額範圍内ニ於テ之ヲ定ムルモノトス

第二十八條 本組合ハ牛馬ノ健康検査及牛精製ノ爲メ毎年一回一定ノ場所ニ  
牛馬ヲ集合シ實査ヲナスモノトス

第二十九條 組合長必要ト認ムルトキハ豫メ期日及方法ヲ指定シ組合員ヲシテ  
其ノ畜舎ノ清潔消毒ヲ行ハシムルコトヲ得

組合員前項ノ清潔消毒ヲ行ハサルトキハ組合ニ於テ之ヲ行ヒ之ニ要シタル  
實費ヲ徴收スルモノトス

第三十條 組合員ノ請求アリタルトキハ組合ハ組合ノ業務ニ支障ナキ限り技術  
員タル獸醫ヲシテ組合員ノ牛馬豚ノ健康検査若ハ治療又ハ畜舎ノ清潔消毒  
ヲナサシムルベシ

前項ノ場合ニ於テ組合員ハ組合ノ定ムル所ニ依リ實費ヲ支辨スルモノトス

第三十一條 前條ノ規定ハ組合區域内ニ於ケル組合員ニ非ザル者ヨリ健康検査  
若ハ治療又ハ清潔消毒ノ委託アリタル場合ハ之ニ準用ス

第三十二條 本組合ハ各區ニ牛精製並ニ馬精製ヲ備ヘ組合員ノ牛馬ニ左ニ掲グ

ル事項ヲ記載シ豚ニアリテハ豚飼養者名簿ヲ作り各飼養者ノ住所氏名及飼  
養頭數ヲ記入スルモノトス

一、組合員ノ住所氏名

二、種 類

三、父母ノ種類及名號

四、名 號

五、性 別

六、生年月日

七、體 高

八、毛 色

九、特 徴

一〇、產 地

一一、用 途

第三十三條 組合員牛馬豚ヲ所有者ハ保管シ又ハ生産シタルトキハ十日以内ニ  
前條各號ノ事項ヲ具シ區長ニ届出ヘシ前條第四條第十一條ノ事項ニ變更ヲ  
生シタルトキハ死亡逸走賣渡シ若ハ譲渡等ノ事項生シタルトキ亦同シ第二  
十六條第一項ノ規定ニ依リ届出タル事項ニ付テハ此ノ限ニアラス

第三十四條 組合員ハ一頭ニ付金拾錢手数料ヲ納付シテ牛精製本ノ交付ヲ區長  
ヲ經テ本組合ニ請求スルコトヲ得

第三十五條 組合員ハ別ニ定ムル規程ニ依リ本組合ノ牧野ヲ使用スルコトヲ  
得

第三十六條 本組合ハサイロ設置ノ組合員ニ對シ別ニ定ムル規程ニ依リ設置  
獎勵金ヲ交付ス

第三十七條 本組合ハ組合員ノ請求ニ依リ杜畜ノ去勢ヲ行フ

前項去勢價ニシテ施術ニ基因シ死ニ至ラシメタルトキハ組合長ハ事實ヲ調

查シ其ノ損害額ノ全部若クハ一部ヲ賠償スルコトヲ得

去勢ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第三十八條 本組合ハ牛衛ヲ設置シ組合員ヲシテ之ヲ使用セシムルモノトス

第三十九條 本組合ハ視察員ヲ派遣シ各地ノ畜産狀況ヲ視察セシムルモノトス

第三十九條ノ一 本組合ノ設置スル屠場ニ於テハ別ニ定ムル規程ニヨリ使用料  
ヲ徴收シテ牛馬羊豚ノ屠殺ヲナサシム

第二章 組合ノ機關

第四十條 組合ニ左ノ役員ヲ置ク

一、組合長一人

二、組合副長二人

三、評議員五人

組合長ハ組合ヲ代表シ組合一切ノ事務ヲ管理ス

組合副長ハ組合長ヲ補佐シ事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

但シ代理スベキ順序ハ年長順ニヨル

評議員ハ組合長ノ諮問ニ應ジ又ハ業務執行及財産ノ狀況ヲ監査ス

第四十一條 役員總代會ニ於テ一箇年以上本組合ノ區域内ニ住所ヲ有スル組  
員中ヨリ選舉ス但シ組合長及組合副長ハ組合員ニ非ザル者ヨリ選舉スル事  
ヲ得組合員ハ正當ノ事由アルニアラザレバ役員ノ當選ヲ辭スルコトヲ得ス

第四十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ役員タルコトヲ得ス

一、未成年者

二、禁治產者、及準禁治產者

三、身代限りノ處分ヲ受ケ債務ノ辨濟ヲ終ヘザル者又ハ家資分散若ハ破産  
ノ宣告ヲ受ケ復權セザル者

四、禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者

五、本組合ノ規約處分ヲ受ケ一ケ年ヲ經過セザル者



第四十三條 組合長組合副長ノ任期ハ三ケ年トシ評議員ノ任期ハ二ケ年トス

補缺選舉ニ依リ就任シタル役員ノ任期ハ前任者ノ任期ヲ繼承ス

役員ハ任期満了後ト雖後任者ノ就職スル迄其ノ職務ヲ行フモノトス

役員ハ正當ノ事由アラザレバ任期中辭任スルコトヲ得ズ

第四十四條 役員ハ任期中ト雖總代會ノ議決ニ依リ解任スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ同時ニ補缺選舉ヲ行フモノトス

第四十五條 組合長ハ畜産組合法第十四條第一號乃至四號第六號ノ事項ニ付總代會ノ議決ヲ經ムトスルトキ其ノ他重要事項ヲ處理セシムルトキハ評議員ニ諮問スベシ

第四十六條 本組合ニ左ノ事務員ヲ置キ組合長之ヲ任免ス但シ區長ノ任免ニ付テハ評議員ニ諮問スベシ

一、區長十一名

二、技術員若干名

三、書記若干名

區長ハ組合長ノ指揮ヲ受ケ區内ニ屬スル組合ノ事務ニ從事ス技術員ハ組合長ノ指揮ヲ受ケ技術ニ従事ス

書記ハ組合長ノ指揮ヲ受ケ庶務會計ノ事務ニ従事ス

第四十七條 本組合ニ總會總代會及評議員會ヲ置ク

第四十八條 總代會ヲ組織スル議員ハ各區ニ於テ毎年四月一日現在ニ依リ組合員タル牛馬豚ノ飼養者ヲ通シテ二百人未滿ハ一人ヲ以テ定員トシ二百人以上ハ二百人ヲ加フル毎各一人ヲ増スモノトス

定期選舉後前項ノ規定ニ依リ選出スベキ議員ノ數減シタル場合ト雖次ノ改選期迄選舉ヲ行ハザルモノトス

第四十九條 議員ノ任期ハ四ケ年トス

第四十一條 第四十二條 第四十三條 第二項及第四項ノ規程ハ議員ニ之ヲ準ス

第五十條 議員ノ選舉ヲ行フニハ第五條ノ一區ヲ一選舉區トシ組合長ハ選舉ノ日ヨリ少クトモ十日前ニ選舉スベキ議員ノ數選舉ノ日時及場所ヲ記載シテ區長ニ通知ヲ發スヘシ

區長ハ之ヲ直ニ各組合員ニ通知スルモノトス

前項ノ通知ヲ受ケザル組合員ハ組合長ノ證明ヲ得タル時ハ其證明書ニ依リ選舉權ヲ行フコトヲ得

第五十一條 議員ノ選舉ハ區長之ヲ管理シ組合長ノ指定シタル其區内ノ組合員二人ノ立會ヲ以テ之ヲ行フ

第五十二條 議員ハ各區ニ於テ其ノ區内ノ組合連記無記名投票ニ依リ之ヲ互選シ有効投票ノ最多ヲ得タル者ヲ以テ當選者トス得票同數ナルトキハ年長順ニ依リ當選者ヲ定ム

前項ノ選舉ヲ終リタルトキハ區長ハ當選者ノ住所氏名ヲ組合長ニ報告シ組合長ハ區内ニ之ヲ告示ス

第五十三條 左ノ事項ハ總會ニ於テ之ヲ議決ス

一、組合解散合併又ハ分割

二、組合經費ノ分賦收入ニ關スル定款ノ變更

第五十四條 定期總代會ハ毎年二月之ヲ開ク

第五十五條 評議員會ハ總代會ノ委任ニヨリ左ノ事項ヲ議決ス

一、事業報告及收手決算ノ承認

二、豫算編成ノ目的ニ反セザル範圍ニ於テ項以下ノ流用

三、訴訟訴訟及和解

四、違約者ニ處分

五、其ノ他總會ニ於テ必要ト認メタル事項

但シ畜産組合法第十四條第一號乃至第四號ノ事項ヲ除ク

第五十六條 總會總代會評議員會ノ開會中會議ニ付スベキ緊急事項ヲ生シタル

トキハ出席者三分ノ二以上ノ同意ヲ得テ組合長ハ隨時提案スルコトヲ得

第五十七條 役員及職員ハ名譽職トス

役員ニハ報酬又ハ賞與ヲ組合員ニ非ザル者ヨリ選舉シタル組合長又ハ組合副長ニハ給料又ハ賞與ヲ給スルコトヲ得

第四章 組合ノ事務

第五十八條 本組合ニ事業及庶務ノ二掛ヲ置ク

第五十九條 事業掛ニ於テハ事業執行ニ關スル事務ヲ掌ル庶務掛ニ於テハ豫算決算金銭及出品ノ出納文書ノ往復及他ノ掛ニ屬セザル事務ヲ掌ル

第六十條 金銭ハ總代會ニ於テ定メタル銀行又ハ郵便局ニ預ケ入ルモノトス

組合長ノ保管シ得ベキ現金ノ額ハ總代會ニ於テ之ヲ定ム

第六十一條 第二十條但書ニ依リ牛ノ特賣ヲ承認シタルトキハ歩合金トシテ其ノ評價額ノ百分ノ二ヲ當該組合員ヨリ徵集ス

第六十二條 組合員ニ對シ經費ヲ分賦セムトスルトキハ毎年四月一日現在ノ組合員數又ハ組合員ノ牛馬豚ノ頭數ヲ標準トシテ之ヲ爲スモノトス

前項ノ分賦金ハ分賦收入方法ノ定ムル所ニ依リ組合長之ヲ徵收ス

第六十二條ノ一 屠場使用料ハ屠殺前之ヲ本組合ニ納付スルモノトス

第六十三條 組合員ニシテ分賦金其ノ他組合ニ支拂ベキ金銭ノ納付ヲ怠リタルトキハ其ノ延滞日數ニ應ジ金百圓ニ付一日四錢ノ割合ニ依リ延滞利子ヲ徵收ス

第六十四條 本組合ニ於テ毎年度共濟基金ニ充ツル爲支出スベキ金額ハ前年度十二月末日現在牛馬頭ニ付金壹圓以下トス

第六十五條 共濟基金ニ關スル規定ハ別ニ之ヲ定ム

第六十六條 毎年度經費決算上剩餘金ヲ生シタルトキハ左ノ割合ヲ以テ之ヲ處分ス

但シ代議員會ノ決議ニ依リ處分ノ割合ヲ變更スルコトヲ得

十分ノ五基本財産積立金

十分ノ五翌年度繰越

第六十七條 基本金ハ天災事變其他止ムラ得ザル事由アルニ非ザレバ之ヲ處分スルコトヲ得ズ

第五章 違約處分

第六十八條 組合員ニシテ第十條第十二條第十三條第一項及第二十條ニ違背シタルトキハ金壹圓以上拾圓以下ノ過意金ヲ徵收ス

第六章 雜則

第六十九條 本組合ニ於テ使用スベキ印左ノ如シ

寸一方 兵庫縣加

四郡畜産組合之印

分七方 兵庫縣加

郡畜産組合

分六方 兵庫縣加

郡畜産組合

副長印

第七十條 本組合ニ顧問ヲ置ク

顧問ハ畜産學識名譽經驗者クハ功勞アル者ヲ總代會ノ議決ヲ經組合長之ヲ推薦ス

附、酪農組合ノ一例

東飯坂酪農組合は大正十二年に乳牛飼養者四名が申合組合を作つたのが初まりであつた。爾來年月を追うて發達し現在の組合員二十五名、飼育乳牛五十六頭、一日の搾乳量平均二石二斗である。

昭和四年約四千圓を以て搾乳處理所を新築し、市乳神戸市其他郡部へ、原料乳森永煉乳其他製菓所へ、各々販賣してゐる。搾乳處理所の經費は極力緊縮を講じ、年約二百五十圓で經營してゐるのである。組合長北野積治は申合組合當初より今日の盛況を見るに至るまで組合に盡した人で現今副組合長二名、評議員六名、乳牛検査員二名の役員がある。



## 北條種羊場

農商務省北條種羊場は、幾多の迂曲折を経て遂に大正八年十一月六日飯盛野で起工式を挙行したのであつた。それより以前、加西郡振興會は大正八年度に農商務省主管種羊場が中國に設置せらるゝ計畫ある由を知り本郡を振興せしめる爲に、飯盛野の地に之が設置を希望し

大正八年度政府事業として計畫に係る種羊試験場設置に關し本郡民を代表し左の決議を爲す

一、種羊試験場設置ハ本郡民絶大ノ希望ヲ有ス因テ所要敷地ハ政府ノ要求ニ對シ極力便宜ヲ計ルコト  
右決議ス

大正八年三月二十日

兵庫縣加西郡

内藤 濱 治

稻岡 幸 八 郎

外三十二名

この決議をなして農商務省に交渉する所あり、省議遂に本郡の希望を容るゝ事となつたので、大正八年九月五日本郡で臨時郡會を開き、之が報告を爲すと共に、諸種の設備費を決議した。同月三十日郡は土地所有者との間に永小作權設定の契約を了し、省との間に土地貸借契約を締結した。省は十月十八日農商務省告示第二百七十號を以て、北條種羊場設置の

四四

件を告示し、越えて前記の如く起工式舉行の段取りとなつたのである。種羊場場所は加西郡飯盛野、其面積は百八十九町歩、北條種羊場長事務取扱が片山外美雄。時の本郡長は松嶋源藏であつた。土地使用區域内にはいつた縣道の代りに、西側に新道路を築造したりなどして一時は非常に活氣を呈したが、省の都合で間もなく廢場となつた。

猶、飯盛野は其後久しく荒蕪のまゝ放置されてあつたが近時一部で牧場、農園等がぼつ／＼經營されてゐる。

## 主なる産物

本郡に於ける産物の中の主なるもの二三についてその概要を記して置く。

### 織物

本郡内で木綿の手織を始めたのはいつのことだかわからないが、徳川幕府時代には郡内どの家でも織機を備へて居ないのは殆どなかつた。然しそれは皆自家用のものを織るのであつて、織つたものを他に賣るやうなことはなかつた。大概の家では自ら畑に綿を作り、その綿をとつて自家で糸に紡ぎ、その糸を紺屋で染めさせそれを織つて家人の着衣とした夜具などにもし、全く自給自用のみであつたのである。後には織方にも工夫して木綿に紗しの絹糸を交せて織り、それを晴れ着に用ゐたりなどしたものが、染織の技の進み以前にあつては何れも白木綿のみを織つたこと云ふまで

もない。

本郡で初めて織物を他へ販賣したのは今の多加野村國正の人、井上宗左衛門であると云ふ。

嘉永六年四月、國正の井上宗左衛門が白木綿を製織し、次で縞木綿を製産し、京都室町伊勢源(伊勢屋源兵衛)同五條上る美濃作(美濃屋作兵衛)及三丹地方に華客を宛めて移出したのが本郡の織物業の嚆矢であるらしい。その當時の原糸は郡内農家で栽培した綿花により各家婦女の手紡で出來た糸であつた事勿論である。

それから木綿織の需要年々増加するに従ひ規模を擴張し染工五人、勞役十人を使用し一ヶ年生産三万反にも及んださうである。染料は阿波の藍玉を用ゐ、製品の價は一反凡そ十五匁で販賣してゐたと云ふ。

その後農家の綿花栽培盛んとなり、婦女子は糸車によつて綿を紡ぎ自家に於て白木綿を織り、或は唐糸を交せて織出し十反二十反と貯へては之を販賣する者簇出するに至つた。所謂賣木綿なるもの之れである。斯の如く家庭製織業の盛んになると共に、郡内に多數の『糸屋』なるものが生れ、紡糸を買集めて需要者に供給し、一方多可郡西脇地方の長機原料としても賣つた。

白木綿製織が農家唯一の副業となるに及んで之れが仲繼業者が亦現はるゝに至つた。即ち西劍坂高原儀左衛門、野條菅

原又兵衛、北條三枝半治郎等之れであつて買求めた白木綿は『播丸』と稱し主として高砂染の生地として供給した。之れは明治初年頃の事であつた。

糸屋が單に『糸屋』なる歴史的名稱を遺して、機業に轉せざるを得ざらしたものは、紡績糸の輸入と本邦に於ける綿糸紡績業の勃興とであつた。つまり紡績糸に壓倒されて昔からの糸車で糸を紡ぐ者などなくなつたからである。

明治九年北條町横尾の高井常三郎初めて正紺染織物を製織し、更に明治十四年新編を織り『常盤織』と名けて廣き販路を獲得し、大いに市場に其名聲を揚げた。他の小製織家は之れに刺激され競うて業務の擴張を圖つた爲、生産高逐年増加し、前記高砂染の生地、姫路方面で染める手拭の生地等と共に三丹、京阪等に盛んに移出した。

其後日清、日露兩役後木綿織の需要激増と、一般工業界の勃興の爲、從來の農家副業の手を離れ、全く獨立專業、大量生産の經營をなすもの漸次多きに至つた。

そこで明治三十八年藤本貞藏を組合長とし、加西郡織物組合を創立した。それを同四十年八月兵庫縣加西郡織物同業組合と改稱し、明治四十二年事務所を建築して染色室をも附設、技手監督の下に全業者使用の色糸の染色を督し一面に於て検査員を置いて品質丈巾の検査を行はしめ以て粗製濫造を防止せしむる等専ら品質外觀の改善に努め、猶シルケット機械を

四五



縣より無償貸與を受け、又事務所内に商品陳列場を設け、一般の觀覽及顧客の便に供する等販路の擴張に力を注いでゐる。

大正五年、北條町の村上爲藏初めて木製廣幅織機の工場を起して輸出品の製造に當り、大正八年に山陽製布、播州織布の兩株式会社起り、本郡に於ける廣幅織機の魁をなし、之れに準じて小幅物にも織機を購入する者多く、その發展よりは實に眼ざましかつた。それが歐洲戰亂やむで繼いで起つた經濟界の大恐慌、物價の大暴落、製品の大過剩、等々で郡内製織家は手痛い打撃を蒙り復起つ能はざる悲境に陥つた會社、個人工場が随分あつたが、最近また復興を見つゝある。現今では廣巾工場で百に近き織機を有するもの三、小巾工場で五十臺前後の織機を有するもの五を計へて居るが、製品には益々改善を施し、播州特産白綿、英ネル、布團縞の産額愈々増多するに及んで加東、多可兩郡の同業組合と協同歩調を取ることを決議し、大正十二年三月に兵庫縣織物同業組合聯合會を組織して居る。斯くて輸向製品の研究亦進み南洋、埃及、印度方面に供給すべきもの、産額壹百萬圓を突破するの現況である。

(附一) 加西郡織物同業組合 共同一致して營業上の弊害を矯正し其利益増進を圖るを目的とし主として郡内機業家によつて組織されてゐる。現在組合員は二十九名であるが多い

(附二) 産出織物調査

年次	組合員數	種類	生産高	價額	備考
明治三拾八年	二名	絹織物、絹木綿織	三三〇〇	三三〇〇	内地向品
同 三拾九年	三名	同	四八〇一八	五九〇八	同
同 四拾年	三名	同	六二七六	五二七〇	同
同 四拾壹年	一名	同	七五五〇	五二〇七	同
同 四拾貳年	一名	同	七三六〇	五四三三	同
同 四拾參年	一名	同	七三六〇	五三二九	同
同 四拾肆年	一名	同	七五六八	五九二四	同
大正元年	一名	同	八〇八四	六六〇五	同
同 貳年	一名	同	六六八四	五五九六	同
同 參年	一名	同	五八四三	五四三三	同
同 肆年	一名	同	六五〇四	五六一二	同
同 伍年	一名	同	六二二九	六八四六	同
同 陸年	一名	同	七三二九	一一〇三七	同
同 柒年	一名	同	六二九三	一一〇三七	同
同 捌年	一名	同	六三九七	一一〇三七	同
同 玖年	一名	同	六三九七	一一〇三七	同
同 拾年	一名	同	六三九七	一一〇三七	同
同 拾壹年	一名	同	六三九七	一一〇三七	同

時は百二十名に達して居たことがある。今其定款を見るに十章百十八條よりなつてゐてその章節のみを記せば左の通りである。

- 第一章 目的
- 第二章 業務
- 第三章 名稱及事務所所在地
- 第四章 地區及組合員の營業の種類
- 第五章 加入及脱退
- 第六章 組合員の權利義務
- 第七章 役員及職員
- 第八章 製品検査及取締
- 第二節 使用人取締
- 第三節 表彰
- 第四節 取引保護
- 第五節 視察員の派遣
- 第六節 仲裁判斷
- 第九章 會議
- 第十章 會計
- 第十一章 違約處分
- 第十二章 解散及清算
- 第十三章 雜則

年次	種類	生産高	價額	備考
同 拾貳年	同	五九四三	一一〇三七	内地向品
同 拾參年	同	五九四三	一一〇三七	内地向品
同 拾肆年	同	五九四三	一一〇三七	内地向品
同 拾伍年	同	五九四三	一一〇三七	内地向品
同 拾陸年	同	五九四三	一一〇三七	内地向品
同 拾柒年	同	五九四三	一一〇三七	内地向品
同 拾捌年	同	五九四三	一一〇三七	内地向品
同 拾玖年	同	五九四三	一一〇三七	内地向品
同 貳拾年	同	五九四三	一一〇三七	内地向品

年次	種類	生産高	價額	備考
同 拾貳年	同	五九四三	一一〇三七	内地向品
同 拾參年	同	五九四三	一一〇三七	内地向品
同 拾肆年	同	五九四三	一一〇三七	内地向品
同 拾伍年	同	五九四三	一一〇三七	内地向品
同 拾陸年	同	五九四三	一一〇三七	内地向品
同 拾柒年	同	五九四三	一一〇三七	内地向品
同 拾捌年	同	五九四三	一一〇三七	内地向品
同 拾玖年	同	五九四三	一一〇三七	内地向品
同 貳拾年	同	五九四三	一一〇三七	内地向品

蕨及蕨 本郡は面積一三二四〇方里、耕地千八百五十餘町歩、總戸數七千八百餘、その戸數のうち農家は六千五百餘戸で總戸數の約八分を占めて居る。その農家も世の進歩と共に生活逐年高上し従つて負擔は年々加重するのみである。負擔の加重は勢ひ副業を盛にして家計の補足をせねばならなくなり農家はこぞつて副業に勵みだした。現今その副業の主なるものは蕨、蕨隊である。

蕨、蕨隊は昔、今の賀茂村、富田村の一部に於て製産したのが初まりで、本郡に於ける元祖と云つてもよい。古語に『窪田のまき吸谷隊、余田庄村あら蕨』と云つたほどで、随分古くから製産して居るのである。その蕨隊は明治二十七八年の戰役に軍用隊として多數の需用があり、一時に製産額を増



した。後、明治三十三年の北清事變、明治三十七八年の戦役等で需用夥しく、戦役後も種々の方面に需用があつて供給不足を告ぐる状態となつた。故に繭織機を改善し努力の節約をすると共に多く製産せねばならなくなつて、従來の手織機に代るに機械機を使用するに至つた。斯くして郡内農家の副業としては主位を占むる程盛になつたので大正三年重要物産同業組合法により繭隊同業組合を組織し、検査員を置き、製品の統一を圖るとともに、粗製濫造の弊を防止することになつた。

### 繭隊同業組合

郡内に於ける繭の製造嚙矢は織豊時代よりもずつと遠い昔であるらしい。それは『天正の昔豊臣秀吉姫路に在りし時北條繭二千枚を土産となすべく持歸つた』ことが古書にあるによつても知り得られる。以前は主に今の富田、賀茂の兩村で製出してゐたが、前記の通り明治二十七年、明治三十七年兩戦役の際軍用隊の供給方を其筋から命せられたので郡内の各町村に按配し、製繭製隊に努めしめた。それが機となつて、爾來各村に於てもかなりの製繭を見つゝあり、需要増加と共に生産高は年々に激増して來た。然るに一般農家では多量に生産せんとするが爲品質の如何を顧みぬ傾向があり、所謂粗製濫造に陥り、其結果購買者側より故障申出があり、延いて北條繭の根本的の信用を傷つけんとし、且つ價格にも大なる影響を及ぼさんとする状態となつたので、時の郡當局は此状態

を見て憂慮する所あり、殊に當時は農家副業の奨励に意を盡いでゐた折であつたので、各町村長と協議し、加西郡繭隊同業組合設立の計劃を立て。町村各部落區長其他有力者が之に共鳴盡瘁した結果、大正二年十一月十五日組合設立發起認可を申請し、同三年一月三十一日認可あり、引續いて創立總會を開き組合設立可決、定款議定、同年二月十六日農商務大臣宛に組合設立認可申請を提出、同年四月十七日認可の指令に接した。五月二十二日知事より役員就任の認可を受け、こゝに全く組合の成立を告ぐるに至つたのである。

爾來組合員の出精協力と役員熱心努力と關係者の後援によつて順調に發達し、市場に於ける加西郡産繭の聲價漸次昂まり、注文輻輳するに至つた。

### 一、組合員數調

年次	種別	間屋業	仲買業	生繭隊地	合	計
大正九年		三六	三九	二〇九九		二二七四

年次	種別	検査數量	特等	一等	二等	三等	四等
同十一年	繭	三二二	三七	二〇四五	二〇七二		
同十一年	繭隊地	二六	三三	二〇一三	一九二七		
同十二年	繭	二二	三八	一八六七	一九二七		
同十二年	繭隊地	二〇	三五	一七九二	一八四七		
同十三年	繭	一七	四〇	一九九八	二〇五五		
同十三年	繭隊地	一三	四四	一九〇七	一九六四		
昭和元年	繭	一四	四三	一五九八	一六五五		
昭和元年	繭隊地	一三	四五	一六二一	一六七九		

### 二、繭及繭隊地生産數量調

年次	種別	検査數量	特等	一等	二等	三等	四等
大正九年	繭	一三、九〇	一、九〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇	一、五〇
大正九年	繭隊地	一、二八、八八	二、一七、七〇	一、六、八八	一、六、八八	一、六、八八	一、六、八八
同十年	繭	一三、三三	一、七、四八	一、七、四八	一、七、四八	一、七、四八	一、七、四八
同十年	繭隊地	一、二、七〇	一、二、七〇	一、二、七〇	一、二、七〇	一、二、七〇	一、二、七〇
同十一年	繭	一〇、九六	一、八、二〇	一、八、二〇	一、八、二〇	一、八、二〇	一、八、二〇
同十一年	繭隊地	一、九、三六	一、九、三六	一、九、三六	一、九、三六	一、九、三六	一、九、三六
同十二年	繭	一〇、四七	一、〇、八七	一、〇、八七	一、〇、八七	一、〇、八七	一、〇、八七
同十二年	繭隊地	一、一、四二	一、一、四二	一、一、四二	一、一、四二	一、一、四二	一、一、四二
同十三年	繭	一〇、六八	一、〇、六八	一、〇、六八	一、〇、六八	一、〇、六八	一、〇、六八
同十三年	繭隊地	一、〇、九二	一、〇、九二	一、〇、九二	一、〇、九二	一、〇、九二	一、〇、九二

### 三、繭及繭隊地輸出數量調

年次	種別	輸出數量	同價格	平均單價	備考
大正九年	繭	一三、一〇	一、六、六六	一、二七〇	
大正九年	繭隊地	一、〇、八八	一、〇、八八	一、〇、八八	
同十年	繭	一〇、〇〇	一、〇、〇〇	一、〇、〇〇	
同十年	繭隊地	一、〇、七〇	一、〇、七〇	一、〇、七〇	
同十一年	繭	七、五二	七、五二	七、五二	
同十一年	繭隊地	一、〇、三〇	一、〇、三〇	一、〇、三〇	
同十二年	繭	一、〇、三六	一、〇、三六	一、〇、三六	
同十二年	繭隊地	一、〇、二六	一、〇、二六	一、〇、二六	



同十三年	同十四年	昭和元年	同二年	同三年	合計	
					産	収
九三、三三三	一〇〇、六九〇	一、二五、七五五	一、二五、七五五	一、二五、七五五	一、二五、七五五	二〇
七、七〇〇	一、〇〇、六九〇	一、二五、七五五	一、二五、七五五	一、二五、七五五	一、二五、七五五	二〇
一、〇〇、六九〇	一、〇〇、六九〇	一、二五、七五五	一、二五、七五五	一、二五、七五五	一、二五、七五五	二〇
一、〇〇、六九〇	一、〇〇、六九〇	一、二五、七五五	一、二五、七五五	一、二五、七五五	一、二五、七五五	二〇
一、〇〇、六九〇	一、〇〇、六九〇	一、二五、七五五	一、二五、七五五	一、二五、七五五	一、二五、七五五	二〇
一、〇〇、六九〇	一、〇〇、六九〇	一、二五、七五五	一、二五、七五五	一、二五、七五五	一、二五、七五五	二〇
一、〇〇、六九〇	一、〇〇、六九〇	一、二五、七五五	一、二五、七五五	一、二五、七五五	一、二五、七五五	二〇
一、〇〇、六九〇	一、〇〇、六九〇	一、二五、七五五	一、二五、七五五	一、二五、七五五	一、二五、七五五	二〇
一、〇〇、六九〇	一、〇〇、六九〇	一、二五、七五五	一、二五、七五五	一、二五、七五五	一、二五、七五五	二〇

右の表によると、生産数量、輸出数量の激減して居る年がある。これは、

- 一、稲作不良に基因する原料藁の不足
- 二、薤及び薤臥の値下り

等によるもので、藁不足の年は藁の値が高く、その割合に薤、薤臥の値が高くなる。つまり製産者が「不引合」をとなへて製出を手びかへする。また、薤、薤臥の値が下つた年は、自然製産者の工賃が薄く、その努力に酬ひられる所が少いから他の副業に手を着けたりする。そのために産額が減じて居るのである。

製品に統一を見ざる二人織機が諸種の特許織機と代り、労力の節減とともに多量製産を圖ることとなつた。今では需要供給の關係圓滿となり、農家副業的工業として頗る好望の位置に立つて居る。昭和二年度の調査によると

- 原料蘭作付反別 二三町五段
- 收 穫 高 五八九一五貫
- 此 價 格 三三二八一圓
- 疊表製出高 三〇四八六〇枚
- 其 價 格 一五八〇九二圓
- 莫産製出高 八七九三〇枚
- 其 價 格 八九七〇圓

となつてゐて地方物産として、かなり重要な位置を占めてゐる。販路は三丹地方四分、大阪姫路四分、其他は東京朝鮮地方であつて朝鮮への移出は好望である。

**凍豆腐**

凍豆腐笠形山を中心とした地域、即ち多可、神崎、加西に於て生産するが、加西郡では大和村のみで産出する。大和村に於ける起源は明治五年十二月であつてその當時は頗る微々たるものであつたが交通の發達は需要を擴大し、明治三十二年には壹萬八千餘圓。同三十七年には二萬五千六百餘圓、大正三年には四萬八千九百餘圓と漸次發展の経路を辿り、昭和元年には製造場四五、職工總數二一三人、製品價格十三萬六千三百餘圓に達してゐる。別項記述の如く大和村肥牛は實に此凍豆腐の滓を飼料として好成绩を收めつ

また、以前は朝鮮へ盛に輸出したものが、朝鮮地内で藁製品を奨励したため、内地からの輸出がなくなつた。その爲郡内の輸出額も一時減じたが、朝鮮での需用數量ほどのものは更に内地で需用されることになつたので現今ではその影響は受けなくなつた。

**疊表及莫産**

口牌によると、嘉永年間既に今の西在田村に、本業に従事してゐた者が多數あつたと傳へられて居る。して見るとすつと以前から産出して居たものと思はれる。けれども當時は誠に微々たるものであつて、之れが原料たる藁及麻芋は悉く自家に於て栽培し、それを以て農閑期僅かに二人織機で製造するに過ぎなかつた。従つてその聲價も揚りなかつた譯であるが降つて明治十年頃より需要増多し、北條表或は加西表の名漸く高く、當業者は販路の擴張と製品の改良に腐心し、結果其の生産額を増した。明治廿六年には原料藁の栽培反別九町三反三畝歩、生産二十三萬八千五百餘枚に達し益々好望を告げた。殊に日露戦後は頗る需要多く在田、富田の兩村にも多數の製産者を見、製造戸數六百餘、數量四十三萬三千六百枚、價格拾壹萬六千七百六十四圓に達した。然るにたまたま米價の昇騰と害虫發生とで原料藁栽培は不利なりとあつて、俄に栽培反別を減少し、原料藁は三備地方より麻芋は栃木縣地方より供給を仰ぐに至り、今では地方原料は僅か數萬貫を使用するに過ぎない。また織機も不便にして

あるのである。現今では播州凍豆腐業組合の設立を見、技術員の派遣、品評會を開いて品質改善の奨励、品質形狀の統一、粗製濫造の防止等着々として改良方法を講じて居る。原料は滿鮮より之を仰ぎ、肥牛事業と相俟て助長發達に力めつゝある。

**酒** 播磨風土記に「下鴨里有碓居谷箕谷酒屋谷此汝命造碓居春之處者號碓居谷箕置之處者箕谷造酒之處者號酒屋谷」とあるが、上古の事は明確に知り得ないからさしおいて、加西郡酒造家の古き歴史を持つてゐるのは多加野村志方家であつて其創始は至徳年間である。同家の「三國山」は其芳醇によつて酒銘はかなり遠近に知られてゐたが今は醸造を休止してゐる。現在の郡内酒造家は左記の通りであつて、酒亦本郡重要産物の一である。

營業主	創業年月	酒造場所在地	昭和二年	昭和三年
原 定吉	大正四、二	北條栗田、石ノ三	五、〇〇〇	五、〇〇〇
柏木麻治	大正六、二	富田、谷野	三、八〇〇	三、八〇〇
中根專太郎	明治五、三	賀茂、四横田、毛	七、〇〇〇	七、〇〇〇
稻岡幸治	弘化元年	下里、三口、二、四、六	三、〇〇〇	三、〇〇〇
佐伯曾次郎	明治三、〇	下里西笠原、七、七、七	一、七〇〇	一、七〇〇
岩本勘兵衛	明治四、〇	下里尾崎、九、九、三	三、〇〇〇	三、〇〇〇
館岡耕作	明治三、〇	下里三口、八、三、二	四、〇〇〇	四、〇〇〇
三宅剛吉	天保三、一	九會、中野、九、七	六、〇〇〇	六、〇〇〇



増田しゅう	大正四、二	九會繁昌三三〇	三三〇	三三〇
山田源四郎	慶應一、〇	富合、山枝、三三〇	三三〇	三三〇
山田久三郎	明治三九、二	富合、山枝、三三〇	三三〇	三三〇
高見房一郎	寛政九、〇	多加野和泉、三三〇	三三〇	三三〇
玉田貞三郎	明治三九、二	多加野	三三〇	三三〇
吉田一二	明治三九、二	多加野油谷、三三〇	三三〇	三三〇
吉田龜治	文化二、〇	西在田、若井、三三〇	三三〇	三三〇
吉田菊太郎	大正三、二	在田、殿原、三三〇	三三〇	三三〇
味淋焼酎	以上は各醸造主よりの報告による			
千石孫作	在田、別所、二〇	燒淋二九	燒淋二六	

東播三郡酒造組合事務所は加東郡社町にある。

**指物 (富田村)** 現在は幣器、三寶を主として生産してゐる。明治四十一年八月富田指物同業組合なる申合組合を組織したが昭和三年に至つて組合内容につき事故が起り今整理中である。其整理結了後は、有限責任播州指物販賣購買組合を設立すべく計畫進行中である。

元來富田村の指物の一番の先達は市村の川嶋儀兵衛であつて、今を去る九十年前西在田村の道山で箱膳、釘箱、鏡臺類製造の技を習得して歸り、毎年十一月十二月の二ヶ月は幣器三寶を期的に製造してゐた。其後交通機關發達に伴ひ販路擴張、職工増多と順次發達し來り富田村三副業の首位を占め製造戸數約六十、年産額八萬圓を突破せんとするに至つた。

此 價 格 一九八〇〇圓  
價格合計 五二八〇〇圓である。

右の内七割以上は長石が占めてゐる。本郡産石材は石質堅牢で建築土工に適してゐるので、採掘高は一般經濟界の支配を受けて時に消長盛衰はあるけれども近時各種土工の振興と建築様式の變革とによつて需要は漸増の經路を辿つて居る。現今は石材會社解散後個人事業として若干の商店によつて營業してゐる。

**竹製品** 北條町に於ける竹製品は西南村に於ける箕、籠筥等で其起源を温ねてみると享保年間同村森本喜八なる者が村内の疲弊を憂へ、興村策として副業の必要を稱へ、富田村の畑で箕製作に従事せる者あるを聞き同人に就いて製法を練習歸村し有志と共に指導獎勵一般への普及を計つたのにある。それから副業として漸次有利なるを認められ明治元年には全村四十三戸の中其半數は製作に従事するに至り、今や戸數六十戸の内製造戸數四十六戸の多きに達した。そこで資金機關購買、販賣、生産機關として西南箕生産組合を組織し、集納倉庫及事務所を建設し、斯業の發達を圖つてゐる。現今組合員四名、出資金一千五百圓、積立金一千三百六十圓、購買高三萬三千圓、販賣高三萬四千圓といふ數字を出してゐる。

産 業 組 合

が、此好況は永續しなかつた。それは世界的經濟戰の影響を受けた爲大正十一年以降價格激落し、申合同業組合が一萬數千圓の損失を來したのと、組合政策錯誤の爲とで現今の萎微となつたのである。然し幣器、三寶製造の同業者があるのは奈良縣吉野郡下市町であり、且つ『大和もの』は關東方面、我富田村指物は『播州もの』といつて關西方面を其主たる販路としてゐる關係上、比較的競争の少い好副業であるから、今計畫中の産業組合法による公認組合の成立後は必ずや迅速に發達し復舊以上の盛況を現出することだらう。

**石材** 本郡に於ける石材の主産地は賀茂村、北條町、及下里村である。就中賀茂の『長石』北條の『高室石』の名が聞えてゐる。採掘高は長石が首位で、明治三十五年一月資本金參千圓で賀茂石材合資會社を組織し、旺んに採掘した。大正元年を中にしての兩三年は一ヶ年平均産額二萬五千六百四拾餘圓に達したが、大正三、四年には事業不振の爲稍採掘高を減じた。それでも猶一萬六千餘圓の産額を見た。播鐵が北條支線を敷設するに當つて賀茂村西長に一驛を置いたのも本業の將來に着目したからである。

イ、安 山 岩 一一〇〇〇〇才  
此 價 格 三三〇〇〇圓  
ロ、凝灰岩及灰岩 六六〇〇〇才

組 合 名	所在地	口數	出資金	積立金	貸付金貯	金購買高	販賣高	利用
北條商工組合	栗 田	七九	二六〇〇	一四九三	一五三〇			
小谷信用組合	小 谷	四九	三六〇〇	二七〇〇	一八〇〇			
西南箕生産組合	西 南	四〇	二〇〇〇	一六〇〇	二〇〇〇			
有限責任富田信用購買販賣組合	富 田	四六	一七〇〇	二九〇〇	一六〇〇	三九〇		
賀茂信用購買販賣利用組合	賀 茂	四八	二七〇〇	一八〇〇				
下里畜牛生産販賣組合	下 里	四七	三〇〇〇	一八〇〇				
九會村信用組合	中 野	六九	二七〇〇	一五〇〇				
畜牛生産販賣利用組合	河 内	六三	三三〇〇	一八〇〇				
柳山寺信用販賣購買組合	大 和	六三	三三〇〇	一五〇〇	六六〇			(整理中)
西在田畜産利用組合	大 内	六九	三三〇〇	一五〇〇	六六〇			
計		二〇九六	一八七六	三〇六三	三三〇二	一八七九	三三八七	五四九

右の内北條商工信用組合は組合員七六名口數七九であるが之れを一千口となすべく擴張を企て現今進行中である。組合と名の付くものに加西郡織物同業組合があるが之れは産業組合とは全く性質の異なる組合であるので別項に掲げた。猶參考の爲に記しておきたいのは、彼の酪農組合の如きは前表の組合に附屬するので、例へば賀茂村東飯酪農組合は、賀茂信用販賣購買利用組合所屬酪農組合である事である。



























の時の北條町長宮崎龜太郎、電氣會社社長松本永治等であつた  
 これより先、姫路電燈株式會社は姫路水力電氣株式會社となつて居たが、北條町にある中播電氣株式會社は業績があまり良好でなかつた所から松本社長が奔走して大正十一年二月一日、中播電氣株式會社を姫路水力電氣株式會社に合併させた。

一方北條町電氣は業績頗る良好で、年々町収入の増加を見て居たが、腐朽電柱の取替や其他諸工事についての資金難に遭遇した。そこで、寧ろ町電氣を他の電氣會社に賣渡す方が得策なりとの議が出て、町會の議決を経て之亦姫路水力電氣株式會社に二十七萬圓で賣渡すことになつた。これには反對論者もあり騒分喧騒したが結局、大正十四年三月一日北條町電氣も姫路水力電氣の手に移つた。この賣却代金二十七萬圓を握つた北條町はその金の處分問題から町政上に大紛糾を起した。

北條町電氣と中播電氣とを手に入れた姫路水力電氣會社は大正十五年三月二十一日中國電燈會社と合併し、中國合同電氣株式會社となつた。そしてその姫路支社に屬する中播營業所を北條町に置き、中播營業所をして加西郡全部、加東多可、神崎の各郡の一部を管轄區域とし營業せしめて居る。中播營業所長は今、南豊太郎である。  
 現今本郡内に於ける電氣供給量は左の通りである。

中播營業所加西郡内供給電氣量(昭和四、四、二)

町村名	燈數	メートル數	電熱(基)	電力(馬力)
北條	二六九	二四五	七四	一五六
宮田	九二	〇	〇	三
賀茂	二七四	二四五	〇	一六五
下里	二五三	六五	〇	三
九會	二五三	四三	一〇	三
多野	一〇一	三二	八	三
芳野	二二	四四	一三	四
大和	五九	一五	〇	二五
西田	五五	六	〇	七
在田	二四〇	三一	三	七
計	三三三〇	五〇七	二九	四三、五

**第一銀行**  
 郡金融の根幹をなすものは銀行である。加西郡内には今株式會社加西合同銀行、株式會社三重商工銀行の二行があり、加西合同は支店若干を置き營業してゐる。今、兩行の概要を記さう。

(一) 株式會社三重商工銀行

一、創立明治三十年五月十日

○資本金

金參萬圓

創立時

金五萬圓

明治三十三年

年九月十四

日(増資)

金拾萬圓

明治三十九

年十二月二

十四日(増資)

金貳拾萬圓

大正三年二

月三日(増資)

金五拾萬圓

同八年六月

十三日

(現在)

○歴代の頭取

三枝半治郎

創立當時より



株式會社三重商工銀行

三枝治兵衛 明治三十年九月一日就任  
 小西文兵衛 明治三十三年九月廿四日就任  
 三枝半治郎 大正二年七月十六日就任  
 柏木龜治 大正十二年七月二十日就任(現在)  
 ○營業所所在地  
 加西郡北條町四三五番屋敷  
 ○銀行の前身  
 三枝組、友盛會なる二つの貯蓄團體が合併して三重商工銀行を設立したのである。

(一) コルレスボンデンス調

年次	種目	被仕向金額	仕向金額	取組先數	摘要
明治三十年下半年		一、二〇〇、〇〇〇	四、六七、九五五	二	
同三十一年上半年		六九〇、〇〇〇	一〇、五〇、二七五	二	
同三十二年上半年		二、七〇、〇〇〇	五、三三、八五二	二	
同三十二年下半年		一、〇三、〇〇〇	三、〇九、一七〇	五	
同三十三年上半年		一、三三、〇〇〇	七、六二、六六五	五	
同三十三年下半年		一、二八、〇〇〇	八、三三、五五〇	五	
同三十四年上半期		二、四〇、〇〇〇	七、四七、八〇〇	五	
同三十四年下半期		一、七九、五五五	一〇、七三、三七〇	五	
同三十五年上半期		三、七五、四〇八	一九、六二、〇六六	五	
同三十五年下半期		四九、〇〇〇	八、六一、〇九〇	五	
同三十五年全期		九〇、〇〇〇	二、四六、八〇〇	五	







年次	種目	被仕向金額	仕向金額	取組先数	摘要
同	五上半	七、八〇〇、〇〇〇	七、一七、九〇〇	二、三三、三六〇	九分
同	下半	二、八五〇、〇〇〇	八、五七、一三〇	七、四四、七五〇	九分
同	六上半	三、九〇〇、〇〇〇	九、一四、八〇〇	六、九二、一七〇	八分
同	下半	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	七、五七、五五〇	八分
同	七上半	三、一〇〇、〇〇〇	三、一〇〇、〇〇〇	七、〇三、九〇〇	八分
同	下半	三、四〇〇、〇〇〇	三、四〇〇、〇〇〇	九、四九、八六〇	八分五厘
同	八上半	三、五〇〇、〇〇〇	三、五〇〇、〇〇〇	二、〇九、一八〇	八分
同	下半	三、五〇〇、〇〇〇	三、五〇〇、〇〇〇	一、六九、三三〇	八分
同	九上半	三、五〇〇、〇〇〇	三、五〇〇、〇〇〇	三、〇七、五〇〇	八分
同	下半	三、五〇〇、〇〇〇	三、五〇〇、〇〇〇	三、〇七、五〇〇	八分
同	一〇上半	三、五〇〇、〇〇〇	三、五〇〇、〇〇〇	二、九〇、六六〇	九分五厘
同	下半	三、五〇〇、〇〇〇	三、五〇〇、〇〇〇	三、〇七、五〇〇	八分
同	一一上半	三、五〇〇、〇〇〇	三、五〇〇、〇〇〇	三、〇七、五〇〇	八分
同	下半	三、五〇〇、〇〇〇	三、五〇〇、〇〇〇	三、〇七、五〇〇	八分
同	一二上半	三、五〇〇、〇〇〇	三、五〇〇、〇〇〇	三、〇七、五〇〇	八分
同	下半	三、五〇〇、〇〇〇	三、五〇〇、〇〇〇	三、〇七、五〇〇	八分
同	一三上半	三、五〇〇、〇〇〇	三、五〇〇、〇〇〇	三、〇七、五〇〇	八分
同	下半	三、五〇〇、〇〇〇	三、五〇〇、〇〇〇	三、〇七、五〇〇	八分
同	昭和二上	三、五〇〇、〇〇〇	三、五〇〇、〇〇〇	三、〇七、五〇〇	八分
同	昭和二下	三、五〇〇、〇〇〇	三、五〇〇、〇〇〇	三、〇七、五〇〇	八分

業績

(一) コルレスボンデンス調

年次	種目	被仕向金額	仕向金額	取組先数	摘要
大正十五年六月末		六、九八七、〇〇〇	五、五九、八〇〇	五八ヶ所	三ヶ月分
昭和元年十二月末		二、八〇一、〇〇〇	一、三六六、八八〇	五〇	
同 二年六月末		一、五五〇、五九〇	六八、三九、五〇〇	四〇	
同 年十二月末		一、三〇六、六〇〇	一、〇九、三三〇	四六	
同 三年六月末		一、二二三、六〇〇	一、四四、五八〇	四二	
同 年十二月末		一、七七、七三〇	一、五七、五〇〇	四七	

(二) 諸預諸貸金其他調

年次	種目	積立金	諸預金	諸貸出高	純益金	配當率
大正十五年六月末		五、〇〇〇、〇〇〇	二、九九六、〇六五	四八、八七、〇五三	八七、五三〇	七分
昭和元年十二月末		一〇、〇〇〇、〇〇〇	三、八二六、一五五	五五、四九、六五〇	八、五五三	七分
同 二年六月末		二、六、五〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	四、四、五五〇	一、五、四四〇	六分
同 年十二月末		三、五〇〇、〇〇〇	七、七三三、七六四	三、八、九四四	六〇、九七〇	六分
同 三年六月末		三、五〇〇、〇〇〇	七、七三三、七六四	三、八、九四四	六〇、九七〇	六分
同 年十二月末		三、五〇〇、〇〇〇	七、七三三、七六四	三、八、九四四	六〇、九七〇	六分
同 昭和二上		三、五〇〇、〇〇〇	七、七三三、七六四	三、八、九四四	六〇、九七〇	六分
同 昭和二下		三、五〇〇、〇〇〇	七、七三三、七六四	三、八、九四四	六〇、九七〇	六分

沿革

加西合同銀行は大正十五年四月一日に創立せられた事になつてゐるが之は、株式会社加西銀行と株式会社北條銀行が合同した月日である。それで前身たりし加西銀行と北條銀行の

支店名	所在地	設置年月日	備考
神戶支店	神戶市水木通一丁目	大正十五年四月一日	昭和二、二〇〇〇止
高砂支店	加古郡高砂町鍛冶屋町	同	
栗生支店	加東郡河合村栗生	同	
下里支店	加西郡下里村東笠原	同	
中野支店	同郡九會村中野	同	
和泉支店	同郡多加野村和泉	同	
芳田支店	同郡芳田村明樂寺	同	
在田支店	同郡在田村殿原	同	

(二) 株式会社加西合同銀行

一、創立大正十五年四月一日

〇資本金

金壹百六拾貳萬圓也

〇支店

支店名	所在地	設置年月日	備考
神戶支店	神戶市水木通一丁目	大正十五年四月一日	昭和二、二〇〇〇止
高砂支店	加古郡高砂町鍛冶屋町	同	
栗生支店	加東郡河合村栗生	同	
下里支店	加西郡下里村東笠原	同	
中野支店	同郡九會村中野	同	
和泉支店	同郡多加野村和泉	同	
芳田支店	同郡芳田村明樂寺	同	
在田支店	同郡在田村殿原	同	

〇頭取

佐伯音次郎

〇營業所

加西郡北條町北條九一〇番地

大要を次に記して置く

イ、株式会社加西銀行

創立 明治三十年五月十日

資本金

創立當時

金拾五萬

圓也

其後數次

の増資を

なした。

即ち明治

三十九年

一月十八

日金參拾

萬圓とな

り、大正

三年六月

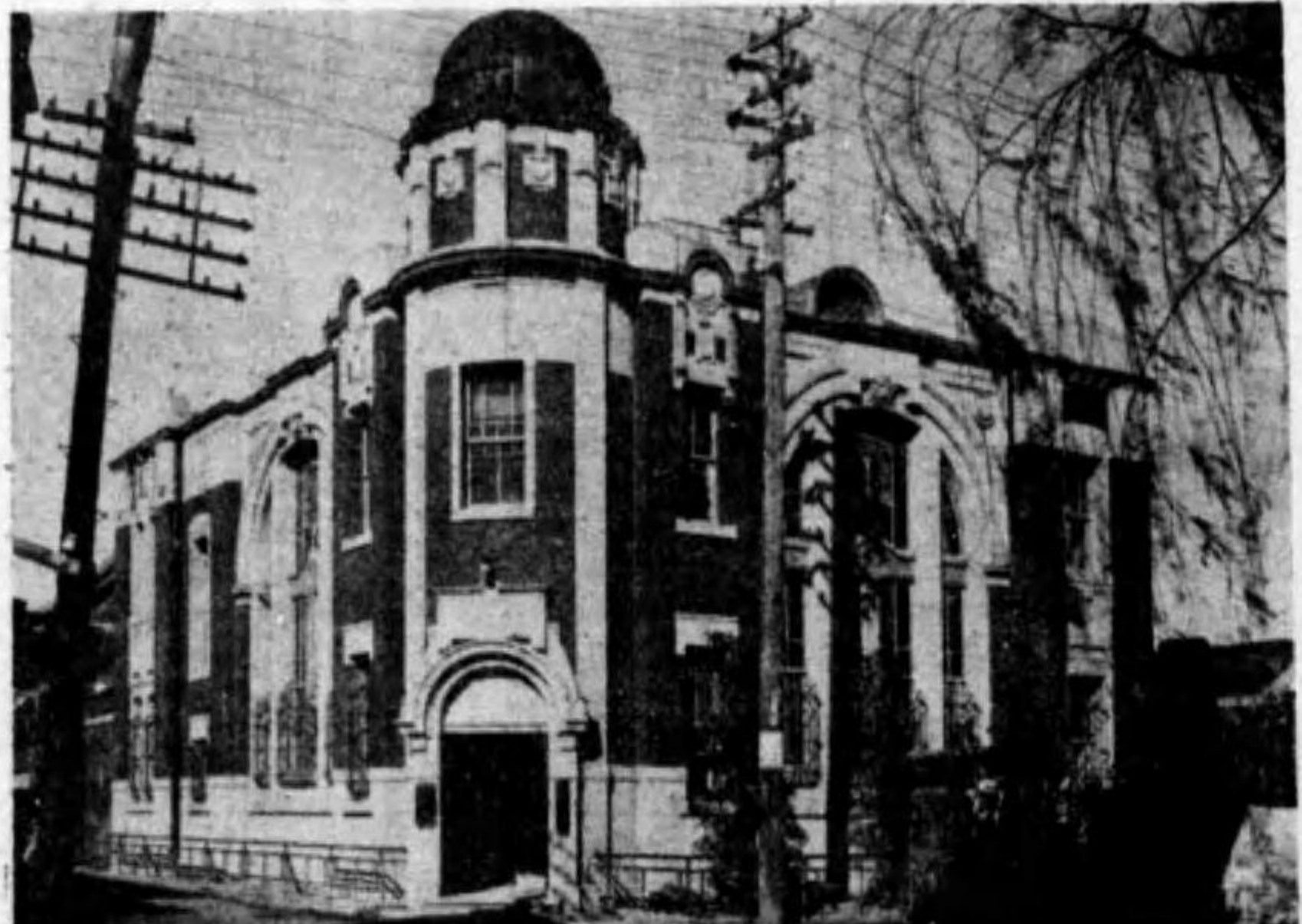
五日金六

拾萬圓と

なり、大正八年五月三日金壹百貳拾圓となつてゐた。

支店は芳田支店を明治三十年九月二十七日設置し栗生支店を

大正二年七月十七日、下里支店を大正四年一月二十二日、在



加西合同銀行



田支店を大正七年十月十日高砂支店を大正七年十一月一日に設置した。

本店はもと加西郡北條町栗田六十八番屋敷にあつたが、明治三十四年十一月三日同郡同町同所十一番地の新築がなつたので移轉し以て合同當日まで營業してゐた。創立當時より合併に至るまでの頭取は左の通り

就任年月	辭任年月	氏名	住 所
明治三十年五月	明治四十年一月	内橋榮三郎	加西郡芳田村落方
明治四十年一月	明治四十年十二月	山下 亮效	加西郡北條町北條
明治四十年十二月	明治四十二年八月	稻岡幸八郎	加西郡下里村三口
明治四十二年八月	明治四十五年三月	高原重太郎	加西郡賀茂村西組坂
明治四十五年三月	大正十年七月二十三日	内橋榮三郎	加西郡芳田村落方
大正十年八月	合併ニ至ルマデ	佐伯音次郎	加西郡下里村西原

ロ、株式會社北條銀行

創立 明治二十四年五月十六日  
資本金 創立當時 金參萬圓也

以後數次の増資あり、明治二十七年二月金五萬圓となり、同二十八年貯蓄兼營の爲金七萬圓となり、同三十年三月金貳拾萬圓、同四十年七月金五拾萬圓となり、大正七年五月金壹百萬圓となり、大正九年三月金貳百萬圓となつてゐた。貯蓄兼營は大正十一年一月一日廢

止した。

支店は次の四ヶ所に設けてゐた。  
和泉支店を明治三十年三月三日に設置し、中野支店も同日に設置した。神戸支店は大正四年六月十五日、笠原支店は明治四十年三月廿六日に設置してゐた。

本店營業所は北條町北條九十二番地にあつたが大正十一年八月十日現在合同銀行本店營業所の新築がなつたので移轉したのであつた。

北條銀行の前身は北條町の人三枝字重郎、尾芝四郎兵衛其他數名によつて組織經營されてゐた積慶社でそれを引繼いたものである。

創立當時より合併に至るまでの頭取を擧ぐれば左の如し。

就任年月	辭任年月	氏名	住 所
明治二十四年五月	明治四十二年八月	菅原文之介	加西郡下里村野條
明治四十二年八月	大正十四年五月	志方 耕藏	加西郡多加野村國正
大正十四年六月	合併時に至る	山口 次郎	神崎郡山田村南山田

北條銀行時代の業績

(一) コルレスボンデンス調

年次	種目	被仕向金額	仕向金額	取組先數	摘要
明治二十四年十二月末		三、七四、一六〇	〇	三ヶ所	
同 同		五、四三、〇〇〇	一、一三〇、三〇〇	十四ヶ所	
同 同		一、四四〇、三〇〇	一、八九一、三九〇	同	
同 同		九六、一五〇	三、三三、三〇〇	十三ヶ所	
同 同		六、一六、八〇〇	七、九一、三〇〇	同	
同 同		四、三九、〇〇〇	四、四四、〇〇〇	十五ヶ所	
同 同		一、五二、二二七	一、五五、三〇〇	同	
同 同		六九、八〇〇	三、七二、三〇〇	四十ヶ所	
同 同		七、〇〇、三〇〇	六、五二、七五〇	四十三ヶ所	
同 同		六、〇八、〇〇〇	五、五五、七五〇	四十八ヶ所	
同 同		六、四一〇、六〇〇	八、〇四、五〇〇	四十八ヶ所	
同 同		一、五〇〇、一〇〇	二、九八、〇〇〇	四十九ヶ所	
同 同		一、五二、二二七	三、四九、三〇〇	同	
同 同		七、八八、二〇〇	二、五九、二〇〇	五十ヶ所	
同 同		四、三九、四〇〇	二、八三、六〇〇	同	
同 同		三、三三、四〇〇	一、九六、七五〇	同	
同 同		二、四九、六〇〇	四、四六、七五〇	五十四ヶ所	
同 同		五、三〇、三〇〇	五、四八、六〇〇	同	
同 同		三、七四、一六〇	三、八七、四〇〇	七十ヶ所	
同 同		三、五八、六〇〇	三、三六、四〇〇	八十ヶ所	
同 同		九、一八、九〇〇	五、七〇、〇〇〇	八十一ヶ所	
同 同		一、〇、二七、八〇〇	三、七九、六〇〇	八十四ヶ所	
同 同		六、三三、四〇〇	三、三三、七〇〇	同	

就任年月	辭任年月	氏名	住 所
同 同		七、九一、三〇〇	〇
同 同		一、九六、七五〇	同
同 同		五、五〇、〇〇〇	同
同 同		二、七三、三〇〇	同
同 同		三、四三、〇七五	同
同 同		三、三三、四〇〇	同
同 同		六九、八〇〇	同
同 同		五、三三、七五〇	同
同 同		四、三九、四〇〇	同
同 同		三、四九、六〇〇	同
同 同		八、〇六、〇〇〇	同
同 同		三、七四、一六〇	同
同 同		三、五八、六〇〇	同
同 同		三、七四、一六〇	同
同 同		四、三九、四〇〇	同
同 同		五、三〇、三〇〇	同
同 同		三、七四、一六〇	同
同 同		三、五八、六〇〇	同
同 同		三、七四、一六〇	同
同 同		四、三九、四〇〇	同
同 同		五、三〇、三〇〇	同
同 同		三、七四、一六〇	同
同 同		三、五八、六〇〇	同
同 同		三、七四、一六〇	同
同 同		四、三九、四〇〇	同
同 同		五、三〇、三〇〇	同
同 同		三、七四、一六〇	同
同 同		三、五八、六〇〇	同
同 同		三、七四、一六〇	同
同 同		四、三九、四〇〇	同
同 同		五、三〇、三〇〇	同
同 同		三、七四、一六〇	同
同 同		三、五八、六〇〇	同
同 同		三、七四、一六〇	同
同 同		四、三九、四〇〇	同
同 同		五、三〇、三〇〇	同
同 同		三、七四、一六〇	同
同 同		三、五八、六〇〇	同
同 同		三、七四、一六〇	同
同 同		四、三九、四〇〇	同
同 同		五、三〇、三〇〇	同
同 同		三、七四、一六〇	同
同 同		三、五八、六〇〇	同
同 同		三、七四、一六〇	同
同 同		四、三九、四〇〇	同
同 同		五、三〇、三〇〇	同
同 同		三、七四、一六〇	同
同 同		三、五八、六〇〇	同
同 同		三、七四、一六〇	同
同 同		四、三九、四〇〇	同
同 同		五、三〇、三〇〇	同
同 同		三、七四、一六〇	同
同 同		三、五八、六〇〇	同
同 同		三、七四、一六〇	同
同 同		四、三九、四〇〇	同
同 同		五、三〇、三〇〇	同
同 同		三、七四、一六〇	同
同 同		三、五八、六〇〇	同
同 同		三、七四、一六〇	同
同 同		四、三九、四〇〇	同
同 同		五、三〇、三〇〇	同
同 同		三、七四、一六〇	同
同 同		三、五八、六〇〇	同
同 同		三、七四、一六〇	同
同 同		四、三九、四〇〇	同
同 同		五、三〇、三〇〇	同
同 同		三、七四、一六〇	同
同 同		三、五八、六〇〇	同
同 同		三、七四、一六〇	同
同 同		四、三九、四〇〇	同
同 同		五、三〇、三〇〇	同
同 同		三、七四、一六〇	同
同 同		三、五八、六〇〇	同
同 同		三、七四、一六〇	同
同 同		四、三九、四〇〇	同
同 同		五、三〇、三〇〇	同
同 同		三、七四、一六〇	同
同 同		三、五八、六〇〇	同
同 同		三、七四、一六〇	同
同 同		四、三九、四〇〇	同
同 同		五、三〇、三〇〇	同
同 同		三、七四、一六〇	同
同 同		三、五八、六〇〇	同
同 同		三、七四、一六〇	同
同 同		四、三九、四〇〇	同
同 同		五、三〇、三〇〇	同
同 同		三、七四、一六〇	同
同 同		三、五八、六〇〇	同
同 同		三、七四、一六〇	同
同 同		四、三九、四〇〇	同
同 同		五、三〇、三〇〇	同
同 同		三、七四、一六〇	同
同 同		三、五八、六〇〇	同
同 同		三、七四、一六〇	同
同 同		四、三九、四〇〇	同
同 同		五、三〇、三〇〇	同
同 同		三、七四、一六〇	同
同 同		三、五八、六〇〇	同
同 同		三、七四、一六〇	同
同 同		四、三九、四〇〇	同
同 同		五、三〇、三〇〇	同
同 同		三、七四、一六〇	同
同 同		三、五八、六〇〇	同
同 同		三、七四、一六〇	同
同 同		四、三九、四〇〇	同
同 同		五、三〇、三〇〇	同
同 同		三、七四、一六〇	同
同 同		三、五八、六〇〇	同
同 同		三、七四、一六〇	同
同 同		四、三九、四〇〇	同
同 同		五、三〇、三〇〇	同
同 同		三、七四、一六〇	同
同 同		三、五八、六〇〇	同
同 同		三、七四、一六〇	同
同 同		四、三九、四〇〇	同
同 同		五、三〇、三〇〇	同
同 同		三、七四、一六〇	同
同 同		三、五八、六〇〇	同
同 同		三、七四、一六〇	同
同 同		四、三九、四〇〇	同
同 同		五、三〇、三〇〇	同
同 同		三、七四、一六〇	同
同 同		三、五八、六〇〇	同
同 同		三、七四、一六〇	同
同 同		四、三九、四〇〇	同
同 同		五、三〇、三〇〇	同
同 同		三、七四、一六〇	同
同 同		三、五八、六〇〇	同
同 同		三、七四、一六〇	同
同 同		四、三九、四〇〇	同
同 同		五、三〇、三〇〇	同
同 同		三、七四、一六〇	同
同 同		三、五八、六〇〇	同
同 同		三、七四、一六〇	同
同 同		四、三九、四〇〇	同
同 同		五、三〇、三〇〇	同
同 同		三、七四、一六〇	同
同 同		三、五八、六〇〇	同
同 同		三、七四、一六〇	同
同 同		四、三九、四〇〇	同
同 同		五、三〇、三〇〇	同
同 同		三、七四、一六〇	同
同 同		三、五八、六〇〇	同
同 同		三、七四、一六〇	同
同 同		四、三九、四〇〇	同
同 同		五、三〇、三〇〇	同
同 同		三、七四、一六〇	同
同 同		三、五八、六〇〇	同
同 同		三、七四、一六〇	同
同 同		四、三九、四〇〇	同
同 同		五、三〇、三〇〇	同
同 同		三、七四、一六〇	同
同 同		三、五八、六〇〇	同
同 同		三、七四、一六〇	同
同 同		四、三九、四〇〇	同
同 同		五、三〇、三〇〇	同
同 同		三、七四、一六〇	同
同 同		三、五八、六〇〇	同
同 同		三、七四、一六〇	同
同 同		四、三九、四〇〇	同
同 同		五、三〇、三〇〇	同
同 同		三、七四、一六〇	同
同 同		三、五八、六〇〇	同
同 同		三、七四、一六〇	同
同 同		四、三九、四〇〇	同
同 同		五、三〇、三〇〇	同
同 同		三、七四、一六〇	同
同 同		三、五八、六〇〇	同
同 同		三、七四、一六〇	同
同 同		四、三九、四〇〇	同
同 同		五、三〇、三〇〇	同
同 同		三、七四、一六〇	同
同 同		三、五八、六〇〇	同
同 同		三、七四、一六〇	同
同 同		四、三九、四〇〇	同
同 同		五、三〇、三〇〇	同
同 同		三、七四、一六〇	同
同 同		三、五八、六〇〇	同
同 同		三、七四、一六〇	同
同 同		四、三九、四〇〇	同
同 同		五、三〇、三〇〇	同
同 同		三、七四、一六〇	同
同 同		三、五八、六〇〇	同
同 同		三、七四、一六〇	同
同 同		四、三九、四〇〇	同
同 同		五、三〇、三〇〇	同
同 同		三、七四、一六〇	同
同 同		三、五八、六〇〇	同
同 同		三、七四、一六〇	同
同 同		四、三九、四〇〇	同
同 同		五、三〇、三〇〇	同
同 同		三、七四、一六〇	同
同 同		三、五八、六〇〇	同
同 同		三、七四、一六〇	同
同 同		四、三九、四〇〇	同
同 同		五、三〇、三〇〇	同
同 同		三、七四、一六〇	同
同 同		三、五八、六〇〇	同
同 同		三、七四、一六〇	同
同 同		四、三九、四〇〇	同
同 同		五、三〇、三〇〇	同
同 同		三、七四、一六〇	同
同 同		三、五八、六〇〇	同
同 同		三、七四、一六〇	同
同 同		四、三九、四〇〇	同
同 同		五、三〇、三〇〇	同
同 同		三、七四、一六〇	同











計	賀茂	下里	九會	富合	多加野	大和田	西和田	在田
三三	五五	八六	四六	六六	三三	五五	六六	三三
三三	五五	八六	四六	六六	三三	五五	六六	三三
三三	五五	八六	四六	六六	三三	五五	六六	三三
三三	五五	八六	四六	六六	三三	五五	六六	三三
三三	五五	八六	四六	六六	三三	五五	六六	三三
三三	五五	八六	四六	六六	三三	五五	六六	三三
三三	五五	八六	四六	六六	三三	五五	六六	三三
三三	五五	八六	四六	六六	三三	五五	六六	三三
三三	五五	八六	四六	六六	三三	五五	六六	三三

右の他に米麥等を以てするものも二、三あるけれども之は省いた。

**稻の正條植** 所謂『正條田植』は全國で本郡が最初である。常に農事に熱心であつた在田村鴨谷の影山六良兵衛が、同地方に栽培する蘭の正條植を見て、稻もこのやうに植えたら、植つけ後の除草、害虫の驅除、施肥等にも便利であり、刈取の際にも都合よく、收穫も増すであらうと考へつき、明治十年頃二反あまりの田にその正條植を試た。その成績は頗る良好であつたので、翌年更に、二町ほどの田に重ねてそれを試た。その結果も豫期以上良好であつた。それから村一般、郡一般と普及し、他の地方へも正條田植を教授するやうになつたのである。

本郡の産物についての舊記を参考のため左に摘記して置く。

文久三年田安領舊記

**荒筵。** 大阪へ運送以外郷染毛綿等の類郡中にて取集の上丹州へ賣出申候

**蕨。** 北條近在より持出し北條蕨といふ國中へ賣山下村の近在にも多分製造是を山下蕨といふ。(天正年間豊臣秀吉姫路に在りし時、北條蕨二千枚を土産となすべく持歸つたことがある。)

**疊の表。** 是も北條近郷にて製し北條にて賣捌故北條表とも又は加西表とも云ひ大阪へ送出し申候

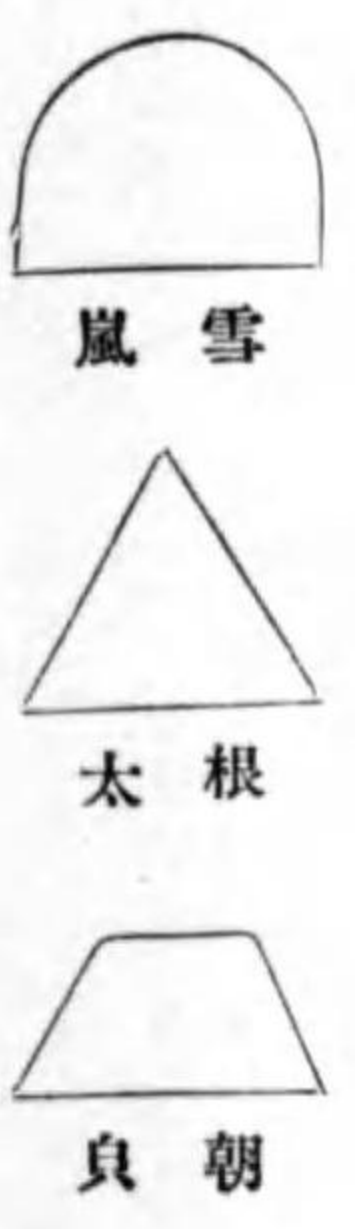
**播磨鑑**

**菅笠。** 加西郡北條邊又和田笠、竹皮笠、明石郡界村いかきさうけ、加西郡野間村蘭蕨、加東郡河高村より出上品あり又疊の表も有之加西郡富田家より出是を俗に御座と云

文久三年田安家舊記

**菅笠。** 栗田村、横尾村、古坂村等にて縫立、北條へ賣出し申候、下品ゆへ餘り遠國へは不出大體國中にて賣捌申候

菅笠の圖



以上是等の類也

**播磨鑑**  
**砥石。** 龍野善定村より出又鹿谷より出、燈石、片島より出赤穂郡、切石、印南郡鹽安村並に島村より山を切諸國へ出す、加西郡高室より出る石有柔かにして目細し水走りなどに作る。

**杉原紙。** 多可郡杉原谷より出紙あし、加西郡三原谷より多出す又谷紙と云ふ紙を漉く堂方へ上る紙也又一束一本の紙を漉く是を漉返紙と云上方へ登る也其他種々の紙を出せり多可郡より漉出す

**蛙膏** 長州藩士高瀬久兵衛故あつて青野原に來り原野を開墾して農夫となつたが慣れぬ業と思はしく行かず、止むなく武士急救用の藥品を調劑販賣を思立ち腹痛用として金能丸、傷、あかぎれ用として蛙膏を調合した。蛙膏は元金能膏といつたが蛙のあぶらで練つたから蛙膏と呼ばれた。

久兵衛より八代目に至り長門重吉と改名した。五代目高瀬久兵衛の時金能丸を朝廷に献上し其効能を認められ、功によつて紋、帶刀、御用提灯を許され、以後かなり羽振をきかしてゐたと云ふ。





教

育

Education



## 教育

### 第一章 明治維新以前の教育

舊幕時代の平民教育は所謂寺子屋教育であつて、平民の子弟六七歳に達すると、其時代に於ける日常生活に必要な、読み書きそろばん、の教育を受けたものである。男女混合で十二三歳で終るのが普通であつた。學科の中で最も力を注がれたのは習字、現今の書き方であつて、寺子屋の教師を手習師匠と言つたのを以ても知るべきである。教科書として習字手本は、以呂波、名頭、國盡、消息、往來、商賣往來、百姓往來、庭訓往來、等の類を用ひ、女子には百人一首をも用ひた。讀方には孝行和讃、實語教、三字經、稍進んでは四書五經等を用ひ、女子には今川狀、女大學等をも用ひた。そろばんは即ち現今の算術であるが、筆算は全く行はれず、珠算ばかりで加減を主とし八算、見一、利息算、相場割、稀には開平開立を授ける所もあつた。教科書としては塵功記及び此れに類したものを用ひ程々の計算を課したものであつた。教師は主として僧侶、醫師、神官、相當學問をしてゐる所謂物識りの

農夫、庄屋等が之に當つてゐた。教授法は全く個別式であつて、一二人づゝ交替で師匠の前に出て教授を受け其他の者は總て自習で放任せられてゐた。設備は疊敷きに机文庫を置き、授業は普通辰の刻(八時前)に始まり未の刻(二時後)に終り、暑い時には卯の刻(六時前)に始まり午の刻(正午)に終つた。休暇は毎月朔日十五日の二回其他は盆正月、五節句等であつた。習字では清書をして師匠に訂正を乞ふのが月六回、其間、大波、席書、書初等の事があり、讀みでは素讀會があつて其業を勵ましたのである。師匠は土地の勢力家であるのが普通で、爲に父兄も『御師匠様』と尊稱し家庭とも密接し教育上多大の便宜を得て居た。師匠と寺子との間は嚴格ではあるが情誼頗る濃かなるものがあり、寺子の先途に注意し、弟子亦成人の後猶ほ盆正月には必ず師を訪問し、其恩を忘れぬものが多かつた。善行あつた寺子や學力の進歩著しい弟子には賞詞を與へるのみであつたが、罰に至つては誹責、留置、禁食、重罰としては線香や水鉢を持たしたものである。寺子屋から一步進んだのが私塾である。寺子屋で業を卒へたもので進んで修學を志す者は私塾に入つて居た。明治維新前後郡内にあつた寺子屋と私塾とを表示しよう。

### 寺子屋私塾一覽表











とし、中等高等の兩科は高等科とし高等科は本郡では北條町にのみ置く事となつた。

明治二十年四月本郡内各學區聯合會を開いて協議した結果、北條町に加西高等小學校を設置したが、第三第八第九學區は此聯合會に加入しなかつた。

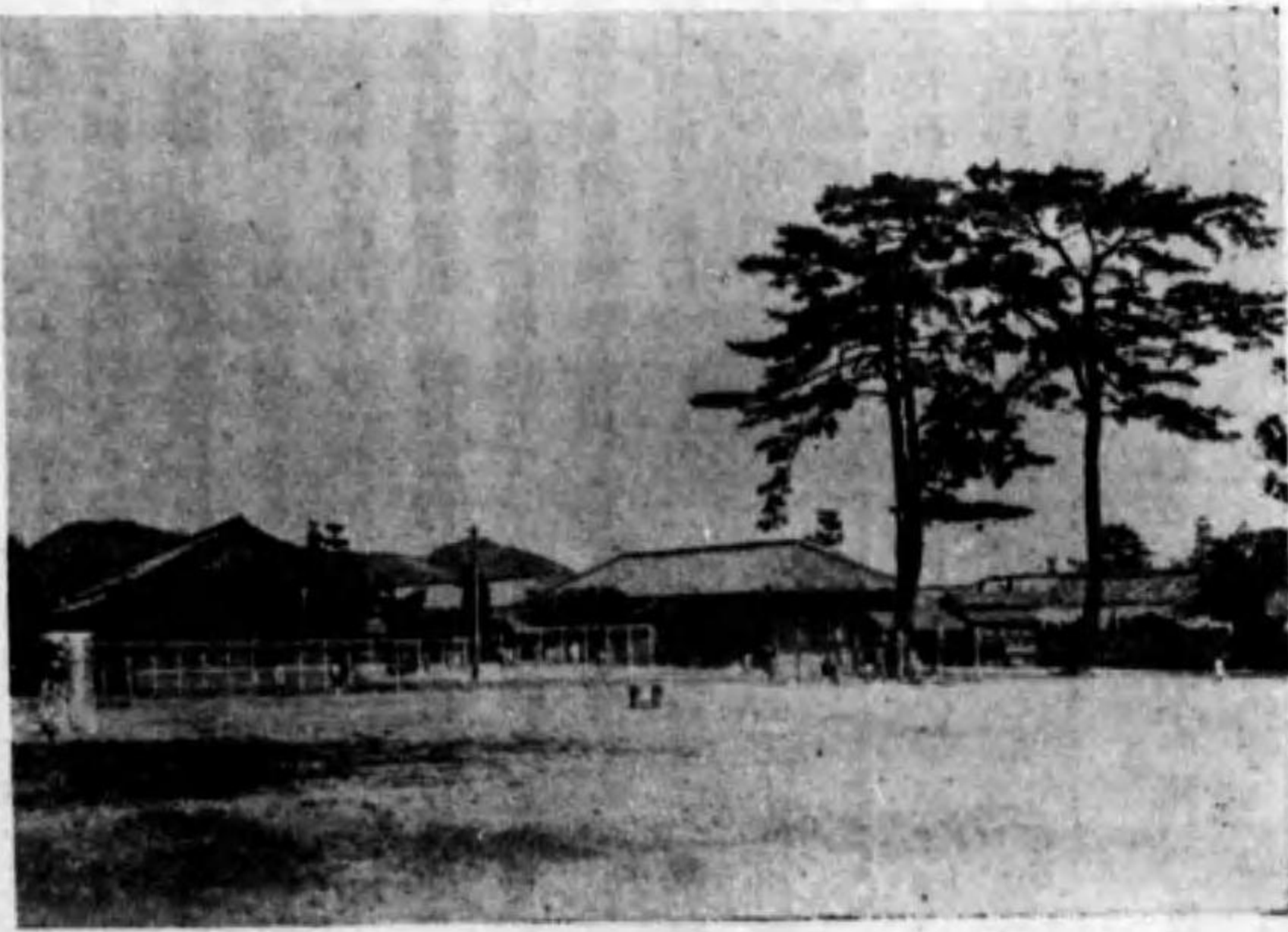
明治二十五年九月更に組織を變更し、加西郡全町村學校組合を設け新小學校令に基き、加西高等小學校を設置した。所が社會の進歩と教育上の自覺の爲、明治三十一年三月、第一第二第三の三高等小學校に分離し、爾來五ヶ年を経過せし明治三十七年四月、各町村尋常小學校に高等科を併置し以て現今に至つて居る。各小學校の沿革並高等科併置についての異同、及び本郡高等小學校の沿革については、項を改める。

### 第三章 郡内各小學校沿革

明治五年八月發布せられた學制に小學校なる名稱が始めて現れたのであるが、當時は幕政時代の漢學旺盛の後を受けてゐたので、各小學校は多くは漢籍中の語を採つて校名とせられた。明治二十二年町村制が制定せられ地方自治の制定があつたので同二十五年頃から漸次校名には其町村名が冠せられる様になつた。初期の小學校と現今の小學校と比較してみると其通學區域に於てもかなり多くの變動のあつた事を知り得る。

### 北條高等小學校沿革

明治五年八月發布の學制に基き翌六年に酒見寺に尙徳小學校、市場に積善小學校が創設され次で洪然小學校が設立せられた。北條町はもと寺内、西寺内、市場とに分れてゐたのだが明治九年に三ヶ村合併して北條と稱する事となつた。所が富田村畑の藤岡忠兵衛と寺内三枝宇重郎との盡力により前記三小學校と富田村の好善、昇行、隆盛の三小學校とを合併して、明治九年二月博文小學校が生れた。之が後に北條小



北條高等小學校

學校と改稱された。其區域は寺内、西寺内、市場、小谷、栗田、横尾、古坂及富田村の谷、西谷、畑、窪田、吸谷、西上野の十三ヶ村であつたが明治十九年四月廢止となり、新に北條尋常小學校が設立せられ就學區域益々擴大した。其後屢學校組織及就學區域の變動があつたが明治二十五年に至つて從來就學區域となつてゐた賀茂村の鎮岩、東横田を減じ、富田市の市、坂元、福居、谷口、吉野及北條町の黒駒が加はり茲に北條町富田村組合北條尋常小學校となつた。明治三十四年四月右組合を解き北條町立尋常小學校となり、同三十七年高等科を併置して北條尋常高等小學校と改稱した。明治四十四年四月町立女子技藝學校を附設、大正三年五月町立幼稚園並夜學校を

附設した。同四年五月に技藝學校は之を北條裁縫學校と改めたが、九年四月に至つて右裁縫學校と夜學校とを廢止し、北條町立實業補習學校を併置した。その間の重要事項としては  
 明治十七年四月十五日 勅撰幼學綱要御下賜あり  
 明治二十四年十月十日 勅語贈本御下賜を受け  
 明治二十五年十一月三日 明治天皇 皇后兩陛下の御眞影を拜戴し  
 大正四年十月二十九日 大正天皇陛下御眞影を  
 大正六年二月二日 大正皇后陛下御眞影を拜戴した。  
 昭和三年十月九日 今上陛下 皇后陛下の御眞影を拜戴し、同十二月上旬校舍増築並講堂建設に着手した。

### 學校長一覽表

就 職 年 月 日	異 動 年 月 日	在 職 年 月 數	異 動 理 由	氏 名
明治九年二月一日	明治十三年十二月一日	五ヶ年	退 職	倉賀野 正
明治十四年一月一日	明治十四年十二月一日	一ヶ年	退 職	宇田 直
明治十五年四月一日	明治十八年六月一日	三年三ヶ月	退 職	横田 富
明治十八年六月一日	明治十九年三月一日	十ヶ月	退 職	東田 文
明治十九年四月一日	明治二十年二月一日	十ヶ月	退 職	竹田 策
明治二十年二月一日	明治二十九年十月一日	九年九ヶ月	退 職	松浦 春
明治二十九年十月一日	大正三年三月一日	十七年六ヶ月	退 職	丸山 弘
大正三年九月一日	大正八年一月一日	四年十ヶ月	退 職	高嶋 三之助



大正八年三月一日	大正十年三月一日	二ヶ年	退職	八
大正十年三月一日	大正十二年五月一日	二年二ヶ月	轉任(三樹校)	松田龍太郎
大正十二年五月一日	大正十五年六月一日	三年一ヶ月	退職	熊谷安次郎

### 富田 尋常 高等 小學校沿革

明治六年西谷正樂寺に達善學校、岸長園寺に修身學校、北條町酒見寺に尙德學校が設立せられ、同七年上野惠德寺に好善學校、西谷民家に昇行學校、畑の民家に隆盛學校が設けられた。所が尙德學校は十一年に至つて北條町博文學校に合併したので谷、西谷、畑、窪田、上野、吸谷の六部落の兒童は博文學校に入學し、市村、坂元、岸、別名、谷口、吉野の六部落の兒童は、賀茂村山下にある有花小學校に通學する事となつた。明治二十五年九月改正小學校令が施行せられると共に、富田村全部は北條町と學校組合を設け、村内兒童全部が其組合立たる北條尋常小學校に通學する事となつた。

三校舎を建築した。明治四十一年十一月二十四日戊申詔書賜本の御下賜を受け、同四十四年十月第四校舎を建築した。大正四年十月大正天皇御聖影を拜受し、同六年二月、皇后陛下の御眞影を拜受した。大正九年四月富田村



富田尋常高等小學校

立農業補習學校を併設し、同十五年七月富田村立青年訓練所を併設した。昭和二年四月小學校令の改正に伴うて高等科に圖書手工の

### 學校長 一覽表

就職年月日	異動年月日	在職年月日	異動理由	氏名
明治三十四年四月一日	明治四十一年三月三十一日	七 年	退	石野作太郎
明治四十二年四月十日	大正五年三月三十一日	七 年	轉任(富合校)	能勢正顯
大正五年三月三十一日	大正八年三月三十一日	三 年	轉任(加東郡視學)	頃安幾次郎
大正八年三月三十一日	大正九年三月三十一日	一 年	轉任(平莊校)	島田亨
大正九年三月三十一日	大正十二年三月三十一日	三 年	任(西在田校)	井上彌三吉
大正十二年三月三十一日	大正十五年三月三十一日	三 年	退	今村三深
大正十五年三月三十一日				渡邊久次

二科目を加へ、尋常科にも手工科を課する事になつた。昭和三年十月九日今上陛下 皇后陛下の御眞影拜戴した。

### 賀茂 尋常 高等 小學校沿革

明治五年發布の學制に基き大年西長の民家に仁壽小學校、西劍坂に桂花小學校、鎮岩寶泉寺に潮湧小學校、東横田法林寺に愛連小學校、吉野の民家に修身小學校を設けた。各校の通學區域は左の通りである。

東南、西南、修身校：山下、吉野、谷口、福居。斯くして教育略其緒に就いたけれども、規模小であり設備全からず、教師は僧侶醫師農氏の片手間の仕事であり就學兒童亦少かつた。明治八年桂花校を廢し東劍坂、西劍坂、福住、岸呂の四部落聯合の篤恭小學校を東劍坂に新築したが加西郡に於ける校舎の建築はこれが嚆矢であつた。中山、大柳は歡誘小學校を中山の民家に設け、西長、東長は西長に遷善小學校を起したが後、以上四部落は篤恭校に合併した。明治九年二



月潮湧、愛連二校を廢し東横田、東南、西南、鎮岩、段下、東高室、西高室の七部落は東高室に校舎を建て、集榮小學校と稱した。明治十五年區域改正により修身校を廢し西横田、山下、吉野、谷口、福居、坂元、市の七部落聯合して有花小學校を起し十六年山下字虫鳴野に校舎を新築した。初等中等高等の三等教育組織であつたのは此時分である。明治十七、十



賀茂尋常高等小學校

八兩年に亘つて中等高等兩科は他村と同様北條小學校に置く事となつた。明治二十年四月集榮校は北條尋常小學校に合併し、篤恭校は簡易科のみ置かれてあつたが篤恭尋常小學校と

改稱した。此時代に村内向學心進み就學數著しく増加した。明治二十五年九月改正小學校令實施に際し町村の區劃によつて小學校を設置する事となつたので従来の各小學校は廢され、茲に賀茂尋常小學校が設けられたのであるが校舎は元の校舎を使用してゐた。當時の賀茂村は戸數七百四十人口四千二百、學齡兒童數七百二十、就學兒童數二百四十四名であつた。明治二十九年一月地を福住に卜し校舎新築に着手し十月二十一日落成開校式を舉行した。明治三十年増築、三十二年五月裁縫專修科を附設した。明治三十四年六月御眞影室建設工事に着手し同九月遷座式を舉行した。明治三十七年四月高等科を併置し、三十八年五月二階建増築校舎落成この工費一千八百五十圓を要した。明治四十一年三月義務教育年限四ヶ年であつたのが六ヶ年に延長され隨つて高等科は二ヶ年修業となつた。同年十一月二十四日戊申詔書膳本の御下賜を受け。明治三十七八年戦役後經費節減校舎狹隘の爲半日二部制度を併用してゐたが同四十三年三月、下校舎が竣工したので四月より全日二部教授と改められた。大正五年校背の山丘を切り前面の畑地を埋立て運動場擴張の難工事に着手し六月竣工した。七月には裁縫教室落成し、大正六年二月講堂の新築が成つた。大正十年四月村立農業補習學校を、同十五年七月村立青年訓練所を併設した。改築の

必要があつた二階建校舎は大正十四年十月美しく落成し、又多年の懸案であつた運動場擴張は昭和三年二月村民協力經費

七千圓を以て着手し四月竣工した。昭和三年十月九日、今上陛下 皇后陛下の御眞影を拜戴した。

學校長一覽表

就職年月日	異動年月日	在職年月數	異動理由	氏名
明治二十五年九月五日	明治二十六年三月三十日	七箇月	轉任 (北條校)	石野作太郎
明治二十六年三月三十日	明治二十六年八月二十三日	五箇月	轉任 (赤穂校)	津田次郎
明治二十六年八月二十三日	明治二十八年四月十三日	二年	退任	篠田萬策
明治二十八年六月十九日	明治二十九年十一月十六日	一年五箇月	轉任 (北條校)	前川道器
明治二十九年十一月十六日	明治三十年六月十四日	八箇月	轉任 (加西高等)	高次慶次郎
明治三十一年四月十八日	明治三十五年四月一日	四年	轉任 (九會)	中川一男
明治三十五年四月七日	明治三十五年五月	二箇月	休職	古川家齋
明治三十五年六月十六日	明治三十六年四月二十七日	十箇月	轉任 (養父大藏)	丹羽清意
明治三十六年四月二十八日	大正八年五月十五日	十一年六箇月	轉任 (九會校)	中川清二
大正八年五月十五日	大正十三年三月三十一日	四年十ヶ月	退任	吉岡每三郎
大正十三年三月三十一日	大正十四年三月三十一日	一箇年	轉任 (北條校)	宮橋精一
大正十四年三月三十一日	大正十五年三月三十一日	一箇年	轉任 (大和校)	宮長貞二
大正十五年三月三十一日		一箇年	轉任	神田幸平

下里高等小學校沿革

下里村は廣表に於て相當大なるが爲、二學區となし、南部北部に各小學校を創設したのは、學制發布のあつた翌年、明

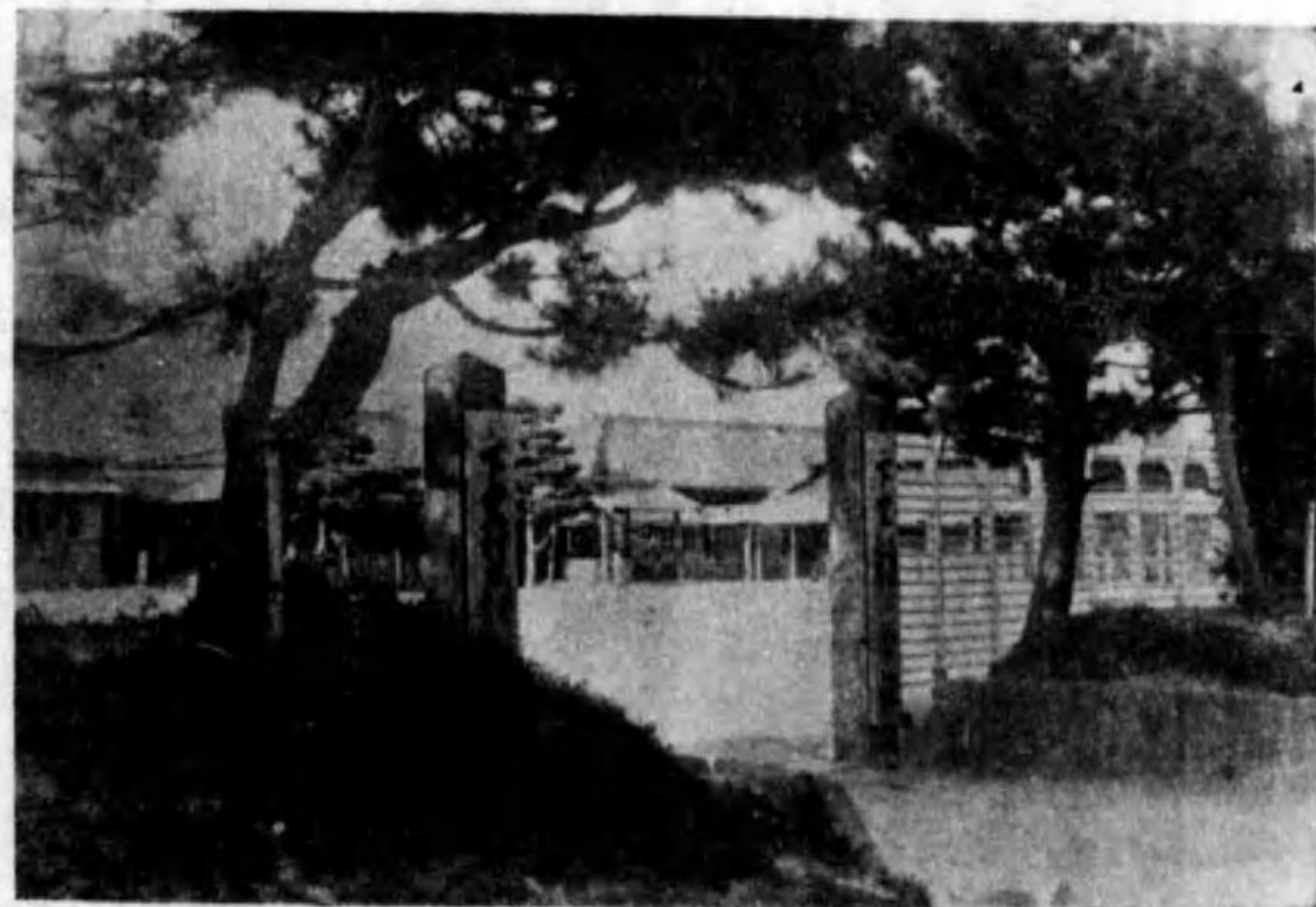
治六年二月であつた。

明治六年二月十六日、牛居部落に平密小學校を開設し、通學區域を段下、大村、尾崎、中西、琵琶甲、野條、牛居、野



田の八部落とし、戸田井部落に向善小學校を設けて、通學區域を王子、兩月、戸田井の三部落とした。

明治七年四月十日、組合に分合を來し、琵琶甲、牛居、野



下里尋常高等小學校

條、野田の四部落が平密小學校を野條の金剛寺に移し、段下、尾崎、大村、中西、王子、戸田井、兩月の七部落が聯合して向善小學校を尾崎多聞寺に移轉した。所が明治九年五月九日

二十二年四月一日、小學校令改正の爲、校名を協立尋常小學校と改稱し、簡易科を併置した。

明治六年二月十六日、西笠原阿彌陀寺に笠原小學校を創設し、通學區域を東笠原、西笠原、倉谷、三口、坂本の五部落としたが、同九年五月十五日三口に移轉して品字小學校と改稱した。然るに、明治十四年四月十一日、校地は元の通り西笠原に返り、校名亦笠原小學校となつた。

明治二十年四月一日、學令改正に伴ひ、笠原尋常小學校と改稱し、簡易科を併置した。

勅撰幼學綱要の御下賜を受けたのは其前年、明治十九年一月十八日であつた。

笠原尋常小學校

明治二十一年四月十一日、從來の二學區を合併して一學區とし、校名を笠原尋常小學校と定め、牛居、三口の兩假校舎を襲用して一校組織となつた明治二十三年九月十六日 明治天皇 皇后兩陛下の御眞影御下賜を受け、同二十四年二月十日、勅語謄本の御下賜を受けた。

明治二十四年三月三十日に簡易科を廢止した。

下里尋常小學校

明治二十五年十二月二日、小學校令の旨趣に基き、下里尋常小學校を設置し、校舎は従前の二校舎を假用したが、明治

二十七年七月五日、現在の校地に新校舎が落成したので、こゝに一學區一校の實現を見、校舎、設備共に完成への第一歩に就いたので、爾來、村の發展に伴ひ、學童増加と共に校地校舎の擴張増築を重ね、以て現今に至つた。

明治三十六年四月一日、下里村立裁縫學校を併設、同三十七年四月十五日、高等小學校を併置して下里尋常小學校と改稱した。

明治四十一年十一月二十日、戊申詔書謄本の御下賜を受け

學校長一覽表

就職年月日	異動年月日	在職年月數	異動理由	氏名
明治二十五年十二月	明治二十八年三月	三年三箇月	退	中村 隆一
明治二十八年四月	明治三十一年十二月	三年九箇月	轉	影山 國治
明治三十一年十二月	明治三十三年五月	一年五箇月	轉	黒田 勇太
明治三十四年二月	明治四十年四月	六年一箇月	轉	長澤 米藏
明治四十年六月	大正九年三月	十二年九箇月	轉	山野 正治
大正九年三月			任	前田 源治

九會尋常小學校沿革

明治五年八月學制發布あるや、翌六年中野に齊進小學校、桑原田に國基小學校、網引と下新田が聯合して網引に一週小

學校、田原に勸善小學校、上下宮木に昇龍小學校、繁昌に繁榮小學校の六校を設置した。何れも上下の二等科とし、八級に編成し、修業年限は之を通じて八箇年とせられた。校舎は何れも借家であつて、寺院若くは民家は使用し、教員は一名

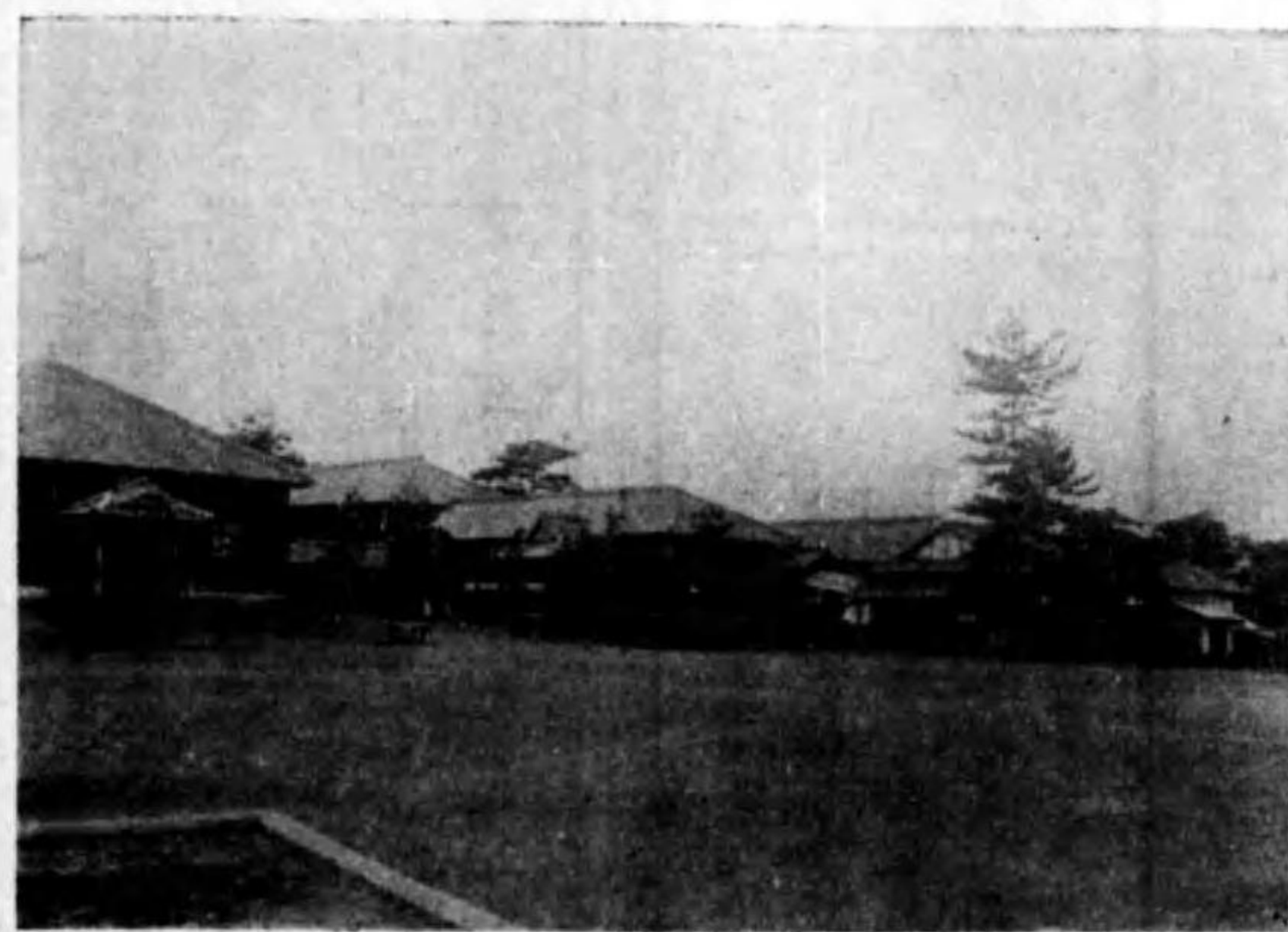


或は二名であつて、管理は保長戸長に屬し、經費は戸別に賦課して支辨して居た。

明治九年國基小學校を齊進小學校に、昇龍小學校を繁榮小學校に合併し、又一週小學校を勸善小學校に合併して皿池小學校と改稱した。

明治十二年學區の改正により齊進小學校を皿池小學校に合併し皿池支校と稱した。

明治十六年四月齊進小學校を旭日小學校と改稱し同十七年、皿池小學校は初等科のみとし、中等科以上を旭日校に移した。同年十一月に至つて繁榮小學校を旭日小學校に合併した。



九會尋常高等小學校

明治十八年十二月九日初學綱要を拜受した。  
明治二十年三月學制改正により旭日、皿池の兩校を尋常小學校と稱する事となつたが、同二十二年三月に、皿池、旭日兩校を合併し、中野に校舎を新築して旭日尋常小學校と稱した。

明治二十四年一月二十日、勅語謄本を拜受した。同二十五年九月、九會尋常小學校と改稱し、同年十一月二日 明治天皇御眞影を拜戴した。

明治三十六年五月、九會村立裁縫學校を併置し同三十七年四月、高等科を併置した。  
明治四十年十二月、校舎校地移轉増改築案議決せられ、現在の地に移轉すべく、四十一年四月起工し、大正三年六月完成した。

大正四年十月二十九日 大正天皇御眞影を拜戴し同 六年二月二日 皇后陛下御眞影を拜戴。  
大正九年五月十五日、講堂を建設した。  
大正十年四月、九會村立農業補習學校を併設し、同十五年七月一日、九會村立青年訓練所を併設した。  
昭和三年十月九日 今上陛下 皇后陛下の御眞影を拜戴した。

學校長一覽表

就職年月日	異動年月日	在職年月數	異動理由	氏名
明治二十六年三月十八日	明治三十一年四月一日	五箇年	任(第三高等校)	鈴木純一
明治三十一年四月一日	明治三十五年三月三十一日	四箇年	任(貫茂校)	古家齊
明治三十五年四月一日	明治三十七年四月二日	二箇年	任(西在田校)	中川一男
明治三十七年四月八日	大正八年三月三十一日	十箇年	退職	鈴木純一
大正八年五月十五日	大正十年十月三十一日	二箇年	退職	中川清二
大正十年十二月六日	大正十三年三月三十一日	二箇年	任(富合校)	荒木健治
大正十三年三月三十一日	大正十五年七月一日	二箇年	任(本縣視學)	將積茂
大正十五年八月三十一日		二箇月		西浦猪兵衛

富合尋常小學校沿革

明治五年學制の發布により翌六年鍊磨、玉壽等の四小學校を創設した。明治九年右四校を合併して桃野小學校と改稱し別府の光福寺と玉野の宗壽寺とを假校舎として教授した。當時の學校編成は上下の二等とし各八級に分け其の下に幼稚科を置いた。明治十年に幼稚科を廢し初等中等高等の三等科に變更し同十六年四月に初等中等の兩科と改めたが地を桃野に卜して校舎を建築した。即ち現在の學校は明治十六年四月の創建だと言はれるのは右の如き経過を持つてゐるからである。明治十八年三月十五日中等科を廢した。同四月四日

勅撰幼學綱要の御下賜を受けた。明治二十年三月校名を桃野尋常小學校と改め、常吉簡易小學校が別に設置せられた。明治二十四年一月三十日教育に關する勅語謄本の御下賜を受け同四月常吉簡易小學校が廢校となつた。明治二十五年八月一日改正小學校令により富合尋常小學校と改稱し、明治十八年三月以來多加野村兼力小學校區域となつてゐた都染部落を併せ茲に富合全村が本校區域となつたのである。明治二十五年十一月三日 明治天皇 皇后兩陛下の御眞影を拜戴した。明治二十九年四月一日校舎新築成り現地に移轉した。明治三十年四月裁縫專修科を加設し、同八月校舎を増築、三十三年更に校舎増築、三十五年五月にもまた校舎増築、追々設備が整



うて来た。明治三十六年四月裁縫専科を廢して富合村立裁縫學校を附設した。明治三十八年四月高等科を併置し富合高等小學校と稱した。同年十二月十三日日露戰役記念學林を設け三十九年八月校舍の増築を行つた。明治四十年十二月二十六日には教授及訓練の成績優良の廉を以て知事より金五十圓賞與せられた。同四十二年四月本村立實業補習學校を附



富合尋常高等小學校

設し、同四十五年五月各部落に同校分教場を設けた。大正四年十月二十九日、大正天皇の御眞影を拜戴した。同年十一月十日御即位大典記念の爲村内有志者より田一段一步山林四段十六歩金八百八十圓の寄附があつたのでこれを特別基本財産とし校庭に記念碑を建てた。大正六年二月二日、時の皇后陛下の御眞影を拜戴した。同年八月村内七十歳以上の高齢者が校庭に池を掘り「翁媪池」と名づけ有志者は之に記念碑を立てた。尙齒會は此時に創められたのである。同年十月三十日校舎の改築成り、七年十月三十一日村内有志者の寄附を以て體操具を作つた。大正十年三月二十日より從來各部落に於て教授し來つた實業補習學校と裁縫學校とを合併して富合村立實業補習學校とし本校に併置した。大正十一年三月農業教育の刷新振興の爲有志の寄附を受けたので農具倉兼堆肥倉を建て、同十四年三月亦村内有志の寄附により學級文庫を設けた。大正十五年四月從來編成せられた二部教授を全部撤廢し、同年七月一日本校附設の農業補習學校に青年訓練所を附設した。昭和二年八月三十日増築の校舎（八十坪）が落成した。昭和三年十月九日、今上陛下 皇后陛下の御眞影を拜戴

學校長一覽表

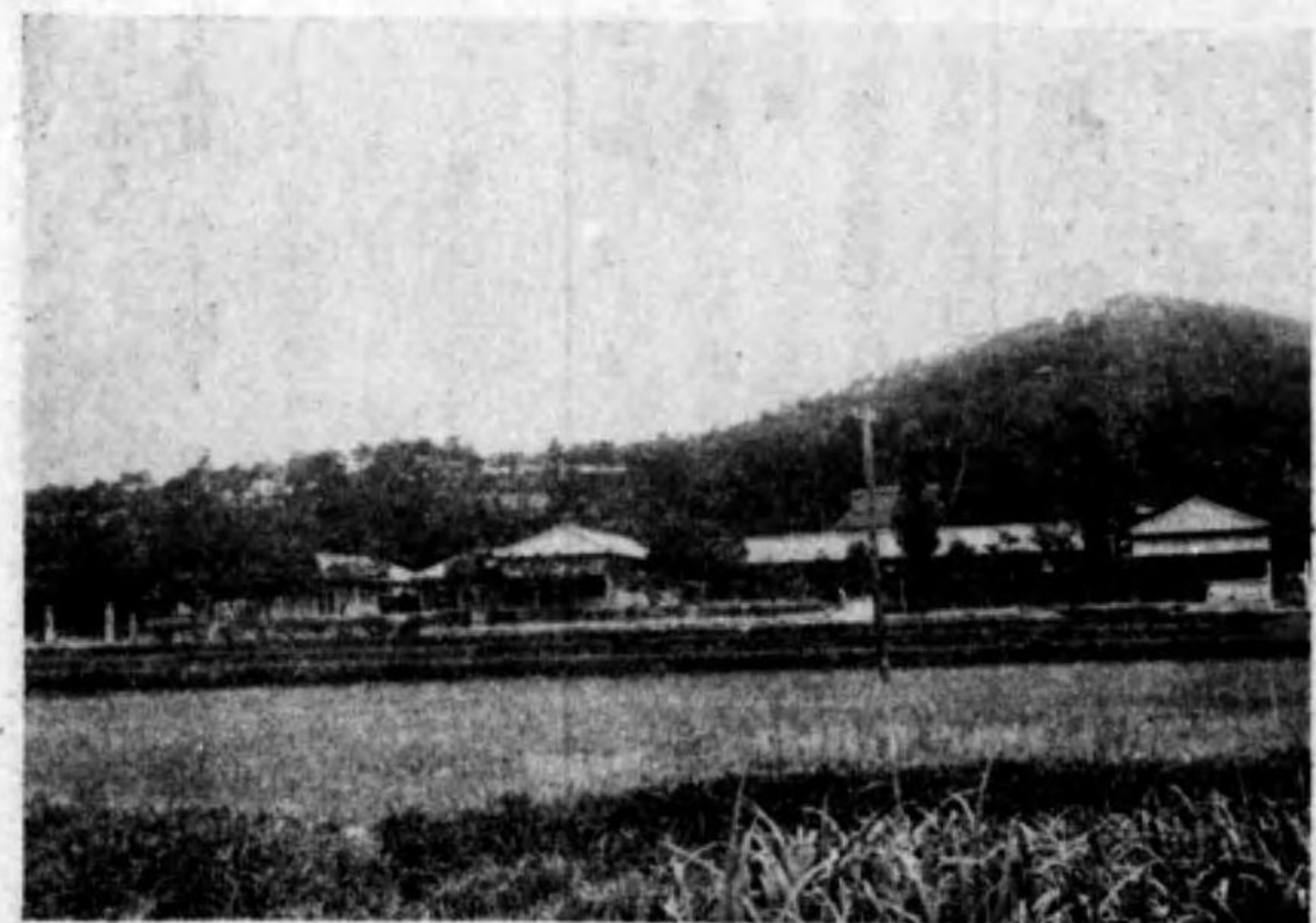
就職年月日	異動年月日	在職年月數	異動理由	氏名
-------	-------	-------	------	----

明治十六年四月一日	明治十七年十月三十一日	一十七箇月	退	小林三郎
明治十七年十一月二日	明治十八年九月十日	一十二箇月	退	山田清一
明治十八年九月十日	大正五年三月三十一日	三十二年七箇月	退	能田實
大正五年四月一日	大正九年三月三十一日	四十二年七箇月	退	鈴木眞
大正九年四月一日	大正九年八月三十日	五箇月	退	木田眞
大正十年一月二十六日	大正十三年三月三十一日	三十三箇月	退	淺田眞
大正十三年四月一日	大正十四年三月三十一日	一十二箇月	退	木田眞
大正十四年五月六日				大西俊

日吉尋常小學校

明治五年八月發布の學制に基き、六年六月和泉寶泉寺に隆花小學校を起し、同時に河内に協和小學校、野上に野上小學校、島に福綏小學校を設置した。學制の定むる所により上等、下等の二等とし各八級にして修業年限は八箇年であつた。明治九年四月、以上の四校を併合して衆力小學校と稱した。明治十八年四月四日、勅撰幼學綱要の御下賜を受け、同十九年小學校令の改正により池上簡易小學校を附設した。明治二十四年一月二十日、勅語謄本の御下賜を受けたが其翌二十五年九月一日日吉尋常小學校と改稱した。明治二十五年十一月三日、明治天皇 皇后南陛下の御眞影を拜戴。同二十九年校舎の増築を行つた。明治三十七年四月高等科を併置し日吉高等小學校と改稱し、翌三十八年校舎を増築して宇仁部の高等科を本校へ合併し、同年五月一日多加野村立裁縫學校を附設した。

明治四十年十一月二十四日戊申詔書の御下賜を受け、同四十四年校舎の大増築をなした。



日吉尋常高等小學校



影を拜戴した。  
 大正五年四月村立裁縫學校を日吉裁縫學校と改めたが、同  
 十年六月多加野村立日吉農業補習學校を併設したので同校女  
 子部と改めた。  
 大正十五年七月一日多加野立青年訓練所を併設。昭和二年

學校長一覽表

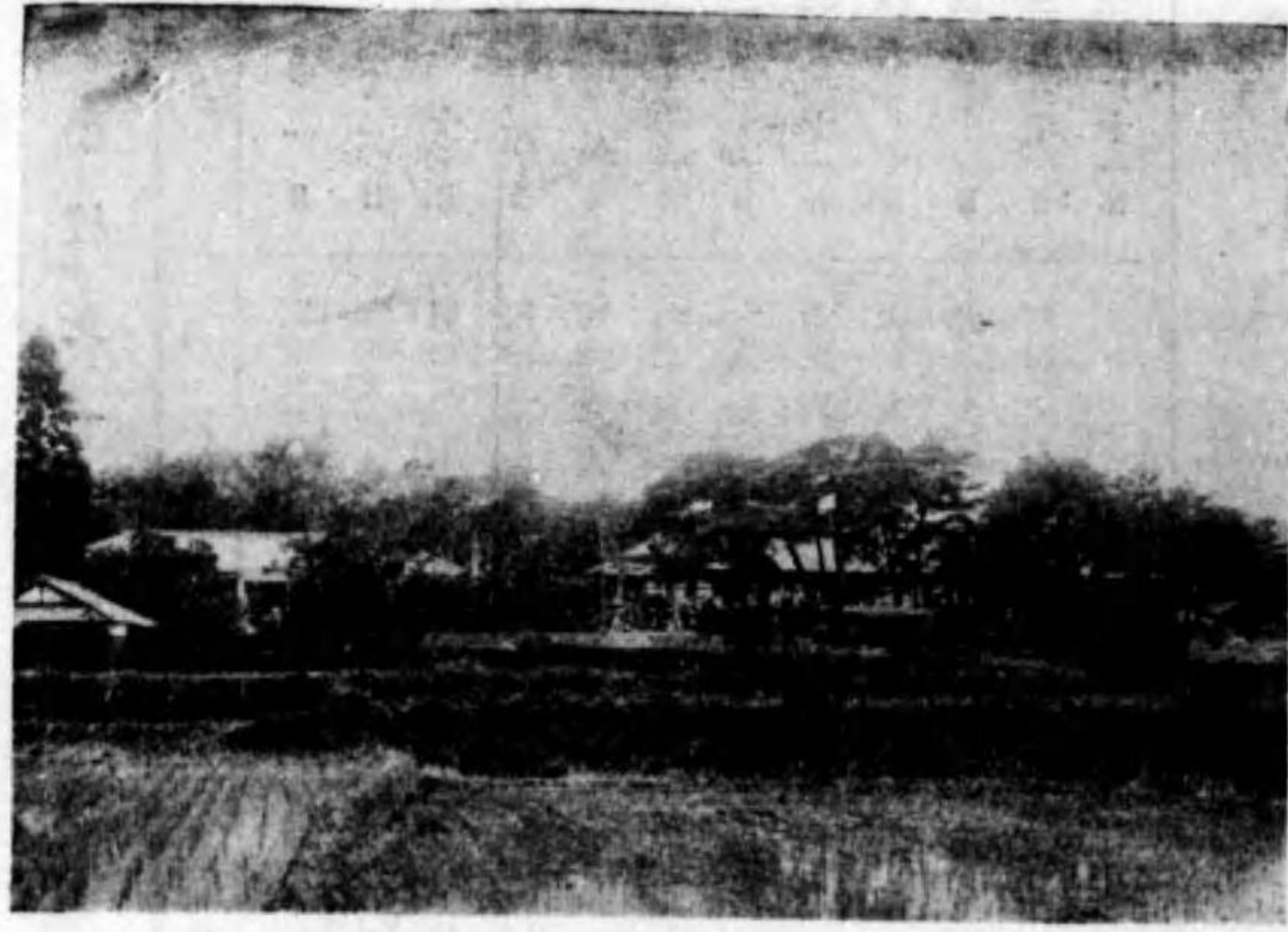
就職年月日	異動年月日	在職年月數	異動理由	氏名
明治三十年六月九日	明治三十七年三月三十一日	六年九箇月	休職	千種 教 純
明治三十七年四月二日	大正十二年三月三十一日	十年九箇月	退職	北田 榮 太郎
大正十二年三月三十一日	大正十五年八月三十一日	三年五箇月	轉任(九會校)	西浦 猪 兵衛
大正十五年八月三十一日				五百藏 定 一

宇仁尋常小學校沿革

明治六年六月一日、前年發布せられた學制に基いて、雲望  
 校を奥山寺に、知新校を國正に、成業校を鍛冶屋に、體要校  
 を青野に創設した。通學區域は左の通りであつた。  
 雲望校……奥山寺、田谷、油谷、小印南  
 成業校……大工、鍛冶屋  
 知新校……國正  
 青野校……青野

然るに明治九年四月、制度の改正に伴うて、成業、知新、  
 雲望の三校が合併して新に由水小學校となつて奥山寺に設置  
 せられた。随つて學區も之と同様の變更を見た。  
 明治十年四月一日、體要校を由水小學校に合併し茲に宇仁  
 郷八箇部落の小學校となつた。  
 明治十四年三月二十日、國正が分離して國正校を設立した  
 けれども公許を受けるに至らず、青野亦通學不便の故を以て  
 加東郡高岡校に通學してゐたが、明治十五年に至つて復歸、  
 従前通りとなつた。

明治十八年四月一日、教育令改正の結果、中等科、高等科  
 は北條小學校に合併(郡内一般)し、又青野、馬渡谷、大工の  
 三部落は兼力小學校組合に去り、由水小學校は殘餘五部落の  
 組合立となつた。



宇仁尋常小學校

明治十九  
 年四月四  
 日、勅撰幼  
 學綱要の御  
 下賜を受け  
 た。其年教  
 育令改正せ  
 られ、宇仁  
 郷八箇部落  
 を以て由水  
 尋常簡易小  
 學校を設立  
 したが、同  
 二十年四月  
 簡易科を廢し、由水、兼力兩學區域組合で、中央部山田部落  
 に、<sup>池上</sup>簡易小學校を設立、翌二十一年四月一日、町村制實施  
 と同時に簡易小學校を廢し、別に獨立して簡易校を設置した。

明治二十四年一月二十三日、勅語謄本の御下賜を受けた。  
 明治二十五年九月一日、改正令により宇仁尋常小學校を設  
 立し、同二十八年十二月三日、現在の地に校舍を新築し、大  
 に通學上の利便を圖ると共に、地方教育の面目を一新した。  
 明治二十五年十一月三日、明治天皇 皇后兩陛下の御眞影  
 を拜戴した。  
 明治三十五年六月、校舍増築、運動場擴張を行つた。  
 明治三十七年四月、郡組合立高等小學校廢止の結果、各町  
 村に高等小學校を併置する事となり本校も宇仁<sup>高等</sup>小學校と  
 なつたが、翌二十八年四月、高等科を廢止して日吉校に併せ、  
 本校は尋常小學校となつた。明治四十一年四月、小學校令改  
 正により修業年限六箇年の尋常小學校となり、同年三十日第  
 二校舎の建築成り、六月手工科を加設した。同年十一月二十  
 四日、成申詔書謄本の御下賜を受けた。  
 大正四年十一月六日、大正天皇、皇后兩陛下の御眞影を拜  
 戴した。  
 大正十年六月多加野村立宇仁農業補習學校を併置開校した  
 大正十三年、宇仁、日吉併校問題起り、一旦合併の議纏ま  
 つた如くなりしも、東西兩部村民の意見相疎隔して、解決不  
 能の状態となつた。  
 偶々昭和二年六月、馬渡谷、大工、青野三部落が日吉校の  
 學區域となるや、併合問題更に紛糾し、村將來の爲、憂慮す



べき状態となつたが、同三年三月、北條町長橋本義雄の調停により、遂に協議纏まり、宇仁、日吉兩校は従前通り、名實とも存置する事となり、本校は昭和三年四月より、五學級編

制に変更することとなつた。昭和三年十月九日、今上陛下、皇后陛下の御眞影を拜戴した。

學校長一覽表

就職年月日	異動年月日	在職年月數	異動理由	氏名
明治六年六月一日	明治二十九年一月十九日	二十二年七箇月	死亡	内山 隆保
明治二十九年三月二日	明治二十九年九月十一日	六箇月	轉任	北田 榮太
明治二十九年十月	明治三十七年三月三十一日	七年四箇月	轉任	常野 正
明治三十七年四月四日	明治三十七年五月二日	一箇月	轉任	山野 正
明治三十七年五月二日	明治三十八年三月三十一日	一箇月	轉任	青山 雄二
明治三十八年三月三十一日	大正五年三月三十一日	一箇月	轉任	常山 峰
大正五年三月三十一日	大正七年三月三十一日	二箇年	轉任	鈴木 真治
大正七年三月三十一日	大正八年三月三十一日	一箇年	退職	常木 真治
大正八年四月三十日	大正九年三月三十一日	一箇年	轉任	井上 彌三
大正九年三月三十一日	大正十二年三月三十一日	三箇年	轉任	西浦 猪兵衛
大正十二年三月三十一日	昭和二年三月三十一日	四箇年	退職	西浦 政大
昭和二年三月三十一日				西浦 彦治

芳田尋常小學校沿革

明治五年の學制頒布により翌六年明樂寺に報新小學校、合山に青藍小學校を設置し、下郷安樂寺に青藍小學校分校設

置した。表面は分校となつてゐたが下郷獨設的のもので吉田徳次郎の發起による。明治九年に至り青藍報新二校を合併して新青小學校と改稱した。當時新青校は上等科下等科に編制せられ各八級に分れてゐた。外に幼稚科を置いてゐたが明治

十年に至つて廢した。同年等科を初等中等高等の三科に分け修業年限を初等中等各三ヶ年高等を二ヶ年とした。明治十五

二簡易小學校となり新青は水尾大日寺を假用、青藍は合山神宮寺を用ひた。明治二十二年町村制實施の結果前記二校を廢し、芳田尋常小學校を設立し水尾大日寺を假用し同年五月芳田簡易小學校を併置した。

と定めたが同十七年初等中等の二科とし十八年中等科を北條小學校に合併移轉し元の如く初等科のみとなつた。明治十九年小學校令制定せられ義務教育の制を採るに及んで翌二十年新青、青藍、



芳田尋常高等小學校

明治二十三年校舍を落方に新築し、同二十四年併置簡易小學校を廢し、明治二十五年芳田尋常小學校に交通學校を併合した。本村内の高等科生徒はもと加西高等小學校に通學してゐたが明治三十年から加西第三高等小學校に通學する事となつた。然るに明治三十七年四月より高等小學校を併置したので芳田尋常小學校となつた。明治三十八年四月よりは高等科は第一、二學年を残し第三、四學年は日吉尋常小學校に入ることとしたが、明治卅九年再び四學年迄を併置する事となつた。明治四十年小學校令の改正あり義務教育六ヶ年となるや、翌四十一年四月より尋常科六ヶ年、高等科二ヶ年となつた。漸く校舍の狹隘を告げたので、明治四十三年校舍一棟を新築したが前校舍腐朽の度大なるにより大正十三年十月改築竣工した。

昭和三年十月九日、今上陛下、皇后陛下の御眞影を拜戴した。

學校長一覽表

就職年月日	異動年月日	在職年月數	異動理由	氏名
明治六年(報新)	明治六年			鈴木 方義











學校長一覽表

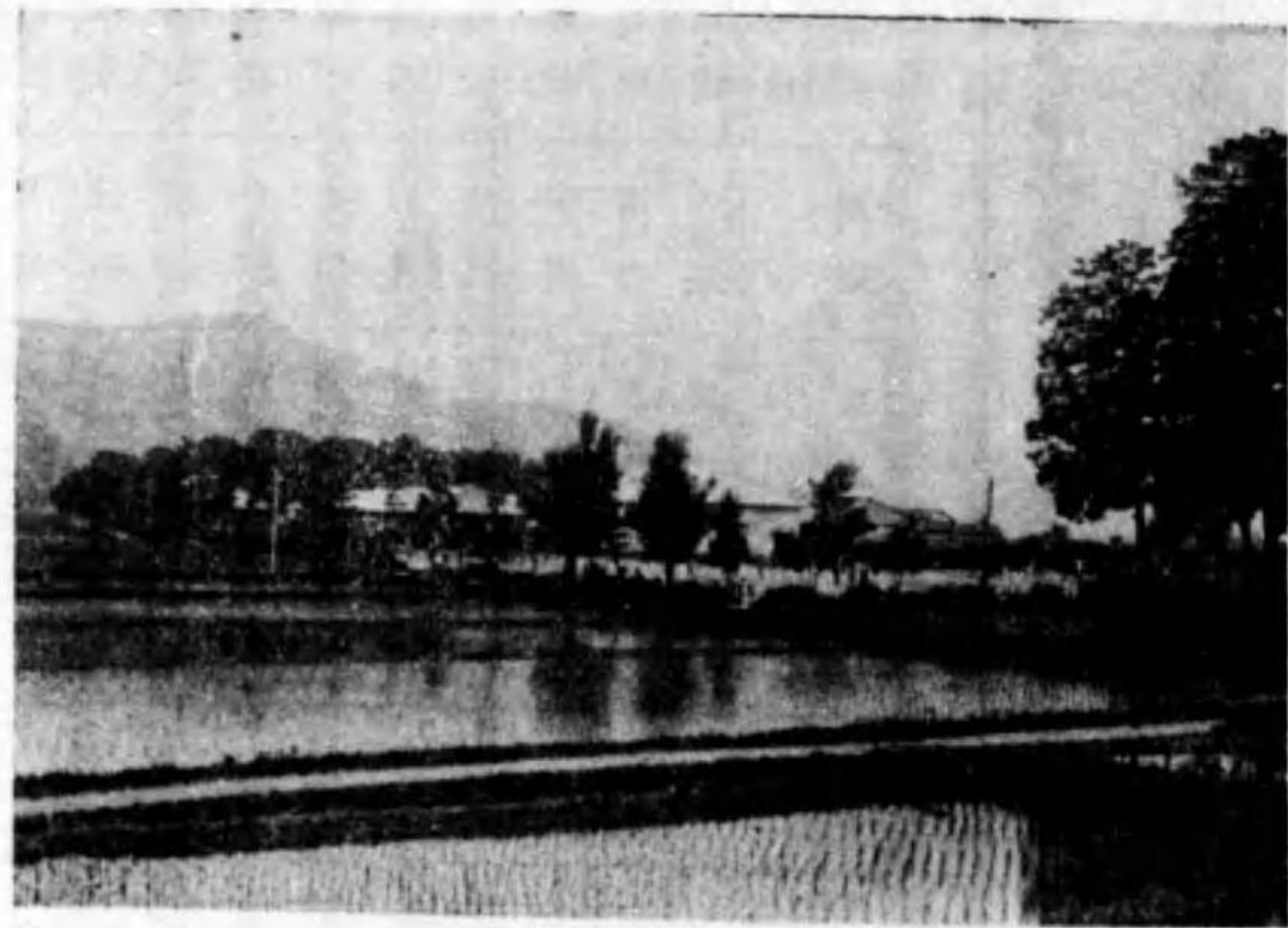
就職年月日	異動年月日	在職年月數	異動理由	氏名
明治九年四月一日	明治十一年三月三十一日	二年	轉任	千種教純
明治十一年三月三十一日	明治十一年八月三十一日	六年十箇月	轉任	善積順藏
明治十一年八月三十一日	明治二十二年五月三十一日	十一年十箇月	轉任	大西忠治
明治二十二年五月三十一日	明治二十二年十二月二十日	七箇月	轉任	篠田萬策
明治二十三年十二月二十日	明治二十九年十二月二十日	七年	轉任	山本孝平
明治三十年四月二十二日	明治三十年十月三十日	七箇月	轉任	田先勝次郎
明治三十一年四月一日	明治三十一年七月三十一日	四箇月	轉任	渡邊友一
明治三十一年十二月一日	明治三十六年十二月二十三日	五年十箇月	轉任	能瀬榮太郎
明治三十七年四月五日	明治三十八年四月五日	一箇月	轉任	中川清一
明治三十八年九月十日	大正二年九月一日	四年十箇月	轉任	柏木清次郎
大正二年九月一日	大正五年三月三十一日	二年十箇月	轉任	頃安次郎
大正五年三月三十一日	大正七年三月三十一日	二年	轉任	常安
大正七年三月三十一日	大正十二年三月三十一日	五年	轉任	今村
大正十二年三月三十一日	大正十五年三月三十一日	三年	轉任	井上彌三吉
大正十五年三月三十一日		三箇年		内橋精一

在田高等小學校沿革

明治六年に永壽校、研誠校、開蒙校、精研校、明德校、三省校、結菊校の七校が設置せられたが、同年九月十に至つて

殿原、鴨谷、笹倉、中富、越水、別所の六部落聯合で殿原に青水校を興し、上野、佐谷、廣原、下芥田、上芥田の五部落聯合して下芥田に幽蓬校を設けた。以上が學制發布時代の本村の學校であつた。

明治十三年小學校令改正により初等、中等、高等の三科を置き、初めて學區會を議事體として開いた。同十四年四月學區會に於て前記青水、幽蓬二校を合併し位置を殿原に定め校舍を新築するの議を決し、遂に五月起工、同十五年一月落成校名を協和校と稱した。



在田高等小學校

明治二十五年八月一日勅令に基き従来の協和尋常小學校を廢し新に在田尋常小學校を設置した。明治三十三年度より三ヶ年繼續事業として校舍改築に着手

し、同三十四年十一月中校舍、三十五年一月裏校舍落成、明治三十七年四月五日高等科を併置し在田高等小學校と改稱した。明治四十一年十月廿五日戊申詔書肅奉記念として在田校基本財産期成會を組織し。同年十二月より四十二年五月に至る期間に校舍を増築したので南部運動場が狭くなつた爲、東側に運動場を新設した。大正十二年四月運動場の大擴張を行ひ、同十三年十月校舍の一部及び新講堂の建築落成した。昭和三年十月九日 今上陛下 皇后陛下の御眞影を拜戴した。

學校長一覽表

就職年月日	異動年月日	在職年月數	異動理由	氏名
明治十五年六月	明治二十五年八月	十年三箇月	轉任	潮海 濟
明治二十五年八月	明治卅一年十二月	六年八箇月	轉任	丸山 弘
明治卅一年十二月	大正九年三月	廿二年三箇月	退職	影山 國治
大正九年三月	大正十年三月	一箇年	轉任	山野 正治
大正十年三月	大正十五年三月	五箇年	退職	長濱 敏景
大正十五年三月	大正十五年四月	一箇月		井上彌三吉



参考のため昭和三年度郡内小學校一覽表を左に示して置く

學 校 名	位 置	設 立	學 級		教 員 定 員		兒 童 數	出 身 校 氏 名	
			尋 常	高 級	正 員	助 員			
北條高等小學校	北條	明治三七、四、一	一七	四	二二	一	二四	一〇一	正木榮治郎
富田高等小學校	富田	同三四、四、一	一二	二	一四	一	一六	五二七	渡邊久次
賀茂高等小學校	福住	同三七、四、一	一二	三	一五	一	一六	七三一	神田幸平
下里高等小學校	西等原	同三七、四、一五	一三	四	一七	一	一八	八七六	前田源治
九會高等小學校	中野	同三七、四、一	一六	三	二〇	一	二一	九五八	西浦猪兵衛
富合高等小學校	別府	同二五、八、一	一二	三	一六	一	一七	七一二	御師大西俊一
日吉高等小學校	和泉	同三七、四、一	九	三	一二	一	一四	五六一	御師五百藏定一
宇仁高等小學校	油谷	同三八、四、一	五	一	五	一	六	二六五	御師西浦彦治郎
芳田高等小學校	落方	同三四、一〇、一五	六	二	八	一	八	三四七	御師廣田知一
大和高等小學校	中組區	同二五、八、一	六	一	七	一	九	二二〇	御師大久保典三郎
西在田高等小學校	上道山	同三七、四、一	二	一	三	一	一五	五二三	御師内橋精一
在田高等小學校	殿原	同三七、四、一	一	一	一	一	一六	八〇八	御師井上彌三吉
計			一三一	三〇	一六四	六	一八〇	七三九	

備考 校長出身「姫師」とあるは姫路師範學校、「御師」とあるは御影師範學校である。

### 加西郡内高等小學校沿革

明治二十年四月迄は各村に初等科小學校のみ設置せられ、中等高等の兩科は單に高等科なる名稱の下に、北條町のみに置かれて北條初等小學校に併置してあつたが、同月から加西

郡第一、第二、第四、第五、第六、第七、第十、第十一の各學區聯合學校組合の協議を以て、始めて同町に、加西高等小學校を設置し、四月十一日開校、差當り北條尋常小學校の一部校舎を借受けて教授してゐた。當時の生徒數八十二名、職員は三名であつた。然るに北條校の生徒が逐年増加し、校舎

の狹隘を感ずるに至つたので、明治二十二年四月一日より、横尾村樂法寺を借受け教授をなすと同時に、栗田字井ノ岡に地を購入し、新築工事に着手、同年七月略落成を告げたので二十一日新校舎に引移つた。其後生徒數は追々増加して來た明治二十五年九月三十日、従来の加西高等小學校の組織を變更し、加西郡全町村學校組合を設け、新小學校令に基き、之を加西高等小學校と稱した。後、生徒數益増加し來つたので明治三十一年三月に至り、右學校組合を解散し、従来の高等小學校は、加西第一高等小學校と稱し、加西第二高等小學校を下里村に、加西第三高等小學校を多加野村に設置した。然るに社會の進運益顯著に、教育の必要愈痛切を加へた爲、五箇年を経過せし明治三十七年三月二十二日を以て、右の三校は全部之を廢し、各町村尋常小學校に高等小學校を併置する事となつた。現在部内各町村の名譽職にある人及び其他知名の人の多くは、加西高等小學校乃至第一第二第三各高等小學校時代の生徒であつて、當時、加西高等の名譽は縣下に轟いてゐたのである。管理者は各時代を通じて時の郡長であつた學校長の異動に就いて表記すれば左の通りである。

#### 加西高等小學校（加西第一ニ繼續）

就職年月日	退轉職年月日	職名	氏名
明治二十年四月十一日	明治二十二年四月五日	訓導長	横田直樹

就職年月日	退轉職年月日	職名	氏名
明治二十二年四月六日	明治二十五年九月廿日	首座教員	藤本貞藏
明治二十五年十月一日	明治二十七年十月十日	校訓導長	藤本貞藏
明治廿七年十月十五日	明治三十年四月二日	同	入江彦太郎
明治廿七年十月十五日	明治三十年四月二日	同	岸本勝藏
明治廿四年十月廿六日	明治廿七年三月廿二日	同(廢校)	鈴木純一

#### 加西第二高等小學校

就職年月日	退轉職年月日	職名	氏名
明治三十一年四月一日	明治三十四年四月一日	校訓導長	青山雄二
明治三十四年四月一日	明治三十五年四月一日	同	丹羽意
明治三十五年四月一日	明治廿七年三月廿二日	同(廢校)	青山雄二

#### 加西第三高等小學校

就職年月日	退轉職年月日	職名	氏名
明治三十一年四月一日	明治卅四年十月廿六日	校訓導長	鈴木純一
明治卅四年十月廿八日	明治卅七年三月廿二日	同(廢校)	北田榮太郎

#### 郡役所廢止と自治校長會

大正十五年六月、懸案であつた郡役所が愈々廢止され郡内教育界にも大なるセンセーションを惹起した。從來郡部教育方面の鎖鑰を握つて居た郡視學が廢官となり、之に代ふるに



十二名の縣視學が増員され、全縣下を次の六區に分ち夫々二名宛の縣視學が指導監督の任に當る事となつた。

第一區 神戸市、尼崎市、西宮市、武庫郡、津名郡、三原郡。

第二區 川邊郡、有馬郡、多紀郡、水上郡。

第三區 城崎郡、出石郡、養父郡、朝來郡、美方郡。

第四區 揖保郡、赤穂郡、佐用郡、宍粟郡。

第五區 姫路市、飾磨郡、神崎郡、印南郡、加古郡。

第六區 明石市、明石郡、美嚢郡、加東郡、加西郡、多可郡。

而して縣廳内では從來の二部制が三部制に変更され

内務部二課……土木、營繕、都市計畫、會計、農務、商工

地方、庶務。

學務部二課……學務、社寺兵事、社會。

警察部二課……外事、高等警察、特別高等警察、警務、刑

事、保安、工場、衛生。

となつたので郡教育は、縣學務部長—學務課長—縣視學、とかうした順序で指導監督を受ける事となつたのである。

これだけでは單に視學機關に關する制度上の變革に過ぎないけれども、之が延いて教育實際上に及ぼす影響を考へてみれば、地方教育全般のかなりの大變動と言はなくてはならぬ。

そこで加西郡教育會の事務は、加西郡町村組合事務、郡農會、畜産組合等と共に、聯合事務所の四聯合事務の一部となり、青年團、婦人會、女子青年團等は單獨の會として存する事となつた。

大正十五年は教育上の問題の多かつた年で教育費國庫負擔増額、師範專攻科、高等小學改善の實現、小學校令改正、幼稚園令公布、青年訓練所の設置、等々、斯の如き多事の際に郡長郡視學を失くした郡教育界は縣の施設に注視して居た。

其處へ前記の縣の制度が發表になつた。然るに縣視學なるものは郡に駐在するので無く、縣廳の學務課視學室の一椅子にあり、視察の時にのみ出張して來るのみであるから、各小學校は「郡教育」なる一教育部面にあつて、自ら計畫を立て、自ら實行を砥礪し、自ら郡なる單位内の他校との連絡を圖らねばならぬ事となり。こゝに教育自治と言ふ實際緊急問題が生じたのであつた。斯くして各郡に自治校長會が組織され、加西郡の自治校長會は第一回集會を、大正十五年七月十五日開

催し、縣の諮問答申を左記の如く決定した。  
諮問 地方教育振興に對する適切なる自治的方法  
答申 (一) 學校教育方面  
一、自治校長會開催。加西郡各小學校を以て組織し小學教育補習教育、社會教育に關する施設方案を研究協議の上之が進展を圖る。

二、教員會。加西郡小學校現職者を以て組織し研究修養及互助をなす。

### (二) 社會教育方面

一、教育會、青年會、戶主會、婦人會、處女會。

以上各團體の活動を促し連絡提携を計る。

### (三) 各種教化團體

一、和敬會、在郷軍人會、奉公會、清和會、學務委員會、學校醫會、其他教化團體。

以上諸團體の會同を開催し、意見交換に依り地方教育の進展を期す。以上

爾來毎月一回自治校長會を開催し、事業計畫を個別的より團體的に、單獨的より協力的に進展せしめ、以て郡教育をば全統一的のものとして相互研鑽の實を擧げて居る。而して此全的活動の中から「個の培養、個の完成」を期すべく各小學校はあらゆる機會を捉へて連續的螺旋運動を續け、自治的教育活動をなしつつある。

自治校長會長は特別の事情なき限りは北條小學校長が推される事になつて居る。

## 第四章 各種學校

### 一、既往に於ける各種學校

### 加西郡立農業補習學校

明治三十四年四月、郡長鈴木需、加西第一小學校長岸本勝藏郡視學松岡春治等主として奔走の結果、郡立農業補習學校が設立されたのであつた。校舎は北條町横尾の樂法寺の一部を借受け、校長に青山雄二任命せられ、堅實に經營の途を辿り隣郡より通學する生徒もあつたのであるが、翌三十五年三月事情により廢校となつた。

### 加西郡立實科高等女學校

大正三年四月、舉郡、女子教育機關設立の必要を感じ、郡長小出雅雄、之れが設立案を郡會に提出するや即時可決確定し茲に郡立實科高等女學校は設立された。校長には松本稜威哉就任し、郡教育界に一脈の活氣を呈したのであつたが、これ亦その翌四年三月廢校の悲運に遭遇した。

### 北條夜學校

北條町は、子弟を晝間に小學校に通學せしめ得ない事情のある家庭の兒童に對し、大正十二年北條夜學校を設け、尋常小學校の代用機關として夜間に出席せしめ以て義務教育を終了せしめんとしてゐた。修業年限は四ヶ年で尋常小學第三學年修了者を夜學校第一學年に編入してゐたが、一般社會の教育覺醒と此等家庭事情良化と共に、存置の必要なに至つたの



で廢止された。

### 青嶺學館

多加野村國正奥山寺地藏院住職奥川總觀が明治四十四年四月開館したのである。學館は人格の修養を主として中學校の程度により男子に必要な學術を授くるを以て目的とし、高等小學を卒業した程度の者を入學せしめ修業年限を二ヶ年とした。

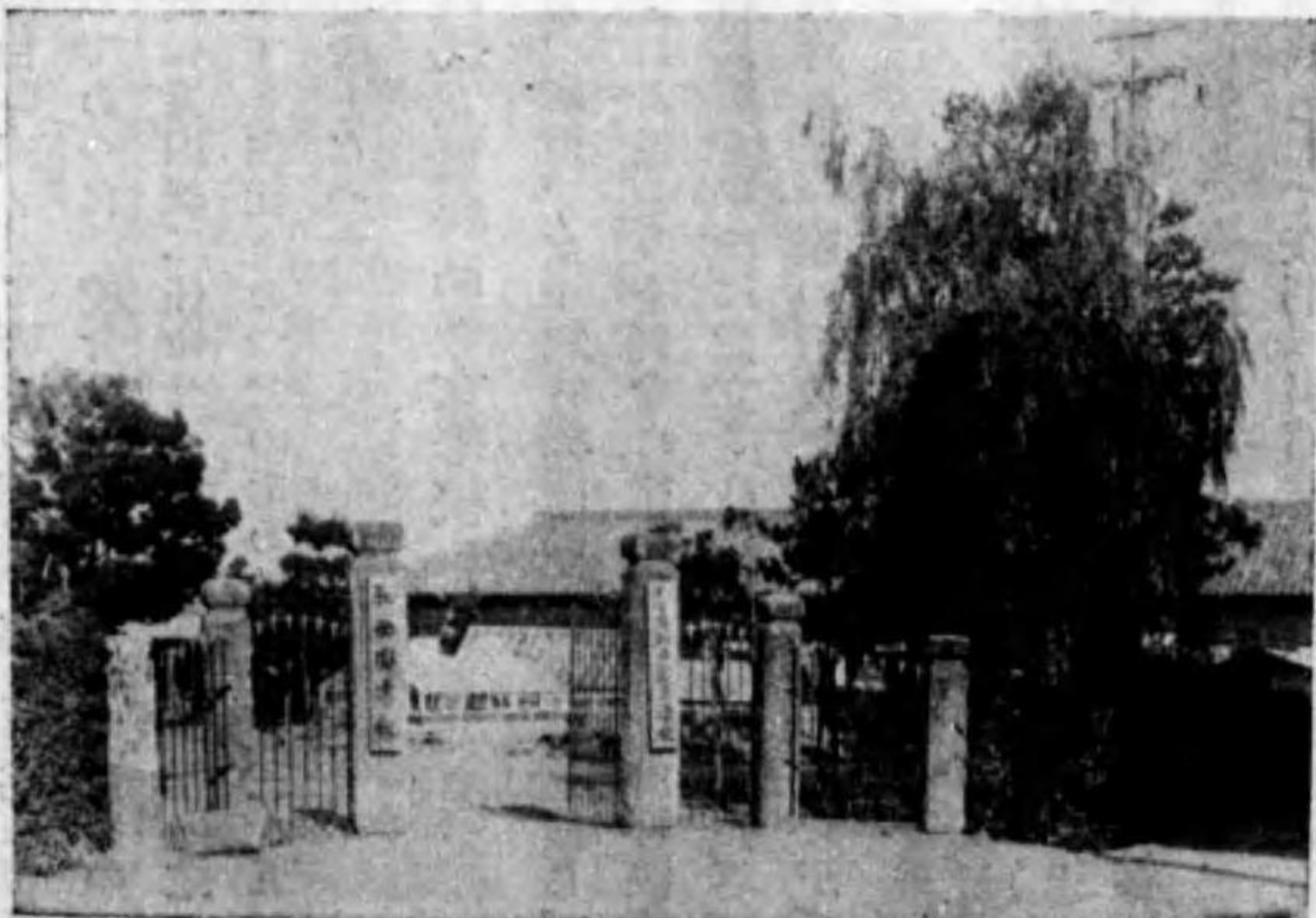
通學の困難な者は奥山寺に寄宿せしめ或は自炊をなさしめた。授業料、月謝等は徴收しない全く奉仕的の經營であつた。二學級に編制し、一學級生徒數平均二十五名、教師は三名であつた。多可郡、加東郡、遠くは美濃郡からも發を負ふて來り學ぶものあり、卒業者百六十六名を出してゐるが、北條町に加西實業學校の開校せられるあり、地理的に不便なるため遂に生徒の大部分を實業學校に送り、大正十四年四月、十五年間を歴史として廢館するに至つた。

### 二、現今の各種學校

#### 加西實業學校

大正十二年三月、郡制廢止の時に當り、郡長宮崎俊男は、全郡會議員と協議の結果、郡制廢止記念として郡内の教育伸

展を圖るべく、加西實業學校を設立した。當時の郡主席書記山下昌太郎、郡視學西羅岩太郎等主として設立に至る迄の事務を取扱ひ、大正十二年五月十六日認可の指令に接し、同二



加西實業學校

十一日開校した。校舎を元加西第一高等小學校地の南部に建築し、講堂として揚武館あり、加西圖書館を校舎の一部に有してゐる。職員は、校長に農學士大橋秀吉任せられ、專任教員四名、囑託三名、校醫一名である。高等小學校卒業の男子を入學せしめ、修業年限は二箇年で身體の強健な、質實にして進歩的な農業者の養成を理想とし

てゐる。現在學生六〇名、卒業者通計九二名である。生徒授業料郡内の者一ヶ月貳圓、郡外の者は參圓である。

縣から年額約二千圓の補助を受けてゐるが、歳出だけを見ると左の通りである。

教員給 六九〇八圓  
雜給 一二六〇圓  
需用品 三二一五圓

昭和三年十月九日 今上陛下 皇后陛下の御眞影を拜戴した

#### 兵庫縣北條高等女學校

大正十二年四月二十三日北條町會で北條實科高等女學校設立の決議をなし、二十五日北條町長宮崎龜太郎より文部大臣に設立認可の稟請をした。

五月八日設置開校の認可を受け、井上貞太校長事務取扱を命ぜられたので十日から北條幼稚園に事務所を置いて開校の準備事務をとつた。同二十九日、入學八十四名編入三十八名の志願者について試験した結果、一學年六十名、二學年三十八名の入學を許した。

同年六月一日開校式を舉行し北條小學校の三教室を借受け授業を開始した。同廿二日校長事務取扱の井上貞太校長に任せられ、教諭早藤惣十郎其他五名の職員が任命囑託せられた。大正十三年三月十六日北條字ラカンに地鎮祭を行ひ校舎の

第一期工事に着手、七月二十五日落成を見たので移轉式を行つた。

大正十四年三月三十一日、組織變更の件文部大臣より認可

せられ、兵庫縣北條高等女學校と改稱し、同九月六日第二期工事落成し教室設備は完成した。

大正十五年三月二十

日第一回卒業生三十四

名を出し、

同三十一日

本校を北條



北條高等女學校

町立から、加西郡北條町外十ヶ村一部事務組合立に移管の件文部大臣より認可あり、大正十五年十月二十三日、大正天皇皇后 兩陛下の御眞影並に勅語謄本の御下賜を受けた。



昭和二年度から縣補助として金一千二百圓を受けてゐる。昭和三年十月九日、今上陛下 皇后陛下の御眞影の御下賜を受けた。

現在職員は校長の外教諭六名、同心得一名、教授囑託三名、校醫一名である。

生徒数は四學級合計百九十五名である。管理者には北條町長が當る事になつてゐる。昭和三年度の豫算左の如し

入	出	
	給料	雑給
六四二五圓	一〇三八一圓	一一二三
六〇〇〇	二一九四	一〇〇〇
一〇〇〇		
一二〇〇		
計	計	計
一三七三五	一三七三五	一〇〇〇

昭和四年三月十日、井上校長は郷里の村長に選挙せられたるの故を以て辭職願を提出した。

### 富田村立農業補習學校

大正八年四月公布實業補習學校準則に據り、尋常小學校卒業者及之と同等以上の學力ある者を收容し農業に必須なる知識技能を授け同時に普通教育の補習をなし公民としての素養

を得しめる目的を以て大正九年四月創立し、初等科一年中等科一年を設けた。翌年初等中等共修業年限を二ヶ年としたが、大正十一年縣規定の改正と共に本校規定をも改正、富田村立實業補習學校を富田村立農業補習學校と改稱、初等科を前期、中等科を後期と改め其上に研究科を加設し、富田裁縫學校を本校女子部として合併した。

### 富合村立農業補習學校

明治四十一年四月十日富合村立實業補習學校を富合小學校に附設し、明治四十五年五月各部落に分教場を設けた。大正十年三月二十日従來の規程を改正し同時に富合裁縫學校を併せて男子部修業年限八ヶ年女子部修業年限五ヶ年とし、校名は富合村立農業補習學校と改稱した。十二年に男子部修業年限を七ヶ年とし、十五年七月青年訓練所を附設した。

### 西在田村立農業補習學校

明治四十一年四月實業補習學校の認可を受け青年中の希望者を集め主として普通教科の補習をし、同年九月より裁縫學校を併置した。大正の初年に至つて時勢の進歩と共に補習教

育の緊要なるを認め小學校卒業男子のため夜學校を組織し二十歳以下の青年をして補習教育を受けしめた。

大正八年實業補習學校準則の制定を見るに至つて完全な補習學校の設立を計畫し、大正十年六月二十七日前記學校を廢止、新に西在田農業補習學校を西在田小學校に併設男子部女子部とに分つて教育する事になつた。大正十二年四月から、縣訓令甲第六號により従來の等科別を廢し前期、後期、研究科に編制し複式三學級とした。十四年十二月以來單式六學級に編制し、昭和二年度以降は農業科に限り専任教員を置き内容の改善と充實に努めてゐる。昭和三年二月十一日の佳晨に當り補習教育成績優秀の故を以て文部大臣より選奨を受けた。校庭の花壇と温室とは一異彩で、こゝで作られる懸崖菊は殊に美事である。

### 其他の補習學校

北條町に實業補習學校、各村に農業補習學校が設けられ各其町村小學校に併設せられてゐる。小學校卒業者の普通學の補習をなすと共に男子に農業又は商業、女子に裁縫其他の技藝の研究をなさしめ以て國民として將又公民としての十分な修養をなさしめるのを目的として居る。

一方、大正十五年七月一日より各町村小學校に町村立青年訓練所が附設せられ、主事一名、指導員若干名の囑託あり、入

營前の青年に早朝、夜間或は農業に支障を來さぬ晝間を選んで普通學科公民科兵科の訓練を施してゐる。而して規定の訓練を受けた者は入營兵役期間短縮の規定が設けられたが、補習學校男子部と青年訓練所の特立は種々の點に於て煩はしく面倒であるので最近兩者を合一合併すべく審議せられつゝある。

那内補習學校教員數一覽表

校名	校長	専任教諭		専任助教諭		兼任		囑託
		農	商	農	商	教諭	助教諭	
北條	—	—	—	—	—	—	—	—
富田	—	—	—	—	—	—	—	—
賀茂	—	—	—	—	—	—	—	—
下里	—	—	—	—	—	—	—	—
九會	—	—	—	—	—	—	—	—
富合	—	—	—	—	—	—	—	—
日吉	—	—	—	—	—	—	—	—
宇仁	—	—	—	—	—	—	—	—
芳田	—	—	—	—	—	—	—	—
大和	—	—	—	—	—	—	—	—
西在田	—	—	—	—	—	—	—	—
在田	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	三	四	一	四	七	一	四	五



北條幼稚園

大正三年五月五日御大典記念として創立せられた町立幼稚園であつて、當時の北條小學校で同年三月退任した丸山弘の劃圖になつたものである。當初は北條校の一部を借用してゐたが、大正十二年四月現在の園舎新築が成つたので之に移つた。

園舎の位置は北條校の東部、人家を稍離れ、東と北とに遙

に翠巒を望んでゐて保育上申分はないが、町の各方面より園児が登園すべく餘りに道路が狹隘であり、安全でもなかつたので、福吉町方面からの道路を第一着手として擴張整理をする事を町會で議決した。斯くて昭和三年九月起工し、十二月に竣工、面目一新、親達も保母も園児の登降途中の危険の憂を去り得た。

北條校長が園長を兼任し、保母三名、園児数は毎年百名内外、昭和二年三月迄に保育修了した者は七百五十五名である。

戸数人口學齡兒童累年比較

Table with columns for Year (年度), Households (戸数), Population (人口), and Age Groups (學齡兒童). Rows include years from Meiji 39 to Taisho 4.

教育費累年比較

Table with columns for Year (年度), Village Expenses (町村費), School Expenses (小學校費), and Average Monthly Income (平均月當). Rows include years from Meiji 39 to Taisho 3.



# 加西郡教育會

本郡教育會は最初の記録を今存して居ないから其創始當時の事など詳記し得ないが初め兵庫縣教育會加西郡支會と稱して居たのを、明治三十八年七月より私立加西郡教育會と改稱し組織を改め次の規則を定めた。

## 私立加西郡教育會規則

- 第一條 本會ハ郡内教育ノ改良進歩ヲ圖ルヲ以テ目的トス
- 第二條 本會ハ私立加西郡教育會ト稱シ事務所ヲ北條町ニ置ク
- 第三條 本會ハ郡内各學區ノ教育團體ヲ以テ組織ス
- 第四條 本會ハ縣教育會ト氣脈ヲ通スル爲メ私立兵庫縣教育會ニ加盟ス
- 第五條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
  - 會長 壹名 副會長 壹名 代議員 拾九名 評議員 拾貳名
  - 常任幹事 壹名 幹事 若干名 書記 壹名 (本項改正)
- 第六條 會長ハ代議員會ニ於テ各團體員中ヨリ之ヲ選舉シ評議員ハ各學區ノ代議員ニ於テ一名ツ、互選シ幹事ハ各團體員中ヨリ會長之ヲ選任スルモノトス
- 代議員ハ各教育團體ヨリ選出ス其定員左ノ如シ
  - 北條學區 六名 富田學區 二名
  - 賀茂學區 三名 下里學區 四名
  - 九會學區 五名 富合學區 三名
  - 日吉學區 三名 宇仁學區 二名

- 芳田學區 二名 大和學區 一名
  - 西在田學區 三名 在田學區 四名
- 書記ハ會長之ヲ選任ス

- 第七條 會長ハ本會一切ノ事務ヲ統理シ會議ノ議長トナル
- 幹事ハ會務ヲ處辨シ會長事故アル時ハ其ノ代理ヲナス
- 評議員ハ會長ノ諮問事項ヲ評議シ臨時急務ヲ要スル時ハ代議員ニ代リテ議決ヲナス
- 代議員ハ各教育團體ヲ代表シテ本會施設ノ事項並ニ重要ナル問題ヲ議決ス
- 書記ハ會長ノ命ヲ受ケ庶務會計等ノ雜務ニ従事ス
- 第八條 役員ノ任期ハ各三年トス
- 但シ書記ハ任期ヲ定メス
- 第九條 書記ノ俸給ハ會長之ヲ定メ役員ニハ手當若クハ報酬ヲナスコトアル
- 第十條 本會ハ毎年一回以上總集會ヲ開ク其期日及場所ハ會長之ヲ定ム
- 第十一條 本會ハ毎年春季ニ於テ代議員會ヲ開ク但シ緊急ノ事件アル時ハ臨時開會スルコトアルヘシ
- 代議員會ニ附スヘキ事項左ノ如シ
  - 一 會務ノ報告
  - 二 豫算ノ決議及決算ノ承認
  - 三 規則ノ制定廢止及改正
  - 四 施設事業ノ決及必要ナル議案ノ審議
  - 五 縣教育會代議員選舉ニ關スル件
  - 六 教育上ノ諮問…他ニ關スルコト
- 代議員ハ五名以上ノ賛成ヲ得テ建議スルコトヲ得

- 第十二條 會議ノ決議ハ過半數ニ依リ可否同數ナルハ會長之ヲ決ス
- 第十三條 各教育團體ハ役員ノ異動其他重要ト認ムヘキ件ハ其都度本會ニ報告スヘキモノトス
- 第十四條 本會ハ兵庫縣教育會ノ經費配當額ヲ負擔スルノ義務ヲ有ス
- 第十五條 各教育團體ハ本會ノ費用トシテ議定ノ金額ヲ評議員ノ數ニ應ジ負擔スヘキモノトス
- 但シ納期ハ毎年四月十月ノ末日限リトシ各其半額ヲ前納スヘキモノトス

- 第十六條 本會ノ經費ハ各教育團體ノ納入金及其他ノ收入金ヲ以テ之ヲ充ツ
- 第十七條 本會ノ會計年度ハ四月一日ヨリ翌年三月卅一日迄トス
- 第十八條 寄附金臨時收入金及經費殘金ハ之ヲ蓄積シテ本會ノ基本金トス
- 但シ使用ノ目的ヲ指示シタル寄附金ハ此限リニアラス
- 第十九條 本會規則ノ變更ハ半數以上出席シタル代議員會ニ於テ三分ノ二以上ノ同意ヲ經ルコトヲ要ス

### 附 則

- 第一條 本會從來ノ會員ハ規則改正後ハ其學區教育團體ニ屬スルモノトス
  - 第二條 本則ハ明治三拾八年七月二十七日ヨリ實行スルモノトス
- 而して其事業としては、夏期冬期休業中に小學校教員講習會を開催し、又日曜講習會や教育問題研究會、或は名士を聘して講演會を開き、視察員を郡外縣外に派遣して郡内教育の向上進展を圖り、優良兒童を表彰し、各校聯合運動會、體育競技大會を開催し、一面活動寫眞映寫會を催しなどして社會教育の爲にも努力してゐる。
- 會長には以前は郡長を推戴して居たが、大正十一年に北條

町長宮崎龜太郎選出され、同十四年五月再選重任してゐたが、昭和二年二月十四日家事都合により辭任を申出た。教育會は頗る遺憾とし三名の留任懇請委員を擧げ交渉する所があつたけれども辭意固くして動かし得ず、遂に之を容るゝ事となり、後任として當時副會長であつた柏木清治選任され現在就任中である。(柏木會長は現兵庫縣教育會幹事である)教育會の現役員左の如し。

會 長	柏 木 清 治
副 會 長	正 木 榮 次 郎
幹 事	吉 田 彌 三 松
同	中 川 清 二
同	龍 田 隆 曉
同	熊 谷 安 次
同	大 西 俊 一
同	西 浦 猪 兵 衛
同	井 上 彌 三 吉
同	松 本 寛 眞
同	廣 田 卓 爾
同	長 田 忠 治
同	稻 岡 幸 八 郎
同	内 藤 演 治
同	西 村 重 義
同	三 九



同 宮崎龜太郎  
同 大橋秀吉  
同 井上貞太

右役員の内、幹事龍田隆曉は昭和四年五月廿七日辭任し、その後任として松本寛真が同年六月一日就任した。また顧問井上貞太は昭和四年五月一日辭任した。また顧問大正七年以降の加西郡教育會と兵庫縣教育會との役員關係を記せば左の如し。

一、兵庫縣教育會代議員(加西郡教育會選出)

年 度	氏 名
大正七年度	高谷 一次 高嶋三之助
大正八年度	西村茂一 山野正治
大正九年度	西村茂一 中川清二
大正十年度	西羅岩太郎 土井惣太郎
大正十一年度	西羅岩太郎 宮崎龜太郎
大正十二年度	北野貫一 柏木清治
大正十三年度	北野貫一 宮崎龜太郎
大正十四年度	中川清二 柏木清治
大正十五年度	中川清二 正木榮次郎
昭和二年度	中川清二 正木榮次郎
昭和三年度	吉田彌三松 井上彌三吉

二、兵庫縣教育會評議員(縣教育會代議員互選)

年 度	氏 名
自大正十四年十二月至昭和二年十月	柏木清治
自昭和二年十一月至昭和四年一月	中川清二

三、兵庫縣教育會幹事(縣教育會評議員互選)

年 度	氏 名
自大正十四年十二月至現今	柏木清治

參考として加西郡教育會昭和二年度事業を記して置く。

(一)、會議

一、幹事會(七回)

- 四月十二日 教育總會に關する件
- 五月三日 郡誌編纂委員囑託の件
- 六月廿二日 教育品展覽會開催に關する件
- 八月廿九日 小學校兒童體育會開催に關する件
- 豫算變更に關する件
- 郡誌編纂に關する件
- 教育品展覽會に關する件
- 縣教育大會本會提出問題の件

知事諮問答申の件

教育總會に關する件

婦人修養講習會開催の件

十月一日 教育總會に關する件

豫算變更に關する件

婦人修養講習會に關する件

顧問推薦に關する件

縣代議員補缺に關する件

(昭和三年)

一月十八日 常任幹事辭任の件

音樂會開催に關する件

巡廻修養講習會の件

國史講習會出席補助の件

合同視察員講演會の件

公民科研究會開催の件

學事視察の件

青年訓練生大會開催の件

郡誌完成に關する件

二月五日 昭和三年度豫算に關する件

二、評議員會(三回)

十月一日 教育總會の件

豫算變更の件

(三年)

一月十八日 常任幹事辭任の件

音樂會開催の件

巡廻修養講習會の件

國史講習會出席補助の件

講演會の件

公民科研究會の件

學事視察の件

青年訓練大會の件

郡誌編纂の件

(二)、事業

一、夏期講習會

講習題目 最近文化哲學ヨリ見タル教育ノ諸問題

期 日 昭和貳年八月廿七日ヨリ四日間

講 師 廣島高等師範學校教授辻幸三郎

二、婦人修養講習會

期 日 自昭和二年十月十一日至同十三日

講 師 小原七三郎、和田長平、勝野梧一、勝部耕造、水田吉三郎



三、展覽會

イ、教育品展覽會

期日 自昭和二年十月一日至同四日

場所 北條高等小學校

兵庫縣北條高等女學校

北條町幼稚園

加西實業學校

出品物 兒童生徒成績品、婦人會處女會員製作品、縣

下小學校兒童成績品、教育參考品

ロ、明治節記念成績品展覽會

期日 自昭和二年十二月八、九日

場所 揚武館

出品物 縣下小學校兒童の明治節奉祝に関する書畫成

績品

四、教育研究

イ、手工科研究会

期日 昭和二年五月廿二日六月廿六日

場所 揚武館

研究者 各小學校手工科擔任教員

ロ、家事科研究会

ハ、小學校兒童音樂會

期日 昭和二年十一月廿五日

場所 在田高等小學校

參加者 郡内小學校兒童

五、教育獎勵

イ、初等教育研究補助(姫路市)

ロ、同上 (明石市)

ハ、國史科講習出席補助

六、加西郡小學校兒童體育會

期日 昭和二年十一月一日

場所 北條高等小學校

參加者 郡内小學校兒童

七、青年訓練生大會

期日 昭和三年三月十日

場所 查閱……北條高等小學校

講演……揚武館

參加者 郡内青年訓練所訓練生

查閱官 姫路聯隊區司令官金子步兵大尉

講師 同上

第十師團司令部附納富陸軍少將

(三) 總會

期日 昭和二年十月二日

會場 揚武館

講師 御影學校長安井清雄師範

演題 歐米事情と我國民的自覺

(四) 補助

加西郡婦人會、加西郡女子青年會

(五) 役員の推薦及囑託

一、顧問 二、郡誌編纂委員 三、幹事

加西郡教育會昭和三年度歳入歳出豫算書

歳入之部

科目	本年度豫算額	前年度豫算額	比増	比減
一、基本金收入	一八七四	二二一四		二四
二、各町村教育會分擔金	八六八	八八〇		一二
三、縣費補助金	七〇〇	七〇〇		
四、雜收入	二〇	二〇		
五、前年度繰越金	八〇〇	八〇〇		
六、寄附金	六〇〇	六〇〇		
合計	三、一七五	三、二一一		三六

歳出之部

科目	本年度豫算額	前年度豫算額	比増	比減
一、事務取扱費	一一一四	一一一四		
一、役員報酬	五〇	五〇		
二、手當	三六	三六		

科目	本年度豫算額	前年度豫算額	比増	比減
三、需用費	二〇	二〇		
四、雜費	五	五		
二、會議費	一〇五	七五	三〇	
一、幹事會費	三〇	二五	五	
二、評議員會費	五〇	二五	二五	
三、代議員會費	二五	二五		
三、總會費	一〇〇	五〇	五〇	
一、總會費	一〇〇	五〇	五〇	
四、事業費	二、三〇〇	三、四一〇		一一〇
一、學事調査費	一五〇	一五〇		
二、補助教育獎勵費	七〇	一八〇		一一〇
三、講習會費	四〇〇	三〇〇	一〇〇	
四、講話會費	三〇〇	三五〇		五〇
五、教育研究會費	一五〇	二〇〇		五〇
六、教育獎勵費	二五〇	一五〇	一〇〇	
七、體育獎勵費	二〇〇	一五〇	五〇	
八、郡誌編纂費	六〇〇	六〇〇		
九、篤行者表彰費	三〇	三〇		
二、補助費	一五〇	一〇〇	五〇	
1、聯合婦人會補助	五〇	五〇		
2、女子青年團補助	一〇〇	五〇	五〇	
二、展覽會費	一八七	二〇〇		一三
五、基本財産積立金	一一二	二一四		一〇二
六、負債金	二二二	二二四		二







## 富田村教育會

### 一、創立と沿革

明治三十八年加西郡教育會則の制定に伴ひ、之に準據して會則を定め、同年八月富田村教育會が創立せられた。創立時の會長は石野作太郎であつたが其後能勢正顯、頃安幾次郎、島田亨、井上彌吉、今村潔歴任し、現在の會長は渡邊久次である。

### 二、組織と事業

創立當初は本會の主意に賛成する若干名を以て組織されたのであつたが漸次其數を増加し、現今では五百四十人を計へてゐる。事業としては教育講演會、貧困兒童教育補助を主として居り會費を徵集して經費にあてゝゐる。

## 賀茂村教育會

### 一、創立と沿革

明治四十一年制設、會則によつて全村戸主が會員となり、村長藤原源藏會長に就任した。

大正三年に至つて教育會の振興を圖るべく第一回總會を兼ねて講演會を開いた。出席者多數にて盛會であつた。其後毎年一回總會開催を例としてゐる。會長は其後の村長が歴任し、中根專太郎を経て現在は中川清二である。

### 二、組織と事業

會長には村長を推し、現在會員數七五〇名、其事業は小學校補習學校の後援、社會教育の振興、敬老會開催、講習會開催、教育全方面の連絡統一を圖る事等である。經費は村補助金による。

## 富合村教育會

### 一、創立

明治二十一年

### 二、沿革概要

創立後隆替あり、事業亦特筆すべきものはなかつたが明治三十七年四月會則を改正し、同三十八年貧窮兒童學費補助規程を設け教科書、學用品、雨具、被服等の全部或は一部を給與し、村内青年團の成績優良なるものに賞金を出して其發展を促す事にした。明治四十年五月會則改定同年九月十日學藝兒童保護會を設け、貧窮兒童の就學に便ならしめた。

大正六年八月本會の事業として尙齒會を開くことに定め、尙村内各團體の發展を助成せんが爲、部落青年會に作業獎勵金を交付し、婦人會、處女會に事業補助金を、又小學校教員の研究に資せんが爲、獎勵金を各交付する事にしてゐる。北條町教育會々則

第十六條 本會則運用ニ關スル細則ハ別ニ之ヲ定ム

附則

昭和三年度ニ限り第十二條ノ會費ハ十一月末日迄ニ離出スルモノトス

## 加西郡教員會と加西郡女教員會

加西郡教員會及び加西郡女教員會は、その會則に示す如く親睦、互助、修養、研究等を目的として居るのでその會合は打ち解けた温味のある會である。しかも小學校教員としての相互の研究は主としてこの會で行はれて居ると云つてもよい

### 加西郡小學校教員會則

- 第一條 本會ハ郡内小學校教員ヲ以テ組織シ加西郡小學校教員會ト稱ス
- 第二條 本會ハ會員相互ノ修養研究及ビ親睦互助ヲ以テ目的トス
- 第三條 本會ニ左ノ三部ヲ置キ目的ノ遂行ヲ期ス
- 一、研究部 二、體育部 三、互助部
- 第四條 各部ノ事業概ネ左ノ如シ

一、研究部

(イ) 教育上諸問題ノ研究討論

(ロ) 會員相互ノ研究發表

(ハ) 講演會

二、體育部

(イ) 野球庭球 (ロ) 擊劍柔道水泳 (ハ) 遠足登山

三、互助部

(イ) 病氣缺勤五十日ニ及ル者アル時ハ金五圓ヲ贈呈ス

(ロ) 轉退職ニハ勤續年數ニ應ジ別表ニヨリ金額ヲ贈呈ス但勤續年數

四七

- 第一條 本會ハ北條町教育ノ振興ヲ圖ルヲ以テ目的トス
- 第二條 本會ハ北條町教育會ト稱シ事務所ヲ北條尋常高等小學校内ニ置ク
- 第三條 本會ハ北條町ニ居住シ本會ノ趣旨ニ賛成スル者ヲ以テ組織ス
- 第四條 本會ハ第一條ノ目的ヲ達スルタメ凡ソ左ノ事業ヲ行フ
- 1 社會教育ニ關スル事項
- 2 學校教育ノ後援ニ關スル事項
- 3 體育ノ振興ニ關スル事項
- 4 教育獎勵ニ關スル事項
- 5 其他教育上適切ナル事項
- 第五條 本會ハ郡教育會ト氣脈ヲ通ズルタメ加西郡教育會ニ加盟ス
- 第六條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
- 一、會長 一名 一、副會長 一名
- 一、評議員 十名 一、理事 若干名
- 第七條 會長及ビ副會長ハ評議員會ニ於テ之レヲ選舉シ評議員ハ會員ノ互選トス、理事ハ會長之レヲ囑託スルモノトス
- 第八條 會長ハ本會ノ事務ヲ統理シ會議ノ議長トナル
- 第九條 副會長ハ會長ヲ助ケ會長事故アルトキハ其ノ代理ヲナス
- 理事ハ會務ヲ處理シ郡教育會ノ代議員トナル
- 評議員ハ本會ノ施設事項並ニ重要ナル事項ヲ議決ス
- 第十條 役員ノ任期ハ各三ケ年トス
- 第十一條 本會ハ毎年一回總會ヲ開ク
- 第十二條 本會員ハ會費トシテ毎年五月金五拾錢ヲ離出スルモノトス
- 第十三條 本會ノ會計年度ハ四月一日ヨリ翌年三月三十一日迄トス
- 第十四條 本會々則ノ變更ハ評議員三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルモノトス
- 第十五條 會員ノ入退會ハ理事ヲ經テ會長ノ承認ヲ得ルモノトス



ハ五助法成立ノ日即チ明治三十一年八月十一日より起算シ一ケ年未満ノ端數ハ切捨トス

(ハ) 會員中死亡者アルトキハ退職者へ贈呈スベキ金額ニ金拾五圓ヲ加ヘ香花料トシテ贈呈ス

第五條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

會長 一名 部長 三名 幹事 十二名

第六條 會長及ヒ部長ハ會員ノ互選ニヨリ其ノ任期ハ一ケ年トシ幹事ハ各小學校長之ニ當ル 但互助部長ハ幹事中ヨリ互選ニヨリ之ニ任ズ

第七條 役員ノ任務及ビ權限左ノ如シ

會長ハ本會ヲ統理シ會議ノ議長トナル

部長ハ其ノ部ニ屬スル事務ヲ掌理ス

幹事ハ本會ノ事業及ヒ會事ニ關スル決議ヲナスノ外其ノ學校ニ於ケル會費ノ徵收及ヒ互助部ニ屬スル事務ニ任ズ

第八條 本會ノ經費ハ會員ノ離出金及ヒ其ノ他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ

第九條 經費ノ收支決算ハ總會ニ於テ報告ス

第十條 本會ニ左ノ部會ヲ置ク 部會則ハ別ニ之ヲ定ム

一部會、北條、富田、賀茂、下里、九會校友會ヲ以テ組織ス

二部會、富合、日吉、宇仁、芳田、大和、西在田、在田校友會ヲ以テ組織ス

第十一條 本會則ハ總會ノ決議ニアラサレバ變更スルコトヲ得ス

表 別

在職年數	金額	在職年數	金額
1	16	24	24
2	17	26	26
3	18	28	28
4	19	30	30
5	20	33	33
6	21	35	35
7	22	37	37
8	23	39	39
9	24	41	41
10	25	43	43
11	26	45	45
12	27	47	47
13	28	49	49
14	29	51	51
15	30	55	55

備考 三十年以上ハ一ケ年毎ニ金壹圓ヅツヲ加フ

部會則

一、部會ハ本會ノ目的ニヨル事業ヲナス

一、部會ハ隔月一回各校順番(大和校ハ一回置)ニ教授研究會ヲ開クノ外會員ノ協議ニヨリ臨時各種ノ研究ヲナス

一、部會ノ事務ハ當番學校ニ於ケル本會幹事之ニ任ズ

一、部會ニ要スル經費ハ部會員ノ負擔トス

一、部會記録ハ各校順送スルモノトス

加西郡女教員會々則 [昭和三年五月]

第一條 本會ハ加西郡女教員會ト稱ス

第二條 本會ハ兒童教養上ノ研究ヲナシ會員ノ修養ニ努メ且ツ會員相互ノ觀望ヲ計ルヲ以テ目的トス

第三條 本會ハ加西郡初等教育ニ従事スル女教員ヲ以テ組織ス

第四條 本會ハ左ノ事業ヲ行フ

一、年一回春秋ニ於テ總會ヲ開ク

二、名士ノ講演ヲ開クコト

三、講習會ヲ開クコト

四、會員相互ノ研究ヲナスコト

五、會員ノ見學旅行ヲナスコト

六、其他本會ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事業ヲナスコト

第五條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

一、會長 一名 二、副會長 一名

三、幹事 一、二名 四、顧問 若干名

第六條 會長ハ會務ヲ統督ス

副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アリタルトキハ代理ス

幹事ハ庶務會計等ヲ分掌ス

第七條 會長及副會長ハ總會ニ於テ選舉ス

幹事ハ各學校ニ於テ一名ヅ、推選ス

第八條 役員ノ任期ハ各一ケ年トシ缺員ヲ生ゼシトキハ臨時選舉又ハ指名ニヨル

第九條 會員ハ會費トシテ毎月拾錢ヲ離出スルモノトス

第十條 會費ハ其學校ノ幹事毎月之ヲ取集メ會計係ニ納ムルモノトス

第十一條 會員中ニ凶事アリタルトキハ金壹圓香料トシテ贈ルコト但其校內幹事之ヲ取扱フコト 以上

加西郡青年團

青年の元氣は町村發展の根元であり、青年團の盛否は國家の隆替に關する事大なるものがある。燃ゆるが如き愛國心と愛郷心、堅固にして全人的なる道德性、頑健なる體力と心力、これを修養しこれを練磨する事は青年の將に努むべき所であらぬ。

以前加西郡内の部落に青年會の設があつたのは極めて尠かつたが明治三十七八年以降、郡内百九部落に互つて之が設置を見、各種事業に協力すると共に着々として全郡統一の機運を醸成しつゝあつた。それが明治四十二年十月二十四日遂に全町村青年團を統一し、加西郡青年團を組織するに至つた。そして毎年一回總會を開き、講演會を催し、雄辯會、精神修養、時事通俗農事講習會、體育競技會、視察見學旅行、優良青年表彰、道路愛護等の事をなし、又各町村青年會及び各部

落青年支會に於ても、一夜講習會、練膽會、農村文學研究會等を開いて青年の本領を發揮せん事に努力して居る。

郡青年團を組織する現在各町村青年會數十一、部落青年支會數百二十五、會員總數二千四十三名を有す。最近の講演會の講師は左の通りであつた。

- 大正十四年度 進藤神戸新聞社長
- 昭和元年度 奏謙讓本願寺布教師
- 昭和二年度 林縣商工課長

歴代團長を擧ぐれば小出雅雄、松崎喜十郎、松島源藏、宮崎俊男、中山亥三次、成家毅、大橋秀吉、現在は橋本義雄(北條町長)である。

加西郡青年團則

第一章 總則

第一條 本團ハ郡内町村青年會ノ聯絡及指導ニ屬メ其向上發展ヲ圖ルヲ目的トス

第二條 本團ハ加西郡青年團ト稱シ事務所ヲ加西實業學校内ニ置ク

第三條 本團ハ加西郡内町村青年會ヲ以テ組織ス

第四條 本團ハ其ノ目的ヲ達センガ爲ニ左ノ事業ヲ行フ

- 一、修養事業
  - 二、獎勵事業
  - 三、其他ノ事業
- 第二章 役員
- 第五條 本團ニ左ノ役員ヲ置ク
- 一、團長 一名 一、理事長 一名



一、理事 若干名 一、評議員 若干名

一、書記 一名

第六條 本團ノ役員選出法左ノ如シ

一、團長ハ評議員會ノ決議ニ基キ之ヲ推薦ス

二、理事長ハ評議員會ノ意見ヲ徵シ團長之ヲ囑託ス

三、理事ハ團長之ヲ囑託ス

四、評議員ハ各町村青年會長ヲ以テ之ニ充ツ

五、書記ハ團長之ヲ囑託ス

第七條 本團役員ノ任期左ノ如シ

一、團長 四ケ年 一、理事長及理事 二ケ年

第八條 役員ノ任務左ノ如シ

團長ハ團務ヲ總理シ本團ヲ代表シ併セテ會議ノ議長トナル

理事長ハ團長事故アルトキ團長ヲ代理シ團長ノ指揮ニ從ヒ庶務會計ノ整理

ニ任ス

理事及書記ハ團長ノ指揮ヲ受ケ團務ニ従事ス

評議員ハ豫算並ニ施設事業ヲ決定シ團則ノ變更又ハ重要ナル事項ヲ審議ス

第三章 會議

第九條 總會ハ毎年一回之ヲ開催ス

但シ必要ニ應ジ臨時開催スルコトアルベシ

評議員會ハ毎年一回之ヲ開ク但團長ニ於テ必要ト認メタルトキハ臨時之ヲ

開催ス

團長ニ於テ必要ト認メタル場合ハ各町村青年會ヨリ正會員一名ヲ参加セシ

ムルコトヲ得

第十條 議事ハ出席者ノ過半數ヲ以テ之ヲ定メ可否同數ナルトキハ議長之ヲ

決ス

第四章 會計

第十一條 本團ノ經費ハ各町村青年會ノ分擔金縣補助金及其他ノ收入ヲ以テ

之ニ充ツ

第十二條 本團ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月末日ニ終ル

附則 本團ノ外必要ナル細則ハ別ニ之ヲ定ム

統一當初の各町青年團概況

會名	團體會員數		夜學會數		夜學員數		基本財産	現金	收益	耕地	山林	雜地
	數	數	數	數	數	數						
北條	二二	三五	六	一六	二〇〇,〇〇〇	一五〇,〇〇〇						
富田	二二	三三	二	一七	五〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇						
賀茂	二五	三五	三	一九	三〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇						
下里	二四	三五	二	一七	七〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇						
九會	二二	二八	二	一七	一〇〇,〇〇〇	一〇〇,〇〇〇						
富合	二二	三二	二	一七	二六,〇〇〇	五五,〇〇〇						
日吉	二二	二五	二	一七	二二,〇〇〇	四八,〇〇〇						
宇仁	二二	二五	二	一七	四八,〇〇〇	二六,〇〇〇						
芳田	二二	二五	二	一七	二六,〇〇〇	二六,〇〇〇						
大和	二二	二五	二	一七	四〇,〇〇〇	五〇,〇〇〇						
西在田	二二	二五	二	一七	五〇,〇〇〇	四三,〇〇〇						
在田	二二	二五	二	一七	七二,〇〇〇	八二,〇〇〇						
計	二二	三三	二	一七	五二九,〇〇〇	六三三,〇〇〇						

北條町青年會

一、綱領

夜講習會。視察旅行。幹部一夜講習會。體育會。製作品展覽會。月報發行。試驗會。

奉仕を主とするもの

勞力寄附。道路修繕。統計事務執掌。電燈料集金。神社奉仕。賑恤救助。

其他入退兵歡送迎。在營兵慰問。

六、優良青年支會

小谷青年支會。會員よく共同し、補習學校生徒出席優良なるの點を以て郡長より表彰された。

富田村青年會

一、目的

忠孝の本義を體し智徳の涵養身體の鍛練を圖り健全なる國民、善良なる公民たるの素養を得しめる。

二、創立

明治四十二年五月

三、組織

本村に現住せる青年を以て組織し、支會數十二會員數百七十七名を有す。

四、資産及維持法

基本財産六十三圓であるが其利子と會員離出の會費、村補助金、雜收入金を以て維持費としてゐる。

五、事業の概要

修養を主とするもの  
補習學校青年訓練所生徒の就學及出席獎勵。各支會巡廻一



### 五、事業の概要

總會。講演會。體育會。社會奉仕事業。教育援助。視察員派遣。討論會。講習出席。展覽會。幹部講習會。村報發行評議員會。其他各支會事業。

### 六、優良青年支會

窪田支會。西谷支會。共に補習夜學教育優良なる點により大正五年三月郡長より表彰された。

### 賀茂村青年會

#### 一、目的

忠孝の本義を體し知徳の涵養身體の鍛練を圖り健全なる國民、善良なる公民たるの素養を得しむるを以て目的とす。

#### 二、沿革

創立明治四十年十二月。往時は所謂若連中と稱へられたが明治三十七八年戰役後各部落を單位とする青年會を組織し會則を定め、會場としては空家神社佛閣及學校の一部を使用した。最初八青年會の組織を見たが漸次各部落に普及し明治四十年小學校長中川清二は時代の進運に鑑み村一圓を以て新に賀茂村青年會を組織し、擧げられて會長となつた次で郡聯合會に加入し大いに面目を改めたが大正八年會則を改定し今日に至つた。

#### 三、組織

左記會員を以て組織してゐる。

- 1 普通會員、滿十二歳以上二十五歳迄の男子
- 2 特別會員、滿二十五歳以上三十歳未滿の男子
- 3 名譽會員、學識名望あり又は木會に功勞のあつた者の内役員會決議により推薦したもの

普通會員百五十名、支會數十五である。

#### 四、資産及維持法

現金三百七十圓を有するが、會の維持は村補助金及各支會分擔金による。

#### 五、事業の概要

春秋二季總會を開き講演、雄辯會を催す。

毎月定期集會、滿月會、青年文庫回覽、春秋二季遠足及見學旅行、農産物製作品評會、體育會、劍道練習、道路愛護、支部會(毎月一、二回)其他臨時必要なる事項

#### 六、優良青年支會

東劔坂支會。

### 下里村青年會

#### 一、綱領と沿革

明治二十七八年戰役後各部落單位の青年會の創設を見たが下里村としての統一ある組織はなかつた。後、時勢の進展目覺ましきに鑑みた小學校長山野正治は、青年をして愈忠孝の本義を體し智徳の涵養身體の鍛練を圖り健全なる國民

### 九會青年會

#### 一、目的

教育勅語戊申詔書精神作興詔書朝見式勅語の御趣旨を奉體し智能の研鑽に力め時勢に後れず又克く和衷協同社會のため貢獻奉仕

#### 二、沿革

創立明治四十二年五月三日。小學校長鈴木純一は九會村青年團統一の必要を認め各部落の青年團長を召集し協議の結果滿場一致を以て九會青年會の成立を見た。

#### 三、組織

會長一名評議員會にて選舉。副會長一名同前。幹事五名同前。顧問一名會長之を囑託す。支會長十四名各支會に於て之を選舉す。評議員三十名各支會に於て支會長之を囑託す。支會數十四。會員數二百四十三名を有す。

#### 四、資産及維持法

基本金。二百七十一圓(定期預金)

維持法。三百圓の年經費は各支會分擔二百圓村補助百圓で

支辨してゐる。

#### 五、事業概要

體育會年二回。修養會年三回。講演會。講習會派遣。公民講座開催年三回。青年文庫經營。會報發刊年三回。總會年

#### 個人表彰

優良旗の授與(毎年一回成績調査)

優勝旗の授與(體育會の成績により)

### 五、獎勵法

體育會。遠足會。寒中鍛練。

體育部

業の研究調査

試作田。村統計調査。入營者家庭勞力奉仕。道路愛護。副

奉仕部

旅行。

青年文庫整理保管及新購入。補習學校及訓練所生徒の就學

並出席獎勵。講習會辯論會。展覽會。義士會。視察及見學

教育部

### 四、事業の概要

資産八百圓。維持法、村費補助、支會分擔醜金、寄附金、

### 三、資産及維持法

十八支會を以て組織し、會員數二百二十五名を有す。

### 二、組織

長に推されたが、大正九年四月現會長前田源治之に代つた

一日を以て下里村青年會を創立した。その當時山野正治會

善良なる公民たるの素養を得しめんが爲明治四十年二月十



二回。雄辯會年三回。幹事會。支會長會。評議員會。入退會員送迎會。入退營兵送迎及神社奉告祭參加。道路愛護作業。支會相互視察。品評會展覽會開催。尙齒會援助。試作田經營。見學旅行。

六、獎勵法

優良支會及優良會員表彰。修養會講習會に會員派遣。補習學校出席優良支會表彰。役員の支會巡回。品評會展覽會開催。見學旅行。

七、優良青年支會

中野青年支會明治四十三年、榮青年支會、繁昌青年支會、下宮木青年支會は各大正五年三月何れも郡長より表彰され、繁陽青年會は大正二年二月十一日補習教育の事業を經營し其成績優良なりとして當時の服部知事より表彰された。

富合青年會

一、沿革

明治三十八年從來各部にあつた所謂若連中を以て夫々部落青年會を組織し一定規約の下に秩序ある團體的行動をなし風教改善農業思想の啓發に力める所があつた。

明治四十二年三月六日部落青年會を統一し富合青年會を設立、會則を制定して茲に組織的な青年會となつた。爾來穩健に發達し來つたが大正十年三月時勢に鑑み會則の一部を

(1)、五大請願

- 一、我等は日本の國粹を發揮す
- 一、我等は共同自治の實を擧ぐ
- 一、我等は勤勉規律禮儀を尙ふ
- 一、我等は質實剛健の心身を養ふ
- 一、或等は日新の修養をなし奉仕の美を成す

(2)、嚴寒鍛練

時期、寒の入から節分まで三十日間  
方法、毎朝四時半起床、五時會場集合、シャツ、パンツの輕装で神社巡拜、五日毎に全員學校に集合合同作業又は國民體操を行ふ。學校集合の前夜は各支會場に合宿し作業をなすか或は修養會を開く。

毎朝神社巡拜後會場に集合繩綱等の共同作業をなし收得金は會の基本財産とする。又擊劍寒稽古をなし最後の日には遠駆をする。

(3)、修養團式團體訓練

口體育施設  
嚴寒鍛練、角力、擊劍、遠足登山、競走競技、春秋兩季體育大會、體育大會又は競技會參加  
ハ修養方面

青年文庫設置。雜誌購讀。講演會。總集會。修養會。一夜講習會。義士會亦穗義士會參加。乃木會。展覽會。品評會。

改正し五大請願事項を定め其の主義を確立し之に向つて會の向上を期した。同年十月會員中有志六十五名を以て修養團分團を設け會の團結と會員の修養に資した。

大正十一年三月十九日加西郡長より優良青年會として表彰せられ同日郡青年體育大會に於て成績第一位を占め優勝旗を授與された。大正十二年十三年に互り連年優勝したので會の規程により優勝旗は永久に本會の有に歸した。大正十三年三月修養團富合分團の組織を變更し從來有志を以て成つてゐたのを青年會員全部之が團員となり修養團富合支部を設置した。大正十四年十月三日郡青年體育大會に於て成績第一位で優勝旗を受け、大正十五年同大會に於て表彰規程變更せらるゝや亦成績第一位優勝旗を受領した。

二、組織

會長一名(小學校長)。幹事若干名。評議員八名。名譽會員。普通會員。顧問(村内名譽職員舊役員にして會長の委嘱せるもの)

支會數八。普通會員百九十八名を有す。

三、資産及維持法

本會及支會に基本金を有してゐるが、維持費として會費、村補助金、作業收益、寄附金等を充てゝゐる。

四、事業概要

イ團體的訓練事項

農事品評會。其他各支會に於ける行事

ニ、奉仕事業

道路愛護。學校美化。神社境内掃除。掲示板利用。時事報導。軍隊慰問。入退營兵送迎。消防夜警事業。補習學校青訓所小學校兒童少年赤十字團後援。戦死者展墓。納稅事務の補助

ホ娛樂方面

娛樂會の開催。競技を以て一種の娛樂たらしめる。

ヘ其他

小學校との連絡。在郷軍人會との連絡。消防組との連絡。各種團體との提携。

五、優良青年支會

玉野支會は大正三年三月、豊倉支會は大正五年三月各優良青年會として郡長より表彰された。山枝支會、別府支會第三班亦優良表彰を受けた。

多加野村青年會

一、目的

忠孝の本義體待

智徳の涵養

身體の鍛練

二、創立



大正十三年四月二十四日

三、組織

日吉部、宇仁部に分ち得る。

支會數十七。會員數二百三十一名である。

四、資産及維持方法

現金二百圓を有し、維持費は會員離出、村補助金を充てゝゐる。

五、事業大要

總會。農事講習會。一夜講習會。競技會。道路愛護。青年訓練所及補習學校出席獎勵。見學旅行。會報發行。

六、優良青年支會

國正青年會明治四十五年二月、小印南青年會及燻風會は大正三年三月各郡長より優良青年會として表彰された。

芳田青年會

一、目的

青年をして忠孝の本義を體し一般的自己修養、青年的修養團體的訓練、公民生活の基礎修養をなさしむるを以て目的とす

二、創立

明治四十二年一月三十日

三、組織

顧問。役員（會長副會長各一名、幹事及評議員若干名）會員（正會員十二歳より二十歳まで、特別會員二十歳より二十五歳まで）名譽會員（村會議員區長學務委員小學校男職員役場吏員小學校醫其他學識名望ある者及本會に功勞のあつた者）で組織してゐる。

支會數六、會員數は正會員八十三名特別會員六十名を有す。

四、維持法

會員よりの徵集金及村費補助金に依り維持す。

五、事業概要

イ、修養

總會年二回。講習會（農事自治）講演會。満月會。

ロ、體育

體育會年二回。競技練習會。見學旅行。庭球。

ハ、奉仕

道路愛護。現役兵士農繁期家庭手傳。神社佛閣の掃除。

學校運動場整理。

ニ、娛樂

庭球。ビンボン。圍碁。謠曲。

ホ、其他

軍隊慰問。戰病死者墓參。補習學校青年訓練所生徒の出席獎勵。婦人會處女會の後援。展覽會、品評會年二回。

六、獎勵法

支會長會開催月一回。支會總會定期臨時に開き會長及役員出席講話。部落擔任小學校訓導が部落の一般研究をなし不斷に指導獎勵する。優良支會の表彰及個人表彰年一回。展覽會品評會開催年二回。月刊冊子の刊行（農事及自治に關する素養々成）圖書の回覽。同志俱樂部を組織し競技練習先進團體の見學。

水尾青年支會は明治四十三年三月成績優良として郡長より表彰された。

七、優良青年支會

先進團體の見學。

水尾青年支會は明治四十三年三月成績優良として郡長より表彰された。

七、優良青年支會

先進團體の見學。

水尾青年支會は明治四十三年三月成績優良として郡長より表彰された。

七、優良青年支會

先進團體の見學。

大和村青年會

一、目的

本會は青年をして忠孝の本義を體し知徳の涵養身體の鍛練を圖り健全なる國民、善良なる公民たるの素養を得しめを以て目的とする。

二、創立

明治四十一年十一月五日

三、組織

支會數三、會員數六十八名

四、資産及維持法

本會に資産は無いが支會の資産を合計すると左の通りである。

現金四百五十圓。畑三畝二十歩。山林六町一反二畝。桑園一段三畝。俱樂部宅地價格三百五十圓、建物價格六千七百圓。

維持費には各支會よりの離出金及び村補助金を充てゝゐる

五、事業概要

イ、修養

講演會—講師を聘し年二回。満月會年八回。修養會各支會毎に月二回。書籍雜誌講讀。見學旅行。

ロ、體育

體操及競技。武術。遠足並登山。運動會。

ハ、奉仕

道路愛護、神社佛閣の掃除。

ニ、其他

入營者の慰問。改善事項宣傳。貯金（共同）電燈料金の集

金。植林及手下刈。會報發行。

金。植林及手下刈。會報發行。

金。植林及手下刈。會報發行。

金。植林及手下刈。會報發行。

西在田村青年會

一、目的

教育勅語並に戊申詔書の御趣旨を奉體し青年本來の目的を達成せんが爲日夕その修養に努め將來有爲の公民たらしめんとす。

二、沿革

明治三十九年以前にありては各部落に若連中組と稱するも

明治三十九年以前にありては各部落に若連中組と稱するも

明治三十九年以前にありては各部落に若連中組と稱するも



のがあつて別に組織的の青年會なるものはなかつたが時勢の進歩と共に組織的たらしめる必要を認め、明治三十九年二月西在田青年義會を組織し八支部に分つたのであつた。大正七年十月本郡青年團則の制定と共に準則によつて西在田村青年會と改稱し各部落に一支會を設け七支會に分ち今日に至つた。

三、組織

役員は會長、幹事、評議員、支會長、顧問。會員は正會員二十歳までの男子、特別會員二十五歳までの男子を以て組織し、支會數七、會員百十名を有す。

四、維持法

支會の醜金七十圓、村費補助六十圓計百參拾圓で維持してゐる。

五、事業

(一) 智的方面

(1) 實業指導教育

研究設定 共同のもの 青年團共同園 個人的のもの 實業補習校のもの

現地指導 各支部毎に出張指導(規定別記)

期節指導 現地指導 印刷物配布

品評會。副業講習 莫莖。墨表、蘭草 植林

(2) 一般般的修養

補習學校の解放。村治村勢の調査研究。修養會隔月一回。雄辯會年二回。講習講演會。見學旅行年一回。新聞雜誌其他圖書閱覽(圖書文庫設置)。俳句研究土筆吟社。

(二) 德育方面

(1) 個人的修養

朝起。時間勵行。質素。節約貯金。自重(言動風儀)。自力修養工夫。

(2) 團體的修養

修養會 各種申合實踐。經驗談。社會奉仕 道路愛護會加盟。學童保護。電燈集金。諸會合の助力。夜警。社奉仕作業。

(3) 公民的修養

諸儀式祭典參列。青年訓練實施。幹部講習毎年農繁期。自治經營法研究會(支會經營相互視察)。役員選舉。模範村會。

(三) 體育的方面

(1) 衛生的智識の附與

保健衛生資料の提供。身體検査と統計の利用、青年期の衛生講話季節衛生と注意書配布。春秋清潔法の勵行と平素に於ける清潔勵行。衛生展覽會。衛生活動寫真。パンフレット、ポスターの利用。

(2) 體育要目の制定

青年體育教材一覽 徒手體操、國民體操、競技武術。青年體育教程一覽。體育に關する諸規定集。

(3) 運動獎勵

競技練習 各支會、學校。運動會毎年二回。遠足行軍 登山(秋冬) 擊劍會年中 振風會と聯合。相撲會。力持 教練 青年訓練所

(四) 娛樂的方面

(1) 體育的のもの

鐵棒。高飛 走高飛、棒高飛。テニス。バスケット。

(2) 精神的のもの

講談。浪花節。琵琶歌。

(3) 趣味的のもの

謠曲。生花。ラヂオ。尺八。幻燈。バイオリン、ハーモニカ。蓄音機。

(五) 他の團體との連絡

處女會。婦人會。農會。在郷軍人會。消防組。小學校。補習學校。加西郡青年會。加西郡和敬會。加西郡振風會。

在田村青年會

一、沿革

明治三十九年四月小學校長影山國治の努力により在田村の事業として社會一般の風俗改善を企圖し各部落青年會を統

一して茲に本會を創設した。而して村内青年の風紀に注目し陰に陽に之が改善振蕩を圖つた爲め青年の品性向上し漸次世の進移に伴ひ改善を加へた。大正七年十月團體組織方法を更改し従来の聯合青年會の形式を廢し各部落青年會を本會の支會とした。爾來趨向一定之れが發展に努力しつゝ今日に至つた。

二、組織

會長一名(小學校長) 支會長十二名。會員は本村在住二十歳以下の小學校卒業男子を正會員としてゐるが其數二百七十九名である。役員たる支會長は左の各部一又は二の主任となつて會務を分掌する。

修養部。編輯部。體育部。訓練部。會計部。

三、資産及維持法

各支會の資産を綜合すると

土地、田地五畝六歩、宅地五畝、山林九町二反 建物、十二棟。器物、唧筒八臺其他。

預金及現金、一千八百圓。であるが會の維持費としては會員の醜出會費、並に村費補助金を之に充てゝゐる。

四、事業概要

補習教育の就學及出席獎勵。體育獎勵。毎年二回秋季に運動會開催。定期總集年二回。臨時總會。修養會開催。講師招聘。會報發刊。講習會開催。先進地視察。



五、獎勵法

運動會、優勝部落に優勝旗を授與す

藁製品、手工品、米麥作各種の展覽會を開催す

六、優良青年支會

鳴谷青年支會は明治三十九年帝國農會總裁より實業に對する施設經營優良なりと表彰せられ又明治四十三年兵庫縣知事より、同四十四年文部大臣より各補習教育施設優良なりとして表彰せられた。中富青年支會は大正五年兵庫縣知事より、殿原青年支會は大正十年加西郡長より各社會教育施設優秀なりとして表彰された。

加西郡聯合女子青年團

加西郡内に女子青年團が十二團體成立して居たが其相互の連絡統一を圖り之が向上發達を期する爲に、昭和二年十月一日加西郡聯合女子青年團が組織され、同日の結團式に賀集縣視學の講演があつた。昭和三年三月一日南部五町村女子青年團の爲、同二日に北部七ヶ村女子青年團の爲、各、縣主催の修養講習會を開催し、原田淺治講師を迎へた。同年十月十三日十四日兩日に互つて北條高等女學校で一夜修養講習會を開催した。

團長は北條女子青年團長たる宮長りんが選出されて居る。規則は左に掲げる。又各町村女子青年團は概要を記した。其

團則は各團大同小異であるから、例として北條女子青年團則のみを載す事とする。

加西郡聯合女子青年團々則

第一章 總則

第一條 本團ハ加西郡内女子青年團ヲ以テ組織シ其ノ連絡統一ヲ圖リ之ガ向上發達ヲ期スルヲ以テ目的トス

第二條 本團ハ加西郡聯合女子青年團ト稱シ事務所ヲ北條小學校内ニ置ク

第三條 本團ハ第一條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ

- 一、總會ノ開催
- 二、修養會開催
- 三、幹部協議會開催
- 四、講習會、講話會、展覽會、品評會等ノ開催並ニ見學旅行
- 五、其ノ他必要ナル事項

第二章 役員

第四條 本團ニ左ノ役員及職員ヲ置ク

- 一、團長 一名
- 一、副團長 一名
- 一、顧問 若干名
- 一、幹事 若干名
- 一、評議員 十二名
- 一、書記 一名

第五條 役員ノ選定方法左ノ如シ

團長及副團長ハ評議員會ニ於テ選舉ス  
顧問ハ郡内各小學校長ヲ推薦ス  
幹事ハ團長之ヲ囑託ス

評議員ハ各町村團長之ニ當ル

書記ハ團長之ヲ任免ス

第六條 役員ノ職務權限左ノ如シ

團長ハ團務ヲ總理シ會議ノ議長トナル

副團長ハ團長ヲ補佐シ團長事故アルトキハ之ヲ代理ス

評議員ハ本團事業ノ遂行上重要ナル事項ヲ評議ス

幹事及書記ハ團長ノ指揮ヲ受ケ庶務會計ニ従事ス

第七條 役員ノ任期ハ各二ケ年トス

第三章 會議

第八條 評議員會ノ議決ハ出席議員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス、可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第九條 總會ハ毎年一回之ヲ開キ左記事項ヲ行フ但シ臨時開會スルコトアルベシ

- 一、會務ノ報告
- 一、團則ノ改廢
- 一、其ノ他必要ト認ムル事項

第四章 會計

第十條 本團ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第十一條 本團ノ經費ハ町村女子青年團ノ分賦金補助金、寄附金其他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ

第五章 附則

第十二條 本則實施ニ必要ナル細則ハ團長之ヲ定ム

北條女子青年團

〔概要〕 昭和二年八月二十日北條町婦人會から分離獨立した

團則は各團大同小異であるから、例として北條女子青年團則のみを載す事とする。

北條町女子青年團々則

第一條 本團ハ北條町女子青年團ト稱ス事務所ヲ北條小學校ニ置ク

第二條 本團ハ本町ニ居住セル尋常小學校卒業以上ノ女子ヲ以テ組織ス

第三條 本團ハ宗旨ヲ奉體シ處女期ニ必要ナル智識技能ノ修養ニ努メ體力ヲ増進シ婚徳ノ涵養ヲ圖ルヲ以テ目的トス

- 一、總會ノ開催
- 一、修養會、講習會、講話會開催
- 一、見學旅行
- 一、其他必要ナル事項

第五章 附則

第五條 本團ニ左ノ役員ヲ置キ任期ヲ二ケ年トス

- 一、團長一名、副團長一名、幹事若干名、評議員十三名

團長及副團長ハ評議員會ニ於テ選舉ス  
顧問ハ郡内各小學校長ヲ推薦ス  
幹事ハ團長之ヲ囑託ス

支部十四、團員百六十名を有するが團員は尋常小學卒業以上二十五歳以下の未婚既婚の女子全部を包擁して居る。團長に宮長りん、副團長に水澤 選出され、北條校女教員は幹事、各支部長は評議員として會務に當つて居る。昭和三年度から婦人會からの五十圓の補助が無くなつたので會員から年に二十錢宛會費として徴集する事になつた。四年度からは町から補助を受ける事になるらしい。事業としては總會、講習會、見學旅行、讀書會、雜誌回讀、登山、神社俱樂部掃除等であつて、一方祝祭記念日等に國旗の掲揚をすゝめ、會員にして結婚式を挙げた時は祝品として鏡一面を贈る事にして居る。



第六條 本團ハ評議員會ノ推薦ニヨリ顧問ヲ置クコトヲ得

第七條 役員ノ選定法左ノ如シ

團長及副團長ハ評議員會ニ於テ選舉ス

幹事ハ團長之ヲ囑託ス

評議員ハ各支會長之ニ當ル

第八條 役員ノ職務權限左ノ如シ

團長ハ團務ヲ總理シ會議ノ所長トナル

副團長ハ團長ヲ補佐シ團長事項アルトキハ之ヲ代理ス

評議員ハ重要ナル事項評議ス

幹事ハ團長ノ指導ヲ受ケ庶務會計ニ從事ス

第九條 本團ノ會計年度ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第十條 本團ノ經費ハ會費補助金寄附金其他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ

第十一條 本則實施ニ必要ナル細則ハ團長之ヲ定ム

### 富田村女子青年團

#### 一、綱領

教育勅語戊申詔書國民精神作興詔書の御趣旨を遵守し處女期に於ける必要なる智識技能の修養に力め併せて婦女の徳性を涵養す

#### 二、概要

時代の趨勢に鑑み處女修養の必要なことは夙に認められてゐる。男子に青年會あり主婦に婦人會の設けがあるに反し獨り處女の修養機關が無いのは遺憾であるとして之が創設を企圖し各部落に創立委員を選び大正十三年二月六日諸股

の協議をなし同年二月十一日紀元節の佳晨を以て富田村處女會の發會式を舉行したのである。

昭和二年八月二十日加西郡聯合女子青年團を成立せしめる事となつて名稱を改めて富田村女子青年團と稱するに至つた。團員數七十九名特別會員二十四名を有し、役員として團長中右まつゑ副團長山下麻江幹事富田小學校女教員全部及宮長貞子田中ひさ子支部長各部落に一名づゝである。施設事項としては講習會、毎月一回の修養會、見學旅行、奉仕として敬老會青年團の援助、村報の一部に團報を掲載する。

### 賀茂村女子青年團

【概要】 大正十三年三月五日賀茂村處女會を創立し會則を定め發會式を兼ねて第一回總會を開催した。爾來春秋二季に總會を開催したが、昭和二年十月加西郡女子青年團が成立したので同月二十三日名稱を賀茂村女子青年團と改め會則の一部を變更した。

會員百二十名を有し團長は安田かつゑ、事業としては講演會、修養團講習會、染色料理其他家政的講習會、生花、書籍雜誌輪讀會、見學旅行等を實行してゐる。

### 下里村女子青年團

【概要】 大正十年九月二十五日智徳の修養、婦道の向上を目

### 富合村女子青年團

【概要】 明治四十三年二月十一日富合村處女會を創立。村内學齡以上の未婚女子全部を包括して純修養の機關とした。爾來、現在の女子としての修養將來の母性としての資質の練磨に資すべき諸種の事業をなし來つたが、昭和三年九月十六日に御大典記念として會の組織を變更し、村内在住廿五歳以下の女子を會員とし、會名を富合村女子青年團と改稱した。

### 日吉女子青年團

【概要】 大正十二年八月二十六日の創立で現在の會員數百四十二名である。當初の團長は内藤正子、現在は北田みつゑである。事業として總會、料理洗濯法の講習會、尙齒會、見學旅行等を擧げてゐるがそれ等經營の費用は全部婦人會の方から支出されてゐる。

### 宇仁女子青年團

【概要】 元宇仁婦人會の處女部であつたが時代の推移に伴ひ女子青年の自覺と活動を要するの切なるものあり獨立の必要を認め昭和二年九月二十日婦人會より分離して、宇仁女子青年團と稱する事となつた。會員數五十名、團長鈴木ひさゑ、副團長田中君子であつて、事業の主なるものは講習

的として下里村處女會を創設したが昭和二年九月三十日下里村女子青年團と改稱した。會員數二百七十七名を有し支會十八、現在の團長は岩崎ささゑである。資産として五十圓を有するが團の維持費は村費の補助及寄附金を當てゝゐる事業は教育部として諸種の講習會、講演會、會報の發行等であり奉仕部として託兒所の後援、美化作業等である。

### 九會女子青年團

【概要】 大正十三年二月十九日九會村處女會を創立し堅實に發展の道程を辿つてゐたが、昭和三年二月二十五日時代の趨勢に應じ本團設立の必要を感じ、名稱變更と共に規定の一部を變更した。

會員數は現在二百三十名、會長として初めは多田卯太郎次に西浦猪兵衛現在團長は大石靜子である。事業は修養方面―休日を利用して各支部會開催神社參拜、講演會、講習會―品評會、展覽會、春秋二回の總會、見學旅行、支部に於て雜誌處女の友の廻覽及輪讀會開催。奉仕の方面―螟卵採取尙齒會幹旋、道路愛護。娛樂方面―音樂會。體育方面―遠足、排球會、舞踊。其他―共同貯金、愛國貯金の規約實行團員檢閲春秋二回。團報發表年二回等であつて、此等事業の經營費は團員よりの徴集團費、村補助金及び寄附金を充當する。



會、講演會の開催。部落縫物の引受。申合規約……嫁入貯金、綿服獎勵、婦人會事業援助、敬神崇祖、早起會等であつて、維持費として會員から年額一圓宛醸出してゐる。

#### 大和村女子青年會

【概要】大正十三年二月五日人格の向上と健全なる國民の資質を涵養し女子としての本分を完うせしめんが爲、村現住の處女を以て大和村處女會を組織し事務所を大和小學校に置き各部に支部を設けた。昭和二年八月大和村女子青年會と改稱し會長には大和小學校裁縫科擔任教師を推し現任は前田スガノである。會員數五十二名であつて、會員の醸出金と村費補助とを以て經費にあてゝゐる。事業としては、講和會、講習會、雜誌の購讀、手藝展覽會等である。

#### 西在田村女子青年團

【概要】明治四十二年四月二十九日西在田村處女會を組織したが翌年加西郡長より褒狀並に賞金を受けた。同四十四年十月七部落に各支會を設けたが翌年から漸次衰微に赴いた。大正十二年二月二十八日處女の覺醒を促すべく復活總會を催し、大正十五年五月以來小學校で月並會を開き精神修養、家事、裁縫、遊戯等を獎勵した。其結果團風一新自發的活動を見るに至つた。

大正十五年五月十六日の總會で西在田村女子青年團と改稱し自治的組織に改めた。昭和二年以來支會の活動盛んとなつて修養會續々行はれ又部落休日を利用する講習會の開催を見るに至つた。同三年に入つてから各支會に於て日用品の委託販賣をなすつゝある。又一面各支會に於て婦人覺醒運動を策し自覺修養を徳憑してゐる。

役員として、會長副會長は會員中より選舉し、評議員は支會長が當り幹事は會長の任命にかゝり顧問は總會に諮り會長より推薦する。會員は正會員村内在住の十三歳以上の在學せざる處女、準會員小學校教員其他讚助者であつて昭和三年度の正會員九十五名である。昭和三年度の經費豫算五十四圓で内村費補助二十圓其他は會員の勤勞によつて得たる収入を之に充てゝゐる。目下基金を集成中である。

#### 二、綱領

國體に基き忠孝の本義を體し婦徳の涵養に努めると共に實際生活に必須なる智能を修得し、身體の發育に留意し之を鍛練して強健ならしめ、高雅なる趣味娛樂によつて品性の向上をはかり堅實なる志操を養ふ。

#### 三、修養實際案

毎年度始めに年中行事案を作り之に準據する事、月並會を以て修養の中心日となすこと。  
各部落に於ては部落毎の修養計畫を作成すること。

本會の事業としては、智的修養に關するもので見學旅行、遠足、家事、裁縫、手藝、副業等の講習、公民常識婦人衛生等の講習會、輪讀會發表會等の讀書會や圖書交換會。道徳修養に關するものでは作法練習、精神修養會、神社參拜國旗掲揚、奉仕作業、諸儀式祭典參列、道路愛護等、體育に關するものでダンス舞踊、遠足登山、室内體操等。娛樂に關するもので唱歌會、舞踊、生花、カルタ、トランプ、ビンボン、テニス、バレーボール等である。猶親睦發表修養の機關として會誌を發行してゐる。

#### 在田村女子青年團

【概要】大正十年八月創立、本村在住の小學校卒業の未婚の女子を以て會員とし女子の品性婦徳の養成を主とし兼ねて會員相互の親睦を圖るを目的とす。毎年一回總會を開き又臨時に修身家事衛生手藝等の講習會を開催す。會員數は二百五十名で、會の經費は會員の負擔金及村補助金を以て之に充てゝ居る。創立以來在田村處女會の名稱であつたが昭和二年八月女子青年團と改稱した。現在の會長は土井美登である。

#### 加西郡聯合婦人會

大正十二年五月郡内全部の婦人會十二團體が統一聯合を圖

り進歩發達を期する爲、相聯盟して本會を組織した。各町村婦人會によつて會員の年齢に小異はあるけれども大體二十歳以上の婦人で六千四百五十四人を擁して居る。初め稻岡けん會長に推選されて居たが、大正十五年四月中川品子之に代つた。

毎年一回講演會を兼ねて總會を開いて居る。講師は左の通りであつた。

大正十二年度神戸幼稚園長望月くに子、大正十四年度田代本縣社會主事、大正十五年度山本姫路師範學校長、昭和二年度神戸新聞記者淺山千鶴子、昭和三年度第十師團安藤中佐。

事業としては總會、役員會、講習會、講演會、事務會、風俗改善節約事項社會改良事項の宣傳、申合事項勵行等であつて、第一回總會の時次の如き申合をなし之が勵行に努めた。

#### 陽曆勵行

#### 時刻時間勵行

虚禮廢止：結婚、出産、入營、盆正月其他。服裝質素  
此申合は現に勵行して居る婦人會もあり、後稍弛緩して居る婦人會もあるらしいが、總會毎に互に激勵して徹底を期して居る。

昭和三年度の申合事項としては

#### 麥飯勵行

#### 一錢貯金勵行



の二つである。麥飯は民衆の健康を圖る上からも節約と言ふ上からも、奮つて實行したいものであり、一錢貯金亦言ふ迄も無く時機に適した良い項目で、一錢貯金は其利率に於ても普通貯金の四分八厘よりもつと奮發して五分四厘附して貰へることになつて居る。

次に實行せんとして居る事は『愛國貯金宣傳』である。本會經營の費用には、町村婦人會分擔金九十二圓と郡教育會よりの補助金五十圓とを充當して居る。左に聯合婦人會の會則を掲げ、次に各町村婦人會の概要を記す事とする。

### 加西郡聯合婦人會會則

- 第一條 本會ハ加西郡聯合婦人會ト稱ス
- 第二條 本會ハ本郡各町村ニ於ケル婦人會ヲ以テ組織ス
- 第三條 本會ハ事務所ヲ北條小學校内ニ置ク
- 第四條 本會ハ全郡婦人會ノ聯絡統一ヲ圖リ之ガ進歩發達ヲ期スルヲ以テ目的トス
- 第五條 前項ノ目的ヲ達スル爲メ本會ニ於テ行フ事業左ノ如シ
  - 一、毎年一回總會ヲ開催スルコト
  - 一、適當ナル講習會等ヲ開催スルコト
  - 一、各町村婦人會ヘ講師ヲ派遣スルコト
  - 一、其他必要ト認メタル事項
- 第六條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
  - 會長一名 副會長一名、幹事若干名、評議員二十四名

各支部には預金を有してゐるけれども本會としては資産はない。町費補助金及會員の醸出したる會費を以て經費にあつてゐる。

### 四、事業の概要

- (イ) 修養を主とするもの
  - 講習會。講演會。見學旅行。總會。製作品展覽會。巡回講演會。
- (ロ) 奉仕を主とするもの
  - 電燈料集金。神社掃除。賑恤慰問。敬老會開催。其他勞力奉仕。共同購入。

### 富田村婦人會

- 一、沿革と目的
 

大正十年三月十日の創立であつて其目的とする所は、教育勸語戊申詔書の御趣旨を奉體し婦徳を涵養し齊家及家庭教育に關する知識を研ぐと共に之を實行し主婦の本分を發揮せんとするにある。
- 二、組織
 

富田村内の主婦全部を以て組織し、支會數十一會員數は昭和二年四月現在で五百七名である。
- 三、資産及維持法
 

基本積立金昭和二年四月現在で三百八十六圓を有し、會の

- 第七條 本會會長副會長ハ評議員會ニ於テ選舉シ評議員ハ各町村婦人會ニ於テ二名ヲ選出シ幹事ハ會長之レヲ囑託ス
- 但選舉ニヨル役員ノ任期ハ二ケ年トス
- 第八條 會長ハ會務ヲ總理シ本會ヲ代表ス
- 副會長ハ會長ヲ補佐シ幹事ハ庶務會計ヲ擔任ス評議員ハ豫算決算並ニ施設事業ヲ審議ス
- 第九條 本會會長ハ評議員會ノ承認ヲ經テ顧問ヲ推選スルコトヲ得
- 第十條 本會ノ經費ハ郡教育會ヨリノ交付金並ニ各町村婦人會ノ分擔金等ヲ以テ之ニ充ツ

### 附則

本會則ノ改正變更ハ評議員會ノ決議ヲ經ルニアラサレバ之ヲ行フ事ヲ得ス

### 北條町婦人會

- 一、沿革の概要
 

大正十年九月時代の要求に依り婦人會組織の必要を痛感し發起人會を開いて會則の草案について協議した。大正十一年一月發會式を舉げ茲に初めて創業を見たのである。同十二年六月に至つて各部落別に支部十四を設け、同十三年五月處女部を設置し會則の一部を變更した。昭和二年九月處女部を以て女子青年團を編成した。
- 二、組織
 

北條町現住者で義務教育を終つた婦人を以て組織し、支部數十四、會員八五〇名である。
- 三、資産及び維持法

經營に就ては村費の補助及會員より醸出の會費(一人十錢)等を充てゝ居る。

### 四、事業概要

- 總會。講習會。講習會開催。講習出席。支會長會。見學旅行。支會講演會。各支會事業。基本財産造成。敬老會。村報發行。
- 五、役員
 

會長は初め森むめであつたが現在は山下しゆう、副會長は後藤いくであつたが現任宮長まさゑである。

### 賀茂村婦人會

- 一、沿革及目的
 

大正十年九月の創立である。明治四十二年以來組織の議がありながら實現の機がなかつたのであつたが吉岡毎三郎賀茂小學校長として着任するや遂に之が實現を見、會則を制定し中川しな子會長に推舉せられ、支會數十五、漸次穩健に發展し今日に及んでゐる。其目的とする所は、教育勸語戊申詔書國民精神作興詔書の御趣旨を奉體し婦徳を涵養し齊家及家庭教育に關する知能を研いて婦道の向上を圖り婦人の本分を發揮せんとするにあり。
- 二、組織
 

主婦を以て組織し、支會數十五、會員數六百九十二名を有す



三、資産及維持法

現金九十五圓を有し、經費は村補助金及各支會分擔金によつて支辨する。

四、事業の概要

春秋二季總會並に講演會。染色料理其他實用講習會。見學旅行。兒童出席獎勵及學校參觀。各支會總會——年數回。其他臨時必要なる事項。

五、獎勵法

他優良婦人會視察。講演等。

六、優良婦人團

福住東婦人會。西長婦人會。中山婦人會。

下里村婦人會

一、沿革と目的

大正九年時代の趨勢に鑑み本會創設の議熟し、教育勸語の御趣旨を奉體し婦徳を涵養し齊家及家庭教育に關する知識を研き婦道の向上と共に婦人の本分を發揮する目的を以て大正十年一月二十五日之れが發會式を挙げ、稻岡けん會長に推舉せられた。

二、組織

十八支會より成り、會員數八百八十六名である。

三、資産及維持法

九會婦人會

一、沿革と目的

本會は教育勸語戊申詔書の御趣意を奉體し婦徳を涵養し齊家及子女教養社會改善に關する智徳を研いて婦道の向上をはかり婦人の本分を發揮するのを目的とする。當婦人會は大正十年五月二十七日の創立であつて、其以前は各部落毎に婦人會の名稱を以て組織され事業を遂行してゐたのであつた。一面、創立以前に於ては明治四十三年より村内有志婦人協議の上淑徳婦人會を組織し婦徳の涵養並に社會改善等に資する爲め修養會講習會講演會等を開催して居たが、大正十三年五月二十四日之を本村婦人研究部と改名し本村婦人會と合併し其一部として一層研究を進め今日に至つてゐる。

二、組織

村内在住の主婦を會員とし。顧問に村長並に小學校長。會役員として會長一名、副會長一名、支會長十四名、評議員十四名、研究部役員として部長一名、副部長一名、評議員若干名。支會數十四、會員數八百三十二名を以て組織してゐる。

三、資産及維持法

基本金壹百圓を有し。村補助金、支會分擔金、其他有志の

資産としては現金五拾圓を有し、村費の補助及寄附金を以て經費にあて、ゐる。

四、事業の概要

教育部  
諸種の講習會。講演會。見學旅行。  
奉仕部  
託兒所後援。敬老會。貯金。

五、獎勵法

表彰

個人表彰。支會表彰。

六、優良婦人支會

西笠原支會。

1、會員一致協同修養に志せる點……諸講習出席九十五%

以上

2、村風改善に努力せる點……陽曆勵行。時間尊重。冗費

節約。早起會組織。

3、敬老會開催

4、全會員貯金勵行……現在約二千三百圓

5、基本金蓄積……現在約二百五十圓

5、桐園……八畝歩。桑園……一段五畝歩の經營

7、救恤に努める點

寄附金を以て經營し、一年度約二百八十圓を要する。

四、事業の概要

申合規約實行……貯金勵行、冠婚葬祭冗費節約衛生思想の普及徹底、本村教育の普及發達援助、言語改良に就て家庭的改良の徹底、時間の勵行。  
講演會。講習會……編物、婦道、料理等。尙齒會の斡旋、品評會展覽會の開催。早學視察旅行會報發行。會員慰勞。支會獎勵事項……共同申合、貯金勵行、冗費節約、時間勵行。

五、獎勵法

講習會開催。講演會開催。見學視察旅行。展覽會開催。支會員相互研究會開催。

六、優良婦人會

繁陽支會

大正十年二月十一日加西郡長より左の表彰を受けた。

明治四十一年設立以來諸種の事業を經營し其の成績優良なり仍て金貳拾圓を賞與す。

富合村婦人會

一、目的と創立

大正十年二月本村主婦全部を包擁せる富合村婦人會を組織し爾來團體力を以て家政育児に關する修養及生活改善消費



節約に付ての諸規約を締結し之れが勵行に力め、一面郷の女性として將母性として、青年會處女會女子青年團少年赤十字團學童の事業助成と之れが善導に力めつゝある。

## 二、組織

會長副會長各一名。幹事三名。評議員十名。會員は村在住の主婦で五百八十六名。支會數十である。

## 三、資産及維持法

支會本位に根本財産の造成に力め、維持費には會費及び村教育會補助金を當てゝゐる。

## 四、事業

總集會。家政家事に關する講習會。講演會。共同作業。各種團體の事業助成。

### 多加野村日吉婦人會

## 一、目的と創立

精神修養、家庭教育、陋習打破、廢物利用、副業獎勵等について日吉小學校下の主婦をして修養研究努力奉仕せしめるを以て目的とし、大正十年十月四日に創立したものである。

## 二、組織

支會數十、會員數四百二十名を以て組織してゐる。

## 三、資産及維持法

して自治的經營の基礎を作り、有志の寄附により基本金二百圓を有するに至つた。是より彌々堅實に進み自發的部落事業に漸次着手した。昭和二年九月二十一日從來婦人部處女部との二部から成つてゐたのが處女部は獨立して女子青年團となつた。現任婦人會長は志方つるゑである。

## 二、組織

會長一名。支會長八名。會員數三百四十一名で組織してゐる。

## 三、事業の概要

講演會。見學旅行。補習教育及小學校教育後援。尙齒會幹旋、貯金―据置貯金繼續。節約。各支會日用品販賣と各支會基本金蓄積。敬神崇祖に關する諸奉仕。

## 四、資産及維持法

基本金……昭和三年現在二百三十四圓。  
經費は右基本金の利子をあてゝゐる。

### 芳田婦人會

## 一、目的と創立

婦徳の涵養、家庭教育の刷新、時代順應の修養を圖るを以て目的とす。大正九年十月三十日の創立である。

## 二、組織

役員は會長副會長各一名。幹事評議員若干名。會員は通常

現金六十五圓を資産として有してゐるが、維持費は主として會員贖出金をあてる。

## 四、事業の概要

總會。料理及洗濯講習會。部落總會。尙齒會。見學旅行。

### 多加野村宇仁婦人會

## 一、目的と沿革

本會は婦人日常必須の智識技能を研究し時代の要求に應じて婦人の徳性を進め家庭の改良進歩を圖るを以て目的とす。創立は明治四十二年五月であるが暫らく其以前を回顧してみる。

明治三十二年四月より宇仁小學校卒業後家庭にある女子は春秋毎季二十日間宛學校に集り學科裁縫科の補習をなし、其母親達は母の會を組織して教育に關する講話講演を聞くを常例としてゐた。明治四十二年義務教育年限延長と共に世態漸く改變し、右召集教育及母の會は聯合して、宇仁婦人會を組織したのである。

明治四十四年三月其成績優良なりとして郡長より表彰せられたが大正四五年以降衰退して殆ど有名無實となつて居た然るに大正九年十月三十日教育勅語御下賜三十周年記念として再興第一回總會を開いた。爾來益進展大正十年二月十一日郡長より再び表彰を受け、同年九月部落婦人會を設置

會員（二十歳以上の婦人）と名譽會員とであつて三百二十五名。支會數八である。

## 三、資産及維持法

資産として現金百四十圓を有す。經費は會費及村費補助金による。

## 四、事業の概要

### 1、修養

總集會。講演會。

### 2、體育

旅行其他

### 3、奉仕

俱樂部掃除。青年會教育會等諸會合の炊事作業

### 4、娛樂

生花。割烹會。活動寫眞。兒童學藝會。

### 5、其他

學校參觀……月一回。申合貯金勵行。廢物利用展覽會。結婚葬式に於ける冗費節約申合規約の勵行。

## 五、獎勵

支會長會開催。各支會の總會。

### 大和村婦人會

## 一、目的と創立



聖諭の御趣旨を奉體して婦徳を涵養し、齊家及家庭教育に關する智徳を磨いて婦道の向上を圖り婦人の本分を發揮せんとす。大正十一年十月十一日に創立した。

## 二、組織

支會數三、會員數二百名を以て組織してゐる。

## 三、事業の概要と維持法

各支會の醸出金、村補助金を以て經費に當てゝゐる。事業として年二回名士を聘して講演會を開き、各支會は年六回集會を催し又規約を設けて生活改善を圖りつゝある。講習會は實際的な料理、染色等の科を選んで年數回開催してゐる。

## 西在田村婦人會

### 一、目的と創立

昭和二年四月に創立されたのであつて、村内婦人をして婦徳の修養に努め、實際生活や育児に必須な智能を磨き、時代の進歩に伴うて生活を改善し其向上に勉め、國力の充實を圖り以て賢母良妻たらしめんとするを目的とす。

### 二、組織

役員としては會長、副會長、評議員、幹事、顧問で、會員は西在田村内の各主婦である。支會數二、維持方法

資産はないので特志家の寄附、村費補助、婦人會の事業より生じたる金員等を經費に當てゝゐる。

## 四、事業の概要

新聞雜誌講讀、講習會出席、旅行、見學等によつて修養する事。

進取的積極的態度を以て萬事を處し保守退嬰の氣分を一洗する事。

衛生思想を養ひ一層身體の健全に注意する事。

社會交際接待に注意し自他の和樂融和を圖る事村休みを利用し之を以て修養の機會とし且つ其事業を振興する事。社會奉仕の事業に努力する事。眞純なる愛情同情に富み平和を愛する精神を涵養する事。家庭生活を改善して簡易的文化生活をなす様努める事。育児法の研究子女の監督教育に留意し時代の進歩に適應する事。經濟的智能を養ひ家庭經濟の運用に堪え男子をして後顧の憂なからしめる事。講習會部落講演會等は各支會より申出で開催する事。學校參觀。

西在田副業研究會。

## 在田村婦人會

### 一、目的と沿革

家庭の一面を司る婦人の婦徳養成と智能の修練とを目的とし大正八年三月村内各部落に婦人會が設置されたが、同十

年十月に至つて之等部落婦人會を統一して在田村婦人會を組織し、漸次改善以て今日に至つた。統一の際の總會に於て定行まさる會長に選舉されたが其後改選し現任會長は霜浦りつである。

### 二、組織

村内在住の一家の主婦及既婚の女子を以て會員とし、員數九百二十名、支會數十二に分れて居る。役員としては會長副會長各一名、何れも會員中より選出する。評議員は各支會長が當つて居る。

### 三、維持方法

會員の納める會費及部落よりの寄附金等を經費に充當して居る。

### 四、事業の概要

總會、割烹手藝裁縫に關しての講習會、展覽會部落巡廻講演會。

## 富田少年赤十字團

### 一、創立と沿革

大正十四年三月十日の創立である。少年時代から博愛人道の精神を發揮し善良なる國際的國民たるの要素を體得し且健康の保全と増進を圖り以て良國民たるの資質を養成するの必要を認め尋常五年以上の兒童を以て陸軍記念日に創立

その日總會をかねて徽章交付式を舉行した。

### 二、綱領

赤十字主義に基き博愛人道の精神を發揮し善良なる國際的國民たるの要素を體得し且つ各團員の健康の増進を圖るを其目的としてゐる。

### 三、組織

男子百二十五名、女子百十一名の團員を有し、團長に校長、副團長に首席訓導を推し、幹事は學校職員全部、協議員は役場吏員が當り、兒童各部落學友長が班長となつて居る。

### 四、施設事項

#### (1) 社會奉仕

A、各部落神社の掃除（毎月第二日曜日早起をして實施する）部落擔任教師が指導する事もある。

B、道路愛護（毎月二回高等科男兒童をして村道の掃除修繕を實施する）。

C、早起獎勵會、各部落に喇叭を二三宛備へしめその喇叭の吹奏を合圖として早起をなさしめる。

#### (2) 體育方面

大正十一年より實施してゐる劍道會を本團の體育事業に移し毎年冬季男子團員を南北二部に分け隔日に午前五時より七時まで二時間寒稽古をなさしめ其成績を劍道大會に於て競はしめる事としてゐる。縣下學童劍道大會にも出席して



相當な成績を収めつゝある。

(3) 其他團則に定めてある事業及雜誌『少年赤十字』の活用等である。

### 賀茂村少年赤十字團

#### 一、創立と沿革

大正十四年一月二十日の創設にかゝるのであるがその以前少年訓練を目的とし小學校在籍者を以て組織してゐた少年團の組織を改め少年赤十字社精神に則り團則を改め本團となつたものである。

#### 二、組織

正團員準團員とし全部で七百三十名である。會長は校長を推す事となつてゐる。

#### 三、施設事項

講話會、學藝會、夏季學習會、早起會、社寺俱樂部等の掃除清潔、お伽會、各種宣傳、害虫驅除。

### 下里少年赤十字團

#### 一、創立と組織

大正十四年二月十一日の創立で、團員參百八拾五名、團長に下里小學校長を推す。

#### 二、事業の概要

早起會、登山會、寒中鍛練會、交通道德、道路愛護、神社清潔、神社參拜、祖先崇拜、戰病死者慕參、諸記念日談話會、相互慰慰、相互理髮、村統計補助、動植物愛護、救恤等を實行しつゝあるが必要の經費は雜收入と寄附金とに依つてゐる。

### 九會少年赤十字團

#### 一、創立と組織

大正十四年二月十一日の創立で團長には九會小學校長を推し現在團員數三百九十二名である。

#### 二、事業

赤十字事業の講話。個人衛生講話。週行事として容儀検査並に校庭校舎の清潔保持。學校衛生デー實施。學校道路神社佛閣等に於ける花卉樹木其他建造物の毀損防止。傳染病火災其他の危險防止。道路愛護作業實施。運動會、遠足旅行、競技會、登山。時間の尊重と利用。左側通行勵行。校內動物飼育と其の愛護。學校自治開催。神社參拜。皇室及伊勢神宮遙拜。

### 富合少年赤十字團

#### 一、創立と沿革

大正十年九月村內各部落單位に少年義勇團を創設し、同十

二年四月之れを統一して富合少年義勇團を組織した。其後

大正十四年一月廿日組織の一部を變更して富合少年赤十字團と改稱し、同年二月十一日日本赤十字社兵庫支部長の團則承認を得た。同十五年一月十一日事業助成金として本部より金廿五圓の交附を受けた。

#### 二、施設事項

富合少年義勇團組織以來、自治的に晨起會、嚴寒鍛練、學習會等を開催し、或は作業、登山、遠足、部落展覽會、學藝會等に活動して其本領を發揮し、特に神社奉仕、道路手入、學校美化等奉仕的作業に勞力を惜まず進んでこれに従ふは本團の特長とする所である。

### 日吉少年赤十字團

#### 一、創立と沿革

大正十三年五月日吉少年團として組織せられたものであるが、同十四年一月二十日に團則の一部を改め日吉少年赤十字團と改稱した。

#### 二、組織

團長には小學校長を推すことになつて居り、現在會員數二百七十八名を有す。

#### 三、事業

運動競技、學藝會、展覽會、早起會、害虫豫防驅除、神社

佛閣清淨參拜、祖先の展墓、新曆の勵行宣傳。

### 宇仁少年赤十字團

#### 一、創立と沿革

赤十字主義に基き博愛人道の精神の涵養と國際國民としての指導と健康の増進をはかるを目的とし大正十四年二月十四日日本團を創設し、日本少年赤十字團兵庫縣支部の承認を経たのである。

#### 二、組織

團員百二十三名で、宇仁小學校長を團長、同校首席訓導を副團長に推す事になつてゐる。

#### 三、維持法と事業

支部交付金及寄附金を維持費にあて、社會奉仕國際的互助共濟、赤十字の講話、衛生講話、災害疾病慰籍、手工品寄贈、談話會、競技會、見學旅行、道路愛護、左側通行、神社境內掃除、蠅の驅除等に努めてゐる。

### 芳田村少年赤十字團

#### 一、創立と沿革

大正十一年七月三十一日芳田少年團を創立し、十三年四月一日より尋常三學年以上の兒童を正團員とし團則を改定した。翌十四年一月廿日、日本少年赤十字團に加盟し、團則



を改め、尋常五學年以上の兒童を團員として、芳田村少年赤十字團と改稱した。現在は

男子部團員 一〇一名  
女子部團員 五一名  
を以て組織してゐる。

### 二、綱領と事業の概要

教育勅語、戊申詔書、民風作興の詔書の御趣旨を奉じ博愛人道の精神を發揮し、善良なる國際的國民たるの要素を體得し、且つ智徳の向上發展と健康の増進を計るのを目的とす、事業の概要を記せば

イ、智的方面

講話、見學、展覽會、雜誌發行、書籍回覽、揭示教育、復習會、談話討論會

ロ、徳育方面

神社佛閣參拜及掃除、交通整理及衛生宣傳、道路愛護、國旗掲揚、自己反省、螟卵採集、時間勵行、早起會、疾病者慰籍

ハ、體育方面

體操遊戲、遠足、登山、水泳、運動會、等である。

### 大和少年赤十字團

#### 一、創立と沿革

大正十三年四月二十一日大和少年團を創立し後大正十四年一月二十日團則の一部を改正し大和少年赤十字團と稱し同年二月十四日、日本赤十字社長より登録濟の證書を受けた。

#### 二、組織

團長には小學校長を推し、現在團員九十三名である。

#### 三、事業

修養方面—早起會、義士會、旅行、講話

體育方面—登山、駢足

奉仕方面—通路修繕、勤儉宣傳、米法宣傳、神社掃除

娛樂方面—競技會、運動會

其他—展覽會、學藝會

### 西在田少年赤十字團

#### 一、創立と沿革

大正十一年八月より各部落に少年團を組織し自發的に活動し早起會、社會奉仕作業等を実行し來つたが同十二年一月に入り正式に少年團の創立式を擧げ團則を制定した。越えて大正十四年二月十四日團名を西在田少年赤十字團と改稱した。昭和二年度より少年赤十字團の活動頓に目覺ましくなり道路愛護神社奉仕部落少年團展覽會夏季復習會部落對抗體育競技會等を実行するに至つた。

#### 二、目的

兒童博愛精神を涵養し健康の増進を圖り良國民たる修練を積ましむるを以て目的とす。

#### 三、組織

男子團員百七十五名、女子團員百三十名、合計三百五十五名を以て組織され、團長には小學校長、副團長には首席訓導を推戴し、幹事は學校職員中より團長が囑託する。評議員には部落學友長が擧げられる。

#### 四、維持法と事業

會員の離出金及補助金寄附金を經費にあてゝゐる。事業として缺席兒童慰問又は見舞状を出す事、天災地變等の罹災地に義捐する事、敬老、動物愛護日、花壇手入日、低學年教室の掃除、校地校舎の清潔整頓、缺席兒童の督勵、傳令、道路愛護、神社奉仕、螟卵驅除、國旗掲揚の勵行、勤儉貯金、招魂祭參拜、試膽會、お伽會、義士會、記念日講演會、齒牙衛生デー、寄生虫驅除デー、早起、登山、競技會、辨當持參獎勵、早寢勵行、身體服裝検査、總會、自治常集會等である。

### 加西郡和敬會

明治十七年郡内六十五箇寺の各住職は和敬會を組織し、同二十一年尙武教會と改め、同二十八年各宗協會と改稱し、郡民の指導教化に努力し來つた。大正九年に至つて、時代の變遷



ある。昭和三年に、正禪寺松本寛真會長に選舉され就任して居るが、會組織の當初から、今日の盛況を見るに至るまで盡力なし來つた前會長であり現顧問である龍田隆曉の功績は頗る大なるものがある。

郡内各町村長が會の評議員である事と、町村役場が會費を徴集してくれる事とは、會經營上特別の便宜と長所があるわけである。

### 北條體育協會

(概要) 北條町の野球熱心家によつて大正十年五月北條野球協會が組織され、青少年體育の向上を期し、北條校グラウンドに於て各部落チームの第一回リーグ戦を開催した。其後青年部と少年部とに分け毎年春秋二回之を舉行し、其優勝チームに優勝旗を獲得せしめ、且つ縣下各地の選手を迎ふると共に、青年部は姫路、加古川、高砂、少年部は姫路、飾磨、加古川、明石、生野等の各地に遠征を試み盛んに競技をなすと同時に技術の向上と純真なる運動精神の涵養とに努めた。町内野球好愛者は、北條野球後援會を組織し協會經費の一部を寄附して之を奨励した。

大正十四年北條體育協會と改稱し、野球に限らず一般體育の向上發達を圖ることにし、十一月三日の體育デーを期して加西郡教育會、神戸新聞社の後援を得、郡内各小學校選抜兒

童の陸上競技大會を舉行、爾來之を年中行事の一として居る會長副會長各一名、理事九名を以て會務を採り、會員八十名を有す。

### 善防庭球俱樂部

(概要) 事務所とも言ふべきものは下里小學校内にある。大正二年下里校職員が中心となつて初めて善防庭球俱樂部が組織せられたのであるが、しばらくにして郡内庭球界に覇を稱へた。

大正七年頃から盛んに縣内を横行し確な腕の牙えを見せ、優勝旗を獲るか、優勝盃を獲るか、准優勝戦に漕ぎつけるか、どの年の庭球會にも、加西に善防ありと恐れしめて十餘年、『確かな善防』の名、縣下に知られてゐる。會員は學校教員、實業家等で、現在二十名を有す。

### 同志俱樂部

(概要) 芳田小學校内にあつて同校職員が中心となり部員四拾名あり、農閑期定期に競技練習を行つてゐる。

大正十五年四月組織されたもので、從來の體育が一般的に、體育の爲の體育であつて一時的のものであり、しかも眞の運動精神なるものを知らないものが多い。眞の體育は身體の向上發達は勿論、スポーツマンシップを味はふにあり——と

いふのが俱樂部組織の主旨である。

### 富田佛教救護會

#### 一、綱領

(一) 大乘佛教の眞髓により現代思想を善導し一佛乘の大理想の下に護國共生の大道を發揮せしめ國民生活の安定を圖る。

(二) 學校役場の當路と提携協力して村内教化救濟等各種の事業に實績あらしめ共生淨土の實現を圖る。

(三) 從來の積弊を打開し社會進運の先覺者たらんことに勉むると共に健全なる淨化運動の徹底を圖る。

#### 二、創立

大正五年六月四日

#### 三、組織と事務所

富田村在任の男僧、尼僧を正會員とし、村内在任有志者を賛助員とす。事務所は本法寺にあり。

#### 四、事業

布教講演…部落毎に及び適當の時大衆的に。追悼會…年二回。行乞…年三回。救助…年二回。太陽曆宣傳。佛教子供會…年一回以上。託兒所の設置。基本金積立…九百貳拾圓。

### 托兒所

農事繁忙期に、幼兒に手を取られることは農家一般が苦痛

とする所である。殊に人手の尠い家など、幼兒あるために妻女は耕作に出ることができない。若し農事に出稽すれば、其間幼兒の保育は自然放棄の體となる。すると幼兒の身に危険な事があつたり、時としては取り返しのできないことが起つたりする。それ等の點を憂慮し、寺院、或は小學校に晝間幼兒を預り、預つた幼兒に遊戯、唱歌、手工等を教え、種々教育的に世話をして、農繁の際に於けるその父母をして後顧の憂なく業に勵精せしめ、一方幼兒を正善に、眞直に、教養し、保護してやらうと云ふのが托兒所である。

その托兒所を本郡で眞先に設けたのは下里村である。よつて同村托兒所の概要を記して置かう。

大正十五年六月、下里村尾崎、多聞寺住職奥村湛堂が托兒所の必要を感じ、開所した所、續々として托兒者あり、豫想外の好結果を示した。その翌年同村小學校でも農繁時學校の休暇期間を中心に開所したのであつたが、寧ろ特志寺院に開所を委し、學校は其各托兒所に對して保育の補助をする方が良いとして其方法を探つた。昭和三年に開所したのは、尾崎多聞寺(七十名受托)、野田正願寺(四十名受托)、笠原阿彌陀寺(四十名受托)、野條金剛寺(二十名受托)、坂本法光山(二十五名受托)であつた。下里校から三名宛一グループとなつて循環補助に巡つた。其保育法は遊戯、唱歌、手工、お話、禮拜等で、期間は六月十五日より同月三十日まで、時間は午



前六時より午後六時までとした。設備の整つてゐるのは多聞寺で、住職は百餘圓を支出して遊戯具を購入し、又同村特志家は四十餘圓の遊戯具を寄附して居る。住職母堂の手工品も數多くある。其他有志者の寄附、縣からの補助金等で雜費を辨してゐる。三歳以上の幼児を預かるのであるが寺院の事であるから落着きもあり幼児に好感を與へて居る。この多聞寺は昭和三年十二月五日曹洞宗本山管長から功績顯著とあつて表彰された。

同年は下里村の外、富合村、富田村其他に於ても開所せられたが、今後各村に開所される筈である。

### 加西郡圖書館

明治三十三年五月十日、當時皇太子であらせられた大正天皇が立妃の典を挙げ給ふた。此御慶典を記念せん爲郡内有志が加西郡圖書館を設立したのである。場所は北條町加四第一高等小學校敷地内で、六角形平家（二方面二間、桁行五尺梁行一間の昇降口付）を建てた。建築費四百三拾三圓、此外諸設備や購入圖書費等で合計六百七拾圓餘を要した。右費用寄附者の總代佐治槌五郎、丸山弘、岸本勝藏、宮長熊太郎其他の諸氏から圖書館全部を舉げて加西郡に寄附する旨申出た。郡會は満場一致採納に決し、茲に加西郡圖書館となつて郡が經營する事となつたのである。それより毎年二百圓を投じ新

刊圖書を購入し日曜日祝日大祭日の外は常に開館して一般の閱覽に供した。その後、讀書界の趨勢は本館で閱覽せしめるだけでは讀者に満足を與へ得なくなつたので、大正元年事業を擴張し、巡廻文庫の制度を設け毎月各町村に二函宛書籍を配付し、順次遞回して其町村に居て閱覽し得る便を開いた。此制大いに地方青年團員其他就館閱覽する能はざる者の歡迎する所となり廿四函二千七百冊の書籍は一ヶ年三千五百餘人に閱讀せられるに至つた。

大正十年十一月本郡出身神戸市在住前代議士横田孝史は廿一門四千五百冊の書籍を書棚と共に寄附したので當館の藏書豊富となり閱覽者益々増加した。現在は日曜日も開館してゐる。館長は以前時の郡長が之に當つてゐたが現在は加西實業學校長大橋秀吉である。



## 衛

## 生



## 衛生

藩政時代以前に於ては衛生的設備の如きも一般に不備であり、民衆も亦衛生保健の思想が貧弱であつたが明治時代に入つて醫術の進歩著しく、一般民衆の衛生思想も發達し、公衆衛生、個人攝養は大に面目を改めた。明治三十六年六月兵庫縣令第五十二號に基いて、縣下各町村に衛生組合長を置き春秋二季清潔法執行をはじめ傳染病に關する一切の事務を處理擔任せしめるに至つた。

藩政時代の醫師の多くは領主から相當の手當を貰つて居たので直接患者から報酬を受ける事は、あまりになかつた。それで『醫は仁術』と言ふ諺があつたほどで、毎年の正月には患者から米一升を持つて藥價の支拂旁お醫者様へ祝詞を述べに行き、醫家では組重の御馳走で酒を出し禮者を接待したものであつたが、今日は此習慣は全く残つて居らず、醫家は人を雇ふ。藥價や診察料の掛金集めをさす時代となつた。

目今郡内に於ける醫師は人口一萬について四人餘の割合で開業して居るが、日本全國の平均數よりは醫師の少き事數人である。それに格別不足を感じる事がないのは、由來本郡は山間の村落が多く、空氣清澄なるに加へて其家業亦農が多く、

郡民の身體が強壯なるに因るのであらう。然し、文化は人の力を節して機械の力に轉じて行くので所謂文明病の病者が増加する傾向がある。

醫師の外按摩按腹の如きも別表の如く其實際に於て今の所少しも不足を感じる事がない。

看護婦については今北條町に北條看護婦會と、至誠看護婦會出張所とがあつて、各町村傳染病舎開舎の場合には直に看護婦を幾名でも派遣し得、一般家庭に於ても何時でも之れを迎へる事が出来る。

産婆は千戸につき十名内外の割合であつたので其數に於て不足の感はなかつたけれども、助産の技術に至つては猶幼稚の域を脱せず、昔の所謂『取り上げ婆』の名稱に背かない者が多かつたので、明治二十九年産婆講習生補助規程を制定養成することにしたので、財政の關係上一時中止の止むなきに至つた。然るに益々技術ある産婆を要すること急なるものあり大正元年度より郡費百九十二圓を計上し（一人月額八圓二名）姫路赤十字病院産婆養成所に入所せしめ養成する事にした。そしてその卒業生で産婆試験に合格した者は義務として三ヶ年間は必ず郡内に於て開業せしめることに定めた。講習終了生の成績は良好で九分通りは今郡内で開業して居る。

現今郡内産婆の數は十九名で各町村とも之を有して居る村産婆として村費で手當を出し産家から助産料を出さなくても







外壁となす等怪しげなものを作り、患者を此處に隔離する有様であつた。故に一般の者は此處に收容されると天壽あるも人爲的に生命を断たれるものゝやうに思ひ『小屋行き』と稱し大いに恐怖し忌避して居た。此恐怖感がやがて隠蔽の悪習となり、隠蔽は遂に恐るべき病毒の蔓延猖獗を招來した。避病舎を俗に『小屋』を稱する語は以て當時を回想するに足る範疇なのである。

傳染病患者並死亡者數調

二十九年九月であつた。同三十年には賀茂、下里、大和、西在田の諸村、三十一年には北條町と九會、富合と順次に當時としては稍見るに足る避病院若くは隔離病舎を設け、其處に患者を收容し、幾らか昔日の面目を改めたのであつた。今日傳染病患者收容治療所として最も完全なのは昭和二年に落成した北條町富田村組合立傳染病院であつて、細菌研究所も附設されて居る。本郡の十種傳染病中死亡率の最も多いのは虎列拉で、次は小兒傳染病の實布的里亞である。

年次	病 症		赤 痢		腹 瀉 扶 斯		バ ラ チ フ ス		發 疹 瘰 癧 扶 斯		實 布 的 利 亞		痘 瘡		計	
	患 者	死 亡 者	患 者	死 亡 者	患 者	死 亡 者	患 者	死 亡 者	患 者	死 亡 者	患 者	死 亡 者	患 者	死 亡 者	患 者	死 亡 者
明治拾八年	一	一	一	一	一	一									一	一
同 拾九年	元	三	一	一	元	一									元	三
同 廿年																
同 廿一年	一	一	二	二	三	三									三	三
同 廿二年			二	二	六	九									二	二
同 廿三年			二	二	三	八									二	二
同 廿四年			二	二	三	三									二	二
同 廿五年			二	二	三	三									二	二
同 廿六年			二	二	三	三									二	二
同 廿七年			二	二	三	三									二	二
同 廿八年			二	二	三	三									二	二
同 廿九年			二	二	三	三									二	二
同 卅一年			二	二	三	三									二	二
同 卅二年			二	二	三	三									二	二
同 卅三年			二	二	三	三									二	二

年次	患 者	死 亡 者	患 者	死 亡 者	患 者	死 亡 者	患 者	死 亡 者	患 者	死 亡 者	患 者	死 亡 者	患 者	死 亡 者	患 者	死 亡 者	患 者	死 亡 者
同 卅四年																		
同 卅五年																		
同 卅六年																		
同 卅七年																		
同 卅八年																		
同 卅九年																		
同 卅拾年																		
同 卅拾一年																		
同 卅拾二年																		
同 卅拾三年																		
同 卅拾四年																		
同 卅拾五年																		
同 卅拾六年																		
同 卅拾七年																		
同 卅拾八年																		
同 卅拾九年																		
同 卅拾年																		
同 卅拾一年																		
同 卅拾二年																		
同 卅拾三年																		
同 卅拾四年																		
同 卅拾五年																		
同 卅拾六年																		
同 卅拾七年																		
同 卅拾八年																		
同 卅拾九年																		
同 卅拾年																		
同 卅拾一年																		
同 卅拾二年																		
同 卅拾三年																		



同十四年	同十五年	計	死者百分比
七、八	三、九	二、二	一、五
七、四	一、六	一、三	四
三、七	三、七	二	二
八、八	三、六	三、六	六
三、七	四、七	一、〇	一、〇
三、四	六、七	一、〇	一、〇
三、三	六、〇	一、〇	一、〇

北條町富田村組合立傳染病院

北條町も富田村も隔離病舎を建設してから二十餘年を経過し改築の必要に迫つて居たので、相協定して北條町富田村衛生事務組合を設け、町村中間に完全な傳染病院を建設した。(大正十五年三月十八日縣に對して建築認可を稟請し、同七月十五日認可指令に接したのである)

- 一、位置 加西郡北條町北條字下馬 四二五、四二六、四二七、四三〇、四三一、四三二の各番地
- 一、敷地面積 一千七百九十一坪
- 一、建坪 一千五百九十六坪
- 一、主なる建物
  - 本館：三九坪 事務室一、醫員室一、食堂一、藥室一、看護婦室一、應接室一、宿直室一、其他
  - 病室：二棟二百二十坪 病室二二、附添入室二二、看護婦室二、其他
  - 一、細菌研究所：一棟、二十二坪 檢鏡室一、醫員室、動物試驗室一、孵卵器室一、冷室一、培養基室一、

- 一、附屬建物
  - 小使室、湯沸室、薪炭室、倉庫、炊夫室、炊事室、食器消毒室、附添入食堂、消毒夫室、未消毒室、消毒室、既消毒室、患者運搬車庫、洗濯場、便所、浴室三、外來者消毒室、屍室、汚物焼却室、番入室、井戸二、氷室二、其他
  - 一、建築豫算として左の通り計上して居た。
    - 隔離病舎建設費 五五三二六圓
    - 敷地費：五七八〇圓 工事費：四三一四六圓
    - 設備費：五三〇〇圓 監督費：七〇〇圓
    - 工事委員手當五人分：五〇圓 雜出三五〇圓
    - 一、縣補助金：二七七六二圓
    - 一、北條町富田村負擔率

北條	富田	計
五〇六圓	一九六圓	七〇二圓
二六〇	一四〇	四〇〇
三三四戶	三三三	六七六
四〇	一〇	五〇
分賦率	分賦率	分賦率
一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

賀茂村隔離病舎

大正十二年六月舊病舎の類破甚しき爲、其南方の田地三段五畝五歩を購入して改築したのであるが、設備完全である。建物二百三十一坪四合五勺であつて其設備左の如し。

九會村隔離病舎

明治二十九年二月の建築であつて九會村鶴野にあり、坪數一千三百一坪。建物及設備は左の如し。

- 一、事務所兼醫務室及宿直室及小使室一棟 縦七間半、横三間。附屬として浴室、便所、炊事場等あり 猶他に轉脚附添人及全快患者用の浴場もある。
- 二、患者收容室二棟、何れも縦十間、横三間。
- 甲棟 病室九室：各室四疊敷 附添人浴場室
- 乙棟 病室九室：各室四疊敷 看護婦室一室
- 三、便所一棟
- 四、藥品消毒場及蓄氷場一棟、縦二間、横一間半

富合村隔離病舎

富合村隔離病舎敷地は反別二段九畝十八歩で、其建築物左の如し。

- 一、事務所一棟。建坪十一坪二五。
- 木造葺葺平家建
- 一、病室二棟。建坪六十八坪五五。
- 木造瓦葺平家建
- 一、消毒人夫室兼物入一棟。建坪六坪。
- 同上
- 一、消毒所。建坪三坪七五



- 同上
- 一、屍體室一棟。建坪一坪五
- 同上
- 一、附屬渡廊下二棟。建坪十二坪五
- 同上
- 一、附屬便所。建坪一坪。
- 同上

一、火葬場一所。煙突付。敷地一畝十五歩。  
 猶、富合村衛生設備の一斑を記せば、村内を十八區に分ち  
 區毎に衛生委員一名を置き、春秋二期の清潔並に其他一般公  
 衆衛生の事務を執らしめ、法定傳染病發生の際は其區内のは  
 責任を以て隔離病舎に收容するに至るまで、消毒にも検診に  
 も組合長指揮監督の下に其任に當らしめてゐる。

芳田村隔離病舎

大正七年八月現在の隔離病舎が竣工した。建坪合計百二十  
 一坪七合五勺、火葬場の建坪は別で九合、之に要した建築費  
 は四千百九拾五圓であつた。

大和村隔離病舎

大和村字永坂にあり。木造葺葺平屋建一棟、間口七間奥行  
 二間半の病舎と、間口四間半梁二間半の病舎とを有するが、

建築物不完全且つ腐朽に傾きつゝあるので、近き將來に於て  
 縣費補助を得て完全なる病舎を村内の最も便利な所に建築す  
 べく計劃し目下其準備中である。  
 前記病舎は中三原にあつて明治二十九年七月の建設に懸る  
 のであるが、上三原と柳山寺組とに分舎を有して居る。

西在田村隔離病舎

明治三十一年十月十日に初めて隔離病舎を建築したのであ  
 つたが、舊式であるのと腐朽に近づいたのとで、大正十一年  
 三月二十日現在の病舎を建設したのである。  
 敷地總坪數八百六十坪、建坪九十七坪であつて、設備とし  
 ては左の通りである。

- 病室十四、 看護人室八、 看護婦室二、
- 事務室一、 醫務室一、 事務員室一、
- 小使室一、 炊事場一、 浴場四、
- 消毒室二、 消毒室二、 消毒人夫室一、
- 死體室一棟、 火葬場一棟、 倉庫一棟

在田村隔離病舎

在田村殿原字大藏前百五番地ノ一に建設費貳萬四千圓を投  
 じて昭和四年春新築したもので、敷地は三反一畝十三歩、建  
 坪百五十九坪五合である。

主なる建物は、

事務室、病室、炊事室、人夫室、便所の五棟と渡り廊下

二棟

室の名稱及其數は、

- 一、事務室、醫務室、吏員宿直室、小使室、浴室、便所各一
  - 二、病室、病室八、附添人室八、看護婦室一、
  - 三、炊事室、食堂一、炊事室一、浴室二、物置一、
  - 四、人夫室、消毒人夫室、井戸場、消毒器具室、汚物焼却  
所各一、
  - 五、便所、便所、氷貯藏室、手洗場各一、
- 設備の大要左の通り
- 一、井戸にタンクを設備し炊事室、洗面場、浴室等へ給水  
管を通じ配水する。
  - 二、汚水溜りを設け、炊事室、洗面場、浴室等病毒混入の  
虞ある汚水を一所に集め充分消毒の上汲取りをする。
  - 三、患者の汚物は汚物焼却竈で焼き、衣類寝具等は蒸氣消  
毒器で消毒する。
  - 四、病舎外部には排水溝を設けて居る。

右の外、下里村、多加野村、の兩村にもそれ〱設備完全  
 の傳染病隔離病舎を有して居る。

種痘と種痘人員

西歷千七百九十六年英國の大醫ジェンナー氏が種痘を發明  
 してから「人間一生必ず一回經過せねばならぬ」と諦めて居  
 た其痘瘡を容易に豫防し得る事となり、年々歳々幾萬の人命  
 を救ふことが出来る様になつた。現今文明國では大抵強制的  
 に種痘を實施して居る。我國の法律によれば初生兒は出生よ  
 り翌年六月に至るまでの間に於て種痘をなし若し不善感なる  
 時は其翌年六月に至る間に於て更に之を重ねる。これ第一期  
 種痘である。次は計へ年十歳に至つて再び之を行ひ若し不善  
 感ならば翌年十二月迄に更に之を重ねる。これ第二期の種痘  
 である。種痘の効力の確實なのは大抵數年間であるから痘瘡  
 流行の徴があらば臨時に種痘することにして居る。

本郡に於ては天然痘に罹つた者は至つて少く、稀にある患  
 者は大抵神戸地方より其病毒を持つてかへつたものである。  
 本郡の種痘人員は別表に示すが如くであり、痘瘡患者數は  
 傳染病患者並に死亡者表に示して居る。

種痘	善感					不善感				
	一年以内	一年以上二年以上	五年以上	十年以上	十五年以上	一年以内	一年以上二年以上	五年以上	十年以上	十五年以上
種痘人員										
再種以上										
計										











は學士を聘して、各開業醫の施治患者中の其研究材料たるべき者を集め臨床研究し、若くは學理と對照して講習を爲し或は死體解剖を試み、以て相互の研鑽に資した。毎回の研究患者は數十名、郡内醫師は毎回全部出席して居た。研究所には治療手術に關する器械器具等多く備附けられてあつたが、更に郡の財政の許す限り治療手術静養の各室を設くべく計畫されて居た。然るに大正十二年郡制の廢止さるゝや本所經營に大頓挫を來し、遂に廢所の運命に逢着した。購入されて居た諸器具機械は今郡聯合事務所に保管されて居るが殆ど使用に堪なくなつて居る。

開所より廢止に至るまでの研究患者は延人員約三千五百名に上つて居た。

次に加西郡醫師會であるが、醫術研究所が官廳中心であつたのに對し、醫師會は全くの醫師相互間の組合である點に於て異なる。明治十七八年の交に村田久治、安積貞齋、内藤鼎其他數名で研究會を開き申合等をしたけれども會則の制定はなかつた。後明治二十二年四月の縣令第十四號醫師組合要項に基いて加西郡醫師組合を設立したが其當時の事は明細に知り得ない。唯其組合が醫師會と改稱した事と會長の異動を知り得るのみである。現在の醫師會は大正八年勅令第四二九號醫師會令に依り設立されたものであつて、醫術研究所が官廳中心であつたが爲に郡制廢止と共に廢止されたのに對して、之

は醫師相互間の組合であるが故に今日まで存續し、且つ將來をも持つてゐるのである。

會長は大正八年以來徳岡精一郎が選出されてゐたが昭和二年度に中根保次之に代つた。大正八年以前の歴任者は内藤鼎村田久治、堀井純である。

次に加西郡醫師會則と元醫師研究所の規則とを掲げて置く。

#### 加西郡醫術研究所規則

- 第一條 本郡開業醫タルモノハ専ラ醫術ヲ研究スル爲メ此ノ規則ニ依ルモノトス
- 第二條 醫術研究所ハ北條町ニ設置シ郡長之ヲ監理ス 但該當日ハ郡書記ヲシテ監理セシム
- 第三條 本郡開業醫タルモノハ第五條ノ期日ニハ必ず出席スルモノトス但疾病事故ニテ缺席スルトキハ其ノ事由ヲ詳記シ當日午前十時迄ニ届出ベシ
- 第四條 醫術研究所ハ醫師ノ内ヲ以テ幹事副幹事ヲ置キ附屬ノ事ヲ管掌セシム 但本文正幹事ノ選舉ハ互選ヲ以テ之ヲ定ム
- 第五條 研究日ハ毎月四日トス
- 第六條 本會ハ午前ヨリ始メ午後第五時迄トス
- 第七條 前條時間中ハ靜肅ヲ旨トシ荷モ衛生上ノ外談話スルコトヲ得ズ
- 第八條 出張醫師ハ左ノ事項ヲ爲サシム
  - 一、講義
  - 二、質問
  - 三、診察
  - 四、手術
- 第九條 幹事ハ會場一切ノ記録ヲ成シ翌日郡長ニ報告スベシ
- 第十條 本郡又ハ他郡人民ニシテ出張醫ノ診察ヲ乞フモノアルトキハ何人ヲ論ゼス診察スルモノトス

#### 第二章 會 則

- 第十一條 各醫施治ノ患者ニシテ重症ト認ムルモノ又ハ普通ナラザル患者ト思慮スル時ハ可成懇諭シ出張醫ノ診察ヲ受ケシムベシ
- 第十二條 研究所ニハ醫師取締規則第七條ニ依り處方録ヲ製シ主任醫ノ氏名並ニ患者ノ住所氏名職業年齢病名等ヲ記載スベシ
- 第十三條 前條患者ハ藥劑方法書ヲ附與スルトキハ處方録ト割印ノ上相渡スベシ
- 第十四條 研究所ヘ往復シ能ハザル場合ノ患者ニシテ出張醫ノ往診ヲ乞フモノアルトキハ何時タリトモ往診スルモノトス
- 第十五條 他郡人民ヲ診察セシ時ニ於テハ其費用トシテ金拾錢ヲ徴收スベシ尤モ手術ニ係ルモノハ其輕重ニ依り臨時ニ其額ヲ定ムベシ 但該金ハ時々郡役所出納掛ヘ納付スベシ
- 第十六條 前條ニ徴收シタル金員ハ器械藥品購入費ニ充ツベシ尤該金支消方ハ會議ノ評決ヲ經ルモノトス
- 第十七條 醫術研究所ノ器械及書籍印章等ハ幹事ノ保管タルベシ
- 第十八條 前條器械ハ郡内醫師ノ請求ニヨリ幹事ニ於テ一時貸與スルコトヲ得ベシ 但次ノ會ニハ必ず返納スベシ
- 第十九條 每會經費ハ郡役所出納掛ヨリ受取り幹事之レガ支拂ヲナスベシ

#### 加西郡醫師會則

##### 第一章 總 則

- 第一條 本會ハ大正八年勅令第四百二十九號醫師會令ニ依リ之ヲ設立ス
- 第二條 本會ハ醫事衛生ノ改良發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス
- 第三條 本會ハ加西郡醫師會ト稱ス
- 第四條 本會ハ加西郡ヲ以テ其區域トス
- 第五條 本會ハ事務所ヲ加西郡北條町四番地ニ置ク

- 第六條 第四條ノ區域内ニ於ケル醫師法第九條第二項ノ醫師ハ總テ本會ノ會員トス
- 第七條 會員ハ會則及議決ヲ遵守シ苟クモ醫師ノ品位ヲ損スルノ行爲アルベカラズ
- 第八條 會員ハ左ノ事項ヲ速ニ本會ニ届出ツベシ
  - 一、氏名本籍住所及生年月日並醫師法ノ規定ニ依ル資格免許又ハ免狀ヲ受ケタル年月日及醫籍登録番號
  - 二、診察所治療所若ハ其ノ出張所ノ所在地又ハ其異動並診察開始年月日
- 第九條 會員ニシテ醫師免許ヲ取消サレ若ハ醫業ヲ停止セラレタルトキ又ハ區域外ニ移轉シ若ハ醫業ヲ廢止シタルトキハ十日内ニ之ヲ本會ニ届出ツベシ
- 第十條 會員ハ會員中左ノ各號ノ一ニ該當スルモノアリト認メタルトキハ之ヲ本會ニ申告スルコトヲ得
  - 一、醫師會令第二十一條ノ規定ニ該當スル者
  - 二、前號ノ外法令會則若ハ議決ニ違反シ又ハ本會ノ目的ニ違反スル行爲アル者
- 第十一條 會員ハ醫事衛生ニ關シ意見ヲ本會ニ提出スルコトヲ得
- 第十二條 會員ハ會務ニ關スル記録及收支ニ關スル書類簿冊ノ閲覧ヲ求メ且ツ之ニ關シ質問ヲ爲スコトヲ得
- 第十三條 會員ニシテ其業務上權利ヲ侵害セラレ又ハ名譽ヲ毀損セラレタリト認ムル者ハ之ヲ本會ニ申告スルコトヲ得本會ハ役員會ノ議決ニ依り理由アリト認ムルトキハ相當ノ保護ヲ與フベシ

#### 第三章 役員(代議員)

- 第十四條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
  - 會長 一人、副會長 一人、理事 二人、評議員五人



第十五條 會長ハ會務ヲ總理シ本會ヲ代表シ會議ノ議長トナリ其議決ノ執行ニ任ズ

副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ其職務ヲ代理ス  
理事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務及會計ヲ分掌ス會長及副會長事故アルトキハ理事一人其職務ヲ代理ス  
(會長ハ理事中ヨリ常任理事ヲ指名スルコトヲ得)

(評議員ハ會長ノ諮問ニ應ジ意見ヲ開陳ス)

第十六條 役員ノ選舉ハ定時總會ニ於テ出席者ノ投票ニ依リ之ヲ行フ但シ總會ノ議決ヲ以テ別段ノ方法ニ依ルコトヲ得

投票ハ一人一票ニ限ル

第十七條 前條ノ規定ニ依ル選舉ハ投票ノ多數ヲ得タル者ヲ以テ當選者トス投票數同シキトキハ年長者ヲ取り年齡同シキトキハ議長抽籤シテ之ヲ定ム

役員ニ當選シタル者ハ正當ノ事由ナクシテ之ヲ辭スルコトヲ得ズ

第十八條 役員ハ名譽職トシ其任期ハ二年トス但シ重任ヲ妨グズ

第十九條 役員ニ缺員ヲ生ジ會長ニ於テ其補缺ヲ必要ト認ムルトキハ總會ニ於テ補缺選舉ヲ行フ此場合ニ於テハ第十六條及第十七條ノ規定ヲ準用ス補缺ニ依リ就任シタル役員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第二十條 役員ハ任期滿了後ト雖後任者ノ選舉アル迄ハ其職務ヲ行フモノトス

第二十一條 役員ニシテ第五十二條第一號第二號又ハ第三號ノ規定ニ依ル懲戒ヲ受ケタルトキハ解任セラレタルモノトス

#### 第四章 會議

第二十二條 會議ハ定時總會臨時總會及役員會ノ三種トス

第二十三條 定時總會ハ毎年三月會長之ヲ招集ス

第二十四條 臨時總會ハ役員會ノ議決ニ依リ會長之ヲ招集ス

會員ハ五人以上ノ同意ヲ得テ會議ノ目的タル事項ヲ具シ臨時總會ノ招集ヲ

會長ニ請求スルコトヲ得

前項ノ要求アリタルトキハ會長七日内ニ臨時總會ヲ招集スベシ

第二十五條 役員會ハ役員ヲ以テ組織シ會長ノ意見又ハ役員三人以上ノ請求ニ依リ會長之ヲ招集ス

第二十六條 本會ニ於テ議決シ又ハ施行スル事項ハ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外總會ノ議決ヲ經ルコトヲ要ス

第二十七條 會長ニ於テ總會又ハ役員會ヲ招集セムトスルトキハ開會ノ日時及場所ヲ指定シ議案ヲ具シ緊急ノ場合ヲ除クノ外開會ノ日ヨリ少クトモ五日前ニ之ヲ會員又ハ役員ニ通知スベシ

會議ニ於テハ前項ノ規定ニ依ル議案ノ外出席者三分ノ二以上ニ於テ緊急議決ヲ要スト認メタルモノニ限り之ヲ議題ト爲スコトヲ得

第二十八條 定時總會ニ於テハ左ニ掲グル事項ヲ附議シ及報告スベシ

- 一、豫算及決算
- 二、庶務及會計ニ關スル報告
- 三、施行シタル事業ニ關スル報告

第二十九條 總會ニ於テ議決ヲ要スル事項ハ醫師會令第十四條第一項本則第四十七條第五十二條ノ議決ヲ除クノ外總會ノ議決ニ依リ之ヲ役員會ニ委任スルコトヲ得

第三十條 總會ニ於テ議決シタル事項ハ會長五日内ニ之ヲ會員ニ通知スベシ

第三十一條 役員會ニ於テ議決スベキ事項左ノ如シ

- 一、總會ニ於テ役員會ニ委任シタル事項
- 二、總會ノ議決ヲ經ベキ事項ニシテ醫師會令第十四條第一項本則第四十七條第五十二條ノ議決ヲ除クノ外緊急議決ヲ要スルモノ
- 三、總會ニ提出スベキ議案
- 四、會長ヨリ諮問セラレタル事項

前項第二號ノ議決ハ次ノ總會ニ於テ其承認ヲ求ムルコトヲ要ス

第三十二條 總會ハ會員多數以上出席スルニ非ザレバ會議ヲ開クコトヲ得ズ但シ總會ニ出席スルコト能ハザル者ハ豫メ書面ヲ以テ出席者ニ委任シテ表決權ヲ行フコトヲ妨グズ此場合ニ於テハ之ヲ總會ニ出席シタル者ト看做ス總會ノ議決ハ出席者ノ過半数ヲ以テ之ヲ爲スベシ可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

前二項ノ規定ハ第一項但書ノ規定ヲ除クノ外役員會ノ會議及議決ニ之ヲ準用ス

第三十三條 會員及役員ハ會議ニ於テ自己ノ一身上ニ關スル事件ニ付テハ其議事ニ參與スルコトヲ得ズ但シ會議ニ出席シ聲明ヲ爲スコトヲ得

第三十四條 議長ハ會議ヲ總理シ會議ノ順序ヲ定メ其日ノ會議ヲ開閉シ議場ノ秩序ヲ保持ス

第三十五條 會議中法令又ハ會則ニ違反シ其他議場ノ秩序ヲ紊ス者アルトキハ議長ハ之ヲ制止シ又ハ發言ヲ取消サシメ命ニ從ハザルトキハ發言ヲ禁止シ又ハ議場外ニ退去セシムルコトヲ得

第三十六條 議長ハ會議録ヲ調製シ出席者ノ氏名會議又ハ選舉ノ顛末ヲ記載スベシ

前項ノ會議録ニハ議長及議長ノ指定シタル會員又ハ役員二名以上之ニ署名スベシ

第三十七條 前五條ノ外議事細則ハ各會議ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

第五章 (道府縣)醫師會議員及豫備議員

第三十八條 醫師會令第十六條ニ依リ選出スベキ(道府縣)醫師會議員及豫備議員ハ(道府縣)醫師會々則ノ定ムル所ニ依リ之ヲ選舉ス

議員及豫備議員ニ缺員ヲ生シタルトキ亦同シ

#### 第六章 經費

第三十九條 毎年度豫算ハ會長之ヲ調製シ年度開始前定時總會ノ議決ヲ經ベシ豫算ノ定時總會ニ提出スルトキハ會長併テ財産表ヲ提出スベシ會長ハ總會ノ議決ヲ經テ既定豫算ノ追加又ハ更正ヲ爲スコトヲ得

第四十條 豫算外ノ支出若シクハ豫算超過ノ支出ニ充ツル爲豫備費ヲ設クベシ但シ總會ノ否決シタル費途ニ充ツルコトヲ得ズ

第四十一條 經費ノ收入ハ會費過意金使用料寄附金其他ノ收入ヲ以テ之ニ充ツ

第四十二條 會費ハ四月三十日迄ニ之ヲ本會ニ納付スベシ

第四十三條 水會ハ警事衛生上必要ト認ムル事業ニ對シテハ總會ノ議決ヲ經テ金品ヲ寄附シ又ハ補助金ヲ交付スルコトヲ得

第四十四條 決算ハ會長之ヲ調製シ次ノ定時總會ニ報告シ其認定ヲ求ムルコトヲ要ス

第七章 財産及營造物

第四十五條 本會ハ總會ノ議決ヲ經テ財産ノ一部ヲ基金トナスコトヲ得

第四十六條 本會ハ營造物ヲ設置シ其使用者ヨリ使用料ヲ徵收スルコトヲ得

前項ノ外營造物ノ使用ニ關スル規定ハ總會ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

第四十七條 基金ハ總會ノ議決ヲ經ルニ非ザレバ其ノ處分ヲ爲スコトヲ得ズ此場合ニ於テハ醫師會令第十四條ノ例ニ依ル

第四十八條 會長ハ本會ノ事務ヲ處理セシムル爲メ事務員又ハ囑託員ヲ置ク事ヲ要ス

#### 第八章 庶務及會計

第四十八條 會長ハ本會ノ事務ヲ處理セシムル爲メ事務員又ハ囑託員ヲ置ク事ヲ要ス



ヲ得

第四十九條 役員事務員又ハ囑託員ニ支給スベキ旅費手當ニ關スル規定ハ總會ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

第五十條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル  
第五十一條 前三條ノ外庶務及會計ニ關スル細則ハ役員會ノ議決ヲ經テ會長之ヲ定ム

第九章 制裁

第五十二條 會員ノ行爲ニシテ法令會則若ハ議決ニ違反シ又ハ公益ヲ害スト認ムルトキハ會長ハ役員會ノ議決ヲ經テ之ヲ戒告シ又ハ總會ノ議決ヲ經テ左ノ各號ノ一ニ掲グル懲戒ヲ行フ但シ特別ノ事由アルトキハ之ヲ併セ行フコトヲ得

一、誹 責

二、五百圓以下ノ過意金

三、三年内議員豫備議員及役員ノ選舉權及被選舉權ノ停止會長ハ懲戒ニ關スル會議ノ開會ノ日時及場所ヲ豫メ本人ニ通知スベシ此ノ場合ニ於テハ本人ハ役員會ニ出席シ辯明ヲナスコトヲ得

第五十三條 役員ノ行爲ニシテ法令會則若ハ本會ノ議決ニ違反シ又ハ公益ヲ害スト認ムルトキハ會長ハ總會ノ議決ヲ經テ之ヲ解任スルコトヲ得此場合ニ於テハ醫師會令第十四條ノ例ニ依ル

第十章 雜 則

第五十四條 醫藥報酬ニ關スル規定ハ總會ノ議決ニ依リ之ヲ定ム

附 則

醫師會令第十六條第一項但書ノ規定ニ依ル假役員トナルベキモノハ會員トナルベキモノノ内ヨリ設立總會ニ於テ之ヲ定ム役員ニ關スル規定ハ前項ノ假役員ニ之ヲ準用ス

加西郡醫師會藥價規定

宅診料	五十錢以上
往診料	
但シ車馬賃ハ實費	
滞在日當	十圓以上
診斷書料及處方箋料	一圓以上
死亡診斷書料	一圓
死後檢案書料	二圓
變死及毆打創傷鑑定書料	參圓以上
内服藥 一種一日分	貳拾錢以上
頓服藥	貳拾錢以上
注射液 二〇〇	貳拾錢以上
膏藥	參拾錢以上
坐藥	拾五錢以上
外用散藥	貳拾錢以上
點眼藥	參拾錢以上
塗布藥	貳拾錢以上
洗滌藥	貳拾錢以上
手術料	五拾錢以上
注射術	七拾錢以上
理科學的療法	五拾錢以上
以上ノ如ク定ムルト雖高價ノ藥品ハ此限リニ非ズ	

現今の産婆會々則は左の通りである。

加西郡産婆會々則

名稱

第十條 本會ノ經費ハ會費ヲ以テ之ニ充テ剩餘金アルトキハ別途積立金トス

◎會則施行細則

第一條 會員ニシテ二人以上同一産家ニ至ル場合ハ最初ニ托セラレシモノ主任トナリ處置スルモノトス

第二條 會員ハ互ニ讓讓ヲ守リ會員間ノ技術ニ關シ之ヲ講授シ若クハ産家ノ爭奪ヲ企圖スル等ノ行爲ヲナスヘカラス

第三條 會員中前條中ニ該當シタルモノヲ見聞セル時ハ直ニ會長ニ申報スルモノトス

第四條 第三條ノ申報ヲ受ケタル時ハ其情狀ニヨリ會長ハ相當ノ訓戒ヲ加フルモノトス

前項ノ訓戒ヲ受ケタルモノノ改悛ノ情ナキ場合ハ會長之ヲ會員ニ報告スヘシ場合ニヨリテハ除名スルコトアルヘシ

第五條 赤貧者ノ證明アル者ノ取扱ニ關シテハ無料施術スルモノトス

第六條 本會員若クハ其家族ニシテ慶弔アル場合ハ會ヨリ相當ノ慶弔ノ意ヲ表スモノトス

◎加西郡産婆組合産婆報酬規定

- 一、初診料 金一圓以上
- 一、再診料 金五十錢以上
- 但遠隔ノ地ヘ往診ノ場合ハ別ニ相當ノ料金を申受ケ
- 一、分娩取扱料 金拾圓以上
- 但異常産又ハ長時間ヲ要シタル場合ハ此限リニアラス
- 一、證明書類 一通金一圓以上
- 以上産家ノ事情ニ依リ之ヲ斟酌シ又ハ無料ニテ取扱フコトアルヘシ
- 汚物洗濯等ハ一切取扱ハサルモノトス

以上

第一條 本會ハ加西郡産婆會ト稱ス

位 置

第二條 本會事務所ヲ北條町ニ置ク

組 織

第三條 本會ハ加西郡ニ於テ開業セル産婆ヲ以テ組織ス

目 的

第四條 本會ハ會員ノ親睦業務上ノ統一刷新ヲ計リ總務ヲ重シ品位ノ上進ニ努ムルヲ以テ目的トス

事 業

第五條 本會ハ第四條ノ目的ヲ達スル爲メ研究會講演會其他業務ニ關スル打合せヲ年四回開催ス

役 員

第六條 本會ニ會長一名副會長一名幹事三名顧問若干名ヲ置ク

前項ノ役員ハ總會ニ於テ之ヲ定メ任期ハ一ケ年トス

第七條 會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ總理ス

副會長ハ會長不在ノ場合ハ會長ニ代リテ會務ヲ總理ス幹事ハ會長ノ命ヲ受ケ事務ヲ處辨スルモノトス顧問ハ本會ヲ指導シ且ツ後援スベキ人格者ヲ推薦ス

會 費

第八條 本會々員ハ會費トシテ毎月三十錢宛ヲ納付スルモノトス

會 議

第九條 會議ハ定期總會臨時總會役員會トス

定期總會ハ毎年一回四月ニ開催スルモノトス

總會ニ於テ經費決算及會務ノ情況ヲ報告スルモノトス

經 費



埋葬火葬について

本郡では古來からの習慣上火葬は極めて稀で、大部分は埋葬を行ふ。参考として大正十四年中の数字を左に示して置く。

埋火葬調査表

町村	墳墓地個數	同上反數	火葬場個數	土葬人員	火葬人員
北條	五	三九、〇三	一	三三	三
富田	四	三三、六六	二	三〇	一
賀茂	六	五九、二四	三	三七	一
下里	三	四一、二五	一	二〇	一
九會	三	五八、三三	一	三〇	一
富合	六	三九、〇七	一	三〇	一
多加野	六	六三、三三	二	四〇	一
芳田	四	一四、二二	二	二九	一
大和	四	八四、一四	一	三〇	一
西在田	元	三〇、七五	一	二七	一
在田	三	四六、三三	一	二七	一
計	三〇	四九〇、二四	一五	三〇〇	二六

長命者考 (其一)

大正四年十一月

大正天皇御即位御大典を挙げさせ給ふに當つて、全國八十歳以上の高齢者に天盃を賜はつた。加西郡内に於けるその時の高齢者を擧ぐれば左の如し。  
 (全郡戸數 七八八三)  
 八十歳以上 三八五  
 九十歳以上 二五  
 百歳以上 一  
 計 四一  
 高齢者一人に對する戸數 一九、一八  
 一町村に對する高齢者數 三七、三六

長命者考 (其二)

昭和三年十一月十四日

今上陛下御即位御大典を挙げさせ給ふに當り、長くも全國高齢者に天盃を御下賜あらせられたその時の郡内に於ける天盃拜受者の數字を左にあげて置く。

町村名	人		年齢合計	最高		最低	平均	高齢百人に對する男女歩合	
	男	女		男	女			男	女
北條	三〇	二六	四七七	六	五	六	三	三	六
富田	五	六	一、三〇	六	五	六	三	三	六
賀茂	九	三	二、七六	六	五	六	三	三	六
下里	四	三	二、八〇	六	五	六	三	三	六
計	四一	三九	一、〇〇〇	六	五	六	三	三	六

九會	三	三	三、三〇	六	六	六	六	三	六
多加野	二	三	五、四〇	六	六	六	六	三	六
芳田	七	三	一、九二	六	六	六	六	三	六
大和	七	三	一、二六	六	六	六	六	三	六
西在田	三	三	三、四七	六	六	六	六	三	六
在田	三	三	三、七〇	六	六	六	六	三	六
計	二五	二五	二五、三九	六	六	六	六	三	六

加西郡理髮業同業組合

加西郡には理髮業組合が明治四十年頃から組織されて居た(會長は高井宇太郎)がそれは殆ど有名無實であつたので大正八年十二月更めて加西郡理髮業同業組合を設け、八ヶ章四十二ヶ條の規約を作り同九年一月十四日設立認可を受けた。その規約の中の主なる條項は左の通りである。

- 第一章 總 則
- 第一條 本組合ハ兵庫縣加西郡内在住ノ理髮業者ヲ以テ組織ス
  - 第二條 本組合ハ加西郡理髮業組合ト稱ス
  - 第三條 本組合ノ事務所ハ兵庫縣加西郡北條町番地ニ設置ス
  - 第四條 本組合ハ組合地區内同業者ノ品性ヲ高尚ニシテ常ニ業務上諸般ノ進歩改善ヲ圖リ弊風ヲ矯正シ觀望ヲ旨トシ誠實信義ヲ重シ協同一致以テ全組合員ノ信用ヲ保持シ不正ノ競争ヲ防止シ組合員ヲシテ理髮業取締規則ヲ遵守セシメ新業ニ關スル共同施設ヲ爲スヲ以テ目的トス
- 第二章 役員

- 第五條 本組合ハ左ノ役員ヲ置ク
- 組 長 一名
  - 副組長 二名
  - 區 長 若干名
  - 衛生係 一名
  - 會計 一名(副組長中ヨリ)
  - 評議員 若干名
  - 顧問 若干名
- 第六條 本組合ノ役員ハ總會ニ於テ組合員中ヨリ無記名投票ヲ以テ選舉シ有効投票多數ヲ以テ當選者トシ投票同數ナルトキハ年長者ニ同年者ナルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ムト共ニ所轄警察官署ニ届出認可ヲ受クヘキモノトス但當選者ハ相當理由アルニ非サレバ辭任スルコトヲ得ズ
- (中間略す)
- 第三章 會 議
- 第十四條 定時總會ハ毎年三月組長之ヲ召集シ組合經費ノ決算報告財産目録貸借對照表ノ承認並ニ次年度組合經費ノ豫算經費ノ分賦徵收方法ヲ決議シ及役員選舉ヲ行フモノトス
- (中間略す)
- 第四章 組合員加入脱退
- 第二十一條 本組合ノ地區内ニ住所ヲ有スル理髮業者ハ必ス本組合員タルヘキモノトス
- 第二十二條 本組合ニ加入シテ營業ヲナサントスル者ハ加入金拾五圓ヲ添エ組合ニ申出デ其承認ヲ受クヘシ
- (中間略す)
- 第五章 組合員遵守事項



第二十八條 組合員ハ店舗一ヶ所毎ニ毎月金五拾錢ヲ組合經費トシテ納付スル

モノトス

(中間略す)

第七章 共同施設事業

第三十七條 本組合ニシテ左ニ該當スルモノアルトキハ頭書ノ金額ヲ贈與スル

モノトス

一金五圓

出征軍人ヲ出シタルトキ

一金五圓

火災全焼

一金參圓

店主一ヶ月以上病氣ノトキ

一金貳圓

入營ノトキ

一金五圓

店主死亡ノ香料

一金貳圓

家族死亡ノ香料

第三十八條 本組合ノ徒弟又ハ助手ニシテ品行方正ニシテ且ツ業務ニ精勵シ及

來客之接遇ニ其宜シキヲ得一般ノ模範トナルヘキ者ニ對シテハ役員會ノ決

議ニ依リ相當ノ金品ヲ贈與シ其善行ヲ表彰ス

その他第八章違約者處分ニケ條、附則二項等である。

本組合創設當時の役員中組合長副組合長をあぐれば

組合長

大西市之助

副組合長兼會計係

難波清太郎

副組合長

水田熊太郎

であつたが昭和二年四月十七日辭任し次の役員が之に代つ

た。(即ち現在)

組合長

東郷 辨次

副組合長兼會計係

鴨川 兵治

副組合長

辻 鶴 吉

三三



兵 事



帝國在郷軍人會加西郡聯合分會

帝國在郷軍人會加西郡聯合分會は明治四十四年に成立したのであるが、明治三十年に組織された「加西郡軍人會」なるものが其前身である。加西郡軍人會は日露役後明治四十年加西郡在郷軍人會となり各町村に支部を置いたのであつたが明治四十三年に帝國在郷軍人會の組織せらるゝや前記支部は之れが分會となり、而して此分會を聯合して現在の聯合分會となつたのである。

各分會に分會旗があるがこれは明治四十四年に調製したので當時の第十師團長小泉正保の揮毫を請ふたのであつた。大正六年六月十四日特命檢閱使 閑院宮載仁親王殿下青野原に加東加西兩郡在郷軍人の檢閲を行はれ左の令旨を賜はつた。  
帝國在郷軍人會神戸支部分會ハ諸氏ノ盡力ニヨリ日ヲ逐フテ隆盛ニ赴クヲ欣ブ  
自今諸氏益奮勵シテ堅實ナル發展ヲ圖リ以テ本會ノ目的ヲ達成センコトヲ望ム  
昭和四年度の事業計畫を左の如く擧げてゐる。

- 在營兵慰問 競技會開催
- 招魂祭執行 優良分會視察
- 軍事講話會開催 優良分會及會員表彰
- 役員會開催

昭和三年度の收支一覽表

前年度繰越高	(一〇八・二三)
財産ヨリノ收入金	(二七・八一)
縣ヨリノ補助金	(一九二・〇〇)
國庫ヨリノ補助金	(二〇・〇〇)
會員離出會費計	(二五九・〇〇)
以上收入合計	五九六・九四
支出總金額	四〇六・三四
四年度へ繰越高	一九〇・六〇
會員數左の如し。	

一、正會員	陸軍 二三七二
	海軍 三七
計	二四〇九
内 譯	
將校同相當官陸軍	二一
准士官	陸軍五 海軍一
下士	陸軍三四 海軍七
兵卒既教育	陸軍一〇七〇 海軍二七
未入營	陸軍一二四二 海軍豫備員二

猶、帝國在郷軍人會加西郡聯合分會組織の當初より現在に至る歴代の聯合分會長を擧ぐれば左の如し。



森本松造 初ヨリ大正四年二月マデ  
 内藤濱治 大正四年二月ヨリ同十三年九月マデ  
 増田耕作 大正十三年九月ヨリ昭和四年二月マデ  
 幸田幸一 昭和四年二月ヨリ現任中

加西郡報公會

報公會は明治二十七八年戦役の開始に當り加西郡内同胞が報公の誠を致し各應分の義務を盡さん事を期し組織したものであつて、明治二十七年九月規程及細則を設けたが會員數三一四七名、會長は郡長之に當つた。其後も歴代郡長が會長となり郡役所廢止後は北條町長が之に當る事となつてゐる。

- 嘗て
- 大元帥陛下 大本營を廣島に進め給ひし時、明治二十七年十一月本會副會長山下亮效は芳田村長内橋榮三郎と共に加西郡民を代表し、大本營に參り 天機を伺ひ奉つた。
  - 本會に於て實行した主な事項を擧ぐれば
    - 一、出征軍人家族の生計について救護證を發し町村に救護せしめた
    - 一、明治廿八年五月八日北條町住吉神社境内で戦捷祝賀會を開催した
    - 一、同年九月在外兵士一三一人に物品を添へ慰問狀を發送した

一、明治廿九年二月一日北條町酒見寺境内で戦死者招魂祭兼凱旋兵士の慰勞會を開いた  
 一、北條町酒見寺境内に從軍記念碑を建設して竣工したのが明治廿九年三月であつた  
 加西郡報公會は明治三十一年三月に一旦解散し、改めて同名の會が同月創立されて現在に繼續してゐる。

揚武館

明治三十七八年戦役に際し、千里南滿の野に、渺茫波濤の上に、幾轉戦したる國家の干城は、連戦連勝幾多の偉勳を奏し報公の誠を致して全部凱旋したのは平和克復の翌年即ち明治三十九年四月であつた。本郡から出たものもその時凱旋したので郡民は滿腔の熱誠を以て之を歓迎し、深甚に感謝の意を表し併せて忠勇義烈身を以て國難に殉じた忠魂義魄を祭つた。そして其年十二月二十七日加西郡報公會は評議員會を開いて此の曠古の大事を記念することの計畫を議した。これが揚武館設立の端緒であつた。  
 斯くて屢々協議を重ねた結果、忠魂社と公會堂を兼ねた記念館を建設し、忠魂義魄を祭り、戦史を收めて應召軍人の偉勳を永久に傳ふると共に、公共の用に充て奉公の至誠と公共心の發動を顯示する事に決定した。さうしてこの記念館を『揚武館』と稱し、建設に要する財物は一般有心から寄附を仰ぎ、

結構質素堅牢を主として設計し、使用の本材其他も努めて郡産出の材料による事とし、建築に着手した。

工事九ヶ月で竣成したが、工費は基礎工費五一五圓、建築工費四一四九圓、室内裝飾品費四四六圓、を要した。  
 本館内祭壇に奉祭せる郡内戦病死者は左の通りである。

明治十年西南役戦病死者

- 加西郡賀茂村西劍坂 三名
- 中村 藤 三 郎
- 加西郡下里村野田 十八名
- 中川 重 二 郎
- 明治二十七八年役戦病死者 百三十三名
- 加西郡九會村綱引 一名
- 高田 常 三 郎
- 明治三十年役病死者 百五十五名
- その戦病死者の氏名左の通り。
- 明治十年六月十日大阪病院ニテ病死 中川 重 二 郎
- 明治十年三月二十日田原坂ニテ戦死 加西郡九會村綱引
- 明治十年三月十七日二股ニテ戦死 高田 常 三 郎

明治二十七八年日清戦役戦病死者

- 加西郡在田村中富 憲兵二等軍曹 辻 芳 吉
- 明治二十八年八月十四日清國大連灣ニ於テ病ニ罹リ歸朝シ大阪豫備病院ニ於テ死亡 加西郡下里村段下 近衛三等書記 久保田 奈良市
- 明治二十八年九月十六日臺灣基隆ニ於テ病ニ罹リ歸朝ノ途次鳥嶋附近航行中死亡 加西郡北條町北條 陸軍歩兵二等軍曹 佐々木 龜之助
- 明治二十八年七月廿四日清國熊岳城患者休養所ニ於テ病死 加西郡賀茂村東劍坂 陸軍歩兵上等兵 柏 原 和 吉
- 明治二十八年四月三十日清國唐家房ニ於テ病死 加西郡芳田村 陸軍歩兵一等卒 小 林 孫 吉
- 明治二十八年十月十二日臺灣兵站病院ニ於テ病死 加西郡賀茂村 陸軍歩兵一等卒 安 田 嘉 吉
- 明治二十八年八月十八日朝鮮海航行中病死



加西郡多賀野村

陸軍歩兵一等卒 繁 田 嘉 六  
明治二十八年四月二十八日清國唐家房ニ於テ病死

加西郡富田村

陸軍歩兵一等卒 鴨 川 恒 二  
明治二十八年七月三十日清國營口兵站病院ニ於テ病死

加西郡富合村

陸軍歩兵一等卒 奥 本 榮 作  
明治二十八年八月三十一日清國金洲兵站病院ニ於テ病死

加西郡富合村

陸軍歩兵一等卒 長 岡 徳 治 耶  
明治二十八年四月二十八日清國金洲兵站病院ニ於テ病死

加西郡富合村

陸軍歩兵一等卒 井 上 安 太 耶  
明治二十八年八月十六日清國柳樹屯兵站病院ニ於テ病死

加西郡多加野村

陸軍歩兵一等卒 仲 田 重 三 耶  
明治二十八年八月七日清國營口兵站病院ニ於テ病死

加西郡富合村

陸軍歩兵一等卒 繁 中 忠 太 耶  
明治二十八年五月四日清國觀子窩舍營病院ニ於テ病死

加西郡多加野村

陸軍歩兵一等卒 原 田 紋 太 耶  
明治二十八年六月二十四日清國蓋平患者集合所ニ於テ病死

加西郡北條町

陸軍歩兵二等卒 西 村 喜 七 耶  
明治二十八年七月十七日清國蓋平患者集合所ニ於テ病死

加西郡北條町

陸軍歩兵二等卒 山 本 鐵 太 耶  
明治二十八年八月二十二日清國營口ヨリ歸朝ノ途次航行中  
病死

加西郡下里村

陸軍歩兵二等卒 小 田 久 吉  
明治二十八年十月三日廣島陸軍豫備病院ニ於テ病死

加西郡下里村

陸軍輜重輸卒 蓬 萊 利 吉  
明治二十八年七月十五日清國海城舍營病院ニ於テ病死

加西郡西在田村下道山

豫備歩兵一等卒 増 田 萬 次  
明治二十八年六月十八日姫路衛戍病院ニ於テ病死

加西郡西在田村大内

陸軍歩兵一等卒 柴 田 紋 次 耶  
明治二十七年七月三十一日於太平洋嶺戰死

加西郡在田村笹倉

陸軍輜重兵一等卒 長 濱 貞 二  
明治二十七年六月十五日於沖ノ島附近常陸丸遭難ノ際溺死

加西郡多加野村河内

陸軍豫備輜重輸卒 高 見 幸 四 耶  
明治二十七年六月十五日於沖ノ島附近常陸丸遭難ノ際彈傷  
死亡

加西郡西在田村上道山

陸軍豫備輜重輸卒 金 澤 倉 太 郎  
明治二十七年六月十五日於沖ノ島附近常陸丸遭難ノ際彈傷  
死亡

加西郡賀茂村鎮岩

陸軍豫備輜重輸卒 若 宮 徳 太 耶  
明治二十七年六月十五日於沖ノ島附近常陸丸遭難ノ際溺死

加西郡九會村網引

第一補充兵輜重輸卒 神 澤 八 太 耶  
明治二十七年六月十五日於沖ノ島附近常陸丸遭難ノ際彈傷  
死亡

加西郡芳田村水尾

陸軍歩兵一等卒 古 家 兵 四 耶  
明治二十七年八月七日於范家堡子定立病院負傷ニ因テ死亡

加西郡大和村

陸軍歩兵一等卒 柴 田 紋 次 耶  
明治二十七年七月三十一日於太平洋嶺戰死

加西郡西在田村大内

陸軍歩兵一等卒 竹 内 榮 吉  
明治二十七年七月三十一日於太平洋嶺戰死

加西郡多加野村西野々

陸軍歩兵上等兵 佐 竹 忠 太 耶  
明治二十七年七月三十一日於太平洋嶺戰死

加西郡富田村吸谷

陸軍豫備歩兵一等卒 本 防 權 太 耶  
明治二十七年七月三十一日於太平洋嶺戰死

加西郡九會村中野

陸軍豫備輜重輸卒 市 場 佐 太 耶  
明治二十七年八月二十七日於病院船弘濟丸後送中病死

加西郡多加野村山田

陸軍豫備砲兵一等卒 神 田 治 耶 藏  
明治二十七年九月七日於清國海城北關兵站病院病死

加西郡西在田村若井

陸軍豫備歩兵一等卒 藤 本 藤 作  
明治二十七年九月三日於遼陽附近戰鬪戰死



加西郡西在田村上道山

陸軍豫備步兵一等卒 福井 常吉

明治三十七年九月三日於遼陽附近戰死

加西郡多加野村河内

陸軍豫備步兵上等兵 鈴木 真次

明治三十七年八月三十日於清國奉天省遼陽附近戰死

加西郡北條町北條

陸軍豫備步兵一等卒 山口 豊松

明治三十七年九月二日於遼陽附近戰死

加西郡在田村笹倉

豫備陸軍輜重兵上等兵 甘中 健次

明治三十七年九月十日於清國岫巖兵站病院流行病ニ罹リ病死

加西郡北條町北條

第一補充兵陸軍輜重輪卒 大崎 又市

明治三十七年九月十七日陸軍病院船ろせつた丸ニ還送中流行病ニ罹リ病死

加西郡在田村上野

第十師團代用馬卒 能瀬 常松

明治三十七年七月三十日清國下房身東北高地ニ於テ戰死

加西郡賀茂村山下

豫備陸軍工兵伍長 山中 恒市

明治三十七年九月三日於タラジフ戰死

六

加西郡富田村福居

豫備陸軍步兵上等兵 黒田 喜太郎

明治三十七年九月三日於遼陽南方畑地戰死

加西郡多加野村小印南

豫備陸軍步兵上等兵 本岡 虎吉

明治三十七年九月三日於遼陽南方畑地戰死

加西郡多加野村國正

豫備陸軍步兵上等兵 龜尾 熊之助

明治三十七年八月三十日於クウジャズイ北方高地戰死

加西郡九會村繁昌

豫備陸軍步兵一等卒 菅野 兼太郎

明治三十七年八月三十日於クウジャズイ北方高地戰死

加西郡北條町小谷

陸軍步兵一等卒 堀中 音吉

明治三十七年八月三十一日於クウジャズイ北方高地戰死

加西郡九會村鷓野新家

陸軍步兵一等卒 河合 萬吉

明治三十七年八月三十一日於クウジャズイ北方高地戰死

加西郡九會村中野

陸軍步兵二等卒 吉岡 莊次

明治三十七年九月二十四日於盛京省タラジフ第十師團第一野戰病院流行病ニ因テ病死

加西郡多加野村國正

第十師團第三補助輪卒 藤本 與作

明治三十七年十月七日於七嶺子定立病院流行病ニ因テ病死

加西郡在田村別所

豫備陸軍步兵一等卒 西脇 徳太郎

明治三十七年十月八日於清國盛京省海城北關兵站病院流行病ニ因テ病死

加西郡賀茂村東坂

第四軍兵站監部所管伊東兵站 柏原 管藏

司令部附補充兵陸軍輜重輪卒

明治三十七年九月二十三日於清國盛京省王家堡子病死

加西郡西在田村下道山

陸軍步兵曹長 高田 龜太郎

明治三十七年九月二十七日於大樂屯定立病院負傷ニ因テ死ス

ス

加西郡下里村三口

陸軍輜重輪卒 西岡 梅太郎

明治三十七年十一月十日於廣島豫備病院負傷ニ因テ死ス

加西郡富合村豊倉

陸軍補充兵步兵一等卒 岩佐 茂吉

明治三十七年十一月十日於日本赤十字社病院船博愛丸送還

中流行病ニ因テ病死

加西郡西在田村上道山

陸軍步兵一等卒 大西 貞治

明治三十七年十一月十日第六師團第一野戰病院ニ入院背泥窪兵站病院ヲ經テ送還中脚氣症ニ罹リ死亡

加西郡西在田村若井

陸軍第一補充兵一等卒 古家 三治

明治三十七年十月二十二日於打白狐患者療養所流行病ニ因テ死ス

加西郡賀茂村中山

豫備陸軍步兵一等卒 松本 安太郎

明治三十七年十月十四日於第十師團衛生隊負傷ニ因テ死ス

加西郡九會村繁昌

後備陸軍步兵一等卒 山端 次介

明治三十七年十月十三日蔡家屯東方摺鉢山附近ニ於テ戰死

加西郡北條町北條

後備陸軍步兵曹長 佐々木 甚之介

明治三十七年十月十三日蔡家屯東方摺鉢山附近ニ於テ戰死

加西郡多加野村小印南

後備陸軍步兵二等卒 片岡 源之介

明治三十七年十月十三日蔡家屯東方摺鉢山附近ニ於テ戰死

加西郡西在田村若井

後備步兵上等卒 高橋 龜之介

七



明治三十七年十月十三日蔡家屯東方摺鉢山附近ニ於テ戰死

加西郡賀茂村西劍坂

豫備陸軍歩兵一等卒 大寺 利吉

明治三十七年十月十二日於三塊石山戰闘ノ際戰死

加西郡賀茂村西横田

豫備陸軍歩兵上等兵 山本 繁治

明治三十七年十月十二日於三塊石山戰闘ノ際戰死

加西郡下里村尾崎

後備陸軍歩兵二等卒 深田 淺吉

明治三十七年十月十六日萬寶山附近戰闘ノ際戰死

加西郡西在田村下道山

後備陸軍歩兵一等卒 多田 虎松

明治三十七年十月十六日於萬寶山西南麓沙河左岸戰死

加西郡九會村田原

後備陸軍歩兵一等卒 織田 五市

明治三十七年十月十六日萬寶山附近ノ際生死不明ノ處同三十八年三月廿五日魏家樓子附近ニ於テ死體發見戰死ト認定

加西郡九會村下宮木

第一陸軍補充兵輜重輸卒 玉垣 榮太郎

明治三十七年六月十五日玄海灘ニ於テ常陸丸遭難ノ際戰死

加西郡九會村網引

第一陸軍補充兵輜重輸卒 織田 又藏

明治三十七年六月十五日玄海灘ニ於テ常陸丸遭難ノ際戰死

加西郡富田村吉野

豫備陸軍輜重輸卒 荒木 虎松

明治三十七年六月十五日玄海灘ニ於テ常陸丸遭難ノ際戰死

加西郡北條町定籍

第一陸軍補充兵輜重輸卒 大谷 彌三吉

明治三十七年六月十五日玄海灘ニ於テ常陸丸遭難ノ際戰死

加西郡賀茂村福住

第一陸軍補充兵輜重輸卒 西井 達次郎

明治三十七年六月十五日玄海灘ニ於テ常陸丸遭難ノ際戰死

加西郡賀茂村鎮岩

陸軍補充兵歩兵一等卒 三船 米藏

明治三十七年十一月二十四日於遼陽兵站病院流行病ニ因テ病死

加西郡賀茂村西横田

陸軍豫備歩兵一等卒 古角 延次郎

明治三十七年十一月二十日於大堡第十師團第三野戰病院ニ於テ病死

加西郡北條町西南

陸軍輜重輸卒 大西 治之助

明治三十七年十一月十四日於東部双臺子第十師團第一野戰病院病死

加西郡下里村三口

陸軍歩兵二等卒 西岡 三之助

明治三十七年十月二十一日於姫路豫備病院負傷ニ因テ死ス

加西郡在田村中富

陸軍豫備歩兵伍長 辻 覺次

明治三十七年十二月七日於清國盛京省東双臺子第十師團第一野戰病院病死

加西郡賀茂村西劍坂

陸軍豫備歩兵一等卒 見上 芳太郎

明治三十七年十二月十日於清國盛京省東部双臺子第十師團第一野戰病院流行病ニ因テ病死

加西郡北條町北條

陸軍補充兵輜重輸卒 福田 梅吉

明治三十七年十二月十二日於西八里庄遼陽兵站病院第二分院流行病ニ因テ病死

加西郡多加野村河内

陸軍補充兵輜重輸卒 鈴木 覺太郎

明治三十七年十月六日於シノイヨウツイ第十師團第三野戰病院流行病ニ因テ病死

加西郡北條町北條

陸軍豫備歩兵伍長 福田 傳十郎

明治三十七年十一月卅日於煙臺定立病院流行病ニ因テ病死

加西郡在田村廣原

陸軍補充兵砲兵一等卒 宮崎 信次

明治三十七年十一月卅日於煙臺定立病院流行病ニ因テ病死



加西郡在田村上芥田

陸軍豫備歩兵上等兵 松岡哲宗  
明治三十八年三月五日於清國盛京省柳匠屯戰死

加西郡大和村

陸軍豫備歩兵上等兵 橋尾増太郎  
明治三十八年三月五日於清國盛京省柳匠屯戰死

加西郡九會村網引

陸軍豫備歩兵上等兵 藤原安太郎  
明治三十八年三月五日於清國盛京省柳匠屯戰死

加西郡北條町北條

陸軍豫備歩兵軍曹 芥田淺太郎  
明治三十八年三月五日於清國盛京省柳匠屯戰死

加西郡富合村山枝

補充兵陸軍歩兵二等卒 仲井友吉  
明治三十八年四月五日於姫路豫備病院病死

加西郡西在田村大内

豫備歩兵上等兵 増田又治郎  
明治三十八年三月五日於清國盛京省柳匠屯戰死

加西郡北條町東高室

補充兵歩兵一等卒 榎田種吉  
明治三十八年三月五日於清國盛京省柳匠屯戰死

加西郡在田村別所

豫備陸軍歩兵上等兵 西脇平次郎  
明治三十八年三月五日於清國盛京省柳匠屯戰死

加西郡賀茂村東劔坂

陸軍歩兵伍長 中安繁治  
明治三十八年三月五日於清國盛京省柳匠屯戰死

加西郡賀茂村山下

陸軍補充兵歩兵一等卒 松本萬治  
明治三十八年三月五日於清國盛京省柳匠屯戰死

加西郡多加野村池上

陸軍補充兵歩兵一等卒 春岡作太郎  
明治三十八年三月十日於清國盛京省英打堡戰死

加西郡北條町東南

陸軍輜重輪卒 豊田伊太郎  
明治三十七年八月三十一日廣島豫備病院流行病ニ因テ病死

加西郡富田村畑

陸軍歩兵一等卒 藤田清一郎  
明治三十八年三月十日於清國盛京省柳匠屯戰死

加西郡多加野村小印南

陸軍歩兵一等卒 東元庄太郎  
明治三十八年三月十日於清國盛京省柳匠屯戰死

加西郡九會村網引

陸軍歩兵一等卒 梶浦宇三郎  
明治三十八年三月十日於清國盛京省柳匠屯戰死

加西郡富合村玉野

陸軍補充兵一等卒 西脇喜三郎  
明治三十八年三月十日於清國盛京省柳匠屯戰死

加西郡富田村谷口

陸軍補充兵歩兵一等卒 尾國定治郎  
明治三十八年三月十日於清國盛京省柳匠屯戰死

加西郡北條町西南

陸軍歩兵一等卒 高見梅太郎  
明治三十八年三月十日於清國盛京省柳匠屯戰死

加西郡九會村鶉野新家

陸軍歩兵一等卒 柿本幸次郎  
明治三十八年三月十日於清國盛京省柳匠屯戰死

加西郡富田村西谷

陸軍豫備歩兵軍曹 石野彌之松  
明治三十八年三月十日於清國盛京省柳匠屯戰死

加西郡在田村佐谷

陸軍豫備歩兵伍長 是常豊藏  
明治三十八年三月十日於清國盛京省柳匠屯戰死

加西郡北條町北條

陸軍豫備歩兵一等卒 杉本治三郎  
明治三十八年三月十日於清國盛京省柳匠屯戰死

加西郡在田村鴨谷

陸軍補充兵一等卒 三枝貞治  
明治三十八年三月十日於清國盛京省柳匠屯戰死

加西郡下里村琵琶甲

陸軍補充兵歩兵一等卒 村上兵吉  
明治三十八年三月十日於清國盛京省柳匠屯戰死

加西郡在田村鴨谷

陸軍豫備歩兵上等兵 中後六太郎  
明治三十八年三月十日於清國盛京省柳匠屯戰死

加西郡富田村坂元

陸軍豫備歩兵上等兵 小田増太郎  
明治三十八年三月十日於清國盛京省柳匠屯戰死

加西郡芳田村水尾

陸軍豫備歩兵上等兵 内橋房吉  
明治三十八年三月十日於清國盛京省柳匠屯戰死

加西郡賀茂村西劔坂

陸軍歩兵上等兵 藤井政太郎  
明治三十八年三月十日於清國盛京省柳匠屯戰死



加西郡富合村常吉

陸軍歩兵上等兵 柴田光太郎

明治三十八年三月十日於清國盛京省柳匠屯戰死

加西郡富田村西谷

陸軍補充兵歩兵一等卒 岡本丈吉

明治三十八年三月十日於清國盛京省柳匠屯戰死

加西郡多加野村國正

陸軍補充兵歩兵一等卒 達可龜太郎

明治三十八年三月十日於清國盛京省柳匠屯戰死

加西郡在田村下芥田

陸軍豫備歩兵上等兵 鈴木龜次郎

明治三十八年三月十日於清國盛京省柳匠屯戰死

加西郡九會村鷲野新家

陸軍補充兵歩兵一等卒 鹽河源吉

明治三十八年三月十日於清國盛京省柳匠屯戰死

加西郡下里村三口

陸軍歩兵一等卒 王子榮治

明治三十八年三月十日於清國盛京省柳匠屯戰死

加西郡九會村繁昌

陸軍豫備歩兵曹長 増田永策

明治三十八年三月十日於清國盛京省柳匠屯戰死

加西郡下里村西笠原

陸軍後備歩兵一等卒 佐伯徳治

明治三十八年三月十日於清國盛京省英打堡戰死

加西郡北條町北條

陸軍豫備歩兵一等卒 牛尾榮太郎

明治三十八年三月十日於清國盛京省英打堡戰死

加西郡在田村下方願寺

陸軍補充兵歩兵一等卒 小池吉之助

明治三十八年三月七日於清國盛京省蛇山子第十師團第三野戰病院負傷ニ因テ死ス

加西郡下里村牛居

陸軍豫備歩兵上等兵 前田伊太郎

明治三十八年三月七日於清國盛京省蛇山子第十師團第三野戰病院負傷ニ因テ死ス

加西郡西在田村上道山

陸軍歩兵上等兵 吉田象太郎

明治三十八年三月十日於清國盛京省下水城綑帶所負傷ニ因テ死ス

加西郡富合村別府

陸軍補充兵歩兵二等卒 別府淺太郎

明治四十年一月十七日於清國盛京省魏家樓子附近戰闘ノ際戰死

加西郡大和村

陸軍補充兵歩兵一等卒 木畑八十太郎

明治三十八年八月十六日於清國奉天兵站病院流行病ニ因テ病死

加西郡下里村牛居

陸軍砲兵一等卒 前田清吉

明治三十八年八月九日於清國開原兵站病院流行病ニ因テ死ス

加西郡多加野村國正

陸軍補充兵歩兵二等卒 長谷川勇吉

明治三十八年八月三十日於清國奉天省張相屯舍營病院病死

加西郡富合村山枝

陸軍補充兵輜重兵一等卒 山田三次郎

明治三十八年九月二十日於清國開原兵站病院流行病ニ因テ病死

加西郡下里村西笠原

陸軍工兵上等兵 楠本佐太郎

明治三十八年十月二日於清國盛京省黑家屯舍營病院流行病ニ因テ病死

加西郡下里村南月

陸軍補充兵輜重輸卒 辻荒太郎

明治三十八年十月四日於清國盛京省鐵嶺兵站病院流行病ニ

因テ病死

加西郡北條町北條

陸軍第一國民兵歩兵上等兵 清瀬榮藏

明治三十八年十月十一日於奉天衛戍病院嘉義分院病死

加西郡多加野村青野

陸軍歩兵一等卒 繁田福松

明治三十八年三月一日於清國盛京省柳匠屯附近戰闘ノ際生死不明ノ處同日負傷ニ因テ死亡ト確定

加西郡九會村中野

陸軍補充兵輜重輸卒 三宅梅次

明治三十八年十月二十五日於清國盛京省鐵嶺兵站病院流行病ニ因テ病死

加西郡九會村中野

陸軍補充兵輜重輸卒 市場榮太郎

明治三十八年十月二十三日於清國盛京省鐵嶺兵站病院病死

加西郡西在田村大内

陸軍補充兵輜重輸卒 岡本太藏

明治三十八年十月十八日於清國東蒼什患者療養所流行病ニ因テ病死

加西郡下里村中西

陸軍補充兵輜重輸卒 伊藤市太郎

明治三十八年十月十一日於清國盛京省玉手浦子兵站病院流



行病ニ因テ病死

加西郡大和村

陸軍補充兵輜重輸卒 高原 宇 市

明治三十八年十一月三日於韓國輪城分院流行病ニ因テ病死

加西郡北條町北條

陸軍補充兵輜重輸卒 柳 又 六

明治三十八年十一月二日於清國盛京省大連兵站病院流行病ニ因テ病死

加西郡在田村別所

陸軍補充兵歩兵一等卒 千石 官 治 耶

明治三十八年十一月十六日於清國盛京省北部馬石堡舍營病院流行病ニ因テ病死

加西郡下里村三口

陸軍歩兵一等卒 横 田 健 治

明治三十八年十二月九日於姫路豫備病院病死

加西郡在田村佐谷

陸軍歩兵一等卒 森 脇 千 太 耶

明治三十八年十一月十日於清國盛京省鐵嶺兵站病院流行病ニ因テ病死

加西郡九會村鶴野新家

陸軍補充兵輜重輸卒 後 藤 久 二

明治三十八年十二月十八日於清國大連兵站病院流行病ニ因テ病死

加西郡多加野村和泉

陸軍後備歩兵上等兵 竹 本 勝 太 耶

明治三十九年二月十八日戰地ニ基因スル病氣ニ依リ自宅ニ於テ死亡

テ病死

加西郡北條西南

陸軍騎兵一等卒 西 村 伊 太 耶

明治三十九年一月十六日於清國遼陽第一關東陸軍病院遼陽分院依病死

加西郡富田村谷

陸軍後備歩兵一等卒 鳴 川 音 松

明治三十九年一月二十四日戰地ニ基因スル疾病ニ依リ死亡

加西郡下里村西笠原

陸軍後備歩兵一等卒 佐 伯 重 作

明治三十八年十二月十九日戰地ニ基因スル病氣ニ依リ病死

加西郡下里村牛居

陸軍歩兵上等兵 大 西 常 次 耶

明治三十八年四月七日廣島豫備病院ニテ病死

加西郡富合村豊倉

陸軍輜重輸卒 岩 佐 八 藏

明治三十九年二月一日病殿ニテ自宅ニ於テ死亡

加西郡多加野村和泉

陸軍後備歩兵上等兵 竹 本 勝 太 耶

明治三十九年二月十八日戰地ニ基因スル病氣ニ依リ自宅ニ於テ死亡

加西郡芳田村明樂寺

陸軍國民兵歩兵一等卒 今 村 作 太

明治三十九年十月三日戰地ニ基因スル病氣ニ依リ自宅ニ於テ死亡

加西郡多加野村國正

陸軍豫備憲兵上等兵 井 上 龜 太 耶

明治三十九年一月二日姫路豫備病院福知山分院ニ於テ病死

### 大正三年日獨戰爭戰病死者

加西郡賀茂村東劔坂

陸軍歩兵上等兵 柏 原 春 治

大正三年十二月十日出征中公務基因青島ニ於テ病死

### 從軍記念碑

北條町北條酒見寺境内にあつて明治二十九年の建設にかゝる加西郡報公會が主として建設の衝に當り費用は一般の醸金寄附金によつたのであるが礎石は富田村畑、北條町古阪堅道附近等を用ひ碑石は島石を使つてゐる。碑石も礎石も随分大きいので工事は餘程困難であつた。礎石の南面の一部に明治二十七八年戰役戰病死者の氏名、西面北面の一部に凱旋者の氏名が刻してある。碑面は

### 從軍記念碑

陸軍少將從四位勳二等男爵茨木惟昭書とあり、裏面の碑文



從軍記念碑

は左の如く刻されてゐる。

明治睿聖文武皇帝即位二十七年二十八年之連役其源起于朝鮮國事終至與漢出破隣好接干戈

皇帝以九五之尊躬親爲

大元帥進 大旆於藝之廣島 王師所向盡陷其要吭將迫其國

都彼窮蹙來請和

皇帝至仁仍許之萬國環視以我爲東洋第一強國非皇帝之神算

與文武諸臣之忠勇則何以至此役也每戰皆捷故每人莫不有

勳功焉天時地利不能無變故戰死于敵九病死于瘴毒而不及

王師凱旋之期者亦頗有之願凱旋者之與戰死病死者其幸不幸



固有逕庭然其忠勇勳功豈復容軒輕於其間哉是以大旆凱旋之後褒賞弔慰之典各々得其宜 天恩光被無復遺漏也然而若

我播之加西郡則又欲於其一郡中更舉從軍者表章之典蓋其從軍者有屬第四師團者有屬近衛師團者有屬海軍諸艦者以故半壞之應援遼東之奮戰又其守衛或黃海威海衛之激戰澎湖臺灣之雄關其忠勇勳功必有可觀者而其凱旋者之當慶戰死病死者之當弔慰合算之則一郡二百五十人有志者相謀欲不復問其凱旋戰死病死之別爲之建設一大碑石傳之於不朽而慶之弔慰之也嗚呼此從軍者公則已蒙

皇帝大元帥之恩寵私則又受一郡有志之表章公私優遇其榮極矣果然則將來郡民凡入兵籍者亦皆將有所觀感興起以待國家緩急之命焉豈不亦一大美舉乎乃銘曰

赫々王師 迫彼燕京 彼服我容 我仁愈明

播州加西 從軍精兵 一片豐碑 千古留名

明治二十九年八月

龜山雲平謹撰

寺西易堂謹書

石商 大阪新川

太田傳吉

### 忠魂碑

前項從軍記念碑の外、郡内に數基の忠魂碑がある。毎年彼

岸の中日や戦病死命日等に村の有志者小學校兒童遺族等が参拜して香華を手向けてゐる。



## 社寺及教會

(宗教)



## 神社

本郡の神社は、縣社一、郷社六、村社五十一、無格社百餘、雜社また多數である。が本誌には公認されてない神社は省いた。

延喜式に記された播磨賀茂郡八座の中の崇健、石部、住吉乎疑原の四神社は即ち本郡にある神社で、たい崇健神社の號だけが今なくなつて居る。

本郡は太古主に出雲系の神に開發されたものらしく、播磨風土記の賀茂郡の條を見てもそれを察知し得られる。従つて出雲系の神を祀つた神社が多い。また、品太天皇(應神天皇)が本郡御巡幸の事が播磨風土記にあり、郡内至る所に應神天皇を祀つて居る。

郡内諸神社の由緒等については正確と認むべき記録が殆どない。中には、僧侶等の記した神佛混合の如何はしいものもある。しかもそれらが正しいものゝやうに諸書に記されて居るため疑惑を生ずるものが多い。然しこれは止むを得ないことで、更に確實な證を得るまでは現存の記録によるより致し方がなかつた。

## 縣社住吉神社

北條町北條字垣ノ内千三百十五番地

### 祭神

中社殿 底筒之男命 神功皇后  
東社殿 中筒之男命 大歳神  
西社殿 表筒之男命 應神天皇 仲哀天皇 神功皇后

東社殿の大歳神は北條町黒駒に鎮座ありし村社大歳神社を明治四十二年七月合祀し、西社殿の應神天皇、仲哀天皇、神功皇后は富田村四上野に鎮座ありし無格社八幡神社を明治四十二年九月合祀したのである。

祭日 四月二日、三日(明治維新以前は三月二日、三日)  
由緒は當神社の舊記、元當神社神宮寺酒見寺縁起、峰相記神社叢録、播磨國神名帳、播陽事始經歴考等に記してあるがどれも略同様である。多分、どれも當神社の舊記に據つて記したものだらう。その大要左の通りである。

義老元年、老翁老媪の神が五王子を伴ふて當國に来て上鴨西條鎌倉峰に坐した。それに隨從して居た佐保神は私意を挟み「此峰は宜しくない」と云つて三重北條に誘引し、鴨坂北谷石上に息ふて在す隙を窺ひ神寶(或は妻とも云ふ)を盗みとり川東に遁逃した。翁神は直に第四、第五の二王子をして



佐保神を追はしめたが、その二王子は「川の水が漲つて居て川東に渡ることができない」と云つて空手で歸つて来た。翁神大に怒つて二王子を勘當し遂つてしまつた。そして三王子のみを伴つて三重北條に來た。その時、この地に門田六町歩を有する山酒人と云ふのがあつた。それが田に稻を植る日に突然門内に楓の太木が生じ、その樹の下に白髪の翁嬪と三人の貴人が立つて居て、酒人に「我等五人を泊めて貰ひたい」と云つた。酒人は不思議に思つたが、その五人が凡人でないを知つて家に招じ饗應した上「何地から來たまひしか」と問ふた。翁神は「攝津住吉からだ」



住吉神社

と答へた。酒人は更に「然らば一端を現はしたまへ、齋ぎ祀りませう」と云つた。翁神は笑つてうなづいたが其夜、一夜の間に六町歩の門田が悉く平地と變じ稻苗が大松（楓としたものもある）に化してしまつた。酒人は大に驚いて郷邑の衆庶と詢り養老元年（峰相記、神社略記等には養老六年とある）四月卯日その松の林の中に神殿を造り祀り、酒見大明神と號け奉り、長く國家の鎮守と崇めた。社體は本宮の風儀に準據し、山酒人の子孫代々がその神主たることに定めた。神驗顯著である云々

北條町は今に菅苗打を忌む。それは右の「稻が松に化した」と云ふのに緣由するものだと思へて居る。

右由緒記にある通り常神社は以前「酒見神社」と稱し、播磨國第三の宮であつた。それを明治維新の際今の「住吉神社」と改稱したのである。この「酒見神社」の名は延喜式に記されてないが、サカミ、サカヒ、音相通じるから延喜式に「坂合神社」とあるのが常神社の事だと云つて居る。即ちサカミがサカイとなりサカアヒと記されたものと云ふ。

この酒見神社について大日本地名辭書には「酒見神社、今北條町の三ノ宮住吉神社是なり、其供僧を酒見守と稱し、近世は六十石の寺領を有したり、一説に酒見神を延喜式住吉祠に充つ、新抄格勅符に大同元年酒見神々封三戸と見え、山直氏の祭りし舊祠と想はるれど、酒見と名づくる所以を詳にせず、

峰相記に三宮酒見神は、山氏を神王と爲すと云ひ、風土記に景行帝の時、賀茂郡山直等の祖、息長命一名伊志治の奉仕したる由を録す」とし又「按に此祠は延暦八年職判住吉大社解狀に、賀茂郡住吉酒見社三前戸三畑とあるにあたり、住吉の別宮たること了然とす。而て其酒見と云ふは此に住める酒見氏、之を祭りしに由る歟」と記して居る。

右の息長命、一名伊志治は「大中伊志治」とも云ひ、出雲臣比須良比賣を妻とし、賀毛郡の山直の祖となつた人で「大中」はオホキナカで、息長と同語であると云ふ。その息長命を祖とした山氏が常神社を創祀し山氏の子孫代々が常神社の神主であつたことは常神社の古記録にも見えて居る。その山氏が何によつて常神社を「酒見」と號けたか、地名辭書にも「酒見と名づくる所以を詳にせず」とある通り、今猶確には知るを得ないが、數年前民家より發見した「住吉大明神御影向緣起」(享德三年甲戌の奥書がある)には「昔養老年中之頃住吉大明神親子七人當國入御給一人老翁形五人王子一人皇女也」云々とあつて「酒見大明神申々皇女御事也老翁申々御父住吉大明神御事也」と説明して居る。これによると、住吉明神の皇女が酒見明神でその「酒見」を神社號にしたやうになつて居る。

だが、住吉明神に皇女酒見明神があつたかどうか(允恭帝には酒見皇女があつたが)右御影向緣起にある通り若し酒見

明神があつたとしたら、その酒見明神と御父住吉明神とを合せ祀り、最初「住吉酒見神社」と稱したのではなからうか。養老年間から間のない延暦八年職判住吉大社解狀に「住吉酒見社」と見えて居る。

常神社を初の「住吉酒見神社」と稱したとすれば、延喜式に載せられた賀茂郡八座の中の「住吉神社」が常神社のことであつて「坂合神社」とあるそれは常神社のことではなからうと思はれる。祭神から見ても、住吉神社と記されるのが當つて居る。

延喜式にある坂合神社は今の加東郡社の佐保神社がそれであると云ひ、佐保神社は初め「境の神」と稱し、その境を二字に改め「坂合」と書いた。それが後に「佐加穂」となり更に「佐保」となつたと云つて居る。その佐保神社は垂仁天皇二十三年の創祀であると傳へてあり、鎌倉峰から御遷座あつたものだと云ふ。が播磨史談會長矢内氏は、佐保神は神功皇后三韓御親征還軍の頃の鎮座であらうと云つて居る。

その佐保神は常住吉神の從神で、ともに鎌倉峰即ち今の加西郡多加野村河内の普光寺山に降られた神であることが常神社記にも佐保神社記にも他の書にも明記されてある。また、常住吉神と佐保神とは御同體であると傳へて居る書もある。これらによつて常神社と佐保神社とは深い關係のあることが知り得られる。



その佐保神社の創祀が神功皇后の時代、或は垂仁帝の御代だとすると、當神社の創祀も養老年間ではなく、それよりもずっと以前ではなからうか。

佐保神社を見るに『謨檢舊記播磨國加茂郡由羅野加原境濃神社者往古同國同郡加麻久羅我嶽爾鎮座須(中略)養老六年壬戌正月三日夜由羅野丘者宿阿部野三耶太夫蒙神託』云々とあつて、養老六年に由羅野に遷座あつたことに記して居るが、然し、佐保社勸進帳には『播磨賀西郡鎌倉峰申處天降給經二千年其後垂仁天皇二十三年甲寅卯月日同賀東郡福田六ヶ之郷内此由羅野令成御影向』云々として、やはり垂仁帝の御代にその地に御鎮座あつたことにして居る。その他の各書、佐保神社は垂仁帝の御代の創建としたものと、養老年間の創祀としたものと、二様になつて居るが、佐保神が鎌倉峰から由羅野へ遷られたことは一致して居る。

即ち當住吉神と佐保神とは共に鎌倉峰に下られそれから住吉神は當北條に、佐保神は加東郡へ遷られたことは間違ひないと思つてよからう。

その佐保神社の創建が養老年間であるとなれば、當住吉神社の創建も由緒記其他にある通り同じ養老年間であらうと思へるが、佐保神社の創建が前記の通り神功皇后の御時、或は垂仁帝の御代だとすると、當住吉神社の創祀を養老年間だとしてあまりに年代に隔りがあり過ぎると思ふ。

(針間國造はその祖神稻背入彦命をその居住地附近の白國に祀り、明石國造はその祖神海神を垂水に祀つて居ると云ふ。)

### 七、吉田東伍博士が「當酒見神社は山直氏の祀つた舊祠と想ふ」と云つて居ること。

等を考へ合して見る必要があらうと思ふのである。若し、當住吉神社は針間國造の祖先を祀つたもの、或は、山直氏の祀つた舊祠であるとすれば、養老年間よりもずっと以前からあつた神社であらうと思ふ。そして、神社號も、最初は「サカヒ神社」であつて、後、養老年間に「住吉酒見社」と改められたのではなからうかと考へられる。さう考へるには左の理由がある。

『酒見』と云ふ語は、應神帝の御代韓國から來た者に酒を造る才があつたので、それに酒を造らしめ「酒看都子」と號せしめられた、その酒看都を後に「酒見」と訛つたのだらうと吉田博士が云つて居る。さうすると酒見の語は應神帝からずっと後の語とせねばならぬ。若し當住吉神社の創祀が佐保神社の如く神功皇后の御時或はその以前であつたとしたら、創祀當時は「酒見」とは云つて居なかつたであらう。

次には北條坂合町に在る「坂合神社」のことであるが、この小祠について佐保神社記に、

一説同郡須布北條今云酒見北條寺内村坂合神社有是則式内神仁且坐也云々考爾小部野三耶太夫妾腹乃男子有里寺内村隱士

尤も當住吉神社は佐保神の勸めによつて、鎌倉峰から北條へ遷られる途中、鴨坂北谷石上に息はれたことが由緒記にあり、今の北條町栗田の權現山がその舊趾なりと云ひ其處に昔神社があつたとも云ひ傳へてあるから、鎌倉峰から一たん權現山に遷られ鎮座あつて、それから幾百年を経て後の養老年間に現地に遷られたものかも知れないが、何れの書にも「鴨坂から御遷座」のことは記してない。

由緒記によると、佐保神亦鎌倉峰から直に由羅野に遷られたのではなく、當住吉神と共に「一たん鴨坂まで來て」息ふて在す隙を窺ひ御裏を盗み川東に行かれたことになつて居る。そして、當住吉神現地に鎮座の時、一夜に忽然松の大樹が生えたと云ふ神話(前記參照)と、佐保神が由羅野に鎮座の時亦松が一夜の間に多數生えたと云ふ説と、相一致して居る。そこで、

- 一、住吉神と佐保神とは御同體であるとした説。
- 二、佐保神は住吉神の從事であるとしを説。
- 三、住吉、佐保、兩神鎮座の時の奇瑞の一致。
- 四、佐保神を初め「サカヒ」或は「サカフ」の神と稱した事。
- 五、坂合神社と稱する小祠が今も北條町にあること。
- 六、一説に當加西郡は針間國造の居した地であるから、その國造の祖神豊城入彦命をサガミ(相摸或は酒見)神社として祀つたとある事。

岸田某爲養子家名相續す即號岸田萬之助後被犯難病則當社平構之内爾勸請志互以天奉祀故宿願成就遁危病其後無繼而岸田家絶故今其跡寺内村仁有坂合神社與號者也

と記してあるが、この小祠坂合神社のある處は昔酒見神社の境内であつた(今は境外となり坂合町と稱して居る)こと、を寺内村と稱したのはさう古いことではなく徳川時代のことである。その寺内村に住した岸田萬之助が佐保神を勸請したのなら、神社號を「佐保」として居たであらう。想ふに當町のこの坂合神社は、山直氏の祀つた舊祠の趾を後世に證するための小祠ではなからうか。今の坂合神社は人家の裏手にあり極めて貧弱な小祠であるが、現在のその小祠は今までに改築もされたであらうしまた人家の改築や其他のため位置も昔とは多少變つたかも知れないが、往時社殿を他に新築して遷し祀つた際、その舊祠のあつた處に小祠を置き、それを舊神社號のまゝで祀つて、その神社の舊趾なることを知らしめ、新に造つた社殿の方の神社號を改稱した例は往々にある。或は、當住吉神社は初め今の坂合神社のある處に在つて、その當時は「坂合神社」と稱して居たのを、山酒人が現地(由緒記に謂ふ松の林の中)に新に社殿を造り遷し祀つて、その新神社を「住吉酒見神社」と改稱したのではなからうか。そして、その遷座のことを創祀と誤り傳へたのではなからうか。それから猶考へ合さねばならぬ事は、當住吉神社は加毛國



造の祖神を祀つたものだとの説と、佐保神社亦、加毛國造の祖神を祀つたとの説と、相一致し、代々の山氏が當住吉神社の神主であつたこと、佐保神社々傳に『山氏當社（佐保神社の事）の祭祀を司どり累代社家となる中古當社の社人株と云ひしは此一族を呼びし稱なり。』云々とあつて、佐保神社もやはり代々の山氏が祭祀を司どつて居たことである。これらによると、當住吉神社と佐保神社と「御同體」と云ふのが當つて居るやうに思へる。

何しろ當神社の舊記は悉く災火に焼かれ、今存して居る由緒記などは後に高野山の僧が記したものであるから、實際の創祀の事等確と知るを得ないが（佐保神社も天文十六年回祿の災に罹つた）若しも、當住吉神社が最初「サカヒの神」と稱して居たものであつたら、當神と御同體又は從神と云はれて居る佐保神が由羅野に遷座の當時「サカヒの神」と稱されたことも、一夜に松が生えたと云ふ奇瑞の一致も、首肯し得られないことはない。従つて、佐保神社の創祀が神功皇后の御代以前とすれば當住吉神社の創祀年代も、養老年間ではなく、すつと古いことだらうと想像し得られる。

また、當住吉神が鎌倉峰から當地に遷られる際、一時、北條町小谷に假殿を造り在したとの説もあり、それに絡んだ地名を存して居るとも云ふが、由緒記其他には何等そのことが記してない。兎に角、當神社の創祀、初めの神社號等、につ

いては、猶よく考究すべきであらう。

その創祀がいつであつたにしても、當神社は養老年間から『酒見』の神社號があつたことは云ふまでもなく、天平十七年に僧行基が當神社に參詣し、其神歌に感じ、朝廷に奏して酒見の寺を創建した事があり、その時分既に朝廷に於ても當神を厚く尊崇されて居たことが察知し得られる。

それからあまり間の無い大同元年に、神封三戸を充てられ、また、一條天皇の御宇正一位を奉られてある。それから後の長暦元年（神主山光時の時）神殿焼失したので後再建し、長久、承保、永久、の各年間に國司等より寄進して田園四十餘町歩に達して居た。

崇徳天皇の御宇、腰刀を獻せられ、年貢を絶せられなかつたことが永萬記に記されてあるが、天皇より奉獻の腰刀は今存して居ない。多分災火の際失くなつたのであらう。

近衛天皇の仁平三年七月、大旱であつたので勅命によつて當神社に雨を祈り靈顯あつたので爾後毎年勅使參向あるに至つた。

今も社殿の前廣庭の中央に周圍約二十間、高さ約五尺の饅頭形の小丘があり「勅使塚」と稱して居る。往時毎年勅使が立たれた記念塚であると云ふ。今はその頂上で神事「鶏合せ」を行ふ。

仁平三年の祈雨については酒見寺縁起に「近衛院御宇仁平

中天下大旱因勅囑當國六箇寺僧侶於當社轉大般若經來收卷膏雨濛沓天下賴其賜遠近歎服自爾而後每年有般若會

遂爲恒例此會稱郡國于今無怠慢」となり、又、増位山隨願寺記に「近衛天皇仁平三年勅六大寺（増位、法華、蓬萊、八德、書寫、妙德）僧衆於酒見明神社讀大般若經問答法義祈五穀成就民家繁榮爲絕物賜加茂縣貢物勅使藏人頭從四位下藤原朝臣康信捧幣」とあり峯相記には「長寛二年甲申朔日大般若經讀誦次五問一答論議講有之當國六箇寺（書寫、増位、八德、妙德、法華、蓬萊諸山）碩學二十人講師巡年之役而寺々義勢選其器用隨一碩學無雙之重事也今不絶」とある。峯相記の記する所と他の二書と年代其他多少の相違はあるが毎年大般若經を誦したこと、勅使參向のあつたこと等明である。しかし、勅使參向は南北朝の戦亂當時から絶えたらしく、たゞ六箇寺の勤行だけは明治維新前まで繼續し（いつ頃かその勤行を六月一日に更めて居た）一切の費用は勤行の僧侶が支辨して居た。

平治元年正月四日又もや災に罹り第十七代の神主山貞久（或は貞文）が二條帝の勅を蒙つて直に舊に復した。

當時神社の境界は東は古講堂、西は小藪、南は菴下川、北は江ノ木辻で凡四丁四方であつた。

建武二年乙亥、三殿とも改築したが、それは兵火に罹つて後また新殿を造つたがまたしても兵火に遭ひ數回もそれを繰

り返したために、一時は社殿も名ばかりのものになつてしまつたやうである。

所が、慶長五年池田輝政が播磨を領し、姫路城主となつて後、當神社の荒れて居ることや祀典の寂れて居ることなどを聞き、これを復興すため年々米三十石を寄進することに定めた。（これを天正年間のこととするものあれど、輝政は天正年間まだ姫路の城主にはなつて居らぬ）これによつて祀典漸くまた興るに至つた。

その後、本多美濃守が元和三年姫路城主になつてから、年々、米六十石を寄進した。

それから慶安元年將軍徳川家光が神宮寺に六十石の地を捧ぐる朱印、山林竹木諸役免除の事を沙汰し、次いで徳川家綱は寛文五年に、徳川綱吉は貞亨二年に、何れも同じ沙汰をした。そしてそれは明治維新まで存続された。が、維新の際上地返還した。

嘉永三年庚戌社殿腐朽せしを以て改築に着手し同四年辛亥竣工した、これが現今の三本殿である。

明治六年十一月郷社と定められたがその公文書左の通りである。

住吉神社 西寺内村鎮座

第五大區第六小區郷社被定候事

明治六年十一月



明治十四年二月二十六日改めて縣社に列せられた、その文書左の通り

播磨國加西郡北條町鎮座

郷社 住吉神社

自今縣社格加列候事

明治十四年二月二十六日

兵庫縣令 森 岡 昌 純

明治三十九年十二月三殿とも屋根葺替に着手し同四十年三月末竣工した。此時内陣を修繕し裝飾品を新調した。

明治四十二年一月八日會計法適用指定、同四十四年三月二十四日神饌幣帛料供進指定があつた。

大正五年三月幣殿、東西神門、瑞垣、神輿庫等を新築し、拜殿を改修し、玉垣其他を新造改造し境内の風致を全く更めた。

神式及慣例 當神社の例祭は昔から「酒見北條の鶏合せ」と云つてその式の壯嚴と珍奇とを以て遠くまで知られて居るものである。

一、御 旅 例祭神輿の渡御を云ふのである。口碑の傳ふる所では、昔は神輿が出御ある以前「七度半の使」と稱して、神社から黒駒村へ七度の使者を出し、八度目の使者が當神社と黒駒村との中央（現今も松樹のあるあたり）へ至つた頃、神輿の出御があつた。その七度半の使者の式が了らないうちは、決して神輿の動座がなかつたもの

代、町村長等で、途中樂を奏して行宮所に着御（此の間七回往返ある慣例だが今は三回にとどめて居る）神輿が行宮所に鎮まると神輿を献供し行宮祭を奉仕する。當夜はそこに御止泊になるので警衛の爲神輿昇當番の部落の者が行宮所で徹夜する。當夜この行宮所に参拜する者が多く、氏子其他敬神家から神酒、供物等を献するものが多い。

二、還 御 四月三日午前十時行宮所出御の祭典を奉仕する。畢つてから神輿の前で西に屬する龍王舞（三ノ項参照）を奏す。續いて東に屬する龍王舞を奏してそれから出御になる。前日と同じ行列で一たん本社鳥居前まで還御になつて、更に北條町内の大路を巡幸あり、夕方本社へ着御となるのである。然し、直に本殿には入られず先づ社殿の前の勅使塚頂上に神輿を奉安し、その前で龍王舞を奏して後、拜殿に入御になる。それからまた社殿の前で龍王舞を奏す。これで龍王舞は東西とも各三回宛になるのである。

神輿御になると更に献する。そして別に『御手供』と稱へて、小鏡餅に尺餘の幣串を立てたのを掛形の箱に入れ、それを十二重ね一個の臺に載せたのを東西各一臺宛と「百膳」と稱へて小片木に赤蒸飯を盛つたのを百餘りづゝ一つの臺に載せたのを東西各一臺づゝとを、前後二回に奥丁の主だつたもの數名宛に昇せ、神職及び氏子總代等がその周圍を警固し社務所から社殿に運び、奏樂裡に供獻する。

それに次で『鶏合せ』の式を行ふ（第四の項参照）昔はこの鶏合せの式を行ふ直前に「七度半の使」と稱し東西へ七度の使者を立て、その使者が八度目に中央の勅使塚の頂上に至つた時、鶏合せを行つ

のだと云ふが、その使者の式は中古から廢されたものと見え今は行はれて居ない。この神輿出御の際、昔は毎年三月初五日、飾磨津に出御あつて御稜あつたが、中古神東郡出原莊田原川（鈴森）で御稜ある事に改められ、後また、當神社を南へ一里ばかり隔つた鎮岩（常滑とした書もある）へ出御々稜あつた由を峯相記などに傳へて居る。鎮岩に出御々稜のあつた當時、祝谷と稱する處で神遊あつたとも云ひ、また、車谷、或は車坂と稱する地に御車石があるそれは神輿渡御のあつた爲だと傳へて居るのがあるがそれは附會の説であらう。現今の御稜は僅に形式のみで、本社社から一丁ばかり隔つた御手洗川で神輿にその川水を注ぐだけになつて居る。しかし神輿を昇ぐ駕輿丁は今猶昔の式を因襲し四月二日、例祭の早朝、昔御稜あつたその鎮岩に行き水垢離とつて身體を清める（そこを俗に「ツツ」と稱して居る。平常清水が湧出して居てその水溜りには水底から水玉があがつて居る。極めて少量の瓦斯が出るのかも知れない。その水溜の傍に石畳にした縦一丈、横七尺程の堀があり數段の石階段があつてある。輿丁等はそこで體を淨めるのである。當日鎮岩村ではその堀及び附近を清淨にし、堀には注連を張り廻らして居る）

渡御の順序は四月二日午前十時供進使參向あり、祭典奉仕の後、午後一時に更に出御の式を奉仕する。神輿出御あつて御稜を了り、それから行宮所（北條南町大歲神社拜殿）へ向ふのであるが、その行列は日月御旗四流、弓箭十四張、毛槍十六筋、三種神器を懸けた根掘神一對、金幣四本（携帶供奉者は何れも紋服袴）伶人七名、齋主、祭官、唐櫃（白丁二人）東神輿、警護人、東に屬する各町村の奉納屋臺、西神輿、警護人、西に屬する各町村の奉納屋臺、氏子總

たと云ふが、中古以來その使者の儀は廢されて居る。

鶏合せの式をはると、還御の祭典を奉仕し參列の町村長、區長氏子總代、警固人、駕輿丁、神役に至るまで悉く東西の兩拜殿に整列し、神酒百膳の蒸飯を戴く、これを「直會」の式と云ふ。この直會の式を以て例祭は終了するのである。

因に、この百膳の蒸飯を腹痛、頭痛、齒痛等の時戴き服すると、直に治癒すると云ひ傳へ干飯にして保存するものが多い。

三、龍王舞 俗に「ジョマヒ」と云つて居る。この舞は伊邪那岐命、伊邪那美命の二神が天浮橋に立たせたまひ天沼矛をもつて蒼海を探られし古事を摸したのでと言ひ、又、猿田彦命が惡魔ばらひせられたに擬したのでと云ふが、舞の動作は前者に當つて居る。舞ふものは一人で、鼻の高い赤の面（俗に云ふ天狗の面）を被り、鶏の形の紙兜を着て、茶色の麻の筒袖衣服に赤色の丸袴の太い袴をかけ、茶色の踏込みに同じ色の手甲、手袋を着け、草鞋を履いて居る。そして長さ六尺の黒塗の柄の太い矛を持つ。それが締め太鼓と横笛とで囃され舞ふ（歌詞はない）舞も囃しも單調で、同じ事を繰り返すのであるが、初めは矛を持つて舞ひ、後には矛を捨て空手で舞ふ。舞が順次急調になつて、手振りがせわしくなつた時、獅子頭を持つて出る。それで舞は終るのである。この舞には舞臺がない。神庭で行ふのである。その場所には神輿供奉に用ゐる毛槍を以て矢來の如く圓形に組み、その中で舞ふ。

四、鶏合せ この式は禁裡の鬮鶏式にならふたものらしい。當神社でこの式を始めたのは鳥羽天皇の保安三年からだと云ふ。式場は本社殿前の勅使塚の上と定まつて居る。式は、氏子の内の東部である



横尾村から執行人一人が一羽の牡鶏を持つて東側から式場に出る。同時に、やはり氏子の西部である西上野村から執行人一人が牡鶏一羽を持ち、西側から式場に出る。そして双方嚴肅な式禮があつて後東西の執行人が兩手で鶏が向ひ合ふやうに高くさし上げ近寄せる。鶏は蹴合ひしようとして首毛を逆立て睨み合ふ。そのまゝの態を崩さない方を勝とし、態を先に崩した方を負とするのである。式はそれだけのことである。この式には明治維新前までは黒駒村から執行人が穿く服を菅で作つて出し、また、同村から十数人の警護が出てそれが各椋棒を持ち二列となつて執行人が鶏を抱いて式場の上るまでの道分をするのが例であつたが今は廢されて居る。

五、駕輿丁 神輿を昇ぐものを駕輿丁と云ふ。駕輿丁は「本駕輿丁」と「添駕輿丁」とある。そして東、西の二組に別れて居り、東の駕輿丁は必ず東の神輿を、西の駕輿丁は必ず西の神輿を昇ぐ。東西の駕輿丁が混合したり、西の神輿を東の駕輿丁が昇ぐ等は決してない。本駕輿丁は神輿の飾りの取り外し進退其の他を司るもので、その服装は茶色の麻の狩衣に上羽蝶の大紋つけたるを着、紙製の鶏形の兜を被る。これが東西の神輿に二人宛、都合四人ある。この本駕輿丁が上羽蝶の狩衣を被るのは、往時姫路城主池田三左衛門が當神社の祭禮毎に重臣四名を派しそれに池田家の定紋上羽蝶を染め出したる裝束を着せしめ神輿を昇がした、その慣例によるものと云ふ。そしてこの本駕輿丁にあたる者は舊市場、寺内の兩村、即ち現今の北條區の者のみに限るので同じ氏子であつても、北條區以外の者はこれに出る事を慣例上許されない。添駕輿丁は本駕輿丁の指揮に従つて神輿を昇ぐので、これは東西の氏子から三十二人宛都合六十四人

出ることに制限されて居る。即ち一つの神輿には本駕輿丁が二人、添駕輿丁が三十二人、都合三十四人かゝる事と定められて居る。添駕輿丁の服装は、東に屬するものは丸に二つ引きの紋を背に白く染めぬいた淺黄色の木綿袴、西に屬するものは背に三つ巴の紋を白く染めぬいた同じ色の袴袴を何れも着、鶏形の紙製兜を被る。この裝束を着なければ絶體輿に觸れることを許されない。

右に記した氏子の東の組と云ふのは、北條區の中の舊市場、横尾栗出、占阪、東高室、西高室、東南の七大字で、西に屬するものは北條區の中の舊寺内、小谷、富田村市、西上野、谷の五大字である。この大字のものが毎年輪番で神輿を昇ぎに出る定めである。

六、警護 これは神輿の渡御、還御の御途中を警護するもので服装に定めなく、各自の任意であるが、必ず通常の禮裝をして出る。そして、長さ三尺程の青竹を必ず持つ。

尙、神事の一つとして、氏子小谷村から毎年例祭に『獅子舞』を奉納したが、これは數年前から廢されて居る。

傳説 (一) 當神社を眞南に五丁ばかり距つた處の田地(北條字島居元二百九十九番地)二畝二十五歩の中に、大鳥居の礎石がある。これは當社記附圖に第二鳥居とあるそれであらうが、その左右の間隔は二丈二尺ほどで、まはり五尺三寸の石が地面から二尺ばかり出つて居る。昔こゝにあつた大鳥居が、一夜の間に飾磨沖へ飛んでしまつたのか、それについての話しはのこつて居ない。

(二) 當神社境内には多數の老松があるがその中に一千年以上を経たと思へる松が數本ある。その最古いのは幹のまはり一丈三尺餘あり、それを『夜苗松』と稱して居る。これは山酒人が挿秧の際一夜

稲苗を投棄して置いてそれを翌朝見ると松に化して居つた。それで『夜苗松』と稱し今猶あるのだと云ひ傳へて居る。

(三) また當神社の祭日(四月二日、三日)に鶏または鶏卵を食して境内に入ると必ず負傷するとの云ひ傳へがある。それは何の故だかわからないが、神式『鶏合せ』に鶏を使ふからだとも云ひ、昔は鶏合せに使ふ鶏を境内に飼育し、その鶏に與へる餌を作る田を『鶏田』と云つたとも云ひ、兎に角そんな事からして鶏を『神の使』とし、食つてはならぬと云ひ傳へたらしく、今でも神事に立ち會ふものは一週前から鶏肉や鶏卵を食せず、氏子のすべてが祭日には決して鶏肉鶏卵を食へないことになつて居る。

當神社の境内は現今一千六百六十二坪である。内一千五百八坪は舊來の神地で、百五十四坪は社殿背後の森林を明治三十七年神地に編入したので、全部官有地である。

當神社を詠じた歌

かけまくも酒見の神の藤の花松の梢にうつやしら浪(今昔集)  
酒合にゐます神かきしるしあらはなどは民の仰かざる(古所集)

一神戶二には荒田よ三酒見四には白國四所の神(神社歌集加補)  
境内には左の諸神社がある。

- 白髭神社(祭神猿田彦神) 一王子神社(祭神底津綿津見神) 二王子神社(祭神中津綿津見神) 三王子神社(祭神表津綿津見神)
- 直毘神社(祭神直毘神) 栗島神社(祭神少彦名神) 稻荷神社(祭神稻倉魂神)

大歳神社

北條町北條字南町(無格社)

祭神 大歳神 事代主命

祭日 大歳神のみの祭日とは無い。住吉神社の祭日四月二日三日を以て祭日として居る。事代主命の祭日は毎年陰曆正月九日十日で、戎祭と云ふ。

勸請の年月、由緒等不明である。事代主命は境内に別に社殿があつたのを大正四年十二月十二日合祀したのである。戎祭は陰曆正月九日の夜福投をなし同日福引を行ふ。北條町年中行事の主なるものゝ一である。境内は三百六十七坪

磯部神社

(無格社) 北條町北條字江ノ木

祭神 四王子命 五王子命

祭日 四月二日三日

勸請の年月は不詳である。由緒については、縣社住吉神社記録に「住吉神社に五柱の王子あり、共にこの地に來られしが、四王子五王子の二柱は故あつて殊更に境外に祀る」との意味が記してある。即ち住吉神社の傳説に謂ふ所の、佐保神を追ふて得ず歸つて勘氣を蒙りし二王子を祀つたものらしい酒見寺記には「驅逐する所の三神子、その一は在田磯部の祠、二神今本殿北に別齋す」とある。

社殿はいつてきたのか知らぬが安政三年風雨の爲破壊された



のを明治十五年三月改築した。と云ふことだけは判明して居る。境内の坪数は百十五坪である。

### 北條町無格社一覽

所在地	神社名	祭神	由緒
小谷	大歳神社	大歳主神	由緒不明明治四十三年河上神社(大國主)合祀
栗田	熊野神社	事解男命、伊邪那美命、速玉男命	由緒不明、明治四十三年大歳神社を合祀
横尾	八坂神社	素盞鳴命	京都より勧請とのみにて由緒等不明
古坂	大歳神社	大歳神	境内神社八坂社兼神社
東高室	大歳神社	國常立命	境内神社八坂社
西高室	大歳神社	大歳神	明治四十二年八月地神社(稻倉魂命)大將軍神社五男三女神を合祀
東南	金刀比羅社	大物主神	不明
同	稻荷社	稻倉魂命	不明
西南	大歳神社	大歳神	大正元年十月若宮神社若狭比古神社(八幡神社)應神天皇(八坂神社)素盞鳴命(稻倉魂命)八王子命を合祀
北條	神明神社	天照皇大神	不明
同	八坂神社	須佐之男命、櫛稲田姫命、八王子命	不明
同	金刀比羅社	大物主命	不明
同	稻荷社	稻倉魂命	不明
同	坂合社	坂合神	住吉神社の項参照

もその俗説のまゝを記して居る。

當神社に關する往古の記録は曼荼羅寺に藏して居たが永祿

年間(文祿とも云ふ)に兵火に罹り悉く焼失したのでたゞ口碑傳へるに過ぎない。

社殿は貞享二年十一月再建したのであつたが大正八年十月更に社殿を改築し幣殿を新築した。その社殿改築の際、左の棟札を發見した。

棟札 (表 面)  
 貞享二乙丑冬 大檀主畑村 森清大夫貞重 同吉兵衛吉也 助工 西谷 高村 窪田 總氏子中  
 奉再建梵王宮天長地久不朽阿闍梨雲軸



社 神 峰 高

### 高峰神社 (村社) 富田村畑、宇宮ノ下

祭神 國常立尊 伊邪那美尊 伊邪那美尊 天照大神

月夜見神 稚産靈神(無格社大歳神社を明治四十二年七月合祀したのである)

祭日 十月十六日十七日(明治四十二年以前は陰曆九月八日九月日であつた)

勸請の年月等不明である。口碑傳ふる所によれば、當社は延喜式に載せられた「崇健神社」であると云ふ。昔は當村の北端、神崎郡との境界山俗稱カモテ山(神路山)の頂上に祀つてあつた。その當時はどう云ふ因縁であつたか分らぬが、淡路や飾磨邊の漁業者が非常に崇拜して同地方から参拜者が絶えなかつたさうである。それを天文年間に現今の地に遷し祀つて山上の舊社殿跡には小祠を造つた。それは今猶存して居るその遷座の時から漁業者の参拜が絶え現今では畑、西谷、窪田、三村だけが氏子となつて居る(昔は吸谷も氏子であつた)さうして以前高峰にあつた神社だからと云ふので、遷座後「高峰神社」と社名を改めた。これは、當社を支配して居た高峰山曼荼羅寺が己が山號の「高峰」を取つて高峰神社と改稱したのかも知れない。何れにしても、延喜式に載せられた神社名を輕々に改めたのは社格を損するもので實に憾みである。

俗説には、本社は大寶年間に高峰より山麓の現今の地に遷座あつたので「大寶天王」と稱へ來つたと云ひ、播磨神社録に

十一月吉辰日 大工加西郡宇仁住藤原朝臣神田作衛門實正

(裏 面)

棟梁姫路住新兵衛忠次郎

三木住 左衛門 四兵衛  
 宇仁村 三太夫 六兵衛  
 三右衛門 三太夫 六兵衛  
 甚右衛門 三太夫 六兵衛  
 加工 宇仁村 三太夫 六兵衛  
 三右衛門 三太夫 六兵衛  
 甚右衛門 三太夫 六兵衛  
 彫物師 姫路茂兵衛 太郎右衛門  
 奥次兵衛

播磨鑑には「崇健神社」所在不明として居る。境内には左の神社が祀つてある。

天満宮(菅原道真公) 嚴嶋神社(市杵島姫命) 熊野神社(伊邪那美尊、事解男命、速玉男命) 住吉神社(大綿津見神) 日吉神社(大山咋命) 王子社(若一王子命) 何れも由緒不明。

境内の坪数は五千二百二十二坪

### 八幡神社 (村社) 富田村谷口字後口十六番地

祭神 (元三座であつたが現今は十三座)

應神天皇 比咩神 神功皇后

天照皇大神 (元福居村鑿座無格社神)

市杵島姫神

田神姫神 (元谷口村鑿座無格社殿)

湍津姫神



大山津見神(元福居村鎮座 無格社山ノ神社)  
 加具都智神(元福居村鎮座 無格社愛宕神社)  
 大綿津見神(元福居村鎮座 無格社住吉神社)

明治四十三年四月  
 月合祀

八衢比賣神(元福居村鎮座 無格社)  
 八衢比賣神(社塞神社)  
 久那斗神

祭日 十月十六日、十七日

勸請の年月其他由緒については不明である。たゞ社殿神扉裏面に「寛文十二壬子再建」とあるのみで他に記録を存して居ない。

例祭の式としては十月十六日に境内で氏子青年の角力を奉納し、翌十七日近郊へ神幸あり暫時御休憩中に神前で龍王舞(俗にジョマヒと云ひ北條住吉神社武の龍王舞と同じ)を奏し還御となる。

境内の諸神社は、後社(祭神大國命)稻荷神社(祭神稻倉魂命)竹内社(祭神武内宿禰)で何れも由緒不明。

境内の坪數三百八十六坪  
 氏子、富田村坂本、福居、谷口、吉野、北條町西南

富田村無格社一覽

所在地 神社名 祭神 由緒  
 八幡神社 應神天皇 不明

西谷 天神社

菅原道真  
 稚彦靈神

由緒不明明治四十二年九月  
 大歳社合祀

窪田 天満宮

菅原道真  
 稻倉魂命

由緒不明明治四十二年九月  
 稻荷社合祀

吸谷 大歳神社

大歳神  
 應神天皇

由緒不明明治四十二年七月  
 八幡神社合祀

市 大歳神社

大歳神

不明

坂元 大歳神社

大歳神

不明

福居 若宮社

天照皇大神

不明

吉野 金峯神社

金山彦命

不明

王子 神社

賀茂村四銀坂字土居山  
 伊邪那岐尊

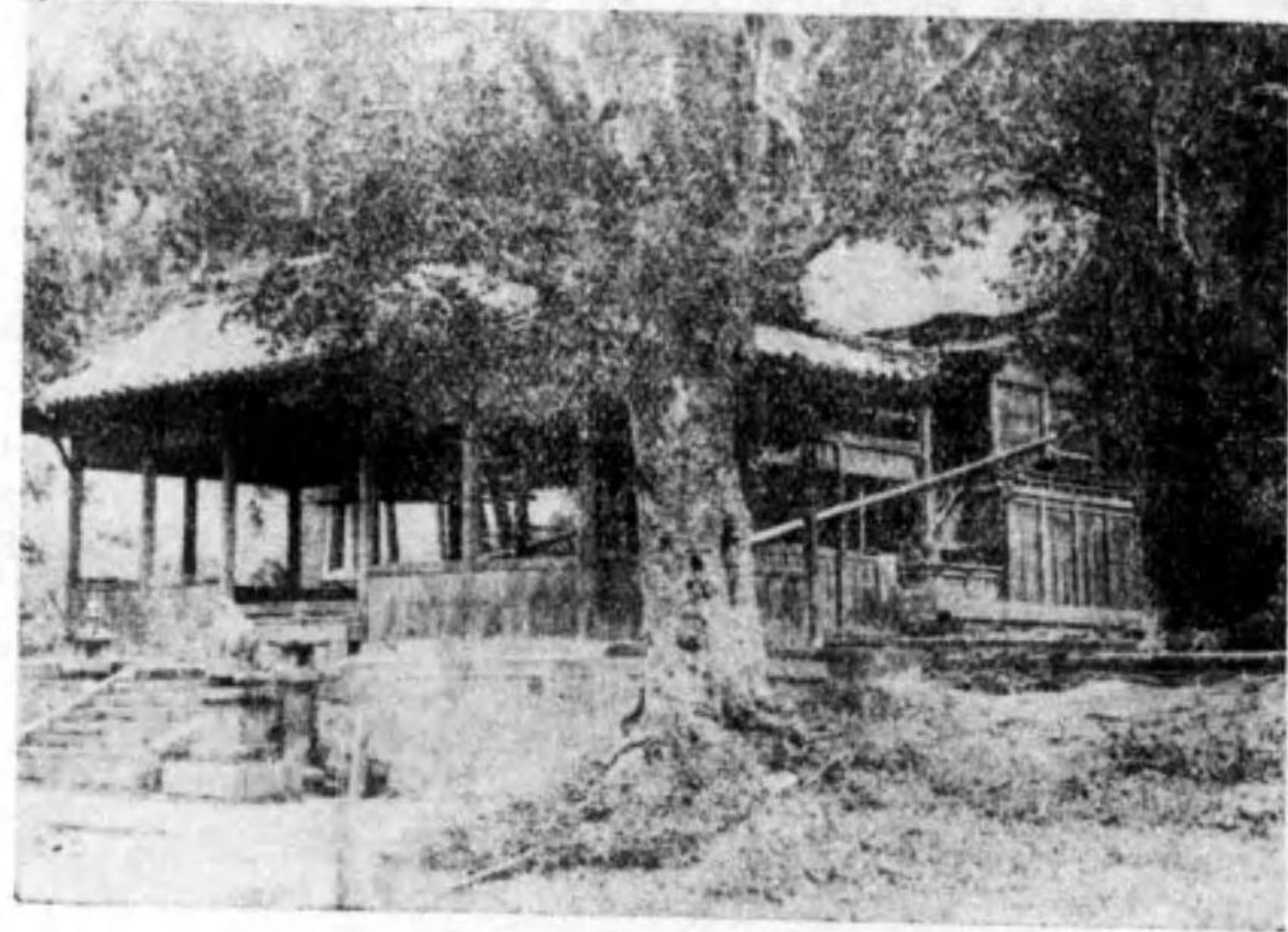
祭日 十月十七日

勸請年月由緒等知るべきものがない。口碑では當神社は劍を神體としてあつたから「劍の宮」と稱し、後「土居神社」と稱したこともあつたがいつの頃から、現今の「王子神社」と稱するに至つたと傳へて居る。劍の宮と云ふ名稱は播磨鑑にも見え「劍の宮、笠原庄の劍坂村にあり、昔劍の降りし所と云ひ傳へ里人崇ひ祭ると云ふ。又少彦名命劍を投げ玉ふ所とも云ふ。名所集録に見えたり」とある。當王子神社が果して「劍の宮」であつたかどうかは今何等の記録を有しないから確たることを知り得ない。然し、當村には他に劍の宮らしい神社が無い。やはり口碑や播磨鑑によつて當神社が「劍の宮」

であつたとするのが至當であらう。

貞和元年に流人廣正と云ふものが當神社に詣で「いく世々にためしともなれ神代よりたえず祀れるみつるぎの宮」と詠んだと云ひ、たしかに劍の宮であつたとも傳へて居る。そしてこの廣正は劍鍛冶であつたとも云ふ。

社殿は天正の頃焼失し劍も寶物もその時焼け失せた。社殿は間もなく再建し文化八年改修して更に文政八年四月新築した。現今のはそれだと云ふ。



社 神 子 王

境内には地神社 祭神猿田彦 住吉神社 祭神中筒之男神の二社がある。

里 神 社

賀茂村山下字中ノ坪  
 伊邪那岐命 伊邪那美命

祭日 十月十七日

勸請年月由緒等不明。境内には愛宕神社(祭神火産靈神)及神明神社(祭神豊玉姬命)の二社がある。氏子は山下全區

大歳 神 社

賀茂村東横田字宮ノ谷  
 伊邪那岐神 伊邪那美神

祭日 九月九日(陰曆)

由緒勸請年月不明。境内には八幡神社(祭神應神天皇)坂田神社(祭神豊玉姬命)の二社がある。氏子は東横田全區

天 満 神 社

賀茂村西横田字堂ノ下  
 菅原道真公

祭日 舊曆九月九日

由緒創祀年月等不明である。社殿は大正十年三月改築した氏子は西横田全區境内には坂田神社(祭神中筒之男神)がある。



大歳神社 (村社) 賀茂村鎮岩字コブチ

祭神 大歳神  
祭日 九月九日  
勸請年月由緒等不明  
氏は鎮岩全區

賀茂村無格社一覽

所在地	神社名	祭神	由緒
福住	稻荷神社	稻倉魂命	不明
同	大歳神社	國常立尊	不明
山下	王子神社	豊玉産神	不明
同	若宮神社	火産靈神	不明
同	八幡神社	應神天皇	不明
同	大歳神社	稚産靈神	不明
同	朝御門社	伊邪那岐神	不明
同	夕御門社	伊邪那美神	不明
同	十二神社	建巳男神、伊邪那美神、事解男神	不明
同	熊高神社	稻倉魂命	不明
西横田	八幡神社	應神天皇	不明
鎮岩	王子神社	伊邪那岐尊	不明
岸呂	天満神社	菅原道真公	不明

東長	大歳神社	國常立神	不明
西長	大歳神社	天照大神	不明
東劔坂	熊野神社	伊邪那美神	不明
同	若宮神社	稻倉魂命應神天皇	不明
同	大歳神社	國常立神	不明
同	地神社	猿田彦命	不明
西劔坂	大歳神社	稚産靈神	不明
同	八坂神社	素戔嗚命	不明
同	天満神社	菅原道真公	不明
同	藪宮神社	稻倉魂命	不明
中山	大歳神社	忍穗耳命	不明
大柳	王子神社	應神天皇	不明
段下	日吉神社	大國主命	不明

王子神社 (郷社) 下里村王子字垣内

祭神 天照皇大神(中央)素戔嗚命(右)火産靈神(左)  
祭日 四月二十三日

勸請の年月、由緒等不明であるが、播磨國神名帳所載の神社で創祀以來一千年以上を経て居ると傳へられて居る。社殿は後水尾天皇の元和五年に改築したらしく、口碑はそれを創祀の如く傳へて居る。昔は「若一王子神社」と稱したが明治元年「王子神社」と改稱した。播磨鑑には「若一王子、大權現

下里郷王子村、祭禮九月十二日、十ヶ村氏宮也、神事夜相撲あり」と記して居る。今も地方力士の相撲を神事の一として居る。

以前は九月十二日(陰曆)に祭儀行はれ宵宮には俗稱三本松今の賀茂村長)に神輿の渡御があり、御旅所で御一泊あつて翌日還行、夜相撲を必ず行ふた。また何日の頃から始まつたものか神事の一つとして「十二段の獅子舞」を今も猶行ふて居る。



王子神社

郷社と定められたのは明治六年十月で會計法適用指定となつたのは明治四十三年八月十五日であつた。

社務所は社殿と接近してあつたが更に境内に隣接した地百四坪を王子部落から寄附し其處に社務所兼神職住宅を建て移轉した。その敷地は境内編入の手續中である。

氏は以前二十四ヶ村と傳へられたが今は下里村全部(内段下を除く)と九ヶ村の田原、網引、榮、鶴野新家の各村である。

境内地及建物については檢地帳(抜書)に左の通りある。延寶五丁巳年十一月除地の分一反九畝二十歩氏神若王子宮境内地池田三左衛門檢地の時分も除地に相極候に付此度も除之

寛政戌年十年正月寺社明細書瀧野組王子村神靈十一面觀音若王子社辰巳向社地東二十六間南北二十二間御除地社殿舞殿拜殿鐘樓堂門麿御供所石鳥居石灯笼(一對)右社の儀は延寶五巳年松平日向守様御檢地帳に御除被下候併御證文無御座候云々

當神社右方に高さ丈餘の五輪の塔がある。何の塔か不明である。

日吉神社 (村社) 下里村中西字宮山

祭神 彦火瓊杵尊

祭日 十月十七日(以前は舊曆九月十七日)

勸請年月由緒等不明。近江日吉神社の御分靈であると云ふ



が、定かではない。播磨鑑其他に常神社を山王権現とし「五ヶ村の氏宮」を記してあるが、明治六年の調査に「日吉神社」として報告され、其後「山王神社」と訂正され明治三十九年更にまた「日吉神社」と稱するが正なりとて改められた。今の社殿は文化十三年五月の建築である。

氏は中西、琵琶甲、野條、尾崎、段下の五部落である。常神社の祭日に参詣すれば腹痛を起さないと云ふ傳説があり祭日には遠くから態々参拜するものがある。

笠原神社 (村社) 下里村西笠原字前垣内

祭神 忍穂耳尊 拷播千々姫

祭日 舊曆九月八日九日

勸請年月及由緒不明。明治七年村社に加列された。

若一王子神社 (村社) 下里村三口字村中

祭神 天照皇大神

祭日 舊曆九月十七日、十八日

勸請の年月及由緒不明である。正徳二年社殿を改築したことのみ知るを得るが其前後の事は記録を存して居ない。播磨鑑には「水口王子神社、観坂郷三口村、若一王子と云ふ、水口王子と云ふこと不明」として居る。が「水口」は即ち「ミクチ」である。明治六年調査の時には常神社を「速玉

男神社」とし明治十二年には「若一王子神社」として報告し時の三口村戸長佐伯慎右衛門より「速玉男神社は當村に無し」と届出て居る。然るに其後の神社明細帳にはまた「速玉男神社」と記載されて居るが目下同村では「王子神社」と稱して居る。神社名がどうして度々變つたか確たる記録がないので據り所を知るを得ない。同神社境内は六百四十六坪で境内には左の神社がある。

倭建神社(祭神倭建命)神功皇后社(祭神神功皇后)稻荷神社(祭神稻倉魂命)

王子神社 (村社) 下里村坂本字西ノカチ

祭神 天照皇大神

祭日 舊曆九月十七日、十八日

由緒勸請年月等不明である。境内には左の神社がある。

神明神社(天照皇大神)市杵鳴神社(祭神天照皇大神)

天満神社 (村社) 下里村倉谷字宮山

祭神 菅原道真 大歳神(大歳神は明治四十三年十一月同村鎮座無格社を合祀)

祭日 十月十七日

由緒及勸請年月不明。境内に左の神社がある。八幡神社(祭神應神天皇)神功皇后社(祭神神功皇后)祇園神社(祭

神素盞鳴命(愛宕神社(軻遇突知命))

下里村無格社一覽

所在地	神社名	祭神	由緒
三口	大歳神社	大己貴命	不明
坂本	大歳神社	大歳神社	不明
坂本	熊野神社	五十孟命	不明
東笠原	若一王子神社	大歳神	不明
西笠原	大歳神社	伊邪那伊邪美命	不明
尾崎	大歳神社	大歳神社	不明
大	若一王子神社	天照皇大神	不明
戸田井	大歳神社	天照皇大神	不明
王子	大歳神社	稚彦靈神	不明
琵琶甲	祇園神社	素盞鳴命	不明
同	八幡神社	應神天皇	不明
同	辨才天社	市杵嶋姫命	不明
同	大歳神社	大歳神	不明
中西	大歳神社	大己貴命	不明
兩月	大將軍神社	巖長姫神	不明
同	稻荷神社	稻倉魂神	不明
同	大歳神社	天照皇大神	不明
牛居	大歳神社	大歳神	不明

野條 大歳神社 大歳神 不明  
段下 日吉神社 大國主命 不明

乎疑原神社 (郷社) 九會村繁昌字天神

祭神

中 大國主神 少彦名神 大物主神 天照皇大神

左 底筒之男神 中筒之男神 表筒之男神

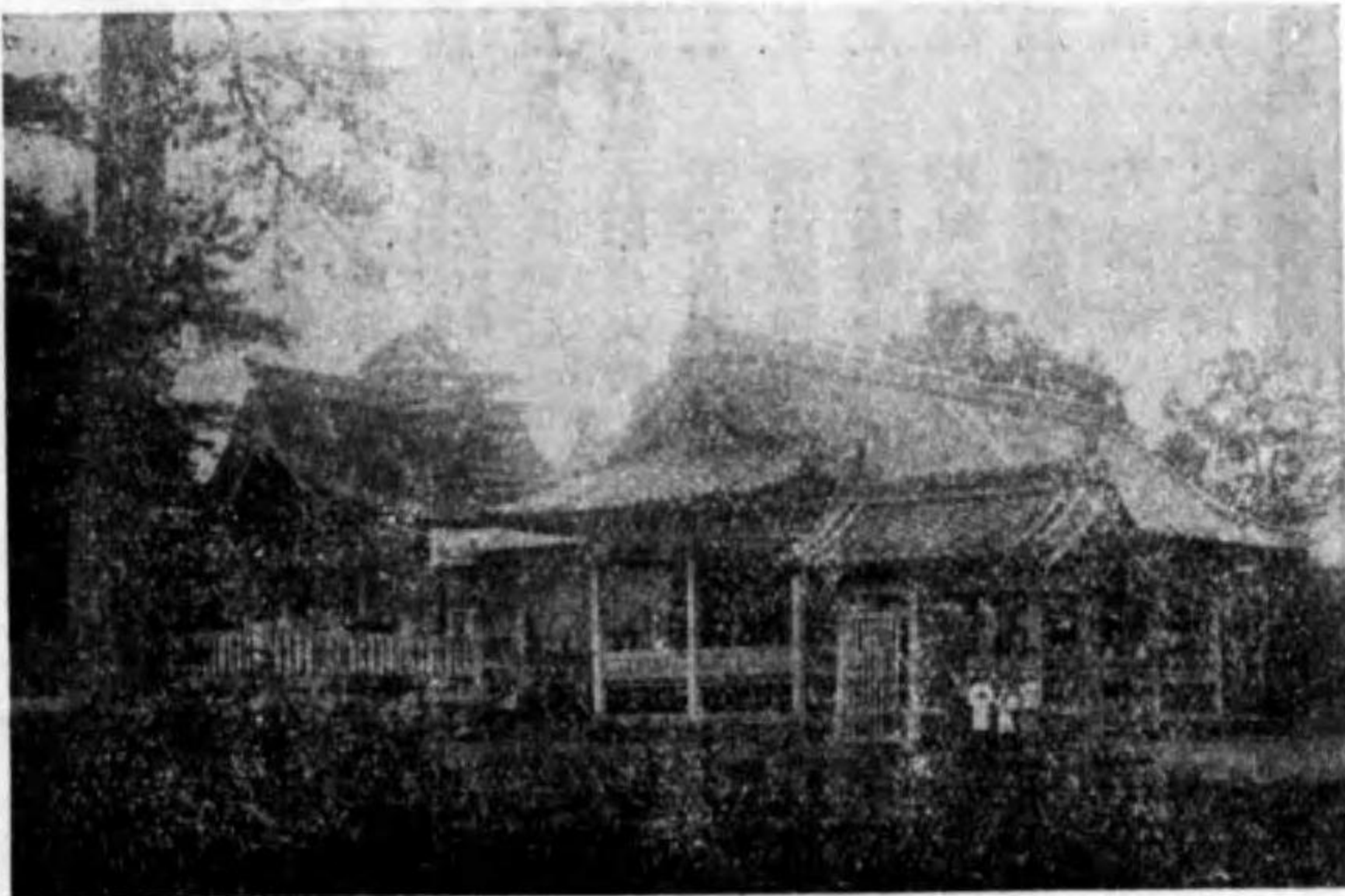
右 菅原道真公 宗像姫三柱神(明治三十五年四月同村無格社八幡神社合祀)

祭日 往時は二月廿五日 現今は三月二十五日

勸請の年月、由緒等詳細知るを得ないが、常神社は延喜式に記された加茂郡八座の中の乎疑原神社である事云ふまでもなく、創祀は一千餘年の以前であることだけは知り得られる天文年間災火に罹つて社殿をはじめ諸の建物、別當百代寺等まで、全部焼け、其の際古記録其他貴重書類悉く焼失したので、その以前の事は何等文書に傳ふる所がない。たゞ、口碑傳へるのは往古朝廷からも屢々祀願があつたと云ひ又、醍醐天皇の御宇當地百代寺の阿闍梨隆全と云ふのが菅原道真公の死後その靈を筑前大宰府に「天満大自在天神」として祀つた事を聞き、菅公の靈を當神社に配祀した。それから世人が「乎疑原神社」とは云はず「天神社」と俗稱するに至り「繁昌村の天神社」として遠近に聞こえるやうになつた。と云つて居



る。若しこの口碑の通りであるとすると、菅公のことは醍醐帝の延喜三年であり、天満大自在天神として大宰府に祀られたのは延喜五年八月であるから、隆全が菅公の靈を當神社に配祀したのは延喜六年から延長八年迄（即ち醍醐帝の御宇）の間に於ていあらうと思ふ。さうすると當「天神」は京都北野の天満天神（天曆年間創祀）より古いのである。記録文書がないから明細には分らないが延喜以後に於て國司領主等から當神社に寄附奉賽等も多くあつたやうである。當神社は往時は河合郷三十五ヶ村の惣社であつて、明治七年郷社に加列されたものである。郷社となるその當時



乎疑原神社

俗稱「天神社の稱」を舊「乎疑原神社」とするに際し豊倉村の氏子から争ひを起し一時紛糾したが乎疑原神社が正なること分明し事なく解決した。神式としての特別の行事はないが春祭りには「天神の雛市」と稱し雛人形の露店が多く出る。この時には植木市も行はれこの兩市は有名である。今の社殿の建築年月は不明だが現今の幣殿は明治十三年拜殿は明治二十四年、神具殿は明治二十四の建築である。現今の氏子は九會村繁昌、上宮木、下宮木、富合村朝妻、豊倉等である。境内には八幡神社（祭神端津姫神、田心姫神、市杵島姫神）稻荷神社（祭神猿田彦神、蒼稻魂神、天字豆賣神）神宮社（祭神仲哀天皇）三輪社（祭神大物主神）荒神社（祭神奥津姫命、奥津彦命、斬遇突馳命）若宮八幡社（祭神息長足比賣神）秋葉神社（祭神火蘭降命）大歳神社（祭神大歳神）大歳神社（祭神大歳神）の九社がある。

神功神社（村社）九會村田原字大將軍  
祭神 神功皇后 大歳神（大正三年同村無格社）  
祭日 舊曆九月八日九日  
由緒勸請年月等不明である。昔は同村の大谷（俗に大宮谷）にあつたのを今の地に移したと云ふ。延喜年間までは神宮寺

別當たりしが同寺焼失後神宮寺はなくなつた。祭日には屋臺の奉納があり、村芝居を演じたりしたが今は廢されて居る。氏は田原（一部を除く）社殿は明治十九年四月焼失したので同年八月再建した。播磨鑑に『千歳山新宮社、西河合郷田原村にあり、南若王子の宮あり』として居る。「新宮」は「神功」の事であらうと思ふ。傳説によると、田原村内藤九郎兵衛（故人）の十二三代前の某の時、田原村南の井堰改築の事から笠原村と同村との間に訴訟事件が起り、又、同村尾谷に新池を造つた事から同村と網引村との間にも争ひが起つた。某は村の爲に、その時まだ大谷に小祠であつた神功神社に熱誠祈願し、漸く二つの訴訟に勝つ事を得た。それで神威の顯著なるに感じ現地に新に社殿を造り移し祀つたのだと云ふ。その時同神社氏は田原全村であつたが、後に同村南の西及東のものが別れて若王子神社の氏子になつたと傳へて居る。境内には八幡神社（祭神應神天皇）がある。

兩皇大神宮（村社）九會村榮字村前  
祭神 天照皇大神  
稻倉魂命（大正二年八月同村無格社）  
祭日 九月十六日

神社明細帳には由緒、勸請年月不明となつて居るが、享保年間に、菅生兼就と云ふ人が伊勢から勸請したのだと傳へて居る。現時の社殿は明治二十三年十二月再建したものである。氏は榮一村。境内には庚申堂（祭神猿田彦命）秋葉神社（祭神火酢芹神）神武天皇社（祭神日本磐余彦命）がある。

天神社（村社）九會村桑原田字東山  
祭神 菅原道實公  
大歳神（明治四十五年四月同村大歳神社を合祀）  
早良親王（同年同月同村御靈神社を合祀）  
少彦名命（同年同月同村二ノ宮神社を合祀）  
祭日 明治四十二年以後神嘗祭當日  
由緒及勸請年月等不明。氏は桑原田全村。社殿は天保八年改築したものである。

稻荷神社（村社）九會村中野字上山  
祭神 蒼稻魂大神 伊邪那岐命（明治四十四年二月同村無格社白山神社合祀）  
祭日 舊曆初午及九月八日九日  
由緒勸請年月不明である。口碑によると當社は昔九會村の繁昌字流にあつたが慶安の頃洪水があつてそれ以來屢々河水が氾濫するので現今の地に移し祀つたとの事である。村社に加列されたのは明治七年二月で、明治二十九年社殿を改築し



た。祭日には神輿を昇ぎ天狗及狐の假装行列をする。氏子は以前中野全村及繁昌宇流垣内であつたが、明治二十九年社殿改築に際し意見の衝突があつて繁昌垣内の氏子は分離した。現今は中野だけである。

傳説では「加東金釣瓶城主中村小三郎次男小太郎が内田伊賀守と稱し内田村を開いた。其當時八幡神社があつてその西に當稻荷神社があり、その又西に墓地があつた。慶安年間洪水で河流の位置が變り稻荷神社と墓地との中間が川になつたそれから大雨ある毎に河水が氾濫して被害が大きいたので墓地は現今の地に移し稻荷神社も中野の現地に移したのであつたその時人家も北方に移轉せしめた。その内田家は姓の「内田」が「ウツ田」と音が似て居るのを忌み後に「増田」と改姓した。現今繁昌村にある増田家はその末孫である」と云つて居る。

現今境内には八坂神社(祭神素戔鳴尊)淡嶋神社(祭神少彦名命)金刀比羅社(大物主神)神明社(祭神大日靈女命)がある。

八幡神社 (村社) 九會村綱引字宮ノ後

祭神 應神天皇 大歳神(大正三年二月同村無格社大歳神社合祀)

祭日 舊曆九月八日九日

勸請は永正二年であると云ふ。由緒として傳ふる所によれば、

は、綱引村の大工下見六郎左衛門と云ふのが永正二年飾東郡松原村に出稼中、松原村鎮座の同神が屢々夢に現はれたまひ「汝の歸る處へ行く」と告げ給ふたので遂に御神體を盗み出し逃げ歸らうとするとそれを知つて多勢が追ひかけて來た。止むを得ず御神體を路傍の山中に隠し置き、追人と闘ふて血路をひらき漸く御神體を負ふて綱引に歸つて來た。そして社殿を造り祀つたのが當神社であると。現今同村にある「上見」と稱する家はその下見の末孫で、いつの頃か「下見」を「上見」に改めたのだと云つてゐる。

播磨鑑には當神社の事を「江波八幡宮、西河合郷綱引村にあり、周遍寺兼帶昔は神宮寺あり、祭禮九月十五日、昔は八月十五日也、拜殿、舞殿、橋掛りあり、鐘樓門、華表、本地堂、末社、境内、田畑、除地、傳に曰此御神者綱引村の住人下見六郎左衛門と云者飾東郡松原の八正寺に在し由或る夜異夢の告を蒙り吾汝が所へ行くべし則夜明けて神體を負ふて綱引村へ歸る時に後より追手來りて村前に於て戦ひ追手終に打負けて則其所に追人の死體を埋むと云ふ、其塚より近年まで大刀の折れを掘出す又其負ひたる神體を据たりし所を今に休所と云ふ。古へ赤松則繁善坊師より神田二百代十匹やぶさめ有り社人梅本太夫」と記して居る。

由緒としての口碑をそのまゝ播磨鑑に記したのか、或は播磨鑑によつて口碑傳へられたのか、それは分らぬが兎に角當

神社は飾東郡松原村鎮座の神を分靈したのであらう。然し神社明細帳其他には明かに「永正二年勸請」としてある。然るに播磨鑑には「善坊城主赤松則繁が當神社に寄進した」やうに記して居る。則繁は嘉吉の亂に山名勢に破られ朝鮮に逃げ後九州で死んで居る。嘉吉は永正より六十年も以前のことである。若し則繁の寄進が事實なら當神社の勸請は嘉吉年代より以前であらねばならぬ。永正二年の勸請が確實であれば、則繁の寄進の事は嘘になる。何れが是であるかは後考を俟たねばならぬ。

當神社は明治七年村社格加列された。明治二十九年八月暴風雨の爲西側の松の大木が社殿に倒れ大破したので假修繕を加へ明治四十一年八月改築した。氏子は綱引全村である。境内には神武天皇社(祭神神武天皇)八坂社(祭神素戔鳴尊)愛宕社(祭神火彦靈神)がある。

天神社 (村社) 九會村鴉野新家字大願地

祭神 菅原道真公

祭日 舊曆九月八日九日

由緒及勸請年月不明(勸請は万治元年と云ふものあれど確實ではない)社殿、幣殿、拜殿等は大正元年改築した。往時は祭日に屋臺の奉納等あつたが今は廢されて居る。氏子は鴉野新家全部。

境内には辨才天社(祭神市杵嶋姫)八幡社(祭神應神天皇)稻荷社(祭神稻倉魂命)がある。

九會村社一覽

所在地	神社名	祭神	由緒
田原	若王子神社	大日靈命	不明
同	稻荷神社	稻倉魂命	不明
同	網引	大歳神	不明
同	鴉野新家	八坂神社	不明
同	繁昌	大歳神	不明
同	同	八坂神社	不明
同	同	稻荷神社	不明
同	同	八幡神社	不明
同	上宮木	西山神社	不明
同	同	大歳神社	不明
同	同	住吉神社	不明
同	同	下宮木	不明
同	同	大歳神社	不明
同	同	稻荷神社	不明
同	同	乎疑原神社	不明
同	同	祭神 大物主命 少彦名命	不明
同	同	祭日 舊曆九月九日	不明



勸請年月由緒等の記録を存しないので不明であるが、口碑では『豊倉は元繁昌村の乎疑原神社の氏子であつたが豊倉と繁昌との間に川があり昔その川が屢々氾濫し參詣を絶たれるのみならず常でも川越で不便であると云ふので繁昌の乎疑原神社を分靈し、當村に祀つたのだ』と傳へて居る。村社に加入されたのは明治七年で氏子は豊倉全村である。明治二十五年頃までは俗に「マタゲ」と稱する神事あり神樂、屋臺の奉納等あつたが今は廢されて居る。

境内には戎子神社(祭神蛭子神) 雪彦神社(祭神國常立神 伊弉諾神、伊弉册神)がある。

天満神社 (村社) 富合村玉野字宮ノ四

祭神 菅原道真公 稚彦靈神 (明治四十四年五月同村) (無格社大歳神社合祀)

祭日 舊曆九月九日

勸請年月由緒等不明、社殿、拜殿等は明治二十一年八月建替た。昔は祭日に青年相撲や屋臺の奉納等あつたが明治二十五年から廢されて居る。氏子は玉野山枝兩村である。

境内には八坂社(祭神素盞鳴命) 金比羅神社(祭神大物主神)がある。

大歳神社 (村社) 富合村別所字瀧ノ垣内

祭神 天兒屋根尊 大名持命 素盞鳴命 大歳神

若歳神 (大歳若歳の二神は明治四十三年) (二月同村無格社大歳神社合祀)

神功皇后 (明治四十三年二月同村) 蒼稻魂命 (無格社若宮神社合祀)

水天宮 (二神は明治四十三年二月) (同村富勝神社を合祀)

祭日 舊曆九月八日九日

勸請年月に就ては確たる記録を存しないので神社明細帳にも不明と記されてある。口碑は淳和天皇の天長年間に山城國叡山山王權現を勸請したと傳へて居る。が、これは播磨鑑に記されてあるのをそのまま傳へたものだらう。以前は「妙見大明神」と稱したのを明治九年今の「大歳神社」に改稱したと云ふ。今の拜殿は明治十五年四月改築したものである。

神事に特異な行事はないが九月八日氏子都染から獅子舞を奉納し別府は相撲を奉納する。九日神輿の渡御を行ふ。氏子は別府、都染の二村である。徳川幕府時代には天臺宗光福寺が當神社別當であつた。

境内には建部神社(祭神大己貴命) 大原神社(祭神事代主命) 春日神社(祭神天兒屋根命) 兵主神社(祭神大己貴命)の四社が二つの相殿にしてある。

天神社 (村社) 富合村常吉字北開地

祭神 菅原道真卿

祭日 舊曆九月八日九日

由緒勸請の年月日等不明。祭日には神樂を奏する例であつたが明治三十五年頃から廢されて居る。氏子は常吉全村境内には八坂神社(祭神素盞鳴命) 稻荷神社(祭神菟房大明神)がある。

天満神社 (村社) 富合村玉野新家字北山

祭神 菅原道真卿

祭日 舊曆九月九日

勸請年月由緒不明。氏子は玉野新家全部

富合村無格社一覽

所在地	神社名	祭神	由緒
朝妻	大歳神社	大歳	(明治四十五年一月同村無格社大歳神社を合祀)
同地	地神社	地	不明
山枝	神明神社	大日靈女神	不明
都染	大將軍神社	大將軍神	(明治四十三年二月同村無格社大歳神社合祀)

日吉神社 (郷社) 多加野村池上字宮ノバ、

祭神 中、大山咋命和魂  
 右、大山咋命荒魂 大己貴命 田心姫命  
 左、鴨玉依姫命和魂 鴨玉依姫命荒魂 白山比賣命

素盞鳴命 (明治四十二年十月同村無格社八幡神社を同村大歳神社に合祀し更に同年十一月日吉神社に合祀)

譽田別命 (明治四十二年十月同村無格社八幡神社を同村大歳神社に合祀し更に同年十一月日吉神社に合祀)

大歳神 (明治四十二年十一月同村無格社大歳神社を合祀)

祭日 大正元年迄舊曆九月九日 大正二年より四月十四日 現今も舊曆九月九日には七神社立會神事を行ふ。

神社明細帳には由緒詳ならずとあるが、淳和天皇の天長年間に比叡山坂本山王權現(官幣大社日吉神社)を勸請したのだと云ふことが、社記、播磨鑑、現存せる鐘銘等にある。

維新以前「總社大明神」と稱し、また「山王七社大明神」「山王大權現」と稱したことがある。それを現今の「日吉神社」と改稱したのは維新からである。大宮縁起には、

山陽道播磨國加西郡富家庄惣社大明神七社九尊之靈源并惣社別當林茂山靜神教寺福智院威縁之記夫惟播陽加西惣社大明神者初不知有何名又不詳其勝地峻嶺也世傳郡内蛇谷其間草木叢茂居民鮮少也或時臺嶺第二祖慈覺大師歴於此地「惟夫呵前泣後大師自少才峻亘古今詞宗障遠近眉頰清聲而秀中外信乎盛徳之雄」猶世傳也時惟淳和天皇天長七庚戌之春大師歳僅三十有七褰輕衫翳長絹供給之人亦然矣須臾騷人鄙客聚來但爭奏蒼客之大蛇捫捫而可